

平成27年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成27年3月2日（月）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成27年3月 2日

至 平成27年3月20日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 報告第 2号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

日程第 6 議案第 2号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について

日程第 7 議案第 3号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

日程第 8 議案第 4号 長野県神城断層地震による被災者に対する村税の減免の特例に関する条例の制定について

日程第 9 議案第 5号 白馬村スポーツ拠点づくり基金条例の制定について

日程第10 議案第 6号 白馬村保育料条例の制定について

日程第11 議案第 7号 白馬村放課後児童クラブ条例の制定について

日程第12 議案第 8号 白馬村保育所設置条例の全部改正について

日程第13 議案第 9号 白馬村行政手続条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第10号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第12号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第13号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第14号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第15号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第10号）

日程第20 議案第16号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

日程第21 議案第17号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）

- 日程第 22 議案第 18 号 平成 26 年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議案第 19 号 平成 26 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 24 議案第 20 号 平成 27 年度白馬村一般会計予算
- 日程第 25 議案第 21 号 平成 27 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第 26 議案第 22 号 平成 27 年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 27 議案第 23 号 平成 27 年度白馬村下水道事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 24 号 平成 27 年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 25 号 平成 27 年度白馬村水道事業会計予算
- 日程第 30 予算特別委員会の設置について

平成27年第1回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成27年3月2日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	篠崎 久美子
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	北 澤 禎二郎
第6番	太 田 伸 子	第12番	横 田 孝 穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
税務課参事兼課長	平 林 豊	観 光 課 長	篠崎 孔 一
教育課長兼スポーツ課長	松 澤 忠 明	会計管理者・室長	窪 田 高 枝
上下水道課長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健康福祉課長	太 田 洋 一	建 設 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	総務課長補佐兼総務係長	田 中 克 俊
総務課長補佐兼地域高校対策係長	松 澤 孝 行		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横 川 辰 彦

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長挨拶
- 5) 議案審議

報告第2号（村長提出議案）説明、質疑

議案第2号から議案第19号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

議案第20号から議案第29号まで（村長提出議案）説明、質疑

予算特別委員会を設置の上、付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 2 号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
2. 議案第 2 号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について
3. 議案第 3 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
4. 議案第 4 号 長野県神城断層地震による被災者に対する村税の減免の特例に関する条例の制定について
5. 議案第 5 号 白馬村スポーツ拠点づくり基金条例の制定について
6. 議案第 6 号 白馬村保育料条例の制定について
7. 議案第 7 号 白馬村放課後児童クラブ条例の制定について
8. 議案第 8 号 白馬村保育所設置条例の全部改正について
9. 議案第 9 号 白馬村行政手続条例の一部を改正する条例について
10. 議案第10号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
11. 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
12. 議案第12号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について
13. 議案第13号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例について
14. 議案第14号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について
15. 議案第15号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第10号）
16. 議案第16号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
17. 議案第17号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）
18. 議案第18号 平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
19. 議案第19号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）
20. 議案第20号 平成27年度白馬村一般会計予算
21. 議案第21号 平成27年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
22. 議案第22号 平成27年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
23. 議案第23号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計予算
24. 議案第24号 平成27年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算
25. 議案第25号 平成27年度白馬村水道事業会計予算

開会 午前 10 時 00 分

1. 開会宣告

議長（横田孝穂君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名です。

これより平成 27 年第 1 回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（横田孝穂君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第 1 諸般の報告

議長（横田孝穂君） 日程第 1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成 27 年 1 月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、同じく監査委員から、平成 26 年度財政援助団体等監査の結果報告書が提出されております。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓環境施設組合議会の開催状況について報告いたします。

北アルプス広域連合議会平成 27 年 2 月定例会が 2 月 19 日、20 日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬山麓環境施設組合議会平成 27 年第 1 回定例会が 2 月 25 日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第 2 会議録署名議員の指名

議長（横田孝穂君） 日程第 2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 119 条の規定により、第 3 番松本喜美人議員、第 4 番伊藤まゆみ議員、第 5 番太田正治議員、以上 3 名を指名いたします。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりです。

お諮りいたします。

この文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異

議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第3 会期の決定

議長（横田孝穂君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、別紙平成27年第1回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から3月20日までの19日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月20日までの19日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長（横田孝穂君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 平成27年第1回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

最初に、昨年11月22日に発生した神城断層地震から本日で100日を迎えました。被災され、現在も仮設住宅や民間賃貸住宅等での生活を余儀なくされている住民の皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。これから雪解けが進み、新たな課題が顕在化してくることも想定されますので、今後もできる限り被災者に寄り添った対応に心がけたいと思っております。

震災復興に向けた庁内体制につきましては、現在相談対応をしている災害対策支援室の名称を白馬村組織規則の改正により、同じく総務課内へ「災害復旧対策室」として4月1日から設置をし、復興事業の各課横断的な総合調整や復興管理、これまで同様に生活再建支援に当たることで、人員配置などを検討しているところであります。

さて、国が推し進める、まち・ひと・しごと創生法は、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある地域社会を維持していくために、総合的かつ計画的に実施をすることとしており、地方創生に関する自治体に向けたアンケート結果では、回答した213自治体のうち、最も多い136自治体（64%）が、力を入れている地域活性化対策に「子育て支援」を挙げております。「移住促進」は16%にとどまり、どの自治体も財政難や人材不足を背景に、外から人を呼ぶよりもまずは足元を固めてからというところが多いのが現状ではないかと分析しております。2番目に多かったのは「観光促進」46%で、次が「産業誘致」29%といった結果で、厳しい財政状況の中、職員一人一人が限られた予算の中で知恵を出しながら予算確保に向けて連携することが大切だと感じております。

次に、各課における各種実施状況についてであります。総務課関係では、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金の予算成立に伴い、この交付金のうち、仕事づくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取り組みを通じて地方の活性化を促す施策の実施を支援するため、地方創生型交付金として2,430万円余りが交付されることとなりました。庁内で検討した結果、次の5つの事業につきまして、本定例会へ一般会計補正予算（第10号）として上程をし、この交付金を充てることにしております。

その内容は、1つ目は白馬村版の地方創生総合戦略を策定する経費、2つ目は外国人観光客などから非常に要望の多い、商業施設への公衆無線LANの設置促進に向けた支援援助、3つ目は白馬高校の魅力づくりを推進するため、全国からの生徒募集のためのパンフレット作成やICT教育環境整備、4つ目は大北郡内でも先進的な取り組みとなる白馬中学校へのICT教育環境の導入経費、5つ目は白馬村の特産品を開発している各種団体に対し、さらなる商品開発と安定的な販路開拓支援といった事業であります。

いずれも、観光振興、若者の地域への定着促進、新たな産業と雇用の創出といった必要かつ特色のある事業であると考えており、今後も支援事業を効果的に取り入れながら白馬版の地方再生を実現してまいりたいと考えております。

次に、白馬高校の存続については、これまで白馬・小谷両村の関係者で構成します「白馬高校の将来を考える会」と県教育委員会の間で、白馬高校の経営、運営に参加する地域案に基づき協議を重ねてまいりましたが、いよいよ大詰めの局面を迎えており、この12日の県教育委員会定例会におきまして、平成28年度以降の白馬高校について、観光系の新学科1学級の設置、生徒の全国募集等の方針の検討が確認され、公表ということでお聞きをしております。

しかしながら、本年7月には平成28年度の生徒募集が始まり、全国募集については来年度から取り組まなければなりません。また、公営塾の運営など来年度から計画している事業もありますので、この決定を待ってからでは遅いため、平成27年度当初予算に白馬高校支援事業として予算計上をさせていただいております。白馬・小谷地域の唯一の高校である白馬高校を将来にわたり残し、地域高校として地域とともに発展をしていくため、議会の皆様の初め村民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

観光課関係では、2014・2015ウインターシーズンのスキー場利用者数は、1月末現在43万人余りで前年比91.3%となりました。また、1月末現在の大町市、白馬村、小谷村のスキー場共通のインバウンド用リフト券HAKUBA VALLEYチケットの販売枚数は前年比105%、ナイトシャトルバス利用者数は前年比107%となっております。外国人のお客様がふえている一方で、神城断層地震や大雪の影響から日本人のお客様が10%ほど減少していると推定しております。ただし、2月に入ってからでは前年対比では持ち直していると言われております。

次に、観光地経営計画策定の進捗状況であります。ことしに入りワーキンググループによる会議を2回開催し、課題や目標像について検討をいただきました。先月10日には第2回策定委員会を開催をし、ワーキングでの検討結果を踏まえて、理念や目標像についてまとめてまいりたいと考えております。

観光局関係では、発足して11年を迎えた中で、観光を取り巻く環境の変化、社員の減少、財源確保など抱えている課題を抽出をし課題解決を図るため、観光関係事業者、議会、行政など13名の委員で構成する検討委員会を先月立ち上げ、今月末までに4回を開催することにしております。この委員会での検討結果を踏まえて、観光振興の中核を担う観光局の組織の改革を行いたいと考えております。

税務課関係では、村税の1月末の収納率であります。前年同月と比較し、現年分が0.6%増、滞納繰越分が7.4%減で、合計で0.4%の減となっております。

そして、神城断層地震による被災者に対して、平成27年度に課する村民税、固定資産税及び軽自動車税の減免を行うために、本定例会に「長野県神城断層地震による被災者に対する村税の減免の特例に関する条例」案を上程いたします。また、国民健康保険税につきましても、納税義務者の居住する住宅が半壊以上であるものに対して、平成26年度課税分のうち災害発生日から年度末日までの間を免除することにしたところであります。

住民課関係では、北アルプス広域連合で進めております一般廃棄物処理施設建設の状況につきましては、昨年11月までにプラントメーカー5社から見積もり参加表明があり、各社から提出をされた見積もり設計図書などに基づき、2月末までにヒアリングを行ったところであります。今後は、最終発注仕様書の作成を経て、本年7月までに入札を行い、最終的な請負業者を決定する段取りで進めているところであります。

次に、震災関係では、昨年の12月から震災による被災家屋に係る瓦れき撤去の申請を受け付けておりますが、2月末現在で73件、113棟の申請状況となっております。ことしの降雪状況から春先の残雪も多くなると予想されますが、雪解け状況により円滑に撤去作業に入ることができるよう、現在発注の準備を進めているところであります。

健康福祉課では、「白馬村子ども・子育て支援事業計画」として、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して策定しており、現在、計画策定委員会での協議が最終段階を迎えているところであり、白馬村高齢者福祉計画策定におきましても、高齢化の進行に伴い、介護に対する不安と負担を社会全体で支え合う仕組みとして導入された介護保険制度の中で、北アルプス広域連合が定める第6期介護保険事業計画と整合を図りながら、平成27年度から3カ年計画として策定を進めているところであります。

北アルプス広域連合の第6期における介護保険料の基準額は、月額5,000円から5,500円への引き上げとなります。これは要介護認定者数、保険給付費の見込み額ともふえ

る見込みとなることから、第6期において値上がりが必要となったもので、北アルプス広域連合による住民向けの説明会を明日3日10時から開催されますので、よろしくお願いをいたします。

市立大町総合病院の産婦人科診療の休止は突然のことであり、安心して子どもを産み育てる環境が厳しくなることは、子育て世代の定住にも影響を及ぼす問題と捉えています。先ごろの報道でもありましたが、非常勤の産婦人科医1人が新たに着任することが決まり、3月末に休止予定であった妊婦健診は継続となりましたが、分娩は2人の常勤医による体制が整わないため、今月上旬で休止となります。

村としましては、大町市、大町病院、大町総合病院を守る会の3団体が行う産婦人科の医師確保要請の署名運動に参加をし、区長さんや学校関係のご協力をいただき、現在署名運動を展開しているところであります。また、2月24日には、大北地域医療推進協議会、大北広域を構成する市町村長、議長とで、長野県議会議長を訪ね、医療体制の維持・充実、産婦人科医の医師確保について陳情をしましてまいりました。今後は、知事への要望や大北地域一体となった医師確保に向けた取り組みをしましてまいります。

また、農政課関係につきましては、まず震災関連でございますが、県が取りまとめ公式に発表されている被災状況は、農地・農業用施設145カ所が被害額合計は6億7,850万円に上っております。この数字は、被災後降雪までの間に目視されて確認されたもので、雪解け後、さらに増加することが懸念をされます。村では、営農計画書の発送に合わせ全農家に対し被災確認と報告依頼をし状況把握を努めており、さらに既に被災確認された農家へは、その状況について説明を申し上げ、支援を含めた村の復旧方針についてご理解をお願いをしているところであります。

復旧の第一歩として、1月末には、降雪前に災害査定書類を整えることができた飯森下沖地区と三日市場地区10枚余りの農地の災害査定が行われ、県の全面的な指導を仰ぎながら、ほぼ申請額に近い査定結果をいただきました。

一方、国土調査事業においても地震の影響が生じており、地震により基準点がずれ、国の基準点成果の公表が停止となり、村が行った25年度、26年度の作業のかなりの部分をやり直さなければならない状況で、思いがけぬ余波に見舞われております。

また、林務関係では、1月29日に突如、大北森林組合の補助金不正受給問題が報告されました。まさに青天のへきれきとでもいいますか、大変驚いた次第であります。村も組合には出資をしており、間伐事業に対しては、森林整備推進のため、県の補助実績に基づきかさ上げ補助を行っており、今後、補助金返還等については、県が行っている調査の結果を待ち、大北管内の市町村と足並みをそろえて対応していく予定であります。

次に、建設課関係では、神城断層地震により被災した村道の災害査定が1月26日から2月6日まで2週間行われ、58路線、10橋梁について99冊の設計書にまとめ申請をし、申請工事額は16億4,000万円余りで、査定後の決定工事額は15億7,000万円余りとなり、

査定率は約96%となりました。今回の災害査定に関しては、査定設計書の策定から災害査定までの間、長野県・長野県建設技術センター、北アルプス広域連合など多くの職員の皆様から多大なご協力をいただいたことにより対応することができ、この場をおかりをしてご協力いただきました皆様方に御礼を申し上げます。

今回、応急仮設住宅の建設に当たり、仮設住宅の敷地として飯森グラウンドを、入居者のコミュニティ施設的な位置づけとして飯森体育館を借地・借家させていただき、改めて飯森区、地権者・家主の方々、工事期間中ご迷惑をおかけいたしました近隣住民の皆様並びに大雪の中、工事に当たられた工事関係者の皆様に感謝を申し上げる次第であります。

次に、上下水道課関係では、1月27日から2月6日にかけて、公共下水道、農業集落排水、上水道事業それぞれの災害復旧について、国の査定を受けました。これについても、建設関係同様、ご協力をいただきました県下の市町村職員の皆様方にお礼を申し上げるところであります。

公共下水道では、大出地区の幹線を初めとした全体で延長874.1メートルの管渠施設と大小合わせて34カ所に上るマンホールの修繕、さらには浄化センター最終沈殿池の機械施設の修繕で、査定後の決定工事費は仮設工事費や水道の補修料を含め約1億8,000万円となりました。また、家屋の倒壊や降雪により調査がおくれていた堀之内・三日市場地区関係につきましては、追加査定を受けることとなり、申請額はおおむね2,300万円で、復旧費用は合わせて約2億円となる見込みであります。

農業集落排水施設は107.1メートルの管渠の布設がえと、処理場の雨水排水渠の復旧でありまして、査定決定工事費は500万円弱の見込みであります。

さらに、上水道関連の復旧費用の総額は約5,450万円でありましたが、上水道関連での応援活動費や被害調査費用は対象外となるため、査定決定額は2,390万ほどに低くなっております。

次に、受益者負担金事務改善報告書の結果についてであります。地方共同法人日本下水道事業団に検証を委託してまいりました。本来なら、昨年末までに調査を行い、本年1月には検査結果をご報告いただく予定でございましたが、神城断層地震での影響で村側の対応がとれず、工程がややおくれており、おわびを申し上げます。来週9日には受益者負担金制度の第一人者である日本下水道事業団の加藤教授をお招きし、検証結果の報告がなされる予定であります。

次に、教育委員会関係では、スポーツ課では、平成29年に開催希望をしておりました第72回国民体育大会冬季大会の開催地として長野県が決定されたことにより、本年1月14日付、公益財団法人日本体育協会長と文部科学大臣連名で開催決定書が長野県に届きました。これを受け、長野県から2月17日付文書で白馬村長宛に通知書がありましたので、長野県・白馬村としては、平成27年度から実行委員会を設置し準備を進めてまいりたいと考えております。大会の成功に向けては、村民挙げてのおもてなしができるように努めてまいりたいと考えております。

また、昨年度、山岳高原を生かした世界水準の国際観光地づくりで実施をしたスノーハープ施設整備により、今後はこの施設をより生かすためのソフト事業の充実を展開してまいりたいと考えております。

また、教育課では、共同調理場と図書館の建設に向けた手続を踏まえ、事業実施に向けてより一層力を傾注してまいりたいと思います。

次に、平成27年度白馬村予算であります。一般会計の予算編成の方針といたしましては、昨年11月22日に発生した地震の災害対策として、被災者の支援や村道・橋梁施設、農地などの農林業施設など公共施設の早期復旧に向けた予算とするため事業の見直しを行い、緊急性の低い事業などは来年度以降へ先送りをし、災害復旧事業へ集中した予算編成とし、かつ限られた財源を効率的に配分し効果的な活用で「持続的・安定的な行政サービス」の提供を図るための予算編成を行いました。

新年度重点的に取り組む内容は、第一に、震災により被災された方の支援、被災した村道や農地など、早期復旧に努めてまいります。半壊以上の家屋の取り壊しから廃棄物処理までの費用を公費負担に、被災住宅修繕工事費補助、被災者住宅復興資金利子補給、被災農家への支援など予算計上をしております。

なお、神城断層地震による被災者に対する村税の減免を行うことにより、村税全体での収入源が1,000万円ほど減額になる見込みであります。

また、災害以外の通常業務では、小水力発電施設整備負担金、太陽光発電施設及び電気自動車充電設備設置補助など新エネルギーの活用による地球温暖化対策の推進、長寿命化計画に基づく橋梁改修、不法投棄対策やごみ集積場設置補助、交通災害共済の公費負担による加入範囲を全村民へ拡充、伝統的建造物群保存事業の推進、安全・安心を大切にしたい共同調理場を含めた学校環境の整備、平成29年2月に開催される国民体育大会に合わせ、ジャンプ競技場とスノーハープ施設の改修や圧雪車の更新、小規模事業者への支援、地域づくり活動への支援、白馬高校存続及び発展への支援など、このような方針などにに基づき編成された平成27年度一般会計補正予算規模は66億8,200万円で、前年度当初予算に比較いたしますと17億7,600万円、36.2%の増となり、過去4番目に高い予算規模となりました。

次に、特別会計等の予算であります。国民健康保険事業勘定特別会計の予算規模は、14億2,610万円で、前年比15.2%の増となっております。このうち保険給付費については、近年の医療費の増加傾向を反映して2.4%の増を見込んでおります。また、特定健診受診率の向上を図るため、平成26年度から実施をしている特定健診自己負担金の無料化に加え、人間ドック補助金額も増額計上し、引き続き予防事業の推進と医療費の抑制に努めていきたいと考えております。

また、後期高齢者医療特別会計予算につきましては、総額7,200万円、前年比4.1%減

となっております。歳出の大半は長野県後期高齢者医療広域連合への保険料負担金であります。

下水道事業特別会計の予算規模は6億6,173万6,000円で、浄化センターの長寿命化計画に基づく施設更新のため、平成27年度から30年度まで4年間にわたる全体計画として、老朽化した電気設備の更新と汚泥脱水機の更新に着手することとし、当該予算として3,000万円を計上いたしました。前年度比600万円弱の減額となっております。

農業集落排水事業特別会計の予算規模は396万6,000円で、前年度比130万円余りの減額となっております。

また、水道事業会計予算は、収益的収入が3億326万3,000円、収益的支出が2億9,793万9,000円であり、資本的収入は1,353万9,000円、資本的支出は1億11万4,000円で、不足する額は損益勘定留保資金・建設改良積立金及び消費税資本的収支調整額で補填することとしております。今後、施設の大規模な更新が必要となる中、安全・快適な水の供給や、災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上の基礎となる「水道ビジョン」に取り組む予算として540万円を計上いたしました。

本定例会に上程します案件は、報告1件、議案24件であります。

議案等につきましては、担当課長より提案理由の説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げ、本定例会の開会に当たりましての挨拶といたします。

よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

△日程第5 報告第2号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長（横田孝穂君） 日程第5 報告第2号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 報告第2号 損害賠償額事件に係る損害賠償額の専決処分報告につきましてご説明いたします。

村道上の事故における損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

専決第1号、専決処分書。

損害賠償事件の内容でございますが、平成26年12月19日正午ごろ、福田氏が運転する乗用車が北城の村道0213号線を走行中、白馬村が管理する道路脇の立木からの落雪により、同

氏所有の軽自動車のフロントガラスを損傷させたものであります。

当事者間において示談による和解の成立により、損害賠償額請求者に対して損害賠償額を道路管理者過失相当分10割、6万6,312円と定め、平成27年2月19日に専決処分をしたものでございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 報告が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第5 報告第2号は終了いたします。

以上をもちまして、報告事項を終了いたしました。

△日程第6 議案第2号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について

議長（横田孝穂君） これより議案の審議に入ります。

日程第6 議案第2号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第2号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更につきましてご説明いたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページをごらんいただきたいと思います。

内山辺地計画につきまして公共施設の整備を必要とする事情に、文中の中ほどのとおり、平成26年度以降において、観光レクリエーション施設整備事業としてスノーハープ施設のアスリートラウンジの改修等及び高性能圧雪車の導入により、降雪時において短時間でのコース整備が可能となり、利用者の利便性を向上させ、施設利用者の増加を図る整備計画に変更するものでございます。

なお、計画年度の変更はございませんが、事業費につきましては6,860万円の増額でございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。第8番太田修議員。

第8番（太田 修君） 平成24年度に策定されました白馬村辺地総合整備計画は、平成27年度その事業を計画し変更して実施するものであります。平成27年度の予算で説明もあろうかと思いますが、事業の変更になった理由とその金額についてお伺いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまのご質問の事業の変更理由とその金額についてというご質問でありますが、先ほどの提案理由で申し上げましたとおり、降雪時のコース整備、こちらが短時間でできる高性能圧雪車の整備というものが主な事業になってまいります。

なお、金額の変更につきましては、先ほど説明いたしました6, 860万円の事業費増額のうち、この高性能圧雪車に係る整備といたしましては、約4, 100万円ほどかかるというものでございます。

以上です。

議長（横田孝穂君） 太田議員、他に質疑はございますか。太田議員。

第8番（太田 修君） 現在持っております圧雪車の関係でございます。これは資産になるわけでございますけれども、圧雪車の耐用年数と、そしてまた予定していました更新年度がいつだったのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。松澤スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） それでは、答弁をさせていただきます。

圧雪車につきましては、メーカーの耐用年数は10年ということを言われております。スノーハープに導入しております圧雪車は1995年、平成7年に導入をされております。それから約20年を経過してございますが、毎年100万円余の修繕費をかけ整備をしてきております。

しかしながら、メーカーもそろそろ限界ということでございまして、今年度更新をしていきたいということで予算を計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、他に質疑はございませんか。

第8番（太田 修君） 質疑なしです。

議長（横田孝穂君） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第7 議案第3号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

議長（横田孝穂君） 日程第7 議案第3号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更につきましてご説明いたします。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成27年4月1日から中信地域町村交通災害共済事務組合が加入することを認めるとともに、同日付で北信地域町村交通災害共済事務組合

が東北信市町村交通災害共済事務組合に名称変更することから、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更するため、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別紙の最終ページにあります新旧対照表をごらんください。

規約の一部改正は、別表中「、東筑摩郡筑北保健衛生施設組合」の次に「、中信地域町村交通災害共済事務組合」を加え、「、北信地域町村交通災害共済事務組合」を「、東北市町村交通災害共済事務組合」に改めるものであります。これにより、現在の加入団体数55団体から56団体になります。

1枚戻っていただきまして、改め文をごらんいただきたいと思います。

この規約の施行日につきましては、平成27年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第4号 長野県神城断層地震による被災者に対する村税の減免の特例に関する条例の制定について

議長（横田孝穂君） 日程第8 議案第4号 長野県神城断層地震による被災者に対する村税の減免の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林税務課参事兼課長。

税務課参事兼課長（平林 豊君） 議案第4号 長野県神城断層地震による被災者に対する村税の減免の特例に関する条例の制定につきましてご説明させていただきます。

この条例は、長野県神城断層地震による被災者で村税の納税義務者に対し、平成27年度に課する村民税、固定資産税及び軽自動車税の減免について定めるものであります。

第2条、村民税の減免の第1項では、村民税の納税義務者が地震により生活保護の規定による生活扶助を受けることになった場合には村民税を免除し、第2項では、納税義務者が所有する住宅が半壊以上で、かつ平成26年度中における所得金額が1,000万円以下であるものに対して表に掲げる区分による率を乗じて得た額を軽減し、または免除するものであります。

第3条、固定資産税の減免は、納税義務者が所有する土地及び家屋が地震により平成27年度使用することができない場合には、当該土地及び家屋に係る固定資産税を免除するものであります。

第4条、軽自動車税の減免は、地震により軽自動車等を使用することができないと村長が認めるものにつきまして軽自動車税を減免するものであります。

第5条では減免申請の提出を求め、裏面の第6条では、減免の可否を決定し申請者に通知することを定め、第7条では、虚偽の申請その他不正行為を発見したときは減免を取り消しするものであります。

第8条は、平成27年度に限り、固定資産税の第1期の納期を事務処理の関係上5月15日から5月25日までとしたいものであります。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第5号 白馬村スポーツ拠点づくり基金条例の制定について

議長（横田孝穂君） 日程第9 議案第5号 白馬村スポーツ拠点づくり基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） 議案第5号 白馬村スポーツ拠点づくり基金条例の制定についてご説明申し上げます。

スノーハープを利用して実施しております全国小中学生マウンテンバイク大会補助が10年を経過し見直しとなりました。新たな補助制度が一般財団法人地域活性化センターから示されたため、地元と協議して全国大会の継続ができるように地域活性化センターからの財源を基金として継続を考えてまいりたいものであります。

おめくりをいただきたいと思います。

設置、第1条では、白馬クロスカントリー競技場における、小中学生のマウンテンバイク大会運営の費用に充てるため、白馬村スポーツ拠点づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

基金の額、第2条では、基金の額は、一般財団法人地位活性化センターの補助金をもって充てる。

運用益金の整理、第5条では、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して白馬村スポーツ拠点づくり事業補助金（以下「補助金」という。）として支出するものとする。

処分、第6条では、村長は、前条に規定する費用の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第6号 白馬村保育料条例の制定について

議長(横田孝穂君) 日程第10 議案第6号 白馬村保育料条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長(太田洋一君) 議案第6号 白馬村保育料条例の制定についてご説明申し上げます。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・特定保育施設及び特定地域型保育事業の保育料の額について、市町村が定める必要があるため制定するもので、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業等の教育保育施設の保育料を条例で定めるものでございます。

1枚おめくりください。

保育料につきましては、条例第3条で規定し、第2項において、特定教育・保育のうち保育に係るもの並びに特別利用保育、特定地域型保育及び特定利用地域型保育に係るものについては別表第1に、特定教育・保育のうち教育に係るもの及び特別利用教育に係るものについては別表第2に定めるものであります。

第4条では延長保育料についての定め、第5条では保育料の額の決定について、裏面をお願いいたします。第6条では保育料の減免、第7条では保育所における保育料及び延長料金の納付期限を定めるもので、具体的な納付期限は別表第3に掲げ、村税の納付期限と合わせております。

別表第1と別表第2の表の後に、備考として表中に掲げる用語の意義等を掲げております。

この条例の施行期日は、平成27年4月1日からとなります。

説明は以上でございます。

議長(横田孝穂君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第7号 白馬村放課後児童クラブ条例の制定について

議長(横田孝穂君) 日程第11 議案第7号 白馬村放課後児童クラブ条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長(太田洋一君) 議案第7号 白馬村放課後児童クラブ条例の制定についてご説明申し上げます。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、放課後児童健全育成事業を実施するため、白馬村放課後

児童クラブの基本的事項について条例で定めるものでございます。

1枚おめくりください。

第2条は、名称及び位置について別表第1で2つの放課後児童クラブを規定しております。

第3条は対象児童について、第4条は利用の許可、第5条は利用許可の制限及び取り消しについて、第6条は利用料の負担を定め、納付期限は別表第2のとおり定めるもので、村税の納付期限と合わせております。

この条例の施行期日は、平成27年4月1日からとなります。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第12 議案第8号 白馬村保育所設置条例の全部改正について

議長（横田孝穂君） 日程第12 議案第8号 白馬村保育所設置条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 議案第8号 白馬村保育所設置条例の全部改正についてご説明申し上げます。

1枚おめくりください。

子ども・子育て支援法の施行に伴い条例の整備を図る必要が生じたため、全部改正により基本的な事項について定めるものでございます。

第3条は、名称、位置及び定員を定めるもので、今回3歳未満の児童の定数を4ふやし、現施設において可能な34に改めるものです。

第4条は職員について、第5条は入所要件を定めるものでございます。

施行期日は、平成27年4月1日からとなります。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまから5分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時05分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第１３ 議案第９号 白馬村行政手続条例の一部を改正する条例について

議長（横田孝穂君） 日程第１３ 議案第９号 白馬村行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第９号 白馬村行政手続条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

行政手続法の改正を踏まえ、地方公共団体がする処分及び行政指導について、行政手続法の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、３ページからの新旧対照表の６ページをごらんいただきたいと思います。

第３３条第２項といたしまして、根拠等の明示の義務づけを追加しております。これは行政指導をする際に、許認可等に関する権限を行使し得る旨を示すときは、その根拠等の明示を義務づけるものです。

７ページをごらんください。

第３４条の２、見出しを「行政指導の中止等の求め」とし、新設の条文になります。これは違法な行政指導の中止等を求めることができるものです。

８ページ、第４章の２につきましては新設で、第３４条の３「処分等の求め」とし、条例等に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めるもので、それぞれ法律と同じ内容の規定を加え、今回の一部改正では常用漢字の改定による字句の訂正、引用法令の法令番号の追加、用語の修正等をあわせて改正してございます。

２ページの改め文に戻っていただきまして、一部改正の施行日につきましては、平成２７年４月１日からでございます。

以上のとおり一部改正したいものでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１４ 議案第１０号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（横田孝穂君） 日程第１４ 案第１０号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 案第10号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、特別職の賞与の支給月数を調整するための改正でございます。

内容は、12月定例会で議決をいただきましたとおり、平成26年度において賞与の支給月数が0.15月分アップし、これを12月期の支給に上乗せいたしましたことから、平成27年度においては6月期と12月期にそれぞれ0.75月分を調整するものでございます。これによる年間の支給月数が変わるものではございません。

1枚おめくりをお願いし、改め文をごらんください。

第2条第2項ただし書き中、6月期に支給する期末手当の支給月を「100分の140」から「100分の147.5」に引き上げ、12月期に支給する期末手当の支給月を「100分の170」から「100分の162.5」に引き下げるものでございます。

この一部改正の施行日につきましては、平成27年4月1日からでございます。

以上のとおり一部改正したいものでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第15 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（横田孝穂君） 日程第15 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

平成26年人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、一部改正により給与改定するものでございます。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。資料の14ページをごらんください。

第24条の2、管理職員特別勤務手当の改正です。これは、災害時など臨時・緊急にやむを得ず行う平日深夜勤務に対して、新たに6,000円を超えない範囲内で手当を支給するものでございます。

第30条、勤勉手当の額につきましては、支給率の調整で、先ほどの特別職の賞与の支給率で説明した内容と同じでございまして、0.75月分を6月期、12月期で調整するものとしており、年間の支給率の変更はございません。

次に、15ページからの別表第1、第2の給料表の改正につきましては、平均2.0%、最大4.0%月例給を引き下げるものでございます。ただし、1級及び2級、12号俸以下の引き下げはございません。

改め文に戻っていただきまして、13ページになります。

附則第1項では、施行日を平成27年4月1日としております。

第2項では、平成27年3月31日までに支給していた給料に達しない職員の給料につきましては、その差額を平成30年3月31日まで支給するものでございます。

以上のとおり一部改正したいものでございますので、よろしくお願いをいたします。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第16 議案第12号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について

議長（横田孝穂君） 日程第16 議案第12号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） 議案第12号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

今回の改正につきましては、農政課が所管しております野外緑地広場施設のみの改正であるということから、私のほうから説明をさせていただきます。

議案文最終ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

野外緑地広場施設、いわゆる神城のテニスコートでありますけれども、平成27年度から指定管理者制度に移行し、グリーンスポーツのテニスコートと一元管理し、利用者の利便を図るということになっておりますが、その移行に伴いまして使用料の形態、料金を改めるものであります。

使用料の形態でありますけれども、他の村のスポーツ施設、南北のグラウンド及びウイング21のアリーナ等でありますけれども、それに合わせまして使用料の区分を一般使用と営業使用に分けます。さらに、金額につきましてはグリーンスポーツのテニスコートと合わせるということで、一般使用1,000円、営業使用2,000円、いずれも1時間当たりであります。に合わせる改正を行うというものであります。

また、注意書きでありますけれども、現行のこの注意書き定義につきまして、例規の用語の使

い方として、「又は」「及び」「若しくは」の使用 방법이若干ふさわしくないということがございますので、今回の改正に合わせて改めるものであります。

なお、施行日につきましては、平成27年4月1日とするものであります。

説明は以上です。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第17 議案第13号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例について

議長（横田孝穂君） 日程第17 議案第13号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） 議案第13号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

指定管理制度により管理しておりますグリーンスポーツのテニスコートについて、議案第12号で先ほどお話をいたしました、屋外緑地広場テニスコートと同様とするため、一番最後のページをおめくりください。使用料欄の「村民」「村民外」を「一般使用」「営業使用」と改め、定義は先ほどの12号と同じであります。営業使用とは、宿泊業者、旅行業者または合宿等により使用する者（団体）が使用することをいう。第2項として、一般使用は営業使用以外のものとするというものでございます。

1枚お戻りいただきまして、改め文をごらんください。

附則としまして、改正後の条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上のとおり一部改正したいものでございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第18 議案第14号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について

議長（横田孝穂君） 日程第18 議案第14号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第14号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例につき

ましてご説明をいたします。

今回の条例改正の主な内容は、本年4月1日から県の福祉医療費給付事業補助金交付要綱が改正をされまして、県費補助の対象となる福祉医療費の支給対象範囲が拡充される見込みであることから、これに合わせて所要の改正を行うものでございます。

2枚ほどおめくりをいただきまして、議案書の新旧対照表をごらんください。

新旧対照表1ページ目の第1条及び第2条の改正につきましては、字句の修正でございます。

新旧対照表2ページ目をごらんください。

改正前の条例第3条第2項の第4号及び第5号では、障がい者のうち給付金の支給対象外となるもの、具体的には所得制限に関する部分がうたわれております。左側の改正後の条例では、同条中、「障がい者」の後に括弧書きで「(子どもを除く。)」という部分が新たに明記をされております。これは障がい者でかつ年度末年齢が18歳未満の子どもについては所得制限の対象から外すというものでございまして、冒頭説明しましたとおり、県の補助要綱改正に合わせたものでございます。

なお、本条例改正によりまして、現在村が支給対象としております18歳以下の子ども及び障がい者に係る支給対象範囲に変更はございません。

また、附則におきまして改正条例の施行日を平成27年4月1日としておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第15号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第10号）

議長（横田孝穂君） 日程第19 議案第15号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第15号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第10号）につきましてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,312万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を66億6,768万7,000円とするものでございます。

歳入歳出とも主なものにつきましてご説明をいたします。

8ページ、歳入明細をごらんください。

9款地方交付税の普通交付税の増額は、国の補正予算により当初減額調整された221万

1, 000円の追加配分によるものであります。

11款民生費負担金、保育所保育料負担金の減額は、当初の見込みよりも所得の減少により保育料の140万円の減額であります。

9ページ、13款国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備や臨時福祉給付金給付事業、子育て世帯臨時特例給付金事業の精算による減額、増額では、1目総務費国庫補助金と91目観光商工費国庫補助金で、国の補正予算となる経済対策交付金として地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型・地域消費喚起・生活支援型）になりますが、計4, 171万6, 000円を計上しております。

おめくりいただき、10ページ、14款県支出金2項県補助金では、4目農林水産業費県補助金で農業施設の災害復旧事業で1, 100万円の計上及び11目観光費県補助金で宿泊施設の無料公衆無線LAN整備事業が県の補助対象となったことにより589万6, 000円を計上、また、3項県委託金では、長野県知事選挙及び衆議院議員総選挙事務の精算により288万9, 000円を減額しております。

11ページ、19款諸収入の損害保険料は、昨年11月22日に発生した地震により公共施設が破損したため、共済組合からの地震見舞金138万2, 000円を計上しております。

おめくりいただき、12ページ、20款村債では、各種事業の精算による変更によるものですが、5目観光債では、国の経済対策交付金を活用した公共Wi-Fi施設整備事業の財源といたしまして一般補助施設整備等事業債840万円を計上しております。

13ページ、歳出明細をごらんください。

2款総務費1目一般管理費の職員共済組合負担金は、昨年秋等の人事異動に伴い180万円の増額、2目財産管理費の乗車券販売委託料は、委託契約終了に伴い300万円の減、6目企画費地域づくり事業等補助金は、今年度あるいは来年度のどちらかで交付する交付金で、11地区が来年度となったことにより660万円の減額、ふるさと納税事業は寄附額の増加によるお礼の品代として1, 300万円の増額です。

おめくりいただき、14ページ、白馬高校支援事業と総合戦略策定事業は、国の経済対策交付金を財源とし、平成27年度事業の前倒し事業として1, 104万4, 000円を計上しております。

8目電算事業では、社会保障・税番号システム整備の精算により1, 200万円の減額、15ページ、10目地球温暖化対策事業の太陽光パネル設置工事委託料は、当初、庁舎の屋上を予定しておりましたが、耐震診断の結果、強度不足によりほかの場所での検討もいたしましたが、費用対効果等の結果、事業を中止することとなり108万円の減額、太陽光発電施設等補助金は、事業の実績により130万円を減額いたしました。

15ページから17ページにかけた4項選挙費につきましては、村長選挙、長野県知事選挙、

衆議院議員総選挙事業については事業完了に伴いそれぞれ減額となっております。

おめくりをいただき18ページ、3款民生費1項1目社会福祉総務事業では、社会福祉協議会職員の災害対応分の時間外手当分として補助金127万3,000円の増額、4目社会福祉施設費の北アルプス広域連合負担金は鹿島荘運営費負担金として137万2,000円の減額、5目介護保険費は介護保険事業給付費分として負担金を243万7,000円減額と地域包括支援センター・地域支援事業の人件費の追加分といたしまして負担金116万8,000円の増額であります。

19ページ、2項2目子育て支援費の臨時特例給付金は、事業終了に伴う精算により373万円の減額です。

おめくりいただき、20ページ、4項1目臨時福祉給付金費は、先ほどと同様、事業終了に伴う精算により588万3,000円の減額、5項1目災害救助経費は、下水道事業の災害復旧に伴い、他の市町村からの応援費用といたしまして207万3,000円の増額、21ページ、4款衛生費1項1目環境衛生費の水道事業会計補助金は、水道事業の災害復旧に伴い、他の市町村から応援費用及び応急復旧費用の一部を一般会計から617万5,000円補助するものであります。

2項1目塵芥処理事業の北アルプス広域連合負担金の1,278万3,000円の減額は、ごみ処理広域化工事の着工年度の変更によるものであります。

おめくりいただき、22ページ、2目し尿処理事業は、白馬山麓環境施設組合のクリーンコスモ分の負担金204万1,000円の増額は、白馬村の処理量の増加によるものであります。

5款農林業費1項3目農業振興費、特産品開発事業の特産品開発団体支援補助金等は、国の経済対策交付金を活用し平成27年度事業の前倒し事業といたしまして220万円を計上いたしました。

23ページ、4目農地費の奈良井有効利用整備事業は、事業完了に伴う精算により2,000万円の減額であります。

おめくりいただき、24ページ、2項1目森林整備事業は、森林整備地域活動支援交付金の264万円の減額で、大北森林組合の補助金不正受給に伴う事業中止によるものであります。

3項1目地籍調査事業の数値測量業務委託料は、昨年の地震により基準点がずれ、国の公表停止に伴い事業中断となったため155万円を減額しております。

25ページ、6款観光商工費1項3目観光宣伝振興費は、海外観光客受皿整備事業として国の経済対策交付金や県補助金などを活用し、平成27年度の前倒し事業として村内4カ所に公衆Wi-Fi整備事業の設計委託工事費で2,606万4,000円を計上、また、村内の商業施設事業者に対し公衆無線LAN整備事業補助金を1,000万円計上をいたしました。

おめくりいただき、26ページ、2項1目商工振興事業の商品券発行事業補助金は、国の経済

対策交付金を活用し、プレミアム商品券の発行の費用として１，７５０万円を計上しております。

２７ページ、９款教育費３項２目中学校教育振興事業は、国の経済対策交付金を活用し、平成２７年度の前倒し事業といたしましてＩＣＴ教育システムの導入経費などに１，１１４万６，０００円を計上しております。

おめくりいただき、２８ページ、１０款災害復旧費１項２目現年発生農地農林業施設災害復旧事業は、災害査定額の決定により１，９６６万６，０００円の減額と、補助災害の対象とならない単独分といたしまして２，９０４万円を計上しております。

２９ページ、１１款公債費の長期債利子の５００万円の減額は、当初見込んでおりました新規発行債が事業費の減額などによるものと利率の減によるものであります。

５ページに戻っていただきまして、第２表地方債補正をごらんいただきたいと思います。

地方債補正の追加は、一般補助施設整備等事業債限度額８４０万円を利率３．５％以内で借入れをするもの、地方債の変更はごらんの起債の目的により補正後の限度額にそれぞれ変更するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第２０ 議案第１６号 平成２６年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）

議長（横田孝穂君） 日程第２０ 議案第１６号 平成２６年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第１６号 平成２６年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１，７９０万５，０００円を追加し、予算総額を１２億７，２５５万８，０００円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、年度末になりまして保険給付費がふえる見込みとなったことから、増額の補正をお願いするものでございます。

まず、歳出明細からご説明をいたしますので、予算書の６ページをお開きください。

中段の２款１項療養諸費につきまして、一般被保険者分の療養給付費を１，６００万円増額するものでございます。

その下、２項高額療養費につきましても、一般被保険者分として１８０万円の増額でございま

す。

7ページ、2款5項1目の葬祭費につきましては6万円の増額、4款1項1目の後期高齢者支援金につきましては、62万7,000円の財源振替をお願いするものでございます。

資料戻りまして5ページをごらんください。

歳入明細でございますけれども、ただいま説明をいたしました歳出見込みに対しまして、2款1項1目療養給付費等負担金を1,549万6,000円増額、その下、8款1項1目繰越金を240万9,000円増額計上させていただきました。

総額では1,790万5,000円の予算補正となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第21 議案第17号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（横田孝穂君） 日程第21 議案第17号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第17号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,316万円を減額し、歳入歳出それぞれ9億675万9,000円とするものでございます。

これは国庫補助事業が完了したこと、また、災害復旧のための査定が終了し、おおむねの復旧費が確定したことによります不用額の減額と、それに伴う歳入を減額するものでございます。

内訳でございます。6ページをごらんください。

歳入明細の関係でございます。

3款国庫支出金、下水道費国庫補助金、社会資本整備交付金ですが、266万円の減額でございます。

公共土木施設災害復旧費国庫負担金が1億8,690万円の減額でございます。

7款の村債の関係でございますが、公共下水道債ということで270万円の減額、同じく公共土木施設災害復旧事業債ということで1億9,090万円の減額でございます。

7ページの歳出明細のほうをごらんください。

1款下水道費2項下水道建設費でございますが、公共下水道建設費、これは農業集落排水の統

合事業の関係で工事請負費舗装復旧の工事負担金と合わせまして５３６万円の減額でございます。

３款の災害復旧費の関係でございます。公共土木施設災害復旧費３億７，７８０万円の減額でございまして、それぞれ補助それから単独分等を合わせまして委託料で２，７２０万円の減額、工事請負費で３億５，０６０万円の減額というものでございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第２２ 議案第１８号 平成２６年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議長（横田孝穂君） 日程第２２ 議案第１８号 平成２６年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第１８号 平成２６年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，７０９万円を減額し、歳入歳出それぞれ１，１４０万６，０００円とするものでございます。

これは災害復旧のための査定が終了し、おおむねの復旧費が確定したことによる不用額の減額と、それに伴う歳入を減額するものでございます。

内訳でございますが、６ページをごらんください。

５款国庫支出金、国庫負担金でございますが、８５９万円の減額でございます。

６款の村債が８５０万の減額でございます。

７ページの歳出の関係でございますが、３款災害復旧費１，７０９万円の減額でございまして、内訳は、修繕費５２９万２，０００円、委託料３２４万円、工事請負費８３１万６，０００円、その他単独の関係の委託料２４万２，０００円等でございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第２３ 議案第１９号 平成２６年度白馬村水道事業会計補正予算（第５号）

議長（横田孝穂君） 日程第２３ 議案第１９号 平成２６年度白馬村水道事業会計補正予算（第

５号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第１９号 平成２６年度白馬村水道事業会計補正予算（第５号）についてご説明申し上げます。

予算、第２条の収益的収入及び支出につきましては、収入では、１款水道事業収益３項特別利益が４０６万円の減額となっております。内訳でございますが、災害復旧の補助金が８７９万９、０００円減額ございまして、一般会計から４７３万９、０００円を増額した結果でございます。

支出の関係では、１款水道事業費用９４万円の増額でございます。１項の営業費用の浄水場に係る電気代が３０万円の増額、災害による特別損失が６４万円の増額でございます。

予算の３条、資本的収入及び支出でございますが、収入では１款資本的収入が６、４３０万円の減額です。１項補助金で３、５６０万円減額、４項企業債が２、８７０万円の減額でございます。

支出の関係でございますけれども、１款資本的支出１項建設改良費が７、０３０万円の減額でございます。内訳ですが、配水設備の工事費が６００万円の減額、また、災害復旧費が６、４３０万円の減額でございます。６、４３０万円の内訳は、委託料が６７２万円、工事請負費５、７５８万円ということでございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第２号から議案第１９号までにつきましては、お手元に配付してあります平成２７年第１回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、議案第２号から議案第１９号までは常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第２４ 議案第２０号 平成２７年度白馬村一般会計予算

議長（横田孝穂君） 日程第２４ 議案第２０号 平成２７年度白馬村一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明は課ごとに行います。提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第20号 平成27年度白馬村一般会計予算につきましてご説明いたします。

私からは、歳入と議会、監査及び総務課所管の歳出につきましてその概要を説明し、その他の歳出につきましては担当課長が順次説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

一般会計予算書の2ページをごらんください。

第1条、平成27年度白馬村一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ66億8,200万円と定めるものであります。

第2条、地方債の目的等につきましては、9ページをごらんください。

交付税の不足を補うため臨時財政対策債を2億5,000万円、以下各種の事業になりますが、八方体育館耐震改修事業として320万円、小水力発電施設整備事業270万円、落倉農業用水路整備事業390万円、辺地債としてスノーハープの圧雪車整備事業ほか2,120万円、親海湿原遊歩道改修事業520万円、道路の関係はオリンピック道路橋梁整備事業1,860万円、白馬北小学校体育館耐震改修事業1,980万円、共同調理場整備事業1,500万円、小型動力ポンプ付積載車購入事業、また、同報無線屋外子局整備事業で計1,020万円、消防無線デジタル化整備事業1,400万円、農地・農林災害復旧事業1億4,670万円、公共土木施設災害復旧事業1億8,130万円、合計で6億9,180万円の借り入れを予定しております。

起債の方法につきましては証書借り入れまたは証券発行で、利率は3.5%以内であります。

次に、12ページ、歳入明細をごらんください。

歳入の19.7%を占める1款村税は13億1,420万円で、内訳は村民税が3億1,916万6,000円、固定資産税が8億6,982万9,000円、13ページ、軽自動車税が2,502万4,000円、村たばこ税が7,000万円、入湯税が3,018万1,000円を見込んでおります。なお、固定資産の評価替えや震災などの減免に伴い、村税全体では前年度から約3,100万円の減額を見込んでございます。

おめくりいただき、14ページ、2款地方譲与税は4,500万円で県の推計乗率を踏まえ、前年度から500万円を減額しております。

15ページ、6款地方消費税交付金は、1億8,167万5,000円で、県の推計乗率及び過去の実績を踏まえ1,105万円の増額を見込み、7款自動車取得税交付金は昨年と同額の1,500万円としております。

おめくりをいただき、16ページ、収入の24.8%を占める地方交付税も、県の推計乗率の算定及び昨年発生した地震による災害復旧費を算定の増収分といたしまして見込み16億5,000万円、11款分担金及び負担金は負担金3,939万1,000円です。

おめくりをいただき、18ページ、12款使用料及び手数料は1項使用料が6,379万円で、シャトルバス利用料を当初予算で計上したことにより325万8,000円の増額、2項手数料

は506万1,000円です。

19ページ、13款国庫支出金1項国庫負担金は9億9,450万円で、3目災害費国庫負担金の過年発生公共土木施設災害復旧負担金が8億4,000万円の皆増となっております。

おめくりをいただきまして、20ページ、2項国庫補助金は6億9,857万3,000円で、19ページにお手数ですが戻っていただき、2目民生費国庫補助金、地域介護・福祉空間整備推進交付金は、三日市場、堀之内地区の高齢者複合サービスの拠点施設といたしまして6,600万円を計上、再度20ページをお願いいたします。3目衛生費国庫補助金、災害等廃棄物処理事業費補助金を9,200万円計上、7目災害費国庫補助金の農林業施設災害復旧補助金の4億320万円の計上により、前年度より5億4,956万1,000円の増額となっております。

21ページ、3項国庫委託金は2,123万1,000円で、ナショナルトレーニングセンター委託金1,831万4,000円が主なものであります。

14款県支出金の1項県負担金は、1億1,108万3,000円です。

おめくりいただき、22ページから23ページの2項県補助金は1億580万8,000円で、山岳高原を生かした世界水準の観光地づくり補助金の減に伴い、前年度から6,794万4,000円の減額となっております。

おめくりいただき、24ページ、3項県委託金は6,025万3,000円で、国勢調査委託金として424万円を計上しており、前年度からの減額は白馬ジャンプ競技場管理委託金の減額分となっております。

25ページ、15款財産収入の1項財産運用収入は2,117万7,000円です。

おめくりをいただき、26ページ、16款寄附金では、ふるさと白馬村を応援する寄附金1,000万円を見込んでおります。

17款繰入金は3億6,915万円で、財政調整基金から1億8,000万円、ふるさと白馬村を応援する基金から1億1,075万円、減債基金繰入金から7,840万円の繰り入れを予定しております。

27ページ、18款繰越金は3,000万円、19款諸収入全体では2億2,571万7,000円で、主なものは、1項村税延滞金1,200万1,000円、おめくりいただき、28ページ、3項白馬村商工振興資金預託金の回収金2,000万円、4項ごみ袋販売手数料875万3,000円、粗大ごみ処理手数料781万6,000円、消防団員退職報償金400万円、滞納処分費543万6,000円、29ページ、縣市町村振興協会市町村交付金500万円、スポーツ拠点づくり推進事業助成金400万円、介護保険地域支援事業受託金2,886万8,000円、スポーツ振興事業助成金はジャンプ競技場とスノーハープ施設の改修といたしまして1億149万9,000円を計上しております。

おめくりをいただき、３０ページ、村債の内容につきましては、先ほど地方債で説明したとおりであります。

おめくりをいただき、次に３２ページの歳出明細であります、１款議会費８，４２２万２，０００円は、議員１２名の報酬手当等、職員２名及び臨時職員１名分の人件費が主なものであります。

３３ページ、２款１項１目一般管理費２億４，０１０万２，０００円は、特別職２名、総務課及び会計室職員１４名、臨時職員６名分の人件費が主なものであります。本年度からは、村民の交通災害共済保険料を全額公費負担といたしました。

飛びまして、３６ページ、２目財産管理費３，６９０万円は役場庁舎の維持管理経費で、主なものは、庁舎管理賃金４９９万円、燃料費６６５万６，０００円、光熱水費６５５万円、建物災害共済保険料５０３万３，０００円、庁舎保守管理委託料２７５万７，０００円、公用車１台の購入費３５９万７，０００円であります。

３７ページ、３目交通安全対策費４８万円は交通安全協会への補助金、４目防犯対策費４０万円は防犯協会への補助金であります。

５目姉妹都市提携費４１５万３，０００円は、静岡県河津町、和歌山県太地町との姉妹提携交流経費であります。

６目企画費８，３０４万１，０００円の主なものは、企画一般事業の北アルプス広域経常費負担金１，０７８万円、八方体育館耐震改修工事として５４０万円を計上しております。おめくりをいただき、３８ページ、公園管理事業のいこいの杜賃貸料７５０万円、コミュニティ推進事業の地域づくり事業等補助金１，３５５万円、ケーブルテレビ白馬管理運営事業の番組制作委託料３８８万８，０００円、３９ページ、電柱添架料６９９万７，０００円、第５次総合計画策定事業として５２７万円を計上しております。ふるさと納税事業は特典品の報償費として４００万円、白馬高校支援事業は白馬高校の運営に参加する地域案に基づいた事業として１，５２３万４，０００円を計上しております。

おめくりいただき、４０ページ、８目電算業務費３，８９９万１，０００円の主なものは、電算総合行政システム業務委託料１，１６４万円、社会保障・税番号システム改修委託料８８０万１，０００円、北アルプス広域連合へのシステム共同化負担金１，１０９万８，０００円と、４１ページになります、国へのマイナンバー中間サーバー利用負担金４４１万７，０００円であります。

９目環境保全費の８８万４，０００円は、環境審議会委員報酬等と廃屋対策事業補助金であります。

１０目環境政策費は、ＥＶ充電器保守委託料の５５万７，０００円、太陽光発電施設等設置補助金１４０万円であります。

飛びまして、４５ページ、４項選挙費であります、１目選挙管理委員会費４１万５、０００円は選挙管理委員の報酬、研修旅費及び郡選管への負担金等であります。

２目明正選挙推進費１１万７、０００円は明正選挙推進委員の報酬で、３目長野県議会議員選挙費３８４万６、０００円は４月執行予定の長野県議会議員の選挙経費であります。

おめくりをいただき、４６ページ、５項１目統計調査総務費４９７万２、０００円は、国勢調査、経済センサス、農林業センサス等の経費であります。

４７ページ、６項１目監査委員費６２万７、０００円は、監査委員の報酬、研修旅費及び県協議会への負担金等であります。

次に、飛びまして、９１ページ、８款消防費１項１目非常備消防費４、１２０万５、０００円の主なものは、消防団員等の報酬、出動賃金、公務災害補償掛金、退職報償金等と消防無線デジタル化整備事業１、４００万円を計上しております。

おめくりいただき、９３ページ、２目広域常備消防費１億４、８６２万２、０００円は北アルプス広域連合への負担金が主なものであり、３目消防施設費１、２５５万円の主なものは消火栓設置工事２基と小型動力ポンプ付積載車１台の購入費、また、消火栓管理負担金であります。

４目防災費１、１１８万８、０００円の主なものは、おめくりいただきまして、９４ページ、防災行政無線屋外子局新設工事と戸別受信機の購入が主なものであります。

５目災害対策費は、総務課関係では、地震災害に伴う被災者住宅復興資金利子補給金を計上しております。

次に、１１３ページをごらんください。

１１款公債費６億２、８９１万４、０００円は、長期債償還元金利子及び一時借入金利子であり、減債基金繰入金として７、８４０万円を予定しております。

１２款諸支出金１、６３７万８、０００円は、財政調整基金、減債基金利子に基づく積立金、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金、地域情報化施設基金及び新たにスポーツ拠点づくり基金への積立金であります。

１１６ページから１２３ページまでは給与費明細書になります。

おめくりをいただき、１２４ページをごらんください。

継続費に関する調書といたしまして、観光地経営計画策定事業の執行状況に関する調書であります。

１２５ページから１２６ページは債務負担行為に関する調書であり、ごらんをいただくことで説明は省略させていただきます。

１２７ページは地方債に関する調書で、平成２７年度末現在高は５７億４、４１６万４、０００円となる見込みであります。

恐れ入りますが、２ページに戻っていただきまして、２ページ、第３条ですが、一時借入金の

借り入れ最高額を１５億円としてございます。

以上で私からの説明を終わります。

議長（横田孝穂君） ただいまから１時まで休憩といたします。

休憩 午後 ０時０５分

再開 午後 １時００分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、窪田会計室長。

会計管理者・室長（窪田高枝君） 会計室関係についてご説明をいたします。

４０ページをお願いいたします。

７目会計管理費は３２２万３，０００円でございます。口座振替手数料１３１万６，０００円、大北農協役場出張所負担金８０万円が主なものでございます。

会計室関係については以上でございます。

議長（横田孝穂君） 次に、平林税務課参事兼課長。

税務課参事兼課長（平林 豊君） 税務課関係につきましてご説明いたします。

予算書４２ページをお願いいたします。

税務総務費５，８７５万６，０００円は、職員８名分の人件費が主なものであります。

次に、賦課徴収費賦課徴収事業３，７５２万２，０００円の主なものは、徴収事務長期臨時職員１名、短期臨時職員１名分と住民税申告事務短期臨時職員３名分で３８１万８，０００円、賦課徴収業務電算委託料８８４万６，０００円であります。

４３ページになりますが、地番図等作成委託料１，１０７万７，０００円は、平成２６年度導入した地籍データの登記簿と課税台帳の照合、地籍図データの更新作業及びシステム保守管理委託料１５７万７，０００円と、家屋調査を効率的に行うための家屋図作成業務委託料９５０万円であります。

公金システムヤフー委託料４２万２，０００円は、納付環境の整備、納期内納付率の向上、外国からの納税手数料の安価化、均一化により期待されるヤフー公金支払いの導入費であります。

ハード・ソフトウェアリース料等２５５万６，０００円は、滞納整理システムリース料１８９万３，０００円及び固定資産評価システムリース料３８万８，０００円が主なものであります。

振興公社補助金３４７万４，０００円は、公社准職員１名分の人件費であり、補償補填及び賠償金１００万円と村税還付金及び還付加算金３００万円は、住宅用地適用誤り等による還付金であります。

次に、債権回収事業６７６万３，０００円の主なものは、搜索・公売関係委託料４５３万６，０００円、長野県地方税滞納整理機構への負担金７３万１，０００円であります。なお、公

売に係る経費５４３万６，０００円を特定財源として見込んでおります。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 次に、矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 引き続き、住民課関係につきましてご説明をいたします。

予算書の４４ページをお願いいたします。

２款３項１目戸籍住民基本台帳費は総額２，０１７万３，０００円で、前年度比１９６万８，０００円の減でございます。

内容的には、窓口職員２名分の人件費のほか、電算システム委託料、サーバー共同化に伴う北アルプス広域連合への負担金など経常的な経費が主なものでございます。

少し飛びまして５９ページをお願いいたします。

３款１項６目住民総務費は２億２，７７０万７，０００円でございます。このうち住民総務事業１，４４８万９，０００円は、職員２名分の人件費のほか、保護司会負担金などが主なものでございます。

次のページに入りまして、住民国保事業１億６８７万５，０００円は国保事業特別会計への繰出金で前年度比２６０万円ほどの増、後期高齢者医療事業は１億６３４万３，０００円で、同じく１，０６０万円ほどの増額計上となっております。

その下、７目の福祉医療費は４，７２１万３，０００円で、乳幼児や重度心身障害者などに対する医療給付費が主なものでございます。

少し飛びまして６６ページをお願いいたします。

３款３項１目年金総務費につきましては５６１万８，０００円、内容は年金担当職員１名分の人件費などが主なものでございますけれども、このうち国庫委託金２８７万円余りを特定財源として見込んでおります。

次に、６７ページの下段、４款の衛生費関係でございます。

１項１目環境衛生費は４，８６８万３，０００円で、前年比１１１万円ほどの減となっております。

次に、６８ページに入りまして、その内訳でございますけれども、職員１名分の人件費のほか雑排水処理費用、北アルプス広域葬祭場の運営負担金、村内公衆トイレの管理事業費などが主な内容となっております。

少し飛びまして７１ページをお開きください。

４款２項１目の塵芥処理費は４億２，６３３万円７，０００円、前年比２億円ほどの増額となっておりますけれども、これは震災に伴う災害廃棄物の処理費用を計上したことに伴うものでございます。

そのほかといたしましては、塵芥処理委託料として４，０００万円、次のページに入りまして、

ごみ処理広域化に伴う広域連合への負担金１，８２０万２，０００円、白馬山麓環境施設組合の運営負担金１億３，１４２万６，０００円などが主なものでございます。

なお、特定財源といたしまして、災害廃棄物の処理に伴う国庫補助金を９，２００万円見込んでございます。

その下、２目のし尿処理費につきましては、クリーンコスモ姫川の運営負担金として７，５００万円余りを計上させていただきました。

住民課関係の説明につきましては以上でございます。

議長（横田孝穂君） 次に、酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 一般会計予算のうち上下水道所管分についてご説明申し上げます。

予算書の６９ページをお開きください。

保健衛生費のところでございますが、合併処理浄化槽整備事業補助金でございます。下水道排水区域外に設置される合併浄化槽に対する補助金を１，４７８万６，０００円見込んでございます。補助件数、大小合わせまして３０件ほど見込んでおるところでございます。

上下水道関係では、この事業のみでございます。

議長（横田孝穂君） 次に、太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 健康福祉課関係についてご説明申し上げます。

５２ページをお開きください。

３款民生費１項社会福祉費１目社会福祉総務費は８，１５４万１，０００円で、職員６人分の人件費、民生児童委員への活動委託料、神城断層地震による被災者支援として、見守り、相談、交流の場づくり等の取り組みを白馬村社会福祉協議会へ委託して行う生活支援相談員設置事業委託料が７５２万３，０００円、社会福祉協議会への補助金２，５２０万３，０００円が主なものでございます。

２目老人福祉費５，５８８万円でございます。老人福祉事業では、主に高齢者のみ世帯等を対象といたしました特別豪雪地帯住宅除雪支援員派遣賃金、５３ページになりますが、養護老人ホームへの入所費として老人福祉施設措置費３，０２５万１，０００円が主なものでございます。介護予防・地域支え合い事業１，０１３万３，０００円で、高齢者の生活支援に関する費用でございます。配食サービス委託料、デイサービスセンター岳の湯の運営に関する指定管理料、次のページをごらんください。主に高齢者を対象といたしました温泉施設利用高齢者等助成金が主なものでございます。乗合タクシー運行事業１，３０９万２，０００円は、運行委託料が主になります。５５ページにかけたの権利擁護事業は１９万５，０００円を計上しております。

続いて、３目障害者福祉費は１億１，２３５万２，０００円で、障害者の自立した生活を支える各種の給付と地域生活を支えるサービス等の費用でございます。心身障害者福祉事業１億３７６万３，０００円につきましては、自立支援給付費が８，５８５万４，０００円で、生活介

護や施設入所支援、訓練等に係る給付費等でございます。５６ページになりますが、自立支援医療給付費、自立支援療養介護費が主なものでございます。次に、地域生活支援事業８５８万９，０００円ですが、障害者自立支援センター運営負担金、日常生活用具給付費が主な支出となります。

５７ページ、４目社会福祉施設費は９，６７７万２，０００円で、前年度比６，７１７万４，０００円の増額でございます。保健福祉センター維持管理費のための管理事業は５０５万６，０００円、社会福祉施設事業９，１７１万６，０００円は、高齢者の介護予防や健康づくり、生きがいつくりの複合サービスの拠点となる２施設の整備を新規事業として、設計監理委託、工事請負費、備品購入費を計上いたしました。これにより社会福祉施設費が増額となっているものでございます。また、大北地域で整備された福祉施設に対する北アルプス広域連合負担金が２，２３７万９，０００円でございます。

続いて、５８ページ、５目介護保険費は１億８，７３３万５，０００円でございます。介護保険事業１億５，４４５万６，０００円は、主に北アルプス広域連合への負担金で、介護給付に係る費用でございます。地域包括支援センター・地域支援事業３，２８７万９，０００円は、北アルプス広域連合からの委託により介護予防事業などを実施する費用で、職員の人件費、介護予防事業賃金として１９３万７，０００円を計上いたしました。新規事業といたしまして、認知症に対する支援体制を整えるため支援推進員を配置するための賃金がこの中に含まれております。５９ページに予防給付ケアマネジメント委託料、介護予防事業委託料、社会福祉協議会からの派遣職員の人件費として、社会福祉協議会負担金１，４３９万７，０００円が主なものでございます。

続きまして、６１ページをお開きください。

２項児童福祉費１目児童福祉総務費は６８４万円で、放課後児童クラブの指導員の賃金が主なものでございます。

６２ページをお開きください。

２目子育て支援費は１億５，７７４万３，０００円でございます。子育て支援事業１億３，７８９万５，０００円は、児童手当の支給が主なものになります。子育て相談支援事業１，９８４万８，０００円は、平成２６年度より子育て相談支援センターとして開所しましたが、その費用として計上しているもので、職員の人件費が主なものでございます。

６３ページ、３目保育所費は１億３，８８６万９，０００円です。しろうま保育園運営事業は１億２，４７９万３，０００円で人件費が主になります。６５ページの子育て支援ルーム運営事業１，４０７万６，０００円は、休日保育、一時保育の保育サービスに係る費用で、こちらも人件費が主な支出でございます。

続いて６７ページをお開きください。

4 項臨時福祉給付金費 1 目臨時福祉給付金費は 2, 2 0 7 万円です。平成 2 6 年度国の施策として臨時福祉給付金子育て世帯臨時特例給付金を給付いたしました。2 7 年度においても継続することが閣議決定されており、臨時福祉給付金につきましては 1, 5 0 0 万円を、子育て世帯臨時特例給付金につきましては 3 3 0 万円を計上するものでございます。

続いて、6 9 ページをお開きください。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目保健予防費は 5, 3 5 5 万 7, 0 0 0 円を計上いたしました。保健予防事業 5, 1 9 4 万 6, 0 0 0 円は、人件費、4 種混合、ヒブ、肺炎球菌などの医薬材料費、7 0 ページになりますが、各種がんや妊婦基本健診などの検診に伴う検診委託料が主なものでございます。がん検診推進事業 1 1 1 万 1, 0 0 0 円は、女性特有のがんと大腸がん検診を行うためのものでございます。

3 目医療対策費は 9 5 4 万 6, 0 0 0 円で、前年度より 1, 1 8 7 万 3, 0 0 0 円の減額です。これは安曇総合病院の改築負担金を平成 2 6 年度、2 7 年度で支出をする予定でいましたが、2 回目の支出を平成 2 8 年度としたためによるものです。医療対策事業 7 5 4 万 6, 0 0 0 円は、北アルプス広域連合負担金として病院群輪番制や平日夜間救急医療などに係る負担金が主なものでございます。スキー傷害診療事業は、白馬村索道事業者協議会と協力して行っている事業で、負担金として 2 0 0 万円を計上してございます。

以上で健康福祉課関係の説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 次に、横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） それでは、農政課関係について説明をいたします。

7 2 ページをお開きください。

農林業費の説明を申し上げます。

5 款農林業費 1 項農業費 1 目農業委員会費は 1, 5 5 0 万 2, 0 0 0 円で、職員の人件費、農業委員 1 4 名の報酬及び農業行政地図システムの導入費用を含む電算委託料が主な支出でございます。

7 3 ページ、2 目農業総務費は 4, 3 0 5 万 8, 0 0 0 円で、職員 6 名の人件費と農政課使用公用車に係る支出でございます。

7 4 ページをお願いいたします。

3 目農業振興費は 3, 3 8 5 万 4, 0 0 0 円です。

説明欄をごらんください。農業振興事業では、担い手農家認定農業者の支援策である経営体育成交付金 8 1 0 万円、白馬村農業再生協議会への直接支払推進事業費補助金 2 0 0 万円、新規事業として、認定農業者のほか地震による被災農家支援を念頭に農業機械等更新に対する補助金 3 0 0 万円、地震による耕作不能農地を対象にした農家への支援金 1 5 0 万円が主な内容となっております。

75ページです。

農業振興事業以外では、対策区域内における水稻のカドミウム濃度調査を主な内容とする白馬産米調査事業は規模を縮小して55万2,000円、村の重点作物の産地化を推進する産地づくり対策事業220万4,000円、農業生産条件が不利な6地域へ交付している中山間地域等直接支払事業675万7,000円、特産品開発に取り組む団体支援、震災により壊れた紫米乾燥機修繕を主な内容とする特産品開発事業232万円を計上しています。

76ページをお願いいたします。

引き続き農業振興費に計上された事業でございますが、地域の中心となる経営体への農地集積を推進するため、協力する方へ交付金を交付する農地集積協力金交付事業に160万円、新規就農者への支援事業である青年就農交付金事業は対象者2名を見込み300万円計上しております。

次に、4目農地費は6,106万6,000円でございます。これは26年度におきまして、県営の小水力整備及び奈良井地域の整備事業がほぼ完了・終了したことに伴いまして大幅に予算額は減少しております。

それでは、説明欄をごらんください。

26年度スタートした日本型直接支払制度の核であります多面的機能支払交付金事業は、各地域の農業者のご努力で、従来の農地・水保全管理支払交付金に比べ大幅に対象面積が増加しました。並びに事業主体が協議会から村へ移るため、前年度に比べ約1.1倍、3,137万1,000円を計上しております。

77ページの説明欄をお願いいたします。

地域用水環境整備事業300万円、これは平川左岸で4月から稼働予定の県営小水力発電事業において若干の追加整備が生じるため計上しているものであります。

次の、村単土地改良事業1,562万6,000円は、水路・堰・取水口等農業施設に係る重機代、修繕工事費、原材料費や震災関係で農地の調査委託のほか、過去の土地改良事業に係る償還助成、農業集落排水事業会計への繰出金が主な支出となっております。

77ページから78ページにかけての農業基盤整備促進事業1,060万円は、国の同事業補助金を活用し、用水確保に支障のある水路の整備を行う予定のものであります。

引き続き78ページであります。次に、2項林業費について説明を申し上げます。79ページにかけてごらんください。

1目林業振興費1,658万9,000円は、林道の維持管理に係る修繕費130万円、26ヘクタールの間伐に対するかさ上げ補助91万円余り、鳥獣被害対策として実施隊員報酬224万5,000円、捕獲のための備品購入、電気柵設置に対する有害鳥獣被害防止対策協議会への負担金569万5,000円など、合わせて997万1,000円、続いて80ページになりますけれども、ナラ枯れに伴う伐倒薫蒸処理薬剤の購入70万8,000円が主なものであ

ります。

3 項 1 目地籍調査事業費 1, 8 8 3 万 3, 0 0 0 円は、担当職員人件費のほか、2 7 年度は震災の影響により手戻りが生じました 2 5 年度、2 6 年度実施区域の北城 1 8 ・ 1 9 区の再測量業務等に係る地籍調査費であります。

ページが飛びますが、1 1 1 ページをお願いいたします。

1 0 款 1 項農林業施設災害復旧費でございます。そのほとんどが神城断層地震の被害に遭った農地、農業用施設の復旧に係る予算で、まだ被害状況が確定はしてはおりませんが、概算で国庫補助対象事業として 5 億 5, 7 6 7 万 8, 0 0 0 円、村単独もしくは県補助対象事業として 1, 6 0 5 万円計上しております。そのほか林道の復旧に 4 8 0 万円を計上しております。

農政課関係は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 次に、篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 観光課が所管いたします予算の概要について説明をいたします。

8 1 ページをお開きをいただきたいと思います。

6 款観光商工費 1 項観光費 1 目観光総務費であります。

まず、観光総務事業でありますけれども、一般職員 4 名、臨時職員 1 名の人件費が主なものでございます。この中の観光総務関係負担金は、白馬の夏祭り、八方駐車場管理組合の負担金が主なものでございます。2 6 年度に比べまして、この項目で当初予算で特産品推進事業負担金の関係でありますけれども、2 7 年度につきましては 2 項商工費の補助金の中で計上してございますので、この科目では減額となっているものでございます。

長野県観光協会事業、2 4 年度に実施いたしました山小屋の改修、白馬尻小屋の基礎の撤去、登山道整備事業関係の償還金でございます。

次に、8 2 ページになります。

2 目観光施設整備費、平地観光施設管理事業でありますけれども、この中で施設管理等委託料は白馬駅前観光案内業務の委託料が主なものでございます。工事請負費でありますけれども、親海湿原の木道改修工事で、現在未改修の 1 8 0 メートルのうち、約 5 0 メートル区間をこの費用を充てて改修をしたいというふうに考えております。この費用の財源では、市町村振興資金 5 2 0 万を充当するという形で当初予算では組み立てをしてございますけれども、現在、県元気づくり支援金の要望を行っておりますので、年度中途での財源振替の補正が見込まれるものでございます。なお、残り 1 3 0 メートルの区間につきましては、地域の要望も多うございますので、長野県観光協会の観光施設整備事業を導入いたしまして 2 7 年度の改修を計画したいと思っております。2 8 年度以降に発生する債務負担につきましては、6 月の補正で予定をし、またお認めをいただきたいと思いますというふうに組み立てをまいります。

山岳観光施設維持補修事業でありますけれども、修繕費の主なものは、八方池山荘の老朽化し

ましたベランダ等の改修や山小屋の雪害修繕を見込んでの予算として計上いたしました。次に、83ページに移りまして、設計調査業務委託料ですけれども、山小屋のトイレの改修を行いたいということから、天狗山荘のトイレとあわせて老朽箇所の改修工事の設計費用を見込んでおります。備品購入は、山小屋の布団につきまして100組の購入を予定をしております。北アルプス山岳環境対策連絡協議会等負担金ですけれども、八方第3ケルンの修繕に伴う地元への負担金を計上してございます。

3目の観光宣伝振興費、21観光戦略事業です。業務委託料は継続事業でございます観光地経営計画策定業務に関する委託料、観光局負担金7,796万8,000円の内訳ですけれども、管理費あるいは職員費に関する総務費関係の費用分で4,796万8,000円、需用費分として3,000万円を見込んで予算計上いたしました。

海外観光客受皿整備事業、業務委託料はナイトシャトルバス運行業務委託料です。対前年比で500万ほどの増額となっておりますけれども、歳入にシャトルバスの利用料金を加えたこと、また、歳出では運行費用全額を委託料として計上したことによるものが増額の理由でございます。

次に、84ページです。

観光安全浄化対策事業、観光浄化対策関係団体負担金は昨年に比べ101万円の増額となっておりますけれども、主な理由としましては、北アルプスを美しくする会への高山植物、雷鳥保護に対する活動負担金の増額、それから八方尾根自然研究路の植生回復事業に対する地元負担金として計上をしたものでございます。

続いて、85ページの2項商工費1目商工振興費であります。商工振興事業でありますけれども、中段に経営改善普及事業補助金、それから、少し飛びまして地域総合振興事業補助金がございますけれども、これは商工会に対する補助金でございます。

まず、経営改善普及事業補助金は、26年度に比べまして約350万ほどの減額となりましたけれども、これは補助対象事業の見直しによるものであります。かわりまして、新たに地域総合支援事業補助金を設けまして、商工観光特産振興等、商工会が独自に地域振興のために行う対象費用の2分の1を見込み260万円を計上したところでございます。また、その下のほうに、商工会補助対象外職員人件費負担金を新たに計上してございます。これは臨時職員1名分の費用の一部を負担をするという考え方のもとで、1名分人件費3分の2相当の285万円を計上したところでございます。小規模事業者経営改善資金利子補給補助金は、今年度から実施をしておりますいわゆるマル経資金の利息に対する補助でございます。27年度は150万円を計上いたしました。86ページ、白馬村商工振興資金預託金ですけれども、損害金融機関への預託で2,000万円で26年度と同額を見込みました。

ページが飛びまして消防費のほうに移りますけれども、94ページをお開きをいただきたいと思います。

94ページ、8款消防費1項消防費5目災害対策費、この中で被災住宅復旧事業1,000万を見てございます。この補助金でありますけれども、神城断層地震復興支援として、地震により災害を受けた住宅の修繕費用に対する補助金でございます。28年3月31日まで補助申請期間を延長いたします。補助率3分の1、限度額20万と定め、当初予算で1,000万円を計上したところでございます。

観光課所管の予算説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 次に、山岸建設課長。

建設課長（山岸茂幸君） それでは、建設課関係につきましてご説明をいたします。

予算書の86ページをお開きいただきたいと思います。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費は、職員の人件費が主なものでございます。

87ページに移ります。

2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費は、道路台帳の補正委託料169万6,000円が主なものでございます。

2目道路維持費、説明欄の道路維持補修事業は村道の維持管理に要する費用で、光熱水費275万2,000円は道路照明の電気料、村道維持補修工事費900万円は村道及び道路側溝等の補修費、原材料費700万円は各行政区で行っております共同作業に必要な資材の購入費用などでございます。

除雪事業につきましては88ページをごらんいただきたいと思います。上から4行目になります光熱水費739万5,000円は無散水消雪施設3カ所の電気料、除雪委託料1億7,500万円は村道除雪の民間事業者への委託料でございます。機材借上料387万3,000円は定置式の凍結防止剤散布機6基分のリース料、原材料費700万円は凍結防止剤の購入費用でございます。

3目道路新設改良費、説明欄の道路改良国庫補助事業につきましては、89ページをごらんいただきたいと思います。工事請負費4,750万円は、村道0105号線の舗装修繕工事に要する費用が主なものでございます。道路工事实施設設計負担金310万円は、北アルプス広域連合への実施設計書の作成などの負担金であります。

村道改良単独事業の測量設計委託料220万円は、村道3101号線落倉水芭蕉通りの改良工事に関連しますハクバサンショウウオの環境調査委託料が主なものでございます。

4目交通安全施設整備費250万円は、ガードレール、センターライン、カーブミラーなどの交通安全施設を整備するための工事費でございます。

次に、3項河川費1目河川総務費、説明欄の河川総務費の工事請負費50万円は、継続して実施をしております小姫川の改修工事費でございます。90ページをお開きください。直轄砂防促進期成同盟会負担金など170万円は、砂防事業の同盟会に関係する負担金が主なものでござい

ます。

4項都市計画費1目都市計画総務費、説明欄の都市計画事業は、都市計画審議会を開催した場合に要する費用が主なものでございます。

2目都市公園費は、平成19年4月に開園しました大出公園及び関連施設のカップの館の維持管理に要する費用でございます。

91ページ中段の5項住宅費1目住宅管理費は、村営住宅13戸の維持管理に要する費用でございます。27年度では村営住宅の耐震診断を計画し、耐震診断委託料として167万4,000円を計上しております。

続いて、94ページをごらんいただきたいと思います。

8款消防費1項消防費5目災害対策費、説明欄の仮設住宅関連事業は、応急仮設住宅の維持管理に要する費用で、工事請負費724万5,000円は、長野県が発注する北側駐車場及び仮設住宅周りの舗装工事に合わせて実施をいたします南側駐車場の舗装工事費用でございます。

次に、111ページをごらんいただきたいと思います。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目、過年発生公共土木施設災害復旧費、10億8,088万2,000円は、27年度で予算化をいたします長野県神城断層地震で被災した村道復旧に要する費用でございます。

112ページをごらんください。

国庫負担金対象分の主なものといたしましては、測量設計委託料4,610万円は長野県建設技術センターなどへの実施設計等を委託する費用で、災害復旧工事10億3,000万円は27年度予算で発注いたします道路災害復旧工事費用でございます。

以上で建設課関係の説明は終わりといたします。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 次に、松澤教育課長兼スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） 教育課、スポーツ課関係についてご説明いたします。

48ページをお開きください。

2款総務費7項スポーツ事業費1目スポーツ事業総務費1,503万5,000円は、前年比643万2,000円の減額で、職員2名分の人件費を計上してございます。

49ページをごらんください。

2目施設管理費1億413万7,000円は、前年比1億9,084万8,000円の減額です。山岳高原を生かした世界水準の滞在型観光地づくり関連の事業関連に伴う減額でございます。

スノーハープ維持管理事業は2,135万1,000円で通常の施設管理費で、ジャンプ競技場維持管理費は8,278万6,000円で、県の管理委託金3,390万円とジャンプ台リフト利用料3,100万円を利用し、通常の施設の維持管理費でございます。

50ページをごらんください。

3目スポーツ事業振興費1億6,974万6,000円は、前年比1億3,008万9,000円の増額で、平成29年2月に行われる第70回国民体育大会冬季大会スキー競技会開催事業に1億4,078万7,000円を増加してございます。主なものは、スキー選手育成のために1,000万円の補助、スキー大会推進事業は1,326万6,000円で白馬少年スキー大会とサマーグランプリ大会関係でございます。

51ページをごらんください。国体関連の施設整備としてジャンプ競技場ノーマルヒル・インランクーリングシステム設計委託料、転倒防止板設計委託料、競技リザルトシステム設計委託料合わせて2,225万4,000円と、スノーハープ上部駐車場舗装工事等に2,756万円、開場以来使っておりました圧雪車をジャンプ競技場ウインチつきとスノーハープの2台の更新を計上いたしました。財源には、県負担金869万4,000円と辺地対策事業債2,120万円、スポーツ振興事業助成金1億1,044万9,000円を見込んでおります。

4目ナショナルトレーニングセンター費1,831万4,000円ですが、国の委託金を利用し、全日本スキー連盟と協議を重ね、選手強化につながる競技用トレーニング備品や施設利用に関する使用料等を見込んでおります。ソチオリンピック銀メダリスト渡部暁斗選手、渡部善斗選手を初め、ナショナルチームやジュニア選手の強化につながるトレーニングができる環境や施設を整備してまいります。

少し飛びますが、95ページをお開きください。

9款教育費1項教育総務費1目教育委員会費180万1,000円は、教育委員4名の報酬等でございます。

2目事務局費1億555万1,000円は、教育長と職員3名分の人件費でございます。

96ページをごらんください。

設計監理委託料は、新共同調理場にかかわる設計監理委託料を2,000万円計上してございます。

また、幼稚園就園奨励事業688万円は42名分の補助金、学校環境整備事業2,970万3,000円は、白馬北小学校体育館のつり天井撤去のための設計監理費と工事費でございます。

教育相談事業371万3,000円は、教育相談員賃金を計上してございます。学校の指導や、健康福祉課とも協力して複雑多岐にわたる児童・生徒の教育相談や指導に当たっていただきます。

97ページをごらんください。

3目教職員住宅費5万1,000円は修繕費でございます。

2項小学校費1目学校管理費2,499万3,000円は、白馬南小学校分として1,168万5,000円と、白馬北小学校分として1,330万8,000円を計上してございます。

98ページをごらんください。

2目教育振興費として4,254万1,000円は、白馬南小学校分1,797万5,000円と、白馬北小分2,456万6,000円を計上しております。

101ページをごらんください。

3項中学校費1目学校管理費は1,017万7,000円、2目教育振興費3,243万7,000円で、前年比369万8,000円の増額でICT支援員賃金とICT教育導入機器リース料が主なものでございます。

103ページをごらんください。

4項社会教育費1目社会教育総務費1,525万7,000円は、社会教育委員5名の報酬と職員2名分の人件費、ウイング21自主公演委託料170万円が主なものでございます。

104ページをごらんください。

2目公民館費258万5,000円は、分館長報酬、各種講師謝礼が主なものでございます。

105ページをごらんください。

3目図書館費1,285万6,000円は、司書3名の人件費、事務OA機器借上料228万4,000円と図書購入費として120万円でございます。

4目文化財保護費1,089万5,000円は、文化財審議委員報酬と106ページをごらんください。伝統的建造物群保存地区青鬼の山本麻人氏の母屋改修2年目と松倉氏の母屋改修1年目が主なものでございます。

107ページをごらんください。

5項保健体育費1目保健体育総務費1,307万1,000円は、前年比246万4,000円の増額で、体協地区負担金分25万円を計上してございます。また、スポーツ推進委員9名の報酬と職員1名の人件費、スポーツ祭、スポーツ教室の補助及びスポーツ少年団助成が主なものでございます。

2目体育施設費3,793万2,000円は、前年比812万4,000円の減額で、グリーンスポーツ内のトイレ工事終了によるものが減額の理由です。

体育施設維持管理事業1,585万4,000円は、プール監視員等賃金と、108ページをご覧ください。光熱水費、施設管理委託料等でございます。

ウイング21維持管理事業2,207万8,000円は、昼間・夜間受け付け業務とホール管理の臨時職員賃金、光熱水費、管理委託料等でございます。

109ページをごらんください。

3目学校給食費4,316万2,000円は、前年比85万9,000円の増額で、南小給食事業1,369万7,000円は、給食調理員3名と代替調理員、栄養教諭1名の人件費と通常管理費でございます。

共同調理場給食事業2,946万5,000円で、給食調理員7名と代替調理員賃金、通常管

理と要保護・準要保護児童に伴う補助でございます。

112ページをごらんください。

3項その他公共施設災害復旧費1目過年発生その他公共施設災害復旧費2, 140万円は、青鬼地区の災害にかかわるもので、国の伝統的建造物群保存対策補助金、これは70%でございますけれども、1, 498万円を財源として、棚田の石垣、青鬼神社参道や灯籠、土蔵等の修復に係る工事費と設計監理費を計上してございます。

以上で教育課とスポーツ課の関係の説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑も課ごとに行います。

最初に、総務課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認めます。

次に、会計室関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認めます。

次に、税務課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認めます。

次に、住民課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認めます。

次に、上下水道課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認めます。

次に、健康福祉課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認めます。

次に、農政課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認めます。

次に、観光課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認めます。

次に、建設課関係で質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 質疑なしと認めます。

次に、教育課とスポーツ課関係で質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 質疑なしと認めます。

それでは、全体を通して質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第25 議案第21号 平成27年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算

議長(横田孝穂君) 日程第25 議案第21号 平成27年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長(矢口俊樹君) それでは、議案第21号 平成27年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算についてご説明をいたします。

特別会計予算書の4ページをお開きください。

第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,610万円とさせていただきました。

第2条では、一時借入金の限度額を5,000万円とするものでございます。

続きまして、予算内容の説明をさせていただきますので、11ページの歳入明細をお開きいただきたいと思います。

1款の国民健康保険税は2億6,742万円で、前年比470万円の減を見込みました。

12ページ、2款1項の国庫負担金は2億4,712万6,000円で、療養給付費や介護納付金、後期高齢者支援金などに対する国庫負担金でございます。

その下、2項の国庫補助金は保険者間の財政均衡を保つための調整交付金でございまして、7,566万円余りを計上いたしました。

13ページ、3款の療養給付費等交付金4,086万5,000円は、退職被保険者の保険給付に対する交付金として他の保険者から交付されるものでございます。

その下、4款の前期高齢者交付金は、前期高齢者に係る医療費負担の財政調整を図るものでございまして、2億2,700万円余りを計上いたしました。

5款1項共同事業交付金は6,142万2,000円で、高額医療費の安定的な財政運営を確保するためのものでございます。

14ページにはいりまして、5款2項の保険財政共同安定化事業交付金は、県内市町村間の保険税の平準化を目的に交付されるものでありますけれども、平成27年度からこの交付対象医療

費が拡充されることに伴いまして、前年比１億７，５８３万４，０００円増の２億７，７９２万１，０００円の計上となっております。これはこの後、歳出でも説明いたします共同事業拠出金も同様に増額となっておりますのでございます。

７款１項の一般会計繰入金は１億６８７万５，０００円で前年比２６５万円余りの増、その下、２項の基金繰入金は５，９００万円、前年比１，７００万円の増額を見込んでおります。

少し飛びまして、１７ページの県支出金でございます。

１項の県負担金は１，１４９万１，０００円、その下、２項の県補助金は調整交付金として４，８５７万６，０００円を計上いたしました。

続いて、１８ページをお開きいただきたいと思います。

歳出明細でございます。

１款１項１目一般管理費は２，１０８万８，０００円で、職員２名分の人件費のほか、電算化共同処理事業の委託料などが主な内容でございます。

２０ページをごらんください。

２款１項の療養諸費でございます。１目の一般被保険者療養給付費、２１ページの２目退職被保険者療養給付費、さらに２２ページの一般退職療養費等を含めた総額は６億８，３２８万円です。これは最近の医療費の伸びを勘案いたしまして、前年比で１，１８０万円余り、率で１．８％の増額で計上させていただきました。

２３ページ、２款２項の高額療養費につきましても、一般・退職分合わせまして８，７００万円、前年比６００万円の増額でございます。

２４ページの３項移送費、４項出産育児諸費、５項葬祭諸費はいずれも前年と同額の計上でございます。

２６ページをお開きください。

４款１項の後期高齢者支援金は１億９，２４２万９，０００円で、後期高齢者の医療給付に対するいわゆる現役世代の負担分でございます。

２７ページ、６款１項の介護納付金は８，３４９万円で、４０歳から６４歳までの世代の方から負担をいただく介護保険料分でございます。

２８ページの７款１項１目高額医療費共同事業医療費拠出金は３，８７６万６，０００円、さらにその下、７款２項の保険財政共同安定化事業拠出金は２億８，１５０万５，０００円で、前年比１億６，８００万円余りの大きな伸びとなっておりますが、これは先ほど歳入でも申しました拠出対象の医療費の範囲が拡大したことに伴うものでございます。

８款１項１目特定健康診査等事業は１，２６２万５，０００円で、前年度から行いました特定健診無料化事業は引き続き実施する計画でございます。

３０ページ、８款２項１目の疾病予防費は４４７万円ですけれども、このうち人間ドック補助

事業につきましては、補助単価を増額することにより一層特定健診受診率の向上を図っていきたいという考えで４００万円を計上させていただきました。

３１ページ、１０款１項の償還金及び還付加算金は２２０万円で、国保税の過年度還付金を計上したものでございます。

その下、１０款２項の国庫支出金等返納金は、過年度に概算交付された国庫補助金について精算返納が生じたための予算措置でございまして、毎年２００万円を計上させていただいているものでございます。

３２ページ以降につきましては給与費明細書でございしますので、詳細な説明は割愛させていただきたいと思います。

以上で国民健康保険事業勘定特別会計関係の予算説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第２６ 議案第２２号 平成２７年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算

議長（横田孝穂君） **日程第２６ 議案第２２号 平成２７年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算**を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） では続きまして、議案第２２号 平成２７年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

特別会計予算書の３８ページをお願いいたします。

第１条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ７，２００万円とさせていただきました。

第２条では、一時借入金の限度額を１，０００万円とするものでございます。

続きまして、予算内容の説明をさせていただきますので、４３ページ、歳入明細をごらんください。

１款１項１目後期高齢者医療保険料は４，９３０万３，０００円で、前年比４０８万円余りの減額でございます。

３款の繰入金は、１目の一般会計繰入金が９７万７，０００円、２目の保険基盤安定繰入金が２，１４３万２，０００円計上いたしました。

４４ページへ入りまして４款繰入金は１０万円、５款の諸収入は１６万円で、いずれも前年と同額の計上でございます。

続いて、４５ページの歳出明細をごらんいただきたいと思います。

１款１項１目の徴収費は９７万７，０００円で、主は保険料徴収にかかわる消耗品や電算委託

に係る費用でございます。

2款1項1目広域連合負担金は7,074万6,000円で、村が徴収いたしました保険料に保険基盤安定繰入金を加えて広域連合に支払うものでございます。

以上で後期高齢者医療特別会計予算についての説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時14分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第27 議案第23号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計予算

議長（横田孝穂君） 日程第27 議案第23号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第23号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

特別会計予算書の48ページをお開きください。

下水道事業特別会計予算は、第1条にありますとおり、予算総額は歳入歳出それぞれ6億6,173万6,000円で、26年度の当初予算に比べますと584万円の減額となります。

第4条の一時借入金の限度額は3億円と決めました。

51ページ、お開きください。

第2表債務負担行為でございます。浄化センターの長寿命化更新事業といたしまして、平成27年度から30年度にかけまして、電気施設の更新、汚泥脱水機の更新を行います。全体事業費として5億1,000万円を予定しておりまして、28年度から30年度にかけましては4億8,000万の債務負担行為をお願いするものでございます。

3表の地方債の関係でございますが、金利3.5%以内といたしまして1億2,910万円を限度額としております。

明細により予算の概要を説明いたします。

54ページのほうをお願いいたします。

歳入の関係からご説明いたします。

1項の分担金は110万円、2項の負担金91万7,000円を見込んでおります。

2 款使用料及び手数料でございますが 1 億 8, 7 4 8 万 4, 0 0 0 円、3 款国庫支出金は、浄化センターの長寿命化更新事業に対する社会資本整備総合交付金 1, 5 8 0 万円を見込んでございます。

4 款一般会計繰入金は 3 億 2, 3 8 1 万 6, 0 0 0 円を、6 款諸収入は起債償還に対する東部地区の負担金が主なもので 2 4 1 万 9, 0 0 0 円でございます。

7 款の村債でございますが、浄化センター更新事業と災害復旧に係る公共下水道事業債が 1, 9 1 0 万円と下水道資本費平準化債 1 億 1, 0 0 0 万円を予定してございます。

続きまして、歳出の関係でございます。5 6 ページでございます。

1 款下水道費 1 目一般管理費は 1, 4 5 7 万 5, 0 0 0 円の減額となっておりますが、人件費の関係でございます。振り替えたものでございます。

5 7 ページ、2 目施設管理費につきましては、浄化センター及び下水道課の維持管理にかかわる費用でございまして、主な支出は電気料、各種機械等の修繕費委託料でございます。委託料につきましては、運転管理、汚泥処理、水質検査、マンホールポンプの維持管理等に係る委託費用でございます。

5 8 ページのほうをごらんください。

2 項下水道建設費の関係でございます。1 目公共下水道建設費は浄化センター更新事業に伴う工事請負費 3, 0 0 0 万、このほかは公共ますの設置工事費 2 0 0 万、共同排水設備設置等補助金 2 5 0 万等が主な支出でございます。

5 9 ページのほうです。災害復旧費といたしまして、過年度発生公共下水道施設災害復旧費として 5 0 0 万円を計上してございます。

続きまして、6 0 ページ、3 款公債費の関係でございます。元金の関係 4 億 3 0 万円、2 目利子 1 億 9 6 4 万、それぞれ見込みました。2 7 年度末の地方債残高は、6 5 ページのほうにございますけれども 5 4 億 7, 7 4 0 万 5, 0 0 0 円となります。

途中の 6 1 ページ以降は給与費明細等でございますので、説明を省略いたします。

以上で説明を終了いたします。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算

議長（横田孝穂君） 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第24号 平成27年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算について説明いたします。

予算書68ページをお開きください。

27年度の予算は、第1条にありますとおり、予算総額歳入歳出それぞれ396万6,000円で、26年度当初に比べまして131万円の減額となります。

歳入歳出明細により概要を説明いたします。

73ページのほうをお開きください。歳入の関係からご説明いたします。

使用料及び手数料の収入86万8,000円を見込んでおります。一般会計からの繰入金は304万5,000円を見込みました。

諸収入の雑入に関しましては、野平地区からの償還金に対する地元負担金が主なものでございます。

続きまして、歳出の関係でございます。74ページをお開きください。

2目施設維持管理費は、汚水処理場の稼働に関する支出で226万4,000円でございます。処理場運転管理委託料93万2,000円が主な支出となっております。

75ページのほうになります。2款災害復旧費として10万円を計上しております。

3款の公債費ですが、1目は元金でございまして111万4,000円、2目利子は41万7,000円を見込んでございます。

続きまして、次、76ページでございますが、27年度末の地方債残高でございますけれども、3,261万7,000円の見込みとなっております。

以上で説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第29 議案第25号 平成27年度白馬村水道事業会計予算

議長（横田孝穂君） 日程第29 議案第25号 平成27年度白馬村水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第25号 平成27年度白馬村水道事業会計予算についてご説明いたします。

特別会計予算書の78ページをお開きください。

3条のところですが、収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入で3億326万3,000円、支出では2億9,793万9,000円でございます。

79ページのほうをごらんください。

第4条でございますが、資本的収入及び支出です。収入は1,353万9,000円、支出は1億11万4,000円でございます。不足する8,657万5,000円は、地方公営企業法の定めにより、減価償却費等の損益勘定留保資金・建設改良積立金等で補填することにしております。

80ページでございます。一時借入金の限度額としまして1億円としてございます。

7条の棚卸資産の購入限度額は4,000万円として定めてございます。

それでは、内訳の関係になりますが、96ページのほうをごらんください。

収益的収入では、水道の使用料2億6,465万5,000円が主なものでございます。

97ページの関係です。収益的支出でございますが、1目の浄水費でございますが、二股浄水場の各種施設の維持管理にかかわる委託料1,393万6,000円、修繕費1,134万円、動力費の関係につきましては電気料が主なものでございまして715万2,000円でございます。

続きまして、次のページのほうになります。

2目配水及び給水費の関係でございますが、配水管及び配水池の維持管理に係る経費でございます。嘱託職員1名分の報酬、工事関連臨時職員の2名分の賃金、また、27年度には白馬村の今後の水道事業の基本方針を定める水道ビジョンを策定すべく委託料として540万円を含めました委託料、水質検査、水道台帳補正等も含めました委託料971万7,000円を、また、水道メーターの交換等の工事請負費775万円、動力費としてやはり配水池等の電気料で1,840万4,000円を予定してございます。

4目の総係の関係でございますが、水道料金の賦課徴収にかかわる経費でございます。

続きまして100ページのほうになります。5目の関係、減価償却費の関係でございますが1億1,614万円を、また、2項の営業外費用では、起債償還利子等の利払い利息と消費税で2,954万1,000円をそれぞれ見込んでございます。

101ページのほうになります。資本的収入の関係でございますが、加入分担金と工事負担金で683万8,000円、補助金は簡易水道統合前の簡易水道事業が借りた起債の元金償還に対する一般会計の補助金670万1,000円を見込んでございます。

次のページ、102ページでございます。

資本的支出の関係でございますけれども、1項1目配水設備工事費の工事請負費は沢渡地区、落倉地区、嶺方地区等の配水管の布設替え、また、源太郎配水池と楠川配水池の取水ポンプの取りかえ、それに下水道災害復旧工事に伴う補償工事等でございます。3,005万8,000円といたしております。

2目の営業設備費531万3,000円でございますが、計量法の規定により8年ごとに行う

水道メーターの交換に伴うメーターの購入費用でございます。

２項の企業債償還金５，４４５万５，０００円は元金の償還でございます。２７年度末の企業債残高は５億１，１７３万円となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第３０ 予算特別委員会の設置について

議長（横田孝穂君） 日程第３０ 予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第２０号から議案第２５号までは、いずれも平成２７年度予算の案件であります。この審議につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、審議を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、議案第２０号から議案第２５号までの議案は、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

これで、本定例会第１日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

あすから３月１５日までの間を休会とし、その間、常任委員会、予算特別委員会等を行い、３月１６日午前１０時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、あすから３月１５日までの間を休会とし、その間、常任委員会、予算特別委員会等を行い、３月１６日午前１０時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 ２時２４分

平成 2 7 年第 1 回白馬村議会定例会議事日程

平成 2 7 年 3 月 1 6 日（月）午前 1 0 時開議

（第 2 日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

平成27年第1回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成27年3月16日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	篠崎 久美子
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	北 澤 禎二郎
第6番	太 田 伸 子	第12番	横 田 孝 穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
税務課参事兼課長	平 林 豊	観 光 課 長	篠崎 孔 一
教育課長兼スポーツ課長	松 澤 忠 明	会計管理者・室長	窪 田 高 枝
上 下 水 道 課 長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健 康 福 祉 課 長	太 田 洋 一	建 設 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	総務課長補佐兼総務係長	田 中 克 俊
総務課長補佐兼地域高校対策係長	松 澤 孝 行		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横 川 辰 彦

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前 10 時 00 分

1. 開議宣告

議長（横田孝穂君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名です。

これより平成 27 年第 1 回白馬村議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（横田孝穂君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第 1 一般質問

議長（横田孝穂君） 日程第 1 一般質問を行います。

会議規則第 61 条第 2 項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は 8 名です。本日は通告をされた方のうち 4 名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた 1 時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第 63 条の規定により、1 議員 1 議題につき 3 回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第 1 番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第 1 番加藤亮輔議員。

第 1 番（加藤亮輔君） 1 番、日本共産党、加藤亮輔です。

皆さん、おはようございます。昨年の地震からもうすぐ 4 カ月です。この間、被災された皆さんは不安と苦労の連続だと思います。また、職員の皆さんも、初めての災害支援業務ご苦労さまです。やっと少し暖かくなりましたが、村民の皆さんも早目の雪解けを望んでいると思います。これから始まる解体撤去作業を初め復旧作業がスムーズに進むよう、微力ですが、私もお役に立ちたいと願っています。

最初の質問は、その神城断層地震について、4 点質問いたします。

1 点目は、東日本大震災以降、この地域の大規模災害に対する予防対策・復旧計画をまとめた地域防災計画の見直し作業が進められています。そんな中、地震が発生しました。今後もしつ起こるかわかりません。早期に見直し作業を完成してほしいと思います。

同時に、村民にとっては、防災ハザードマップが一番身近な防災対策の手引書です。今回の地震をもとに、ハザードマップの改定が必要ですが、どのような進捗状況ですか。

2 点目、今回の地震で、住家だけの被害でも全壊 42、大規模半壊 12、半壊 21、一部損壊 154 棟に上ります。住みなれた我が家を失い、仮設住宅、借家などで不自由な生活を過ごしています。今後の生活に頭を抱えている人も数多くいると思います。誰しも想定外の出来事ですか

ら、すぐに住宅建設に足を踏み出せない人や、高齢からくるためらい、いろんな理由で住宅再建が困難な人がいます。そのために、震災復興村営住宅の建設がどうしても必要です。いつごろ着工するのかをお願いします。また、村内で新築、補修される方への村独自の支援策を考えているのかどうかをお願いします。

3点目は、今回の地震で住宅に被害のあった方への支援策として行われる住宅修繕工事補助金事業は、総論では賛成ですが、納得できない点が1点あります。それは、被災者支援が目的なのに、国民健康保険税や固定資産税など村税を滞納している人を排除している点です。村長はこの排除規定を見直す考えはないかどうか、お伺いします。

4点目は、今回の地震を経験して、北部消防署、村消防団の拡充をどのように考えているか。

以上4点、ご答弁をお願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員から一般質問3点事前通告がされております。質問について、順次答弁をさせていただきます。

なお、細部については課長のほうに答弁をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1点でございますが、長野県神城断層地震についてであります。

長野県神城断層地震について、最初に、今回の震災によるハザードマップ改定についてのご質問であります。現在のハザードマップは、平成24年3月に作成し、全戸へ配布いたしました。

このハザードマップには、地震被害のみならず、1級河川の姫川・松川の氾濫、または堤防の決壊が起きた場合に想定される浸水範囲や水深、土砂災害の危険区域、1次避難所や2次避難所、要援護者などを地図にしてあります。また、地図情報のほかにも、覚えておきたいさまざまな防災情報を掲載しているところであります。

質問の趣旨であります地震ハザードマップの改定ですが、今月6日に開催されました長野県防災会議で、第3次地震被害想定が公表されました。これは、平成14年に公表された第2次地震被害想定を見直したもので、糸魚川・静岡構造線や南海トラフなど10種類の地震に備えるため、県、市町村、地域の防災対策の基礎資料となる実践的な新たな被害想定として策定されたものであります。

この第3次地震被害想定は、これまで500メートルメッシュに区切って予測された地震動を250メートルメッシュにするほか、想定項目では、これまでの項目に加えて、長野県の特性を踏まえ、積雪による建物被害の影響、孤立集落の発生予測、被災者に占める高齢者や観光客の割合予測などが追加されております。したがって、今後、地域防災計画や地震ハザードマップの見直しに当たりましては、この第3次地震被害想定を基本として策定することになります。

また、土砂災害におけるハザードマップでは、これまで地すべりの指定がなかったことから、地すべりに関する情報が掲載されていませんでした。これに対して、長野県姫川砂防事務所では、

今月5日から11日まで村内4カ所で地すべりに関する区域指定を行うための地元説明会を開催してきたところであります。今後は、これらの情報につきましても、地域防災計画やハザードマップに反映させていくべきであると認識しているところであります。

このハザードマップは、単に被害想定を示すだけではなく、被害を減らすための具体的な防災行動を促すために活用することが重要であります。改定に当たりましては、想定結果を住民の皆様にはわかりやすく伝え、また、それを防災行動に結びつけられるような工夫をしてみたいと考えております。

次に、自力での住宅再建が困難な被災者のための公営住宅の着工時期に関する質問であります。白馬村におきましても、住宅の自力再建が困難な被災者がいるものと考え、既に長野県の担当課との情報交換と情報提供をいただいているところであります。

まず、制度面につきましてご説明させていただきますが、村営住宅には、大別しますと、国の補助を受け建設する住宅と、国の補助を受けずに村が単費で建設する住宅、いわゆる村単住宅の2種類があり、さらに、補助を受け建設する住宅には、公営住宅法に基づく公営住宅と、地域優良賃貸住宅があります。

いずれも補助率は50%で、補助残については公営住宅建設事業債により充当が可能となっております。

また、地域優良賃貸住宅につきましては、入居者を、災害罹災世帯、高齢者世帯及び子育て世帯などの要支援世帯に限定して供給する住宅で、公営住宅の入居基準の一つである所得制限が通常よりも拡充されております。

以上のような制度を踏まえ、平成27年度において、制度の選択、建設地の選定、住宅の形態、そして構造、規模などの検討及び設計を行い、平成28年度において国の補助を受け建設に着手し、同年の降雪期前までに完成させたいと考えております。

なお、建設戸数につきましては、総務課、震災復興対策室との情報共有と、被災者への意向調査などにより確定してまいりたいと考えております。

続いて、新築、補修される方への村独自の支援策についてのご質問であります。現時点で、被災者生活再建支援制度の対象とならない半壊・一部損壊などについて、建物のみに限らず、設備等関係を含めて対応できるよう、補助事業費10万円以上を対象に、補助率3分の1で上限20万円としております。

この住宅修繕工事補助金事業は、神城断層地震により被害を受けた住宅の修繕に対し、補助金を交付するものであります。震災直後の降雪と、例年になく多い積雪により、建物の外構や基礎部分、地中の配管などへの対応が困難であり、多くの村民より雪解け以降の事業継続について要望の声をお聞きしていることから、先月、神城断層地震に係る住宅修繕工事補助金交付要綱の改正を行い、27年度住宅修繕工事に対する補助をしてみたいと考えております。

また、災害復興住宅融資に関し、長野県と同様に白馬村でも借入利率相当額の一部について補助することといたします。

次に、住宅修繕工事補助金事業の補助対象者除外条件の見直しについてのご質問ですが、この補助金交付要綱の第4条で、補助金交付を受けることができる対象者は、補助対象住宅を所有している者、村税等を滞納していない者と定めてあります。

特に村税等の滞納者も補助対象とすべきとのお考えと思いますが、村の補助金交付に対する基本的な方針に沿いながら交付要綱を制定しましたので、この2項目を変更する意向はございません。27年度におきましても、現行の要綱に沿って進めてまいりたいと考えております。

最後に、北部消防署、消防団の拡充を考えているかとの質問でございますが、まず、北アルプス広域消防本部は、現在89名の職員定数であります。北部消防署には25名の職員が配置されております。消防行政を取り巻く環境としては、高齢化などによる災害時要配慮者の増加など社会環境の変化に伴い、消防防災業務は複雑、多様化するとともに、業務量も年々増加しております。このため、消防力の計画的な整備は、大北圏域にとっても重要な課題になっているところであります。

そこで、今回の地震災害のように大規模な、あるいは特殊な災害の発生に対しては、広域的な消防相互の応援体制の確立を図って対応しているところであります。

具体的には、長野県内14の常備消防本部は、平成8年2月に長野県消防相互応援協定を結んでおり、このたびの震災におきましても、北アルプス広域連合長は、発災から36分後の22時44分には松本広域連合長へ、22時52分には長野市長に対して応援要請をしております。翌11月23日の午後に応援要請を解除した時点では、県内10の消防本部から35隊122名の応援出動をいただきました。

また、平成15年6月に消防組織法の改正により法制化されました緊急消防援助隊につきましても、長野県知事の応援要請を受けた消防庁長官は、東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、新潟県、富山県に対して緊急消防援助隊の出動要請をし、翌23日の早朝には22隊104名が情報収集や救助活動を行っていただいた状況です。

次に、消防団の拡充についてでございますが、近年の就労構造を踏まえると、団員の増員は非常に困難であると考えております。限られた人員の中で、いかに効率的に活動することができるのかを考えることが大切であります。効率的に活動するためには、過去の災害対応を含め、今回の地震で得た経験を次世代に伝えていくという取り組みも重要かと考えております。

昨年、消防団では、来るべき大規模災害に備え、震災マニュアルというものを丸山前団長のもとに策定いたしました。今年度は、横山団長により、このマニュアルを全団員に理解していただくような取り組みもされているところであります。これまでの取り組みに、さらに今回の地震での経験を加え、再び起こるやもしれない災害に備えていただければと考えております。

今後も常備消防を中心に、行政、消防団、自主防災組織、地域住民、いずれも欠けることなく相互に協力し合い、一丸となって災害に対応していきたいと考えております。活動するための装備などの拡充につきましては、こと地震に限らず、土砂災害なども踏まえて整備をしてまいりたいと考えております。

1 点目の質問については以上であります。答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第 1 番（加藤亮輔君） 答弁ありがとうございます。

まず、ハザードマップの件ですけれども、ハザードマップには、第 1 次避難所 23 カ所、第 2 次避難所が 10 カ所指定されています。この建物の中で、耐震診断に合格していない施設は何棟ありますか。これは総務課長のほうがいいかな。お願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまの耐震診断の合格していない施設数という再質問でございますが、13 施設となります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第 1 番（加藤亮輔君） 今 13 施設ということでお伺いしました。つまり、この 23 カ所の中で、13 施設が耐震診断に合格していないと、そういう状態です。

それで、今回の予算でも、地域介護・福祉空間整備推進交付金で、6,600 万円使って、2 カ所分の施設をつくり、その後は公民館として使っていくという施設があるんですけれども、実際問題、この災害ハザードマップを見ますと、北部のほうの新田、切久保、これは両方とも合格していません。それから、佐野、沢渡についても、公民館は耐震に合格していないと。

それで、近代消防という雑誌があるんですけれども、その中で避難所のあり方というものが載っています。それで、大型のところへ集めるというやり方と、それから、被災した後に身近なところで丈夫なものをつくって、被災地の後片付けや自分の家の状況を絶えず見て回れる、そういうところにしっかりしたものをつくったほうが、被災者の気持ちは和らぐということも書かれています。

それで、村では 1 次、2 次と分けて、2 次のほうへ収容するような感じになっていますけれども、その辺のこととか、それから、もう一つは、先ほどの佐野、沢渡はスノーハープが指定になっています。佐野、沢渡からスノーハープまで行くにはやはり遠過ぎる。それから、どんぐり村についても、岩岳の体育館まで行くようになっています。やはりそういうところはちょっと無理なような気がするんですよ。

だから私としては、この地震を契機に、総合的に白馬村の避難所整備計画を村民の皆さんも交えて作り直すと、そういうことを提案したいと思うんですけれども、そういう委員会を立ち上げる考えは、村長、おありでしょうか、どうでしょうか。見解をお願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今の質問でございますけれども、この震災を契機に、またそういったことも検討してまいらなければならないというふうに考えております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありますか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 次に、実際、復旧・復興作業が始まるわけですが、まず最初に、半壊・一部損壊の人に対してですが、全壊と大規模半壊については当然聞いていると思うんですが、半壊・一部損壊の人に対しても、撤去、解体作業についての聞き取り調査は、これ進んでいますか。これは住民課長お願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） ただいまの加藤議員のご質問でございますけれども、個々の聞き取り調査というのは行っておりませんが、最初、申請を受け付ける段階で、半壊以上、大規模半壊、全壊の家屋を対象とするということでご案内をしております。現在、まだその申請を受け付けている段階でございます。よろしくお願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。質問はありますか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今後、解体撤去作業を進めていく中で、全壊と大規模半壊だけでは、やはり一部損壊の人も含めて直したいという人はたくさんいると思うんですね。それで、半壊までの部分だけの聞き取り調査をして、そこだけやっても、また整備をしていく上で、やっとなその部分がきれいになったかなと思った段階で、一部損壊の人が解体撤去を始めた。次の作業工程がおくれると思うんですね。だから、そのブロックにある解体撤去を希望している住民、一部損壊も含めて聞き取り調査をして、それで、そのブロック全体を全部済ませてしまうと。それで次の作業に入っていくというふうにしたほうが、またすぐ冬が来ますから、スムーズにやってもらいたいと思います。

それから、もう一つは、費用の問題なんですけれども、もし解体を希望の場合は、半壊までは村費でやるというふうに決まっています。一部損壊の人に対しての支援策は考えていないかどうかということと、それから、ここ4カ月近くなって、やはりいろいろな義援金とか見舞金など合計すると、どうしても一部損壊は、はっきりいえば義援金は5万円だけと。半壊以上の人は300万円ぐらいの補助、支援策もあるというふうに私は感じています。その辺の差が余りにも大き過ぎるものですから、村でも、一部損壊の人にも同時に作業をしていただくと、それから、一定の支援策をつくれないうか、もう一度考えてほしいと思うんですが、この辺は村長から答弁をお願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） ただいまのご質問でございますけれども、基本的に公費で、あるいは国の補助金をいただいて解体作業を進めていく以上、一定の線引きというのは必要だというふうに

考えております。そういった中で、今言う一部損壊の家屋というのは、基本的には修理をすれば使えるのではないかという考え方もございますし、逆にそこまで全て公費で見るという部分に関していえば、村が逆に解体することを勧めてしまうという捉え方もできますので、一応線引きとしては、半壊以上ということで進めさせていただいています。

ただ、費用負担の面がございますが、工程を組んでいく中で、個人負担でもしてもいいので、その中に組み込んで解体を一緒にやりたいんだというご希望があれば、それはその都度ケース・バイ・ケースで相談には応じてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今住民課長が説明をしたとおりであります。そんな中で、半壊以上につきましては、公費という説明をさせていただいたわけでもありますけれども、いろいろなケースがあるかと思います。そんな中で、国のほうへも、そういった支援策もないのか、そんなこともお聞きをしながら対応してまいりたいというふうに思っておりますが、今の現状の時点では、半壊以上ということになっておりますので、できれば村のほうで村費を使ってやればいいわけでございますけれども、相当なお金がかかるということをご理解いただきたいと思います。そんな中で、先ほど言ったような支援策も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 農地の改修については、国の支援策と、それから村独自の支援策で全額補償するというふうに一応なっています。それで、農地のほうはそれだけ温かい政策をして、やはり住宅のほう、やはり住民が住めるような状態にするというのも、大きな一つの支援策ですから、その辺、もう少し住宅に対しても考えていただきたいと思います。

それで、次に移りますけれども、新築をする場合、今あった建物の安全性の問題とか、それからいろいろ考えて、新しい場所につくりたいと、そのときに、農地から宅地への変更が当然必要な場所も出てきますけれども、そういう地目変更などの公的手続の問題ですけれども、この手続の対応策は県との調整はもう進んでいるんですか、どうでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） ただいまの質問にお答えいたします。

農地に新しく建てたいという具体的な要望はまだ聞いておりませんが、そういったこともあるだろうということで、若干県とは情報交換をしている段階であります。

ただ、今のところ、県の見解ですと、東日本のときもそうなんですけれども、特に地震に関する特例はないということであります。言いかえれば、個人で農地を転用して住宅にしたいという場合は、正規の農地転用の手続及び農振地域の場合は農振除外の手続が要ということになります。

す。

補足でいいますと、例えば村が先ほど言った公営住宅を建設するために農地を使いたいという転用については、許可が不要になると、そういったものがあります。一応そういう情報は今入れている段階であります。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 個人で建てたいという人もいると思うんですね。その辺の手続を、震災ということも考えて、いろんな知恵を絞りながら、要望に応えるような、そういう前向きな努力をしてもらいたいと思います。

それから、もう一つ、復興村営住宅の件ですけれども、1カ所にまとめるのではなくて、その地域のコミュニケーションが図れるような感じで、数カ所になるかどうか、ちょっと建てたいという希望者が何人いるかによって違ってくると思うんですけれども、やはりもとの地域コミュニティが保たれるような、そういう建て方をぜひとも行ってもらいたいと思うんですけれども、28年度に完成を目指す、いろいろ考えていくという答弁でしたけれども、先ほど農政課長の答弁をちょっと拡大解釈すると、具体的に1カ所に集中して、そういう感じになるのかなと思うけれども、なるべくなら分けたほうが良いと思うんですけれども、その辺はどの辺まで話が進んでいるか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。山岸建設課長。

建設課長（山岸茂幸君） 公営住宅の建設場所の関係であります。

現在、白紙の状態であります。建設戸数の把握もこれからになりますので、そういったことを踏まえて建設場所についても検討してまいりたいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 一応、28年の冬、雪の降る前に建設するということですから、早急にいろんな住民や被災者の意見を聞いて、実行していつてもらいたいとお願いします。

それから、次の質問に移りますけれども、先ほどの排除規定の問題ですけれども、滞納者については、先ほど補助金要綱で決めてあるという考えですけれども、こういう災害に関しての支援事業で、国とか県が滞納者を除外する、排除する、そういう例があるんですか、どうですか。

また、滞納者については、地方税法の徴収法で高い延滞金を払う、それでもだめな場合は、差し押さえをして、どんなに重要で思い出の深い品物であっても公売してお金にかえる、税金に肩代わりすると、そういう処罰はされているわけ、またできるわけです。

そういう処罰規定がありながら、なぜまた被災者に、滞納だという理由で除外するんですか。

その辺の見解、どういう話で村はやっているんですか。その辺をちょっと聞きたいです。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 1点目の国・県の考え方との見解ということでございますけれども、やはり国には国、県は県の考え方はあってしかるべきであるし、であるがゆえに、国と県とあわせることがどうかというような考え方もあるかと思えます。

地方税法上のいろんなお話も、加藤議員のほうからのご発言ありましたけれども、基本的に地震に対する復興支援という根幹的な趣旨での設計には変わりありませんけれども、その一方で、それを補うための税の徴収というところについてもあわせ持って制度設計をするというのが、村の補助制度上の根幹をなすものであるというベースがございますので、これは揺るぎないものだというところで、今回の要綱の改正については考えていないと、答弁のとおりでございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありますか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今回の地震を体験して、マスコミ、新聞、テレビなどで、きずなの強い温かい村政をやっている村だということが大きく報道されました。そんな中で、先ほども言いましたように、国でもう一回処罰しているわけです。高い延滞金を取って、それでまた差し押さえ、それから公売をかけるという。

刑事法の観点からいっても、1回処罰した人を二重処罰するということは、これは日本では認められていないはずなんですよね。これ、徴収の規定がそこまで及ぶかどうかは僕も定かではないですけども、何で二重にそんな差別をするのか、その辺だけはよくよくもう一度村内で討議していただきたいと思います。

それから、次に移ります。

今回の地震で、私も当日11時ころ堀之内へちょっと見に行きましたけれども、あの真っ暗な中、消防隊の人が活動していました。そういうところを見ると、まず消防団の装備の問題ですけども、やはりもう少し明るいヘッドランプ、それから、軍手などでやっていたものですから、ベタベタでした。だから、防火手袋とか、それから車については、真っ暗な中、投光器など、それから、あと、車のジャッキで重たい桁などを持ち上げて、それで救助したというところで、10トンぐらいの油圧ジャッキ、それから、倒木で車が通れなかったということも聞いています。チェーンソー、予算も絡みますけれども、そういうものなどもこれを機会に順次補充していくという考えはありませんか。村長、どうでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまの装備関係のご質問でございますが、まず、消防団の関係になりますと、非常備消防ということでありますので、村が予算計上して装備を整えるという部分につきましては、予算が伴いますけれども、今後について検討してまいりたいというふうに考えております。

逆に、地域、いわゆる地域の自主防災組織で装備するというものにつきましても、現行では補助制度がございますので、限られた金額と期間にはなりますが、そこら辺を全地域で対応していただければと思います。

震災が今回発生したということで、かなり他の地域でも、自主防災組織の立ち上げとか、装備に対する考え方というのはこれから強くなってくるとも思いますので、その辺につきましても、予算のほうと相談をしながら前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁を含めあと19分です。

質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） もう少し地震関係の質問をしたいのですが、時間の関係上、次の質問に移ります。

村長公約についてですけれども、村長の公約の中に、行政組織の活性化への前進というものがあります。組織の活性化の源は、そこに携わる人です。つまり、希望を持って働きがいのある集団になっているかどうかが鍵だと思います。

そういう観点から見ると、今の村の職員の雇用関係は複雑です。職員、嘱託職員、臨時職員または公社準職員、それから社協職員とか、いろいろいます。まず、それらの職員の各グループごとの人数はどれぐらいですか。それからまた、主な労働条件の違いを簡潔に示してください。

2番目が、職員が遅くまで残業をするとよく耳にしますが、昨年の8月、9月、10月の総残業時間は何時間ですか。

3番目、今述べたように、こういう多様な雇用関係や長時間残業は、組織の活性化にはプラスにならないと思います。村長はどのようなふうに解決していこうと考えているのか、見解を伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員の2番目の質問であります。村長公約についてということで、雇用形態別の職員数と主な労働条件の違いはという質問であります。現在、白馬村におきます教育長を除く一般職の職員数は84名であります。

嘱託職員、臨時職員、公社準職員につきましては、小・中学校や図書館、共同調理場などにも配置していることから、庁舎に配置している職員に限りますと、嘱託職員が6名、臨時職員が16名、公社準職員が2名、その他の職員といたしましては、長野県からの派遣職員が2名であります。

次に、労働条件の違いであります。一般職の職員につきましては、給料や手当に関することは、一般職の給与に関する条例で、また、休暇の関係につきましては、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例で規定しています。また、退職金に関することは、長野県市町村総合事務組合の

市町村職員退職手当条例で、保険や補償に関することは、長野県市町村共済組合、地方公務員災害補償基金で、それぞれ規定しているところであります。

一方、嘱託職員と臨時職員の賃金、手当、休暇につきましては、白馬村賃金支弁職員雇用等管理規程で定めておりますし、保険や補償に関することは、それぞれの法令による規定を適切に運用しているところであります。

次に、昨年８月、９月、１０月の残業時間の質問であります。本村では３カ月ごとに全職員の残業時間を個人別、会計科目別に集計して、人事関係業務の参考に行っているところであります。

ご質問の月とは１カ月ずれておりますが、７月、８月、９月の３カ月間に支給した残業時間数は３，７１４時間でありました。ただし、この期間中には、村長選挙と知事選挙、白馬ジャンプ競技場で開催されたサマージャンプ大会があったことから、これに係る担当者以外の残業時間を控除いたしますと、１，８２５時間となりました。一般職の職員のうち、残業手当の対象となる管理職以外の職員数は６９名でありますことから、職員１名当たりの１カ月の残業時間数は、平均すると８．８時間でありました。

最後に、多様な雇用関係や残業の解消に対する見解をとる質問でありますけれども、嘱託職員につきましては、免許・資格を要する業務や、その他高度な知識・経験を要する特定の業務であって、１年間を通じて雇用する者に限って採用してございまして、例えば小・中学校における講師や用務員、栄養士、保育士、給食調理員、電話交換手などがおります。

一方、臨時職員は、原則として１年間に満たない期間を臨時的、補助的に雇用する職員としております。また、公社準職員は、白馬村振興公社から労働者派遣法に基づき派遣されている職員であります。

確かに多様な雇用関係でありますことから、人事を担当する総務課に対しましては、職務内容や職務形態に応じて適切な任用がなされているかどうか、また、職務内容と責任に応じた水準になっているかどうかを、来年度１年をかけて検討するように指示をしているところであります。

また、時間外勤務の縮減につきましては、職員の健康維持や仕事と生活の調和、人件費の抑制といった観点から、全庁的に取り組むべき重要な課題と捉えております。

これまでも、時間外人件費等削減と勤務適正化のための通達を通じて、職員に時間外勤務の縮減を呼びかけたり、６時退庁のノー残業デー及び職員の業務量調査を実施するなどの取り組みをしてまいりました。しかしながら、このたびの地震の影響により、膨大な災害対応業務が今後も想定されますことから、時間外勤務の事前命令及び事後確認の徹底などの取り組みを行って、なお一層の時間外勤務縮減に努めてまいりたいと考えております。

２問目の答弁につきましては、以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありますか。加藤議員。

第１番（加藤亮輔君） 答弁ありがとうございます。

村の複雑な雇用関係、それぞれ理由はおありと思いますが、働く人、それから働く人が有意義に働ける状態をつくると、力いっぱいそこで仕事ができる、仕事ができたと返しが、住民サービスがよくなる、向上するかどうかにかかっていると思うんです。

その安心に働ける状態を、やはり行政として、村長としてつくり上げていくということでは、やはり生活の安定をさせると、それが、その職員によって安定の度合いが違ってくると、労働条件が違ってくると、そういうことはあってはならないと思います。

それで、今回も一般職の臨時職員は15名募集している。それから学校の嘱託職員も3名とか、栄養士、それから、これ以外にも保育士も含めて臨時職員で採用していますけれども、こういう人は、今後もずっと長年にわたって採用し、それでキャリアを積んだほうが、村の業務のはかどり、それから住民サービスの向上につながると思うんですよね。だから、その辺は常勤で定期採用していくというような形でいったほうが、最終的には村のためにも、村民のためにもなると、私はそういうふうに考えています。

だから、そういう雇用関係を今後ふやしていくのか、それとも、このような形で人件費削減のために、臨時とか、嘱託とか、そういう制度を今後も維持していくのか、村長の基本的なお考えを聞きたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、加藤議員さんの言われるとおりであります。今回の震災に対しましては、職員を含め、そしてまた臨時職員を含め、非常に大変にご苦労いただいたところであります。この職員の皆さんの、そしてまた臨時職員のこのお力のおかげに、何とかこの震災対応をしていたというふうに、私は感謝をしているわけですが、その半面、非常に労働過重になっているということは、私も十分承知をしております。

そんな中で、労働過重にならないような、そういった対応をこれからも進めていきたいと思っておりますし、そしてまた、正職員というような、そういったお話もありましたけれども、定数の問題もありますし、そこら辺も勘案をしながら、労働条件が過酷にならないような、そしてまた、臨時職員が一生懸命働いて、職員にまた登用されるというような、そういった道も一つの方法として進めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁を含めあと8分です。質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） では、次にもう一つ、行政組織の活性化についての提案をしたいと思います。

今、白馬村の観光について、外国人観光客を抜きにしては語れないと思うんです。そういう中、外国人住民もふえています。この1月の統計を見ますと、455人の外国人住民がいます。

通常の去年の１０月では１７７名、これぐらいの外国人がいます。

そういうところで、一般財団法人の自治体国際化協会が行っている自治体職員協力交流事業というのがあります。この事業は、総務省が管轄しています。それで今まで、これ平成８年にできまして、この２５年までに、３６カ国から１，０２３名が研修員として各地の自治体で活動しています。この費用についても、これは特別交付税措置があります。自治体負担はないということです。

それで、ニセコでも２３年からこの制度を採用して２名採用し、２６年は４名採用しているということです。それで、仕事の内容については、そういう外国人住民のいろんな生活のお手伝いをやる。それから、もう一つ大きな仕事として、外国人旅行者のお手伝いも行うという、そういう中で、外国人の誘客業務、それから旅行代理店への宣伝活動とか、それで、この旅行代理店への宣伝活動を年４回やっているそうですけれども、このニュースレターが世界各国でものすごく信用度が高いと、そういう結果も得ています。

それから、もう一つ、小谷村で採用している地域おこし協力隊、これは小谷村は１３名採用しています。それから集落支援員、これは小谷村は７名採用しています。これも先ほど言いましたように、財源措置、特別交付税の措置が４００万円、３５０万円とされています。

こういう有利なものを使って行っていくということも、一つ組織の活性化のために役に立つかなど。やはりいろんな国の人が村の中へ入って、いろんな文化の違いを村内及び庁内で交わるといことは、本当の活性化になると私は思うので、参考までに提案しておきたいと思います。

それから、最後の質問ですけれども、政府が昨年、緊急経済対策として決定した地域住民生活等緊急支援のための交付金についてです。

１月に２つの具体的な事業内容が示され、白馬村にも地方創生先行型に２，４３０万円、地域消費喚起・生活支援型に１，７４０万円が交付されました。私は、この地域消費喚起・生活支援型について質問します。

この型の目的は、地域における消費喚起に効果がある事業をやると、１つは個人に対する直接の給付事業をやれということ、それからプレミアム商品券を奨励すると、それから生活支援については、低所得者への生活支援を原則とすると、それから、やることの周知徹底をなさないと、それから結果について報告なさないと、そういう５つのことが決まっています。

その中で、白馬村はプレミアム商品券一本に絞り、１，７００万円を予算計上しました。なぜ、この低所得者向けの支援策を考えなかったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員の３点目の質問であります。時間もありませんが、答弁をしたいと思います。

地域住民生活等緊急支援のための交付金についてであります。国の平成２６年度補正予算と

いたしまして、4, 200億円余りが計上され、成立されました。うち、地域消費喚起・生活支援型につきましては、2, 500億円が全国に交付され、白馬村におきましても、1, 740万9, 000円が配分されております。

本交付金につきましては、地域の実情に配慮しつつ、地域の消費喚起など景気の脆弱な部分に、スピード感を持って対応を絞った対応をするようにとの安倍総理大臣の指示により、地方が実施する消費喚起策や、これに直接効果を有する生活支援策に対する支援策でありまして、その目的にかなうものであれば、事業設計につきましては、地方公共団体に委ねられているといったものであります。

それを踏まえ、白馬村といたしましては、地域経済がいまだ冷え込んでいる現状から、国より示された地域消費喚起という目的も考慮しつつ、最も地域経済にインパクトのある施策として、平成21年にも商工会を主体に実施し、住民の皆さんからも大変反響がありましたプレミアムつき商品券の発行を、この交付金を活用して実施することを決定いたしました。

また、多くの市町村においても、本交付金によるプレミアムつき商品券の発行事業を計画していると聞き及んでおります。全国同時に商品券が発行されることにより、国内の消費活動が活発化され、全国的な景気浮揚の一助になるのではないかと期待もされているところであります。

さて、低所得者向けの灯油購入補助事業についてであります。事業の検討はいたしましたが、世界的な原油価格の下落の中、白馬村におきましても、最も需要がある冬期にあっても灯油の小売価格が下落し、低価格の傾向が続いている状況から、費用対効果も勘案し、商品券発行事業に原資を集中することとしたものですので、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、前回のプレミアム商品券の販売時には、多くの方が購入できなかったという反省点から、今回の事業におきましては、なるべく数多くの方に購入していただけるように事業設計してまいりたいと考えております。村民の皆様におかれましては、ぜひそのプレミア分を活用していただき、村内のお店で、灯油を初めさまざまなお買い物をしていただき、地域経済の活性化につながっていくことを期待しているところであります。

加藤議員の質問については、答弁は以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁を含めあと1分です。質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今回、3点質問しましたがけれども、共通点は、国は割合弱者の切り捨てをやっていると、それから格差拡大やむなしの政策を続けているということで、私たちが若いころは、1億総中流社会という社会でした。でも、この20年前の小泉・竹中ラインの中で、派遣法が大幅に緩和されて、もう現在は3人に1人が非正規社員になって、年収200万円以下の労働者が1, 100万人を超える格差社会になっている。それから、社会保障の問題でも、3年前に

大阪のお笑いタレント事件を利用して生活保護世帯のバッシングの渦を巻き起こして、国の責任を薄めていると、それで自己責任論を蔓延させている。

しかし、この日本には、憲法25条で、国民は健康で文化的な生活を営む権利を持っていると、国は社会福祉、社会保障の向上に努めなければならないとうたっています。また、地方自治法でも、自治体は住民の福祉の増進を図ることを基本として決められていると決まっています。白馬村も、先ほどから3点述べましたが、弱者に対しての目配りをもう少し慎重に行って、村政運営を行ってもらいたいとお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（横田孝穂君） 質問時間が終了いたしましたので、第1番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第7番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第7番篠崎久美子議員。

第7番（篠崎久美子君） 7番篠崎久美子でございます。

昨年起こりました長野県神城断層地震におきましては、県内広い範囲に被害をもたらしたものでございますが、村内においては、特に局地的に被害が集中したところでございます。被災された皆様におかれましては、一瞬にして今までの生活を一変するという著しい被害に遭われたことに対し、改めてお見舞いを申し上げるところでございます。

また、行政におかれましては、発災後、非常に迅速な対応が図られ、本当に連日休むことなく、住民生活、安心・安全の面、そしてまたいろいろな観光、農業、その他いろいろな産業の分野におきましても、多種多様な分野での柔軟な対応が図られている連日の姿に改めて感謝をする次第でございます。

いよいよ雪解けの春を迎えることとなり、これからが本当の意味での復旧・復興と思われまします。一日も早く安心・安全な通常の今までの生活を取り戻すことができるように、そして、本当の意味での被災者を初め住民がこの安全・安心の中で心の春を迎える日が来るようにと、ともに努力をしていきたいと思うところでございます。

さて、本日は通告に従いまして、3つの内容に分けて質問をいたします。

1番目に、震災復興について、2番目に、地域経済の活性化対策について、そして最後に、下水道受益者負担金問題についてでございます。

まず最初に、震災復興についてお伺いいたします。

今回の震災では、全壊、半壊のお宅が非常に多いところでございますが、住宅の復興が大きな課題となってくるところです。住宅復興に際しましては、被災した土地に建てるのが、また再

建することができるのかが問題となりますが、この宅地の安全性を担保するための対応についてをお伺いしたいと思います。また、もとの宅地に住宅再建ができない場合については、復興住宅、集団移転なども必要になってくるとも想定されますが、これについてのお考えを伺います。重なる部分もありますが、ご容赦を願いたいと思います。

また、復興の計画を立てるためには、同じ判定基準であっても、実際には住民それぞれに条件・状況等が違ってきます。そのため、速やかな被災住民の復興に対する意向調査が必要と思われますが、実施の予定について具体的にお伺いいたします。

また、被災した小規模事業者の場合は、極端な場合には、再建するまでは収入の道が阻まれるということも想定されます。再建するためには大きな負担が必要となることで、事業継続に困難を伴う場合も想定されます。罹災認定されていない事業者におかれましても、壁などの落下やひび割れ等が見られる場合、いろいろな場合が想定されますが、その場合においては、例えばお客様を受け入れる施設などでは、リフォームを余儀なくされることとなります。しかし、罹災判定基準に満たない場合には、全てが自己負担の中で行わなければなりません。今回、住宅修繕への補助金が出ていますが、住居部分に限られるとしており、白馬村では実際、住居と事業所向け建物の併用住宅がほとんどという実情もございますので、この実情と合わないのではないかとということもございます。そこで、今回の震災の影響につきまして、小規模事業者の現状の調査と今後の意向調査が必要と思われますし、また、今後の積極的な支援策についてをお伺いいたします。

次に、農地についてお伺いいたします。農地も非常に大規模に、また広範囲にわたって被災をしたわけでございますが、これはまだこれから春になってみないとわからないという未知の部分もありまして、どれぐらいの被害になっているのかが、実際のところわからないのかもしれない。しかしながら、雪解けとともに、その部分も始めなければいけないこととございますが、農地の復興予定についてお伺いいたします。また、実際に被災され、耕作不能地となった場合についての対策をお伺いいたします。

次に、今後の防災対策に役立てるためにも、発災後、行政や地域でどのように対応ができたのか、対応したのか、それらなるべく早い時期で調査をし、検証し、それに基づいて地域防災計画を見直していくことが必要であると思われますが、これについてのお考えをお伺いいたします。

最後に、災害が突然で大規模であったことや、復興が長期にわたることが想定される中、被災住民の精神的なダメージの大きさが心配されます。私も仮設住宅のほうへたびたび伺わせていただく機会を得ておりますけれども、まだ仮設住宅ができる前、仮設住宅に入ったとき、そしてまたお正月を過ごした後、そしてまたあの大雪の1月、2月のとき、それぞれに住民の皆さんの顔の感じが変わってきているなというふうに私は非常に感じております。心の中に多分いろいろな思いがあって、いろいろな変化があるのだと思います。この住民の皆さんの心のケアについての対応をお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 篠崎議員からは3点について通告がありました。順次答弁をさせていただきます。

まず初めに、震災復興についてであります。

震災復興についての質問であります。最初に、宅地の安全性を担保するための対応についてであります。この7日に行った信州大学による11・22地震緊急調査報告会の中でも、参加者から出された質問であります。担当教授の回答では、地盤調査が必要としつつ、現在の耐震技術をしっかり施せば、同様の地震が起きても安全性を保てるのではないかという説明をしておりました。

また、信州大学とは別組織になりますが、地盤工学会・土木学会地盤工学委員会では、地耐力調査として、スウェーデン式サウンディング試験を、堀之内・三日市場両地区合わせて13カ所実施しており、これらの結果から、地耐力の専門家としてのご意見を伺う予定としております。

ただし、ご質問のような安全性の担保といった点につきましては、地質学的見地まで求められますと、非常に難しいことと考えております。

続いて、復興住宅と集団移転の質問であります。加藤議員の答弁でも触れましたとおり、公営住宅については被災者の意向を伺いながら進めていくこととしております。

なお、集団移転は、被災者にとって非常にデリケートな事案でもあり、行政からお示するというよりは、仮に地域全体としての要望が出された場合には、実現性の可否を含めて早急に検討してまいりたいと考えております。

次に、復興に対する意向調査であります。第1次として、この17日までに解体・撤去処理申請者に対してアンケートを実施しております。この中にも質問項目として挙げております相談支援相談員への聞き取りについても依頼しております。

2次調査といたしましては、建設課により公営住宅入居を含めた意向調査を7月ごろ、さらに第3次として、9月末ごろまでには全体の意向調査を実施する予定であります。

次に、小規模事業者の現状・意識調査と支援策については、震災の時期が11月末ということで、被災した事業者に限らず、村内のほとんどの事業者が、震災後の疲労や負担の中で、来るスノーシーズンへの不安を抱えながら年の瀬を過ごされたことと思います。降雪は遅かったものの、12月中旬にはまとまった積雪となり、村内各スキー場への入り込みも、2月末にはほぼ昨年と同じ水準まで回復しております。

村内事業者の現状については、震災直後と震災1カ月に事業者向けにアンケートを実施しておりますが、このような激動のスノーシーズンを迎えた中で、回収状況は低調であり、震災被害の全容について把握するには至っておりません。

雪解けとともに新たに判明する被害状況もあろうかと思っておりますので、村内事業者の現状把握と

その規模に応じた支援策については、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、農地の復興予定と耕作不能地対策についてであります。本会議初日に申し上げましたとおり、農地農業施設に関しましては、発災後、降雪までの約半月の間に目視で確認した範囲の被害把握であり、まずは被害農地・施設の全容を把握するところから復旧作業の再開となります。全ての農家へ被害農地の報告を依頼しており、村でも雪解け後、目視では確認できない農地の不陸を確認するため、被害農地の周辺を中心に測量を実施してまいります。

春の調査でポイントとなるのが、水田の湛水機能の確認であり、そのためには、農業用水路の確保が何より重要であると考えており、雪解けや国の査定を待たず、山崎水路や飯田揚水機、大出のため池など主要用水路の応急復旧の準備をしているところであります。

現在、被災を把握している農地のうち、国の補助災害として申請し、査定を受けた農地は2工区10枚程度で、ほとんどはこれからの査定となります。あわせて4月以降に想定される被災農地については、その規模が予測できず、被災農地が国の補助対象の場合は、詳細な測量、写真撮影を経て申請手続を行っていくこととなり、その事務量は膨大になる見込みであります。

通常、補助災害の場合には、査定を受けた後、2カ月ぐらいで発注となることから、15ヘクタールに加えて数ヘクタールと予測している農地復旧工事は、夏から秋にかけての着工にならざるを得ないと考えております。したがって、何とか27年度内の復旧完了を目指しますが、一部28年度の作付に影響が出ることも懸念しているところであります。

耕作不能地については、その農地に利用権が設定されている場合は、その形態を継続していただき、復旧後のスムーズな営農再開を図るとともに、借り手には草刈りなどの維持作業を委託していきます。また、本来ならば農産物生産により収入を生む農地が、全く生産できないということで、耕作者への減収の影響も大きいことから、支援策として、農地反収の補填、補償とはいきませんが、国の経営所得安定対策の米直接支払交付金に見合う金額を支給する予定にしております。

次に、行政や地域がどのような対応をしたのかを、なるべく早い時期に調査・検証についてありますが、議員のおっしゃいますとおり、このたびの地震災害に対する本村の経験とその対応を明らかにして、それを検証することにより、本村における今後の大規模災害への体制強化を図るための基礎資料として活用することは、非常に意義のあることと思っております。

現に、平成23年3月に発生いたしました東日本大震災におきまして、宮城県や石巻市では、平成24年3月に調査報告書を発表しております。これは、災害対応に当たった職員や被災された方々の記憶が風化しないうちに、できるだけ早い時期に聞き取り調査を行い、1年の節目として報告書にまとめるといった趣旨であるとしております。

一方で、陸前高田市や大槌町では、職員のための初動対応マニュアルや、住民のための避難マニュアルの策定、地域防災計画への反映を目的としていたことから、住民へのアンケート調査や

パブリックコメントなども実施して、今年度報告書にまとめて公表しております。

本村におきましても、報告書の方向性は、これから関係機関の助言をいただきながら検討していくことといたしましても、調査及び検証作業につきましては、なるべく早い段階で取りかからなければならないと考えているところであります。

地域防災計画の見直しにつきましても、ただいまご説明いたしました調査及び検証作業を終えてから、また、先ほど加藤議員の質問にもお答えいたしましたとおり、第3次地震被害想定も踏まえて進めていく予定でございます。

最後に、心のケアについての対応ですが、今回のような大きな災害や事故など、ショッキングな出来事を体験した後に、心と体にはさまざまな変化が起こります。気分の落ち込み、不安感、不眠などは、多くの人を経験するごく自然な反応で、反応の仕方や回復は、一人一人違います。一方で、極度の恐怖などの感情を抱いた方の中には、長期間の心のケアが必要となる状況に陥ることもあります。

今回の災害では、避難所に避難されている方々への健康相談、在宅で過ごされている方への巡回相談の実施、不眠や不安などの症状のある方へは、安曇総合病院の医師・看護師・心理士などの心のケアチームのご協力をいただきながら相談を実施してきております。

子どもの心の不調については、身体の症状や、日ごろは見られない行動の形であらわれることが多くなりますので、小・中学校においても、学校カウンセラーによる個別カウンセリングのほか、養護教諭、担任教諭、保護者などの連携により、子どもたちの心のケアに努めているところであります。

地域において一番身近な相談者である民生児童委員の皆さんには、震災後、戸別訪問をし、安否確認の上、相談や見守りなど継続して活動をいただいているところであります。

震災から間もなく4カ月を迎え、これから雪解けとともに復旧が進んでいく中で、さまざまな不調があらわれるものと予想されます。被災者への心身の状態を確認するアンケート調査を実施し、継続的なケアが必要な方の把握、症状によっては医療機関への受診勧奨などにつなげていきたいと考えております。平成27年度は、カウンセラーによる心の相談会の回数をふやし、より多くの相談が受けられる体制をするとともに、引き続き安曇総合病院の心のケアチームのご指導をいただきながら、保健師による定期的な健康チェックと心の相談を継続してまいります。

また、村と社会福祉協議会との間では、生活支援相談員設置事業を新規に実施しています。議員さんも既にご承知のことと思いますが、先月より生活支援相談員を2名配置し、仮設住宅や公営住宅、被災地区で暮らすお宅を巡回訪問し、見守り、声かけ、相談、情報提供や被災者のひきこもりの防止、交流の場づくりなどを行い、被災者の心に寄り添った支援に努めてまいりたいと思っております。

社会福祉協議会では、震災後から災害ボランティアセンターを開所し、ボランティアによる取

り組みをしてまいりましたが、被災者の心のケアとしての交流イベントの開催、茶話会、喫茶コーナーなどによるサロン活動を継続しております。

特に交流に関しましては、社内外から多くのボランティア団体等からの参加申し出があり、心より感謝申し上げる次第であります。被災者の皆様のニーズに応じていけるよう、開催内容や時期を調整して、心身ともにリフレッシュの一助となる活動につなげていければと思っているところであります。

いずれにいたしましても、それぞれの関係機関が連携して、心のケアに努めてまいりたいと考えております。

1つ目の質問については、以上、答弁をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） この宅地の安全性の部分に関してなんですけれども、確かに村として大規模に行って、ここが絶対安全ですよということは、やはりそれは地質学的にも、それは言うことは難しいと思うんです。ただし、被災された方たちからしてみると、本当にここに建てて大丈夫なのかという情報がないんですね。

なので、例えば、情報の提供という意味において、ポイントは何カ所か決めて、村としてもやはりきちんとボーリング調査なりをしていただいて、その情報を出していただくことが、一つ住民の方の判断基準になるということだと思います。やはりそこがないと、情報がないと、どういう結果であったのか、だからどうせよという意味ではなくて、こういう結果でしたというところを、やはり村としてきちんと被災された方、特に家を失った方、さらにまた、再建しなければ、そこに再建するかどうか迷っている方にとっては、やはり大きな問題でありますので、その住民の方の判断基準になるべく、ボーリング調査を何カ所かやはり村としてやるべきではないかと思います。

特に今回に関しては、断層が動いたということがきちんともう明確にわかっているということでございますので、そういうことに関しては、やはり村として情報を出すべきですし、そのためには、きちんと調査をすべきではないかと思います。

この点について、もう一遍お伺いしたいと思いますし、またそれとあわせて、そこに建てたいといったときに、例えば地面そのもの、あるいは石垣とか後ろの山が倒れている、崩れているといったときには、そこを直しながら家を建てていくわけなんですけれども、そういったところへのようするに補助ですね、そういったものをお考えになっていただけると、さらに住民にとっては、そこにもう一遍建てるかどうかの判断にもなると思いますけれども、そういったこの2点についてお考えを伺いたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） まず最初の宅地の安全性の関係になりますが、現在、先ほど村長の答弁

にもございましたとおり、この7日には信州大学による報告会がされております。その後になりますが、先ほど村長の答弁の中にもありましたとおり、地盤工学会ですか、そちらのほうでの今データのほうをいただいて、まだ学会発表にはなっていないんですが、資料として住民の皆さんに提供したいということで、大学の先生からの監修もいただきながら、資料のほうを現在作成しております。

その資料につきましては、この24日に開催されます、いわゆる解体撤去の申し込み者の説明会がございまして、その後段で、27年度に係ります復旧に関するスケジュールとあわせて、住民の皆さんに資料のほうを示していきたいというふうに考えております。

ただ、これの調査結果というのは、スウェーデン式サウンディング試験ということで、ボーリング、いわゆる標準貫入試験とは若干異なりますが、試験については、堀之内で7カ所、三日市場で6カ所の計13カ所で調査のほうを実施しております。おおむねの傾向というものは報告でいただいておりますし、信大の原山先生の報告の中でも、過去にとったボーリングデータを見ながら、断層部分がどういうふうになったのかというような方向性の報告もいただいておりますので、まだとれていない場所があれば、この辺についてボーリング試験等をどうするのかということとは、少し上部機関のほうとも相談をしてみたいというふうに考えております。

宅地、今度、いわゆる建物の再建の関係になってまいりますが、これに関しては擁壁という部分もありましょうし、地割れという部分もあろうかと思えます。直接的な補助ではございませんけれども、加藤議員の村長からの答弁にもありましたとおり、利子補給の中には住宅の整地という部分も基本分で入っておりますので、村のほうでは県の残りの分の利子補給、新築に対して10年間の利子補給をするという制度も設けておりますので、その辺を活用していただければというのが現時点の状況でございます。

今後、いずれにしろ建物の再建をするということで、建物を建てる計画を立てる際には、いずれにしても、確認申請上、いわゆる地耐力がどのくらいあるのかという検査は行っていかなければ、確認申請の受け付けにならないというような話も伺っておりますので、今後そこら辺での支援というのは、少し再建をしていく方のご意見も伺いながらというところで、現時点での直接補助ということはまだ考えていないというような状況でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） ぜひ専門調査機関等々の資料も活用しながら、そういった情報を、特に建物を建てるには、まず地面が問題であるわけですから、地面のところが先に決まらないと、このたった短い2年間の中でどういうふうにやっていくのかというところの、一番基礎になるところでございますので、ここのところをぜひしっかり調査するなり、あるいは情報の提供を住民にきちんと出していただくということをやっていたらと思います。

また、補助の部分に関しては、今利子補給の中にそういった部分も重なっているというところもございますけれども、ぜひこの積極的な支援というところを図られるようにお願いしたいと思います。

続きまして、小規模事業者の部分についてお伺いしたいと思います。

先ほどお話伺いますと、春になりましたら意向調査をして、どのような支援策があるかということを検討したいということでございますけれども、これについては、先ほども言いましたけれども、借り入れ部分についての融資についての部分で、配慮されているところもありますけれども、ぜひ村として積極的な支援策をお願いしたいと思います。

というのは、先ほども申しましたけれども、白馬村の場合は、住宅と併用していろいろな事業をされている、そういう小規模事業者が非常に多い地域、これはもう地域の特性であると思います。地域の特性に合ったものの補助というものを、やはり村独自として考えていただきたいと思っています。

例えば、これは、中身のよし悪しはありましたけれども、リフォーム補助金的なといいますか、そういった、要するにまとまった形での幾らかの補助があってもいいのではないかと思います。

というのは、どうしてもリフォームをしなければ次に向かっていけないんだけれども、これは望むリフォームではなくて、突如起こったことに対してやらなければならないリフォームであるということです。そこを含んでいただいて、ぜひ小規模事業者向けの積極的な支援策ということについてお伺いしたいと思います。

春、雪解けとともにということでございますけれども、この意向調査の予定される、意向調査をいつごろまでに終えて、例えば支援策についてはいつごろまでに考えたいというようなことを、お考えのところを今お伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 支援策ということで、具体的には融資制度の利子補給を全額というようなレベルではなく、さらに踏み込んだ財政支援、イコールそういった投資に対する補助制度ということでの話かと存じます。

いろいろ長野県等とも相談をした中で、なかなか県としてもこういった制度の支援というのがないというようなことも伺っておりますので、最終的には村独自での支援策をいかに構築するかというところに限るかと思っております。

一番課題になりますのは、気持ちの部分とは別に、やはりそこを支えるための財政的な部分をどうつくり込んでいくのかというところが、一つのポイントになろうかと思っております。さりとて、既にこの先どうしようかということで現実にストップしているところもあるし、ここ数年の間で何とかしなければいけないと、直接要望の声も耳にしておりますので、この4月以降に、早々に村の考え方をまとめながら、一定の支援策について、どこまで何ができるかということ

進めてまいりたいというように考えております。

もう一方、意向調査の関係につきましては、村の意向調査とは別に、実は商工会のほうで、1月に、特に大きな被害のあったところに関して、聞き取りとアンケートを実施していただいた経過があります。36事業所からの聞き取りをやっている中でも、やはり当座の運転資金の部分というものの支援であつたりとか、あるいは直接のリフォームに相当するような村としての補助制度に対する要望もあるのも事実でございますので、特に大きな被害のあったところにどういった支援ができるかというようなところを、また村のほうでも改めてきちんとヒアリングするようなことしながら、新年度の前期、上期には、やはりそういった方向を出していかないと、おくらせてしまうのではないかなというふうに担当課では考えておりますので、そのような形で進めてまいりたいということでございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） ぜひ、特に忙しくなる前、白馬の場合、冬が非常に忙しいわけですが、それに十分、もうリフォームも済んで十分に営業が間に合うんだというような形に持っていつていただけるように、このところもぜひお願いしたいと思います。

次に、農地についてのお伺いをしたところでございますけれども、先ほど畦畔の管理の部分、あるいは減収の補填の部分について、補助策というものを考えているということでございますが、これについて具体的なお伺いしたいというのと、これは27年度ということでございますが、一部お伺いすると、27年度中には全ての農地がもとに戻らないかもしれないという中で、この補助的な部分も、来年度、要するに耕作が不能である間は続けられる予定であるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） それではお答えします。

いわゆる耕作不能地対策でありますけれども、まず、農地の保全に対して、借り手のほうに委託をして草刈り等をお願いしたいということで、現在予定しているのは、1反歩当たり5,000円の委託料を予定しております。予算上は、利用権設定農地ということで10町歩ほどを想定しております。これはまた面積がふえれば柔軟に対応したいと考えております。

また、反収の補填というか、お見舞的な支援策でありますけれども、これについては先ほど申し上げましたとおり、国の経営所得安定対策の米直接支払分ということで、1反歩当たり7,500円ということで、白馬村の農業再生協議会を通じて支給をしていきたいと思っております。今のところ想定しているのは、20町歩ほどを予算化しております。

あともう一つ、28年度に復旧がずれ込んだ場合、不能地が28年度も続いた場合ということですが、当然、地震からの復旧が図れるまでは柔軟に対応していきたいと、農政課の考えとしては継続をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 特に農地については、これからわかってくるところがたくさんあると思いますので、ぜひいろいろに、今柔軟に対応というお言葉をいただきましたけれども、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、その検証についてをお伺いしていきたいと思います。

検証についてですけれども、これは、何回も検証されたほうがいいのではないかなと私は実は思っているんですね。今の時点で、あのときのことをやはりきちんと、行政がどう動いたのか、私たち住民はどうだったのか、被災者はどうだったのか、情報はどういう経路を伝って、必要な情報が本当に行き渡っていたのか、組織が働いたのか。

あるいは、私、自分の三日市場地区でありますので、被災地区であったんですけれども、区の役員の方に非常に、役場もそうですし、私たちもなるべく区の役員を通していこうと、情報を一本化しようよという話をしたんですけれども、区の役員さんも、実はあの混乱期には、区の中を把握しなければいけない、要望もたくさん出てくる、そしてみずからも被災されているという中で、役場にもうしょっちゅう行かなければいけないという事態があって、このときに私は、実は、この今の混乱期だけでいいから、一人情報のメッセンジャー的な方をつけていただけないかというお話もしたんですが、役場のほうも混乱している中で、なかなかそれは実現しなかったんですけれども、私たちは実際どういうふうに動いて、どういう形であの後の対応ができてきて、急性期を乗り切って、そして今の復興期に向かっているのかというところを、やはりすぐ検証しなければいけないと思うんですね。なので、この検証については、私はすぐやっていただきたいと思います。

これは、自主防災組織にも反映されていかなければいけないことですし、実際自分たちの地区はどうだったかという、公民館も被災してうまく動きませんでしたし、真っ暗な中で情報がどこから来るか、どこにどういう情報があるのか、実はわからなかったんですね。なので、そういうことも含めて、この検証については答弁は求めませんけれども、1回だけでなく、ぜひ何回もやっていただき、1回やった後、そしてまた復興期について、どういうふうな形になっているのかということをやったりしていくことが、白馬村の今後の防災にもかかわってくると思いますし、他の地域に対しての、この防災の、白馬村はあのときどうだったんだという、それを参考にしていただいて、では自分たちはどうするという、そういうデータにもなっていきますので、ここのところはぜひ丁寧に検証を行っていただきたいと思います。

先ほど、最後に心のケアの対応についてお伺いしたんですけれども、この心のケアもぜひ持続的にお願いをしていきたいとは思いますが、いずれにしても、住民に対しての情報が、割と仮設住宅の方のほうに、まとまっているものですから、行政もそのほうが情報も出しやすいし、

心のケアの場合もそういうところに行きやすいんですけども、大規模に被災された方で、仮設にいらっしゃらない方も結構いらっしゃるわけですけども、その方たちに対しては、ケアの部分はどういうふうにされているのか、お伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） お答えさせていただきます。

仮設住宅以外にいらっしゃる被災者につきましては、村長答弁にありましたけれども、生活支援相談員を設置いたしましたけれども、2名設置しておりますが、そういった方々が仮設住宅以外の、村外も含めまして、相談、見守り、聞き取りというようなことも実際、実施しております。また、村の保健師につきましても、仮設住宅以外の村外にいる方につきましても、訪問をしたり、聞き取りをしたりしている状況であります。

また、先ほどアンケートを実施したいということで、村長より答弁がありましたけれども、そういったアンケートを通じまして、直接お聞きしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は、答弁も含めあと20分です。

質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 復興につきましては、まだまだ本当に雪が解けるとともに流動的な部分もあると思いますので、ぜひ柔軟な対応をしていただきたいと思いますし、それには一番住民に寄り添った形でお願いしたいと思います。お金が出るからやるんだということではなくて、住民の意向に沿った、住民の気持ちを酌んだ復興、それこそが本当の復興であると思いますので、このところ、肝心なところを忘れないようにお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、地域経済の活性化対策についてお伺いいたします。

地域経済の活性化、また産業の育成のためには、新規事業者や後継者の育成というのは、これは課題でございます。

商工会では新年度、27年度には、創業支援事業が行われる予定であるということを聞いております。これにつきましては、この2月27日に経済産業省関東経済産業局から産業競争力強化法に基づく創業支援計画として認定を受けたところと伺っております。計画の詳細はここでは省きますけれども、確実に創業に結びつけることを目指して開催されるものということで、私たちとしても大いに期待されるところでございます。

この創業塾の開催と時期を合わせて、創業の際に必要な資金への補助制度を創設することは、新規事業者の呼び込み、育成という観点から、非常に有力な策だと思われます。これらについては、県内では、同規模自治体としては信濃町などでもう既にそういった仕組みづくりとなっているところでございます。これについてのお考えを伺います。

次に、ネットワーク環境の整備は、住民からの要望もかねてより多く、事業環境のためにも必

要なことでございます。例えば昨年の震災のときを教訓に、どこでも防災上の情報が得られるという利点もございますし、また、国内観光客ばかりでなく、外国人観光客が増加している現状を踏まえ、観光情報の発信などにも非常に寄与するものと期待されるところです。そこで、新年度に予定されていらっしゃるW i - F i 環境整備の計画内容をお伺いしたいと思います。

起業の希望者に空き家や休業店舗などを紹介し、利活用を図ることについてお考えを伺いたいと思います。県の後継者バンクの例に倣い、特に後継者不足が心配されている宿泊事業者に希望者を引き継ぎすることについては、宿泊施設数の減少が現実問題として懸念されている中、事業者の新陳代謝を図ることにもつながり、時代のニーズに即応した事業者の受け入れがスムーズになると思われます。この点について、行政が何らかの対策をとることが必要と思われしますので、お考えを伺いたいと思います。

総合的な創業支援相談窓口や、あわせて移住・定住相談窓口の設置は、多くの自治体で既に実施されており、少なからず有効な手段と思われれます。昨年ふるさと暮らし希望地域ランキングでは、長野県は、移住地域としては前年よりも1つ順位を落として2位となったものの、依然として移住希望者が多い地域であるのだなということを確認したと思われれます。

しかしながら、なぜ今まで2位であった山梨県が1位になったのかということに関しては、就職と一体化をした移住のワンストップの相談体制が整備されたためであろうというふうに分析をされております。

移住を希望する際には、就労ということが深くかかわってきますし、やはりワンストップでの移住の受け入れ、相談体制が望まれます。このたび、昨年秋にオープンいたしました銀座NAGANOしあわせ信州シェアスペースなども開設しているところでありますので、こちらを利用して、情報が積極的に発信できるというところだと思いますが、この積極的な姿勢をぜひ望みたいと思っています。当村においても、専門的な担当者の配置と窓口の設置が必要と思われれますので、これについてのお考えをお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2番目の地域経済の活性化対策についての答弁であります。

地域経済の活性化対策について、最初に創業支援事業であります。ご質問の中で触れられているとおり、白馬商工会では平成27年度、創業支援事業として創業塾を実施いたします。

この創業塾は1年に1期、3年間継続して実施し、創業希望者に対して、経営、財務、人材育成、販売方法といった必要な4つの知識を習得する機会を提供するところであります。

修了者に対しましては、事業計画の作成や資金調達の面で支援するとともに、定期的なアフターフォローも実施いたします。なお、白馬村では、この創業塾を経営改善普及事業の一つとして補助対象事業にしているところであります。

ご質問にある、創業の際に必要な資金への補助制度を創設するという点につきましては、确实

に創業に結びつけるという点で、私も有益であると考えているところであります。国には、創業に要する経費の一部を助成する創業促進事業といったメニューがありますし、長野県内の他市町村では、単独で補助制度を創設しているところもあります。白馬村でも補助制度の創設に向けて、創業塾の第1期修了者が創業するまでには結論を出してまいりたいと考えております。

地域経済の活性化には、民間活力を高める必要があります。そのためには、地域における開業率を引き上げ、雇用を生み出し、産業の新陳代謝を進めていくことが重要であります。創業塾や直接的な補助にとどまらず、創業環境、ビジネス環境を総合的に整えていく必要があると考えております。

関連がありますので、続けて3つ目のご質問にもお答えしますが、創業環境を整えていく上で、議員がおっしゃる空き家や休業店舗などの紹介や、後継者バンクなどといったマッチングは、重要な施策であると考えます。創業者と創業する場所のマッチング、創業者と後継者を求めている事業者とのマッチング、創業希望者が求める支援や不足しているノウハウに応じた専門機関とのマッチングなど、さまざまなマッチングは創業希望者がビジネスモデルを構築する過程で極めて重要であると考えております。

創業支援事業については、村、商工会、金融機関といった地域関係機関と長野県が連携して取り組んでまいりますので、こうしたマッチング機能も含めて創業環境を整えてまいりたいと考えているところであります。

次に、ネットワーク環境の整備についてであります。特にWi-Fi環境の整備は、観光面や防災面で必要性を感じており、その整備費用を本定例会の議案として上程している補正予算案に盛り込んでおります。

整備方針と内容をそれぞれ申し上げますと、まず、民間事業者にとって投資インセンティブが小さいと考えられる観光拠点や防災拠点は白馬村が整備いたします。具体的には、主要防災拠点である白馬村役場周辺、指定避難所である八方文化会館及び瑞穂体育館周辺、観光拠点であるJR白馬駅周辺に屋外及び屋内の無線アクセス装置を整備することとし、整備費用は2,606万4,000円で、そのうち1,303万円は総務省の地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金を充当いたします。

次に、投資インセンティブが大きいと考えられる商業施設における整備については、無線アクセス装置を整備する事業者に対し、その事業費の一部を補助する事業を実施いたします。無線LAN設置支援事業補助金1,000万円がそれを指しており、補助率は2分の1、上限額は30万円を想定し、主に地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用してまいります。

これらにより、エリアとして無線LAN環境の充実を図ることはもちろんであります。防災面では、災害時に住民や観光客が広くかつ安定的に災害情報や避難情報を収集できる環境を提供し、迅速かつ的確な避難者・被災者支援により減災を図ることを目的として、観光面では主に外

国人観光客に対する安心・安全な旅をサポートする情報支援、滞在現地における行動支援に活用することで、安心で快適な滞在環境を実現することを目的に本事業を進めてまいりたいと考えております。

最後に、総合的な創業支援相談窓口や、移住・定住相談窓口の設置に関する質問ではありますが、ご存じのとおり、長引く景気低迷と少子高齢化による影響で、村内の事業所も苦しい状況が続き、宿泊業を中心に事業所の閉鎖・廃業が増加しております。また、それに伴って、人口も減少傾向であり、10年で約500人の人口減となっているのが現状であります。

地域の維持・活性化のためには、人口数の維持は必要不可欠であります。そのためには、以前からも答弁させていただいておりますとおり、特に若い方が安心して生活できるような雇用の確保が大きな課題であり、そのための支援体制の構築は急務であると考えております。

しかしながら、ご質問の総合的な創業支援相談窓口の設置につきましては、必要性は感じるものの、観光業に重点を置いている白馬村の経済環境や、相談に当たる職員に高い専門性が求められることなどから、直ちに役場庁内に創業相談窓口を設けることは難しいと考えております。

自治体によっては、高速通信網を整備してサテライトオフィスの誘致に成功している例があります。テレワークの導入により、本社誘致をも視野に入れていきたいと考えております。

このように、先ほど答弁させていただきました商工会の創業塾など、商工観光関係団体の事業をさまざまな面で支援し、充実させていくことによって、白馬村における創業を促進していくことが現実的と判断しているところであります。

また、移住・定住相談窓口の設置につきましては、ご指摘のとおり、多くの市町村で窓口を設置し、人口減少の抑制や人口増加につなげている実例がございますので、白馬村といたしましても、長野県でも登録市町村数がふえている空き家バンクの利用や、昨年オープンいたしました銀座NAGANO内に設置されました長野県移住・交流センターの活用を今後研究してまいりたいと考えております。

なお、実際に移住者をお迎えして、その定住化に成功した市町村は、必ず専門の相談窓口と相談員を設置しフォローアップを行っており、本村でも移住交流事業を促進させていくためには、その点が重要となってまいりますので、地域のNPOなどとの協力なども視野に入れながら、今後調整してまいりたいと考えております。

2問目の質問の答弁については以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は、答弁も含めあと6分です。質問はありますか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 創業時への補助金の創設は、非常に前向きなご答弁をいただきまして、ありがたく思っております。ですが、一つお願いしたいことは、この講座が終わるまでには創設を具体化したいということでございますけれども、例えばこれは信濃町のご案内、こういう形で、

これは去年の分ですけれども、ここに、応援します創業起業塾開催のご案内のところに、補助金についてというふうに、もうここに明確に書かれているんですね。こういったことが、一つこれを受講する方たちへのやはり動機づけにもなりますし、今回の場合ですと、30人の方たちを募集したいということでありますので、一人でも多くの方に来ていただくためにも、あるいは村としても、起業を応援するという姿勢を明確に出すためにも、スタート時にはもうこういったことを明確にしていきたいと思います。

また、Wi-Fiについても、今後ぜひ状況を見て、公的な部分を拡大していただけたらありがたいと思うところでございます。

時間がございませんので、3番目の質問に移りたいと思います。

3番目の質問は、下水道受益者負担金問題についてでございます。

この問題につきましては、今までも諸所の対応をとっていただきながら改善がなされてきているなというところを、私どもはわかっているつもりでございますが、まだ最終的な解決に至っていないというところでございます。

昨年末までと当初予定されていましたが事務改善報告書に対する第三者としては、日本下水道事業団研修センター加藤壮一教授ということでございますが、加藤先生の評価が予定よりおくれまされたけれども、この2月末で終了したということで報告が出されました。

これはあくまでも事務改善報告書のみの検証ということでございますが、それによりますと、改善報告書の中にある5点に分けて検証が行われました。まず、受益者負担金の消滅時効による不納欠損処理、時効による債権消滅分の受益者負担金徴収額の還付、不適切な事務の原因の研究、不適切な事務処理への対策について、再発防止策についてという、この5点についてです。

詳細それぞれについては省きますけれども、全体評価としては、いずれの対策についても適切なものと評価できるというものを報告を受けております。

加藤教授は、また附帯事項としまして、報告書で提案された諸所の対策が実施されなければ、再発防止はできない。下水道以外の庁内の職場においても改善が実施されていることを見守り、議会においてもチェック機能を十分に果たされたいという言葉で結んでいます。

昨年6月の一般質問の際に幾つか質問させていただいた中でのうちの一つ、事務改善報告書の一定の客観性の担保というものは、これでされたものと思われませんが、さまざまな事務処理については、細かいところを是正されながらきてはいるところですが、この後、制度そのものの課題として、分担金制度の見直しということなども残っております。

また、昨年9月議会におきまして、就任後初めての議会で、下川村長は、下水道受益者負担金問題については自分の任期前半には解決をすると明言されているところでございます。しかしながら、昨年10月の年度途中においては、非常に珍しいとも思える大規模な人事異動の影響や、その後の震災の影響もあるのではないかと懸念されるところでございます。

明らかになって以来、既に足かけ5年たっても解決を見ることのない、これだけの大きな問題については、今後の再発防止に向けて、全庁的な事務改善へのしっかりとした取り組みの体制づくりが求められているのは当然でありますし、住民に対しての責務であるとも思えます。

そこで、以下について伺います。

この問題解決に向けての現在の状況と、体制も含めて、これからの方針、予定を具体的にお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 3番目の下水道受益者負担金問題についての質問であります。

下水道受益者負担金問題についてですが、9月の議会で述べましたとおり、白馬村公共下水道受益者負担金事務改善報告書の客観性を担保するために、地方共同法人日本下水道事業団に検証と評価を委託いたしました。

当初の予定では、1月末には結果報告をいただき、3月議会定例会にその内容をご報告したいというふうに考えておりましたが、神城断層地震の影響により村側の対応がとれなかったため、報告期限を3月末に変更いたしました。

このことから、中間報告的な意味合いを含め、先週の全員協議会におきまして、下水道関係では第一人者である下水道事業団の加藤教授から口頭による報告をいただきました。

不適切だった事務処理の原因究明や今後の改善策、再発防止策等について、いずれの対策も、適切なものと評価できるとのことでありました。

しかしながら、改善報告書の内容は適切なものと評価できるが、今後の日常業務において、提案された諸所の対策が実施されなければ、再発は防止できません。また、上下水道課以外の庁内の職場においても業務改善が実施されるよう取り組むことが必要である旨の附帯意見をいただきました。なお、この評価結果は、今後ホームページなどを通じて公表させていただきます。

また、受益者負担金条例及び附属規定の見直しに関しましても、加藤教授の意見を参考にしながら、条例・規則の改正に取り組んでまいりたいと考えております。

今後は、改善策を推進するとともに、村民の皆様から信頼が得られるよう職員とともに取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長（横田孝穂君） 質問時間が終了いたしましたので、第7番篠崎久美子議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時00分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第6番太田伸子議員の一般質問を許します。第6番太田伸子議員。

第6番（太田伸子君） 6番太田伸子でございます。

本日は、通告に従いまして、1番目に白馬国体について、2番目に白馬高校存続について、3番目に震災復旧事業についての3点についてお伺いいたします。

1番目の白馬国体についてでございます。

2020年には日本において東京オリンピックが開催されることとなりました。国内においての最大のスポーツの祭典であります国体、平成29年度冬季国体の白馬開催決定の発表がありましたが、決定するまでの経緯をお聞かせいただきたいと思います。

2番目に、開催までこれから2年ありますが、村の対応をお聞かせいただきたいと思います。

3番目に、これだけの大きな大会であります。競技開催に当たり、施設の整備、資材の充実を図るためのお考えを伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田伸子議員からは3点について通告がございました。

1点目の白馬国体についてであります。

白馬国体についての、最初に決定されるまでの経緯についてであります。昨年7月18日に日本体育協会会長、文部科学大臣から、長野県、長野県教育委員会、長野県体育協会に第72回国民体育大会冬季大会の開催要請がなされました。

これを受けて、長野県体育協会は、関係競技団体とともに、昨年8月に長野市・岡谷市・軽井沢町・白馬村の4市町村へ開催の要請を依頼したところでございます。

白馬村へは、昨年8月12日に長野県体育協会林泰章理事長、丸山専務理事、町田事務局長、矢口長野県スキー連盟会長から、私に対して第72回国民体育大会冬季大会スキー競技会の開催要請がございました。

私といたしましては、村民一丸となってこの国体の成功に向け盛り上げたいと考え、昨年11月20日開催の議会全員協議会におきまして、この要請についてご説明し、進めてよいのご意見を皆様方からいただき、12月1日付文書により、正式に長野県体育協会に第72回国民体育大会冬季大会スキー競技会を白馬村で開催することについての承諾をする旨のご報告をしたところでございます。

一方、村内の競技会場の選定につきましては、昨年12月8日開催の白馬村スキー大会協議会にて、各観光協会へアルペンの競技会場を立候補制の説明を申し上げ、12月20日までに表明いただくようお願いいたしましたところ、岩岳観光協会・八方尾根観光協会から立候補の表明がございました。

これを受け、12月22日には、スキー大会協議会で人選された5名の代表による会議を開催し、順番的な考え方と標高差で全日本スキー連盟が希望する300メートルから350メートル

を基本に考えると、八方尾根スキー場に決定がなされ、本年1月13日に開催された白馬村スキー大会協議会にて、アルペン競技会場を八方尾根スキー場のリーゼンコースで開催する旨決定されました。

長野県では、関係4市町村からの開催表明を受け、昨年12月県議会で平成29年開催の第72回国民体育大会冬季大会を長野県で開催することを決議し、長野市でスピードスケート、フィギュアスケート、岡谷市・軽井沢町でアイスホッケー、白馬村でスキーといった県内4市町村で開催したい旨、日本体育協会へ連絡をしているところであります。

本年1月の日本体育協会理事会にて、第72回国民体育大会冬季大会を長野県で開催することが承認され、同1月14日付で日本体育協会長と文部科学大臣名で、長野県体育協会長、長野県知事、長野県教育委員会宛て通知が届き、長野県からは同2月17日付文書にて開催決定通知が送られてきたところでございます。

今後は、県と協議しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、開催までの村の対応であります。今後設立する長野県の第72回国民体育大会冬季大会スキー競技会実行委員会と、関係4市町村の実行委員会と協調して、大会の成功に向けて取り組みを進めていくわけでございますが、4月早々に県と協議し、今後の進め方などについて調整してまいりたいと考えております。

最後に、競技開催に当たり、施設の整備、資材の充実についてであります。長野県と協議をしながらジャンプ競技場の改修を計画したいと考えております。

これは、ナショナルトレーニングセンター指定時に、文部科学省の担当者から、国際ルールに合った施設に改修するようにとの要望があり、インランのクーリングシステムと転倒防止板、競技・リザルトシステムの設計委託費とジャンプ競技場とスノーハープの圧雪車2台の更新を、平成27年度当初予算に計上させていただきました。

平成28年度事業では、施設改修工事を計画したいと考えており、いずれにいたしましても、今国体に向けての施設改修と資材の充実については、全日本スキー連盟や長野県スキー連盟、白馬村スキークラブと連携して進めてまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いするところであります。

1点目の白馬国体についての答弁は以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 国体というところではありますが、現在、国内のスキー客の減少に歯どめがかからない、外国のお客様の皆様で今はしのいでいるというところの白馬村ではありますが、国体となりますと、全国から選手、監督とか競技関係者、また応援の方々がお見えいただけます。私は、この国体を、スキースポーツの振興の起爆剤にもなるのではないかと、そういうふうに期待を

しております。

そこで、村民挙げての大会を成功させるために、これから、29年度ですが、もう1年半ぐらいしかないというふうに考えております。そこで1つお聞きしたいのですが、受け入れ態勢です。競技のほうの問題もいろいろ大変であります、たくさんのお客様がお見えになります。そこで、配宿、それから競技以外のところの運営、また企画、いろんなおもてなしの企画というように、なところも考えていかなければいけないと思いますが、その辺、村長はどのようにお考えになっておりますでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、国体は今後どういう取り組みをといるお話でありますけれども、先ほど質問の中にもありましたけれども、全国から約1,800名の選手が訪れるということをお聞きされております。そしてまたその家族とか、いろいろな団体まで含めると、相当なお客様が白馬村へ来ていただけるというふうに期待をしているところであります。

スキー人口がどんどん減少する中で、そしてまた、この白馬村では昨年の神城断層地震という状況の中で、今後国体を盛り上げて、復興国体というような形の中で、白馬村が元気で国体を開催するぞということを全国にメッセージをしながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そしてまた、先ほど宿泊施設とかいろいろな関係で、白馬村としての対応はどうかということですが、この宿泊につきましては、観光課、観光局を中心に配宿等々進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

いずれにいたしましても、白馬村は以前にも国体を2回経験しておりますし、長野冬季オリンピックというような大事業を経験しているところでありますが、そういった中で、全村民、そしてまた職員から、いろいろな方々のお力を結集して今後成功に向けて取り組んでまいりたい、そしてまた細部については、いろいろなことがあろうかと思っておりますけれども、スクラムを組んで対応してまいりたいと、このように思っております。

配宿につきましては、後ろのほうに観光課長が控えておりますので、そんなことをお願いを申し上げ、私の答弁といたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第6番（太田伸子君） この国体、長野県で受けて、白馬村がスキーの競技を受けたというところで、運営部隊というのは多分長野県のほうでされると思います。ただ、スキーとして白馬村が受けた限り、この間のお話では、村の中に実行委員会を立ち上げてというふうにおっしゃっておられました。実行委員会のそのもう一つ前段階としても、私は準備室というものが、白馬村の中に立ち上げるというのがいいのではないかというふうに思っております。

その準備室、また実行委員会であります、人選も含めた組織体制というものはどのようにお

考えになっていますでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。松澤教育課長兼スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） 先ほど村長のお話にもありましたように、復興国体という銘を打って進めてまいりたいというふうに考えてございますが、議員ご指摘の準備室ということに関しましては、現在全ての担当課で、災害に向けての復興等も含めて手いっぱいではないかなというふうに私は考えています。

ですので、スポーツ課が主体となって事業を行っていくということでよろしいかと思うんですけれども、これは理事者のほうからまたお話をいただければと思いますし、また、実行委員会の組織につきましては、長野県の実行委員会、これが4月早々に立ち上げられるように聞いてございます。県のリードのもと、長野市、そして岡谷市、軽井沢町、白馬村というところで、4つが一つのスクラムを組んで、大きな目標に向かって、冬季国体の成功に向けて進んでいくという形になりますので、そこを含めて県と協議をする中で進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 今課長がおっしゃったように、長野県、長野市、岡谷市とかいろいろなところと実行委員会、あると思うんですけれども、庁内も手いっぱいだというふうな課長のお話もありますが、ここは、この大きな事業というものを左右すると思いますので、実行委員会準備室のところをぜひ立ち上げていただいて、準備室がまず協議のほうの実行委員会から配宿・運営のところまで全てを一旦どこかで把握するような、そういうところを一つぜひつくっていただきたい。そこへ聞けばある程度のことはわかるというようなところ、それには、やはり今まで携わってきていただいた方をぜひ登用していただければ、私たちもそのままいろんな協力もしやすいのではないかなというふうに思っています。

これだけの横のつながり、縦のつながりが大事であります。こういう競技についても、まだまだ先のことと思いながらも、再来年のことでありましても、もう再来年の2月ごろには多分競技があると思いますので、12月にはほとんどが整っていなければいけない、そういうふうに思いますので、よろしく願いします。

それでは、先日12日に県教育委員会が定例会の後発表していただきました白馬高校のお話に移りたいと思います。

白馬高校存続についてお伺いいたします。

26年度、27年度の入学生及び現在の状況を教えていただきたいと思います。

2番目に、県教育委員会との話し合いを進める上で、小谷村との協議の場はどのように進めておられるのかお伺いいたします。

それから、地域策としての両村の出資金の受け皿の扱いについてお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田議員の２問目の質問でございます。

白馬高校存続についてであります。

白馬高校存続についてであります。最初に、平成２６年度、２７年度の入学生及び現在の状況は、平成２７年度入学予定者は、前期選抜合格者が３２名、３月５日に長野県教育委員会より志望変更受け付け締切後の後期選抜志願者数の発表がありました。２月２７日の発表より２名ふえて、募集人員４８名に対し２７名となっております。この２７名という数字は、前年に比べ１１名増で、中でも女子生徒が４名から１３名と大きな伸びを見せております。

先週１１日に後期選抜の学力試験が行われ、この２０日に合格発表が行われますが、白馬高校を受験された生徒が全員合格し入学ということになれば、前期・後期合わせて５９名の新１年生が誕生することとなります。

３年生が卒業した後の在校生数は、新２年生が５０名、新３年生が５２名の計１０２名ですので、合計すると来年度の全校生徒数は１６１名となり、２年ぶりに１６０名という県の高校再編基準を超えるということになることから、私としても今後の展開に大きな期待を寄せているところであります。

次に、県教育委員会との話し合いを進める上で、小谷村との協議の場はどのように進められているかということですが、白馬高校存続の対応は、当然小谷村との協議が最も大切であります。今まで、事あるごとに説明を申し上げてきました白馬高校存続に関する地域案につきましても、その中の項目をどのように行うかによって、小谷村・白馬村の実務上の事務量や財政に大きく関係してきます。

したがって、小谷村と白馬村は十分に協議する必要がある、小谷村・白馬村の村長と副村長は、「白馬高校の将来を考える会」の会長・副会長、そして事務局長・事務局次長でありますし、事務局員として、白馬村教育委員会から担当課長、総務課から担当する課長補佐を充てておりますので、「白馬高校の将来を考える会」が開催されるたびに打ち合わせを行っており、白馬高校存続のための地域案を実現させるための方策や関係する重要な事項について検討をしているところであります。

白馬・小谷両村の理事者や担当者が一堂に会するという機会はそうあることではないので、「考える会」のようなときに打ち合わせをし、合議案を出しているところであります。

そして、最後に、両村の出資金の受け皿の扱いについてであります。白馬高校存続に関する地域案を実施するに当たっては、白馬村と小谷村の双方が費用の支出をしなければなりませんので、その資金は両村が出し合わなければなりません。そこで支出と収入をどうするかが問題となってまいります。

運営に当たっては、一部事務組合を設置する、白馬村か小谷村のどちらかに特別会計をつくる、

白馬村か小谷村のどちらかの一般会計で運営し、負担金としてお金を入れるという3つの方法が考えられるわけであります。

平成27年度は、最初の年度ということでありますので、事業のうちでも未確定な部分がありますし、そのため支出する金額も未確定なところがあることから、小谷村と白馬村が協議をした結果、白馬村の一般会計で運営し、小谷村から負担金をいただくという形を考えているところがあります。

今後につきましては、長野県、長野県教育委員会から、その手法についてご教示いただいて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 先日、高校教育課というところから白馬高校の今後に係る検討の方向性についてという文書が出ております。

26年5月1日に、1学年2学級規模の定員に満たない学校の再編基準に該当した白馬高等学校について、以下の方法で検討を行うというふうに出していただきました。

まず1番目には、「現在は普通科2学級募集であるが、普通科1学級・国際観光科（仮称）1学級募集とし、国際観光科（仮称）は全国募集とする。」というところの学科の改編に対して協議をしていただけるという、検討していただけるというところになります。

この検討は、ここから進むというところで、今回県教委のほうで発表があったと思うんですけども、次の6月の定例会において、高校再編のところの場に残る、それで、そこで決定されるというところですが、ここまでの発表を受けて、今後6月までどのような動きというか、どのように協議されていくおつもりなのか、村長にお尋ねいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほどの県教育委員会の観光学科、そしてまた全国募集ということが県の教育委員会の話し合いがされました。

そういった中で、6月の定例会までに白馬村・小谷村両村、そしてまた白馬高校、そして県の教育委員会といろいろな問題について、これからいろいろな問題を協議をしていくわけでございます。そんな中で、6月の教育委員会の定例会において正式に決まるというふうに考えておりますけれども、これからいろいろな細部について県の教育委員会と協議をして進めてまいりたいというふうに思っております。そして今、寮の関係、それから公営塾の関係、いろいろな問題があります。そんなことも含めて、白馬高校、そしてまた両村、県の教育委員会と協議をしながら進めてまいりたい、そんな思いでおりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 先ほどの今年度の入学生、見込みであります。161名、県の高校再編

基準の全校生徒160名というところには達しているわけですが、残念ながら白馬高校はもう過去2年間で160名を切っております。なので、この再編基準からもう外れるということはないというふうに聞いております。

なので、これから白馬高校が存続していくためには、この6月の決定をいただいて、1クラスは全国募集をする、そこへ向けて全力で進んでいかなければ存続はないというふうに私は思っております。

そこで、先ほどの村長のお話ですが、今回これから県教委と寮や公営塾のことについて話し合っていくというふうにおっしゃっています。もちろん県とのキャッチボールというのは今までもあったわけですが、キャッチボールをする中に、この両村の地域策として、1つを投げて次に返ってくるのではなく、1つ、2つ、3つと用意した中から、県教委が言われたことに対して、ではこれではどうかとか、こっちはどうかとか、そういうふうな複数なお考えというのはお持ちなのでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 県とのキャッチボールというお話がございました。全くそのとおりでありまして、これからが細部について、いろいろな寮の問題、それから公営塾の問題、コーディネーターの問題、それからいろいろな学科の問題、いろいろな問題があるわけでございますが、そういったことを、これから初めて県のほうとキャッチボールができるというふうに思っております。

今まではこちらのほうで提示をしてあった、そのことについてはこれからが協議をしていく真のキャッチボールだと思っておりますので、いろいろなことを想定をしながら、白馬村・小谷村両村が、この白馬高校が、地域に高校がないということは過疎化が進むし、若者がいないという、そういった村では本当にこれからの先心配するわけでございますが、今回102名というような、そういった入学予定があるようでありましたが、この問題についても、長年皆様方から、村民の皆さん、そして宮澤県議、それぞれの方々のこの白馬高校を何とか存続をするという熱意がこういった形であらわれてきたというふうに感じております。

本当にありがたく思っておりますし、そういった形の中で、何とかこの白馬高校を存続するについて、皆さんと一緒に今後進めてまいりたいと思いますので、どうか議会の皆様方とともに、そしてまた村民とともに、この白馬高校の存在というものは非常に大事だということを念頭に置きながら、協力をいただいて進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 先ほどの両村の出資金の受け皿についてであります。いろんな方法、3つぐらいの方法があるという中で、当座は、一部事務組合ではなくて一般会計で行うように話し合いがなされたと、先ほど国体のときでもそうですが、一般会計で行うということは、白馬高

校のこの受け皿に対して、職員の皆さんが、またどなたかがやっていただかなければいけない。それで、先ほど言っているように、6月までには公営塾の問題、また寮の問題、そのほかにもいろんなお話を詰めていただかなければいけない。ほとんど専任していただきたいくらいなんですが、準備室を立ち上げるにも、やはり人は、今もちろん復旧のほうにも職員の方が誠心誠意業務を行われております。私はそれで、一般会計で白馬村の役場のほうでそこまでの対応ができるのか、とても心配なのですが、大丈夫なのでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、準備室というようなお話がございました。

先ほど国体の準備室というようなお話もございました。ご承知のように、白馬村は去年の神城断層地震によって相当な被害をこうむっているわけでございます。この一般会計でも、過去に類を見ない4番目というような大型予算も制定をし、今回の議会に提案をしているところでございますが、非常にハードな状況であります。

そんな中で、この災害の復旧・復興に相当な労力がどうしてもとられるというような状況の中で、白馬高校の問題、そしてまた国体の問題、いろいろ対応していかなければいけないわけですが、そうはいっても、職員の数にも限りがございますし、そして、そういった中で、いろいろな職員のOBの方々のご協力もいただかなければ、この災害を含めての復旧・復興、そしてまたいろいろな大型事業も対応できないのではないかというふうに私は考えております。

そんな中で、いろんな方に協力をいただく中で、こういった大型事業がスムーズに行くにはどうしたらいいのかということも踏まえて、みんなから協力をいただいてということは先ほど言ったとおりであります。そんな対応をしてまいりたいと思いますので、皆さんもぜひご協力をお願い申し上げたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 両村の負担金を合わせて一般会計で運営されていくというところですが、今後、寮長とか、いろんな公営塾の講師の先生などをお願いしていかなければいけない、その辺のことももう決めた段階で、6月には県の教育委員会のほうにもお話をして協議していかなければいけないと思うんですが、一般会計で行うというところになると、こういうお願いしたいような講師の先生や寮長という方々の身分保障とか、そういうことがすごく難しくなってくるのではないかと。

そこで私は、やはり一部事務組合みたいな感じのものを立ち上げれば、そこで運営できるのではないかというふうに思いますが、村長はどういうふうにお考えになりますか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど一部事務組合、それから一般会計、それから特別会計というようなお話をいたしましたけれども、一部事務組合を設立するという事は非常に大きなことでありまし

て、一つの自治体をもう一つつくるという、そのくらい大きな問題であります。そんなこともありますので、先ほど長野県、そしてまた教育委員会のそういった指導を仰ぎながら、どういった方向がよいのか、そういったお知恵をいただきながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 私は何回も白馬高校のことをやっておりますが、もうここへ来て、最後6月までにもういろんなところ、答えを出していかなければいけません。ぜひ前向きに、子どもたちのためを思った県とのお話し合いをお願いしたいと思います。

次に、今回の一般質問、ほとんどの議員が震災復興・復旧についてのことを伺っております。

申しわけないんですが、重なりますが、いま一度ここでお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

村長、定例会の初日の日、2日ですが、震災から100日目というお話がありました。それからあつという間にもう15日が過ぎています。これ、あつという間にどんどん日にちが過ぎていくというふうに思っております。村全体の震災復旧計画というものを、全体的にどのように考えられているのか。

それから、震災前に財政調整基金の金額というものは幾らあったのでしょうか。震災以降の基金取り崩し状況というものを教えていただきたい。今現在の財政調整基金残高というものは幾らあるのでしょうか。

3番目に、仮設入居者と仮設入居以外の被災者の方との扱い方についてお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 3問目の質問であります震災復旧事業についてであります。

震災復旧事業について、最初に、村全体の震災復旧計画は、今回の震災は、村全体が震災により壊滅的な打撃を受けたというよりは、一部地域といったように面的に集中していることから、復興計画なるものではなく、それぞれの復旧事案に対して早急に対処しながら復旧・復興を目指してまいりたいと考えております。

なお、復旧概要といたしまして若干触れさせていただきますと、公共事業関係では、局地激甚災害の指定を受けたことによる国庫負担率のかさ上げ・補助率増高の協議により、道路・農業用施設といった施設は原則として被災した施設等を原型復旧することとし、復旧進度は3年間としております。

また、損壊家屋などの解体・撤去につきましては、これまでも説明してきたように、半壊以上につきましては村が事業主体として行うこととしており、現在アンケート調査を実施しているところであります。

その他、生活再建に関する事項につきましては、災害救助法や生活再建制度など伴う国や県の制度活用や利子補給制度、各種の減免などにより被災者の負担を軽減することとしております。

次に、震災以降の基金取り崩し状況及び現在の財政調整基金残高についてであります。何度か委員会等で報告しております。平成26年9月末の残高で、利子を含めると約9億5,300万円となっております。震災以降の基金残高については、まだ取り崩しをしておりませんので、予算上の残高ということでご理解をいただきたいと思います。平成26年度当初予算で6,300万円の繰り入れを予定しており、震災後は何度か補正予算をお認めいただいているところでありますが、現在定例会に上程しております補正予算（第10号）の時点で、総額約6億3,100万円の繰入額となり、約3億1,900万円の残高となっております。

財政調整基金の繰入額の増加については、災害復旧事業や大雪による除雪費用の増加によるものであり、その財源については、国の補助金や特別交付税などで加算措置される見込みであります。

そのような状況でありますので、決算時には、財政調整基金の繰入額は、ある程度減額するものであると考えております。すなわち、決算時には今の予算ベースまでは減らないと思っております。

最後に、仮設入居者と仮設入居以外の被災者との扱い方についてであります。災害救助法の応急仮設住宅の供与は、滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定性を図ることを目的とするとしております。

したがって、質問の趣旨が、仮設住宅への入居者と、入居要件を満たしているが入居されなかった方について、扱い方の違いがあるかと解釈して答弁させていただきますと、これまでも同様に各種の情報を説明してまいったところであります。扱い方が違うということはありません。

ただし、これらの被災者のうち、時期的、規模的、その他の要件により公営住宅や民間賃貸物件により仮設住宅入居前に対応した方がいらっしゃることは事実であります。この方々にも、応急仮設住宅設置当初において入居希望や、空きとなっている応急仮設住宅への入居希望、家電製品等についても、おくれましたが、意向を伺い、搬入の対応もさせていただいた世帯もあります。

このようなことから、一部の方からは自己が用意する物品等に差があるのご意見をいただきましたが、白馬村義援金配分委員会では、この点について議論を重ねた結果、若干金額に差を設ける意見にまとまり、これにより全壊・半壊ともに仮設住宅入居者については、6万円の差をつけて減額することにいたしました。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、答弁も含めあと15分です。

質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 震災、災害査定はこれからであります。それで、春になってまだどんどん

と被害は大きくなってくると思うのです。それで、今後の白馬村の財政状況をどのように想定されているのか。今、基金の取り崩し額に対して、補助金が大きく来ると思うんですね。ただ、当座、その基金を取り崩さないと事業ができないというところで、取り崩し、繰入金が出ていると思います。これだけの大きな繰り入れができるということも、とてもありがたいことなんですが、1年だけでこの復興が終わるわけではないので、ぜひ補助金、交付金で、どれくらいその基金に戻ってくるというふうなめどを立てられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまの再質問の補助金の金額等でございますが、先ほどの村長の答弁の中にもございましたとおり、今回の震災につきましては、局地激甚災害の指定を受けております。その中での補助率の確定というのも、現在、公共土木施設につきましては、率のほうの通知のほうが告示になったということで届いておりますが、農地の関係、ちょっと私今手元に資料がありませんので、一応補助率についてはかなりの高率の補助になっているという部分であります。

ちょっと視点を変えまして、先ほどの財政調整基金の関係であります。先ほど答弁させていただいた部分と重複する部分も出てまいりますけれども、財政調整基金につきましては、大体その自治体がどのぐらいの規模が適正なのかというものも、いろいろ議論がされておまして、一説によりますと、標準財政規模の10%程度というようなお話があります。

それを当村に当てはめた場合には、平成26年数値を申し上げますと、約34億ということでありますので、標準的なものでいきますと3.5、今回の取り崩し額自体は、確かに大きなものにはなってきましたはありますが、適正規模という点では、先ほどの説明のとおり、当初予算規模までは下らないという見込みでおりますので、何とかこの震災の対応をしのぐためには、現在財政調整基金のほかにも特定目的基金がございます。そちらの基金の取り崩しというものも、平成27年度において対応できるものにつきましては、予算計上の中でさせていただき、取り崩し等の計画も立てておりますので、今ある原資のほうをできる限り活用しながら、先ほどの公共土木にいたしましても、農地の災害にいたしましても、復旧進度が3年という時限がございますので、この3年間を乗り切るという部分を財政状況を見ながら対応してまいりたいというふうに考えているところでありますので、よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 今の総務課長のお話なんです。当初9億5,300万ほどあったところ、今回のこういう災害があつて、基金を取り崩していった。今の激甚災害に指定されているので、公共土木工事、また農地のほうのところは、交付金、補助金に来て、また次のところに。

どれくらい残高が戻ってくるかということをお聞きしているんですけども、その算出とか、めどというのは考えておられないんですか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 先ほどの村長の答弁の中にもありましたとおり、当初予算ベースでいきますと、今現在、これまでの予算上でいくと、約1億3,900万という計算上になってまいると思います。ただし、除雪等の経費から、この3月で入ってくる見込みの額というのがまだ決定をしておりませんので、ここら辺が、いわゆる27の1億3,900に対して、先ほど説明した3億1,900、このぐらいまでは戻ってくるのではないかとということで試算はしておりますが、ただ、実際に通知が来ないと、幾ら来るという部分がわかりませんので、あくまでもこの本年度の最終のところまでには、何とか持っていくようお願いしているというのが現状でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 基金というのは、積むのは大変ですけども、こういう災害があったとき、あつという間に使ってしまう、使わなければ復旧もできないというところ、いろいろ考えるところであります。

ハード面、ソフト面、両面で復旧計画というのは、本当に対応の費用がかかってきます。今回の地震で大きく人口が流出、減少するのではないかと。地域にとって戻ってこれないのではないかと、被災者の方はいろんな不安を抱えておられると思います。

そこで、村長にお伺いしたいのですが、被災者の村外への流出をなくすための方策をどのように考えておられるのか、お聞かせいただいてよろしいですか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） いずれにいたしましても、これだけの大震災で、流出はある程度はしょうがないなということは想定をしております。そんな中で、できる限りこの白馬村に残っていただきたい。そういったためには、先ほど来、公営住宅というものも設置をしながら、何とかこのすばらしい白馬の地に残っていただきたいという、そういった思いであります。

そんな中で、よそへ出て行くというようなお話もいたしましたけれども、高齢でどうしても子どもたちが村外にいるというような方も若干おられるようではありますが、そんなことも含めて、地域のコミュニティー、地域のきずなを守れるようなこの白馬に残っていただきたい、そんな思いを被災者の皆さんにお伝えしてまいりたいと思っております。

それには、村としてもできるだけ寄り添った、そういった行政運営をしてまいりたいと思っておりますので、基金の話もありましたけれども、300年に1回という大災害でありますので、この際にはできるだけ村民の被災した方々には寄り添ってまいりたいと、こんな思いでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 大きな災害、何年に一度の災害、ぜひ村民の被災者の方、また、村民全体が被災者ですので、一部の方だけにとどまらない、また、ない袖は振れませんので、幾らあつて

も足りないというところをよく考えて寄り添っていただきたいと思います。

せっかく、この災害で、白馬村はコミュニティーがとてもよく保たれていて犠牲者も出なかった、そういうところで、今回、地域介護・福祉空間整備推進交付金というものを使いまして、堀之内、三日市場のところに公共施設をつくるというお話が出ております。この交付金ですが、これは災害復旧の対象からの補助金なのでしょうか。教えていただきたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） この交付金につきましては、特に災害に限定するという交付金ではございません。一般的な、厚生労働省で取り扱っております交付金でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田伸子議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） すみません、補助率は幾らでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 今回予算計上しておりますこの交付金につきましては、補助率というよりも、金額の上限であります。建築に係る部分につきましては3,000万円という上限のもの、あと、備品購入に関しましては300万円という上限のものであります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 災害復旧の補助金対象ではないというところなのですが、他の地区からも公民館の修繕、建てかえを要望しているところも、災害の前からもう聞いております。それで、今回はそんなに被災というか、損壊したところが少ないところもありますが、先ほどの新田とか、切久保とか、耐震になっていないような地区の公民館の建てかえのところも、今まで補助がないからといって、迷っている地区があります。こういう、この交付金というのがあるというのが、私も勉強不足で今初めてわかったのですが、迷っている、公民館をもう一度建てかえたいというふうな地区に対する扱いというのは、これからはどうなるのでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 公民館の関係というご質問でありますけれども、今回の介護空間の施設につきましては、名前、いわゆる名称が、公民館という名称ではないというふうに伺っております。したがって、ほかの他地区のところで公民館を仮に建てかえる、または建設するといった場合には、その目的の趣旨に沿った補助金を活用しながらやっていくというのは、従来からのスタンスに変わりはないというふうに、総務課での立場とすれば、そのように考えているところ です。

ただし、今回の2地区につきましては、介護福祉ということで、福祉目的という部分での目的での建設用途ということで、予算上の計上をしているということでもありますので、たまたま今回でいくと、用途とすれば公民館という位置づけとは若干異なるのかなというふうに判断しているところでございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、答弁も含めあと2分です。質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） たまたま今公民館と言っていますけれども、説明でも高齢者のための拠点施設というふうには聞いております。どこもそういうふうな形で、こういう交付金がありますよと言ってくだされば、いろんな地区でも考えると思いますので、これからはぜひこういう交付金があるようなら、ぜひ地区のほうへも教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、震災のことにつきまして、最後ですので、ぜひお考えだけ聞かせていただきたいと思います。

先ほど来、住民の声を聞いてから、聞いてからというふうにして、支援室のほう、また支援策のほうをおっしゃっておりますが、住民の方は今までいろいろ迷っておられます。住宅をどうしようか、宅地がどうなるのか、まだ宅地のことをいろいろ聞いたかったんですけれども、そういう方々に、どう思いますか、どう考えていますかと聞くよりも、こういう方法がある、こういう方法がある、いろんな方法を指し示してあげて、一つの事例から発展させるような、そういう相談の持ち方というものをぜひお願いしたいと思います。村長、その辺どういうふうにお考えになりますか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今被災者の方々と寄り添ってというような、そういった質問でありますけれども、現在、支援室のほうでそんな対応をしているところであります。きょうも何名か来て、そういった対応を支援室のほうでやっております。そしてまた、先ほど支援委員というような、そんなお話も一般質問の中でさせていただきましたけれども、そんなことも含めて対応しておりますし、不備なところがありましたら、また指摘をいただいて、先ほど言ったように、何とか被災者に寄り添ってという気持ちは、被災された方々に寄り添っていくというつもりは持っておりますので、ぜひまた議員の立場で、いろいろなことがございましたら、ぜひご意見を頂戴したいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（横田孝穂君） 質問時間が終了いたしましたので、第6番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時06分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第8番太田修議員の一般質問を許します。第8番太田修議員。

第8番（太田 修君） 8番太田修です。

昨年は神城断層地震、また近年にない大雪と、自然の猛威に翻弄された1年でありました。被災されました皆様には、改めてお見舞いを申し上げるとともに、私たち議会も一日も早い復旧・復興に尽力し、行政とともにこの経験を生かし、防災・減災を進め、安全で安心して暮らせる村づくりに努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告書に基づきまして大きく2問に分け質問をさせていただきます。

まず1問目といたしまして、震災復興にかかわる対応策について、また2問目といたしまして、新年度の予算概要と観光施策についてお伺いいたします。

それでは、早速ですが、第1問目の震災復興にかかわる対応策等についてお伺いさせていただきます。

村史上初となります未曾有の被害をもたらした神城断層地震を体験し、突然襲われた激しい揺れに改めて恐怖を感じるとともに、一瞬にして、家屋、家財だけではなく、家族の思い出までが失われるということに対しましても、一日も早い復旧・復興を願い、質問をさせていただきます。また、幸いにいたしまして、消防団、そしてまた地域のコミュニティーのきずなが犠牲者ゼロにつながったのではないかなと思っております。

それでは、次についてお伺いいたします。

まず、1点目といたしまして、区未加入者の把握と行政指導についてお伺いいたします。また、2点目といたしまして、震災復興対策室への移行に伴います業務範囲と人員配置について、3点目といたしまして、復興にかかわる庁舎の職員体制について、また、4点目といたしまして、この辺も同僚議員の質問にもありましたが、国体誘致決定に伴います復興や、それから通常業務への影響等についてお伺いしたいと思います。

以上4点、よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田修議員の一般質問について答弁いたします。

まず初めに、震災復興にかかわる対応策等についてであります。

震災対策にかかわる対応についてであります。最初に、行政区未加入者の把握と行政指導でありますが、正確な行政区未加入者の把握・調査は現在行っておりません。また、行政区への加入は強制はできないため、強い行政指導は行えないのが実情であります。

現在の対応といたしましては、転入する方が転入手続に見えた際に、窓口で行政区を紹介するリーフレットを配布し、区への加入をお願いしているほか、行政ホームページなどで行政区の紹介を行っているところであります。

なお、昨年末の震災により、地域コミュニティーの重要性が見直されておりますので、この機会を逃すことなく、行政区への加入促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、災害支援室についてであります。議会開会時の挨拶で触れましたけれども、震災復興

に向けた庁内体制につきましては、現在、相談対応をしている災害対策支援室の名称を、白馬村組織規則の改正により、同じく総務課内へ、震災復興対策室として4月1日から設置し、今後の各種復興事業の各課横断的な総合調整や復興管理、これまでと同様に生活再建支援に努めることとして人員配置を検討しているところであります。

次に、復興にかかわる庁内の職員体制等についての質問でございますが、ただいまご説明いたしました震災復興対策室、また、災害復旧関連の業務量が著しく増大いたしますので、住民課、建設課、農政課、上下水道課につきましては、十分なマンパワーを投入することができますよう、関係機関に対しても働きかけをしており、現在、定期異動を含めた人員配置などの作業を進めているところであります。

最後に、国体開催決定に伴う復興や通常業務への影響などについてのご質問でございますが、現在、第72回国民体育大会冬季大会開催までの準備スケジュールや庁内外の体制について、教育委員会事務局でその骨格を検討しているところであり、過去の国体とは運営方式も変わってきているとはいえ、競技以外の大会運営の部分につきましては、行政が担う部分が何かしら必要になってくるのではないかと思慮しているところであります。太田伸子議員への答弁のとおり、4月早々に県と協議し、今後の進め方などについて調整してまいりたいと考えております。

なお、平成28年10月に岩手県で開催される第71回国民体育大会は、その基本目標を、「県民の総力を結集して、夢と感動を与え、復興のシンボルとなる国体」と定めました。

本村におきましても、白馬村で開催される国体を、村民が一体となり、地域の復興と村民の元気につなげていけるような取り組みを展開してまいりたいと考えております。多くのご支援をいただいた全国の皆様に対しても、感謝の気持ちを伝えられるよう、大会の成功に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様を初め、村民の気持ちを高揚させることが非常に大切だというふうに思っております。ぜひご協力をお願いしたいと思います。

以上で1問目の答弁といたします。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第8番（太田 修君） ありがとうございました。

まずは、1問目の中の区未加入者の把握と、それから行政指導ということでお伺いいたしました。この件につきましては、現在、外国人の入区が少ない、あるいは永住しているんだけど、なかなか区に入っていないというのが、現実問題として出てきております。

住民課のほうでリーフレットを配布して努めているということでございますが、自治体の関係でしたら、自分たちがそれぞれ判断して処理するべきものだと思います。行政区という名前が入っている以上は、ある程度法律等にも定められたものがあるのではないかなと、そんな気がしておりますけれども、その辺についてどのようにお考えかお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 行政区に関しましての法律の規定というのは、ないものと思っております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 法律的な義務がないということで、今お伺いしたんですけれども、自治体と行政区の違いについて教えていただいてよろしいでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 自治体につきましては、自治法に定められておりますし、行政区につきましては、白馬村の場合では、行政区設置規則、この規則の中で各行政区の名称を規定しているという状況でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） ありがとうございました。

私もちょっと自治体と、それからまた行政区の区分けというものがよくわからなくて、あれしたんですけれども、一応今の説明が正しいものと判断し、納得いたしました。

住民の公平性等を考えて、今後区への未加入者と、それからまた区に入区している方々に対しまして、行政の考えとして、何か差別化していくとか、あるいは区に入ってください努力というものをどんなふうに考えているか、その辺についてお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 行政のほうでは、先ほどの答弁にもありますとおり、転入された方につきましては、窓口のリーフレット、そのリーフレットの中には、各地区の規約の抜粋といえますか、各地区の状況とわかる資料とか、手渡しているという状況であります。

窓口で個人情報の提供をしていいと言われた方につきましては、区長さんのほうに連絡先のほうの通知を、写しといえますか、その文書を区長さんのほうに送り、それから区長さんが対応するというようなのが、ここ数年のスタイルでございます。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） よく耳にするんですけれども、各地区で防災マップ等をつくっていくのに、どうしても個人情報とかそういったものがあって、なかなか踏み込んだマップもできていないというような現状があるようでございます。ぜひその辺のところも含めまして、なるべく差し支えない、緊急時に備えたそういった情報の提供をぜひ心がけていただいて、そんな呼びかけをしていただきたいと思います。

今回の震災を通じて、ちょっと新聞を見ていてあれしたんですけれども、今回の犠牲者ゼロというような形の中で、消防団や、あるいは自主消防に尽力された方の県表彰等も新聞等で拝見さ

せていただきました。また、県は4月から消防団員の減少に歯どめをかけるために、信州消防団員応援ショップ特典のカードを、団体3万5,000人に一応配付するというような計画があるそうでございます。村も、消防団の団員の減少については同じことがいえるのかなと思っておりますけれども、この辺について、村の考え方、取り組みをお聞かせいただけたらと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 消防団員の確保の関係のご質問でございますけれども、やはり過去から比べますと、消防団員の定数というものも減っておりますし、なかなか地元に戻ってくるという部分が、これは総合戦略の中での人口推計の中でも顕著にあらわれている状況であります。

既に過去から事業所の協力、団員を出していただいているという事業所の方には特典等ありますので、この辺というよりは、どちらかという、消防団員としての年齢層が白馬村に、この地に帰ってくる、もしくは残る、もしくは転入によりふえるといったような、消防団に限らない、いわゆる人口増加策、そこら辺が有効なものと考えておりますので、単に消防団員の確保だけという部分ではない施策の展開というのが必要だというふうに考えております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第8番（太田 修君） 消防団、そしてまた地域の自主消防、こういった方の活躍が非常によかったというようなことでございますので、またぜひ団員確保等にも努めていただけたらと思っております。

それから、今回の震災を通じまして、今までの災害対策支援室から災害復興対策室に変更になるということでお伺いいたしました。これにつきましては、ただいま総務課のほうに設置をするんだというようなことでお伺いをしておりますけれども、一応業務内容と、それから人員規模の関係について、どのように考えられているのか、お伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 業務内容につきましては、先ほどの村長の答弁の中にもございましたとおり、これから各担当課における復旧事業というのが、それぞれの所管事項で進んでまいります。それについて、庁内を横断的にその進行管理をするものと、総合調整、ここら辺がメインになってくるのかなと思います。

それとあわせまして、これから先ほどの住宅建築、いわゆる公営住宅の関係も出てまいりますし、生活再建支援、この関係につきましても引き続き進めていくという状況であります。

なお、人員配置につきましては、4月の定期異動に合わせて現在調整をしているというふうに伺っております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第8番（太田 修君） 正直言いまして、少ない人数の中でこういった事業を進めるということは大変なことだと、つくづく感じております。

またそういったこともぜひ配慮していただきまして、特に技術系の職員が不足していて、非常に業務が大変ではないかなと思っているんですけれども、この辺の対応についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 技術系の職員が不足をしているというご質問でございますが、確かにそのとおりでありまして、大北の市町村の中でも、土木の技術職員がいるところは、大町市はそれぞれ自分のところで抱えておりますけれども、ほかの4市町村ではないという状況であります。

そんな中で、今白馬村では、こういった災害のあったときに、今その対応に非常に追われているわけでございますけれども、現実にはいないというのが事実であります。そんな中で、今回こういった災害が起きて、昨年の暮れから議長と一緒に長野県のほうへ行って、いろいろなところへお願いをしながら、何とか技術職員も自治法派遣という形で応援できないかというようなことで、長野県、そしてまた大町の地方事務所、建設事務所等々へ、年末からこの年明けにかけていろいろな要請を精力的に行ってきたところであります。そんな中で、今回長野県のほうから1名技術職員が応援をいただけるというようなお話をいただいているところであります。

そんな中で、これから下水道の関係もあります。下水道の関係については、下水道公社のほうへお願いをしているところでありますが、いずれにしても、人員は足りないのが事実でありますし、また、これから雪解けと同時に農地の復旧・復興を行うわけでございますけれども、その関係についても非常に手が手薄だというような状況であります。そんな中で、今回農業振興というようなことも含めてJAのほうにお願いして、何とかお力をかしてもらえないかという、そんな要請も今しているところであります。

いずれにしても、非常に人の足りないところへもってきて、こういった災害でありますので、本当に職員の皆さんにはご苦勞をかけているところであります。そんな中で、技術職は非常に、県もそうでありまして、技術職員が本当に少ないというのが現状でありますけれども、当面は1名を確保いただいたというところでありますので、そんなことでお願いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第8番（太田 修君） ご苦勞さまでございましたというのが適切かどうかわかりませんが、非常に、1人でも2人でも手の欲しい時期であることは確かだ、そんなふうに思っています。

そんな中で、役場のOBの職員の協力を願うとか、あるいはまた今後そういった技術職をどのように育てていくのか、そういったところも、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君）　ＯＢにお願いするという話は、先ほど来、私もどちらかの一般質問の中でそういった答弁をさせていただきましたが、こういった本当に緊急事態でありますので、何とかＯＢの皆様方にもお力をおかりして、この難局を乗り切りたい。

そしてまた、今後その技術職員をということでありますけれども、今まで災害が幸いにしてなかったというようなこと、そしてまた工事がどんどん当時と比べて減ってきているというような状況の中で、なかなか技術系の職員を雇用するということは、どこの町村でも予算の関係で非常に難しいというような状況で、今まで外部にお願いをしてきたというような状況でありましたが、こういった大きな災害がいつ起こるかわからないというような状況の中で、ある程度の技術職員は必要であるということは認識しておりますけれども、今の現状ではなかなか、では、おいそれやすというわけにはいきませんので、そこら辺を勘案しながら、この人事採用ということも含めて考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（横田孝穂君）　答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第８番（太田　修君）　二度とあつてはいけない災害だとは思いますが、ただし、ないとも言い切れませんので、またぜひ、一度にということではなくて、計画的なそういった技術職を育ててほしいなと思います。

それから、災害の後なんですけれども、私もちょっと災害を受けた地域等を行ってみましたけれども、ちょっと聞いたことは、農地については、ある程度農地法等で補償された面があるんですけれども、住宅を兼用します民宿、あるいは宿泊関係施設、こういったところが補助金の対象もなく非常に厳しいというような話と、それからやはり復旧するのに、金、時間がかかるというようなことを耳にしました。この辺について、どのようにお考えがあるか、ちょっとかぶるかもしれませんが、よろしくお願いします。

議長（横田孝穂君）　答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君）　今のご質問は、先ほどの篠崎久美子議員の質問とかなり重複をしている部分のご質問かなと思っております。そのときにもお答えいたしましたけれども、そういう声も私どもは承知もしていると。その部分をどういうふうにこれから村として施していくのかというところが、私どもにとっては大きな課題でございます。

したがって、それには一番はやはりそのお金をどういうふうに工面していくかということも大きな課題にはなっている部分はございますので、それらを加味、あわせながら、なるべく早期に何らかのご支援を打ちたいというような前向きな姿勢の中で、その仕組みを組み立ててまいりたいという考え方でございます。

議長（横田孝穂君）　答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第８番（太田　修君）　何事も予算もあつたり、いろいろしてやっていくことですので、一概にだ

からというものもないかと思えますけれども、一応そういう意見があるということをぜひ認識をしていただきまして、また何らかの形の応援ができるものなら、ぜひ考えていただきたいなと思っております。

国体招致のほうへ移らせていただきますけれども、一応この件について再度確認なんです、スポーツ課を一応分離してやっていく考えで取り組んでいるのかどうなのかということをお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 先ほどのスポーツ課長のほうでの答弁と若干ダブるところがありますけれども、今のところ、どのようにするか検討中ではございますけれども、少なくとも人員体制をそれなりに整えることによって、スポーツ課の中で対応するのか、それから、別に室なり何なり組織を設けるのかは検討させていただくとしても、人員体制についてはそれなりに配置をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 正直言います、この国民体育大会冬季大会は、非常に復興に向けての、村長言われているとおりでございますし、また村の元気になる一つの引き金になるのではないかなと、そんな思いをしております。ぜひ、これにつきましては、業者ともどもオール白馬で何とか乗り切っていただくような方策を考えていただきたいなと思っております。

なお、こういった被災等の業務が非常にふえているというようなことでありますので、ぜひみんなで協力しながら、民間の手をかりながら、そんな成功に向けた取り組みをしてほしいなと思っております。

それから、この間ちょっと大町のほうで、一斉防災行動訓練ですか、こういったものをやられたというようなお話を聞きました。減災等、防災に含めまして、こういった計画を白馬のほうはやる計画があるのかどうなのか、その辺についてお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 現時点で計画というのは立ててございませんが、毎年、白馬・小谷、隔年で防災訓練、または秋季の訓練等がありますので、それとあわせて計画をするかどうかは今後詰めていきたいというふうに考えております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 確かに私たちも、こうなったらといって考えてはいるんですけれども、実際あの地震を体感しまして、何もできなかったというのが現状でございます。

こういった訓練も、時としてどうかなというような疑問点もあるような気がするんですが、ぜひそういった災害に備えた、そういう訓練の必要性というものをもう一度考え直していただきま

して、ぜひ実施の方向で検討していただけたらなと思っております。

それでは、2問目のほうに移らせていただきます。

新年度の予算概要と観光施策についてお伺いいたします。

各市町村で発表する新年度の予算概要には、まち・ひと・しごと創生等を主眼に置きまして、少子高齢化対策、あるいは子育て支援策、あるいはまた移住促進策、特色ある地域づくり等の計画が非常に目立っているわけございまして、震災復興を最優先に取り組みなければならない我が村にとりまして、予算編成をどういうふうなところに配慮し、どんな組み立てをされたのか、また、村が進める観光地経営計画の進捗状況と、それから観光局の課題解決での組織が立ち上がり、その組織改革に向けた動きが始まっておりますが、この辺につきまして、村長さんの構想等も含めながら、次についてお伺いしたいと思います。

まず、1点目といたしまして、新年度予算編成の当初要求において、歳入歳出の乖離の額はどのくらいあったのか。また、2点目といたしまして、復興事業を省き予算査定におきまして事業の優先順位とその基準はどんなところになったのか。それからまた、査定時におきまして大規模に縮小された事業、次年度以降へ先送りした事業等についてお伺いしたいなと思っております。それから、3番目といたしまして、主要観光施策と観光局の改革構想について。また、4番目といたしまして、一般社団法人である観光局に対し、庁舎の一部である多目的の2階、そしてまた公的な駐車場使用等に関して、契約、それから契約料、その内容等と、公有財産使用許可等があるわけございしますが、この辺についてどのような処理がされているのか。それから、5番目といたしまして、震災を通じ、防災庁舎としての重要性が非常に今回感じられたわけございしますが、この点について、観光局が庁舎の一部に使用しているというようなことについて、村長の考え方をお伺いしたいと思います。

以上5点、よろしくお願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田修議員の2問目の質問に対して答弁をさせていただきます。

新年度の予算概要と観光施策等についてということであります。

新年度の予算概要と観光施策等についてでありますけれども、新年度予算編成の当初要求関係と予算査定時における事業の優先順位と、その基準及び査定時に大規模縮小となった事業や次年度以降への先送りした事業等については、関連がありますので、あわせてご説明を申し上げます。

当初要求の段階で、歳入見積額が59億3,364万4,000円、歳出要求額が67億4,359万3,000円で、8億994万9,000円の歳入不足でありました。この時点では、村道などの災害復旧事業の災害査定の準備などがあり、公共土木施設災害復旧事業費は、当初要求に間に合わなく含まれておりませんでしたので、その分を含めると、約8億6,000万円の歳入不足となりました。

このように多額の歳入不足となったため、予算査定では、まず多くの事業の見直しや特定財源の確保を進めていき、その後、緊急性の低い事業を先送りといったしました。

予算査定時における事業の優先順位とその基準であります。繰り返しのようになりますが、これほどの歳出増に伴う歳入不足となったケースは、ここ近年では初めてであり、また災害復旧事業にマンパワーも必要であることから、歳入歳出のバランスとマンパワーの需要供給という、今までとは違った観点から予算査定事務を進めてまいってきたところであります。

当初要求にあった事業はどれも重要な事業でありますので、優先順位というよりも、先送りできる事業は事業そのものを先送りとし、事業費の縮小はもちろんのこと、職員の業務量を軽減し、その軽減した分を、人的対応を含めて災害復旧事業に振りかえられるような予算編成をいたしました。

また、予算の査定中でありましたが、1月末ごろから国の補正予算（地方創生事業）の詳細な情報が入ってくるようになり、当初予算で要求のあった事業で地方創生の交付金が活用できる事業は、前倒しして平成26年度一般会計補正予算（第10号）に計上させていただきました。

次年度以降へ先送りした主な事業は、庁舎等耐震改修工事、道路改良起債事業、公有財産管理台帳整備、安曇総合病院改築負担金や防災計画などで、特に防災計画では、今回の震災を取り入れたものとするためであります。

また、大幅に縮小となった事業は、村道改良国庫補助事業や地籍調査事業などで、地籍調査事業は地震により基準点がずれたことにより今年度実施した地籍調査を再度行うことになりましたので、新規エリアには進まず、再調査のみに事業を縮小いたしました。

次に、主要観光施策と観光局改革構想についてであります。まず、27年度の主要観光施策であります。1つ目は、26年度からの継続事業として、白馬村観光地経営計画策定を行います。去る12日に産業経済委員会で説明したところですが、27年度は策定委員会及びワーキングでの協議を重ねながら、9月をめどに骨子案をまとめてまいります。

2つ目は、観光基盤整備であります。篠崎議員に対する答弁でも申し上げました公衆無線LAN等の環境整備を実施し、親海湿原木道改修は、地元からの要望、安全面の観点から、30年度までの整備計画を前倒しして、27年度に未改修となっている約180メートル区間の改修を実施してまいります。

山岳観光施設では、山小屋の環境型トイレ改修を進めている中で、27年度は天狗山荘のトイレ老朽化に伴う施設改修に向けての設計を行い、28年度に工事に着手していく計画であります。

3つ目は、広域連携による取り組みであります。大町市・白馬村・小谷村の3市村で進めている北アルプス3市村ブランド戦略が重要と考えておりますので、引き続き、北アルプス3市村ブランド委員会での協議を重ね、取り組むべき施策をまとめてまいりたいと考えております。北陸新幹線長野金沢間の開業など、このエリアを取り巻く交通網の整備が進む中で、3市村のエリア

と糸魚川を結ぶ2次交通対策についても関係市町村と連携した施策を推し進めてまいりたいと考えております。

観光局では、夏季や冬季に加えて、春季や秋季の集客に力を入れたいと考えており、キャンペーンや国内外への情報発信の充実に努めながら、四季を通じて宿泊の増進につながるように、来期に向けての事業計画策定作業を進めているところであります。

続いて、観光局改革構想であります。私の選挙公約として、「にぎわいのある白馬」へ前進するために、民間活力を生かした観光局の改革を掲げてまいりました。村の観光振興を推進する組織である観光局の課題の抽出と、課題解決に向けた対策を講じるために、行政、議会、観光協会、索道事業者、宿泊施設、交通事業者など13名で構成する検討委員会を設け、先月からこれまでに3回開催をいただいております。

経過につきましては、先週の全員協議会で説明したところでありますが、検討委員会では、特に観光業に携わる事業者の中で観光局社員の加入率が低いことが課題として挙げられ、この課題解決を糸口として、法人としての観光局は必要であるかどうかといった根本的なところの検討から始まって、組織の目標、取り組むべき事業、財源確保の観点で検討をいただいているところであります。今月23日に第4回目の委員会を開催し、その時点での検討結果についての報告をいただき、できれば4月中に理事会での協議を進めることとしております。

また、4回の検討では結論を導き出すことは不十分であると思われるので、私としては、村長が代表理事を兼ねることについても、この委員会の中で議論をいただきたいと考えているところであります。したがって、4月以降も継続して検討委員会での検討を進めていただき、28年度第13期を見据えながら、観光局の改革に着手したいと考えております。

次に、一般社団法人観光局の庁舎の一部や駐車場の使用についてのご質問でございますが、現在、場所に移った経過は度々ご説明しているところでありますが、観光局は、観光課と連携し、当村の観光産業を発展させる事業などを行っていることもあることから、公益性の強い団体であると考えております。

そのことから、他の団体のスキークラブ、シルバー人材センター、社会福祉協議会と同様の取り扱いとし、特段契約行為などは行っておりません。また、光熱水費等は以前の取り決めと同様に村の負担としているところであります。

最後に、防災庁舎としての一部を使用しているという考えについてであります。本村にとって観光は地域振興にとって重要な要素であり、年間を通じて観光客が訪れております。そのような中で、観光地で災害が発生した場合には、多くの観光客が帰宅困難者になることが予想され、また観光客は地理に不案内であると考えられるので、適切な情報提供や、場合によっては避難誘導が必要となります。

そのためには、公的機関はもちろん、関係機関が連携して適切な対応をとる必要があります。

で、庁舎の一部を使用している点では、逆に観光局のネットワークを活用して情報の提供に力を発揮していただくことも必要と思いますので、現時点では問題ないものと判断しているところがあります。

以上、２点について、太田修議員の質問に対して答弁といたします。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第８番（太田 修君） 村長さんの挨拶の中にもありましたけれども、限られた財源を効率的に配分し、効率的な活用で、持続的、そしてまた安定的な行政サービスを提供すると言われておりました。財政計画と、それから実施計画の整合性、そしてまた、この事業の持続性が担保できることが非常に大事になってくるのかなと、そんな思いをしております。

各地区で地区役員懇談会ですか、いろいろな提案もあったと思います。当初、８億からの乖離があったということは、非常に健闘させていただいたのかなという気持ちで今聞いておりました。いずれにいたしましても、先送りしただけのことであって、これから一つずつやっていかなければいけない事業だなと思います。

そういう中で、やはり考えたときに、もう少し公的施設の維持管理を初め、あるいは今回圧雪車の購入等につきましても、やはり計画的に財政計画とあわせてやって、見直しをしていく、改修していく、こういうことが非常に大事になってくるのかなと私は思います。ぜひそういったところで、今不要なそういう施設等も見かけるわけですが、ぜひこういったところを見直しをしていただいて、新しいそういった財政計画を立てていただけたらなと思いますが、その辺について、村長さんのお考えをよろしくお願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 適切な行財政運営ということで、ご指摘のとおり、先送りにした事業につきましても、あくまでも先送りということで、現在、予算編成に伴う実施計画の見直しの作業というのを進めております。実施計画自体は、本年度からの３年の事業をどういうふうにやっていくのかという計画を立てるものでありますので、まずその辺で、どの事業を何年にやるのかという作業がまだ残っているという状況が一つございます。

それと、公共施設の維持管理につきましては、公共施設等総合管理計画の策定というものがございます。これにつきましては、地方財政措置として、２６年からの３年間で計画策定をするというものがございますので、これについては、期間内の策定については交付税措置もあるということで、ご指摘のとおり、施設につきましては、内容によっては統合するもの、そのような見直しもこの計画の中で策定をするというふうに規定されておりますので、その辺につきましては、実際の実務の作業については、これも２７にやる予定でありましたが、１年先送りというふうになりましたので、２８年に予定をしているという状況でございます。

ですので、施設の計画につきましては、その２８年度に策定する計画の中で、施設自体の見直しの作業を図っていくということで予定をしております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第８番（太田 修君） ありがとうございました。

やはり計画を持って行うということが基本かなと思いますし、これから維持管理を要するもの等については、ぜひそういった計画的な運営を図っていただけたらなと思っております。よろしく願いいたします。

今、地方創生型の交付金の関係ですが、これは何人もと重なる部分がありますので、ちょっと提案的なもので、回答は要らない、要らないという言い方も変なんですけど、結構ですけども、結構、新聞等を見てもみますと、千曲市あたりでは妊婦タクシーの補助金に活用したりとか、あるいは介護サービスにも使えるよとか、あるいは地域の商工関係を活性化するために活用されているケースがちょいちょい見かけておりますので、またこれから、４月以降の事業になってくるかと思いますが、そういったところもぜひ含めて、特に、大町病院の婦人科がなくなるというか、一部事業しかできなくなるというようなこともありますので、ぜひその辺も含めて検討していただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、観光の関係なんですけれども、いろいろ親海湿原の遊歩道の関係とか、いろいろお伺いをしたわけでございますが、インバウンド事業の関係になりますけれども、今やはり泊食分離で、外食産業、外食で、外で食べられる施設が非常に少ないのではないかと、あるいはまた、宿泊受け入れ態勢の中で、なかなか今以上、これ以上お客さんが来ても、なかなか受けるのが大変ではないかなとか、あるいはまた、スキー場へのシャトルバスも含めまして２次交通の関係、こういったものが非常に耳にしているわけでございますし、また、私ども中部地区の役員さんと議会のほうとで懇談をさせていただく機会があったんですけども、その中でも非常にそういった多くの意見が聞かれました。一応この辺について、もし考えがお聞かせいただけるものでしたら、お願いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 特にインバウンド対策に伴います宿泊、あるいは食事の問題、２次交通の問題ということで、３点太田議員のほうからのお話がありました。

観光事業者の声として、私どももそのような声も多く聞かれますし、今こういったところをやはりきちんと対応することが、これからの白馬のインバウンドのお客を伸ばす一番のポイントになるのだろうというふうに認識をしております。

特にポイントに挙げておりますのは、やはり食事という部分には現実的な問題があり、ここ２年ほど外国人の数に見合う宿泊施設がやや不足をしていると。あるいは、そこに運ぶ輸送量も

不足をしているというような部分の問題というのは深刻かなというふうに思っております。

村内の中で、新たな食事どころを単純に伸ばすということは、なかなか難しい問題ではないのかなというふうに捉えております。そういった意味では、今までとはやはり発想を変えていく必要があるのだろうというふうに考えております。

これはやはりその地域としてのお考えいただく部分は大変重要かなと思っておりますけれども、従来のように、同じように、宿泊は宿泊、食事は食事というような地域での経営を考えるよりも、地域の中で食事と宿泊をどのようにコーディネートしながら迎え入れていくかというようなこの仕組みづくりが、ある意味では重要ではないかなというふうに思っておりますので、そういう意味では、もっと狭いエリアでの地域戦略というところがこれからのポイントになるのではないかなというふうに私どもは捉えております。

こういったところを、村と地域でどのような施策を講じていくのかというところが、この宿泊の課題と食事の対処になると思いますし、もう一方では、もう少し視野を広げてもいいのかなという考え方もございます。白馬のみにとどまらず、もう少し大町や、あと1時間圏域の中でどういふような連携がとれるかというようなところも、やはり発想として入れるべきではないのかなというふうにも考えております。このように、今具体的に大町、長野、糸魚川というようなところと、やはりきちんと議論しながら、食事というようなところもコーディネートするような仕組みも必要かなというふうに考えております。

2次交通の関係につきましては、特に白馬の中でいいますと、チケットと輸送というところが課題になっております。特に索道事業者と一緒に、白馬バレーチケットの活用等には足が欠かせないという部分がございますので、ここのところはむしろ、行政もそうでございますけれども、索道と一緒に、こういった2次交通をどのように解決していくかというところについて、27年度にはチームを組みながら具体的な対処をしてみたいと、こんな考え方で進めてみたいと思っております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、答弁も含めあと6分です。質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） ありがとうございます。

新しい方向でのインバウンド事業が軌道に乗り、そして国内の旅行者が減る中をうまくカバーできていると思いますので、またぜひそういった今問題となっているようなところにつきまして、対応をしていただけたらなと、そんな思いをしております。

それから、最後になりますけれども、駐車場、私たち、この前中部の役員さんと話したときに、そのときからというか、むしろ震災のときからと言ったほうがいいかと思うんですけれども、駐車場が本当に狭くて、来てもとめるところがなくて、ぐるぐるしていて、そのときもある役員さ

んが、入るところがないというようなことで、会議を欠席されるということを報告して、その席を立ったわけでございますけれども、そのとき、ちょっとあちらこちらとあれしながら、村長さんにもそのお願いをしたわけでございますが、なかなか進んでいないというのが現状ですけれども、一応こういったところというのは、社協等へ来る人を見ていても、小さい子連れの方が車をとめるところがなく、遠くへとめて、ちっちゃい子の手を引きながら、あるいはおんぶしながらという光景も見えました。また、障害者の人もきっと不自由しているんだろうなと思うこともございました。

そんなことをいろいろ考えて、役場はもちろん実務も当然ですけれども、ぜひそれ以外のそういった細かいことにも、やはり住民サービスというものは欠かせない事業であるのではないかなと私は思っています。ぜひこれからそんなところも検討していただきまして、住民が本当に頼って、それに応えられる行政運営にぜひ心がけていただきたいと思います。

それでは、以上をもって私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（横田孝穂君） よろしいですか、終わりですか。

第8番（太田 修君） はい。

議長（横田孝穂君） 質問がありませんので、第8番太田修議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。あす3月17日は午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、あす3月17日は午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時02分

平成 2 7 年第 1 回白馬村議会定例会議事日程

平成 2 7 年 3 月 1 7 日（火）午前 1 0 時開議

（第 3 日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

平成27年第1回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成27年3月17日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	篠崎 久美子
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	北 澤 禎二郎
第6番	太 田 伸 子	第12番	横 田 孝 穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
税務課参事兼課長	平 林 豊	観 光 課 長	篠崎 孔 一
教育課長兼スポーツ課長	松 澤 忠 明	会計管理者・室長	窪 田 高 枝
上 下 水 道 課 長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健 康 福 祉 課 長	太 田 洋 一	建 設 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	総務課長補佐兼総務係長	田 中 克 俊
総務課長補佐兼地域高校対策係長	松 澤 孝 行		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横 川 辰 彦

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前 10 時 00 分

1. 開議宣告

議長（横田孝穂君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名です。

これより平成 27 年第 1 回白馬村議会定例会第 3 日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（横田孝穂君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第 1 一般質問

議長（横田孝穂君） 日程第 1 一般質問を行います。

会議規則第 61 条第 2 項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は 8 名です。

4 名の方の一般質問は昨日終了していますので、本日は 4 名の方の一般質問を行います。

質問される議員は、質問、答弁を含めた 1 時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第 63 条の規定により、1 議員 1 議題につき 3 回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第 3 番松本喜美人議員の一般質問を許します。第 3 番松本喜美人議員。

第 3 番（松本喜美人君） 3 番議員の松本喜美人でございます。

私は、下川村長就任以来、初めての一般質問となりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、限られた貴重な時間であると思いますので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

実は、今回通告させていただきました質問につきましては、12 月の定例会に質問を予定をさせていただきましたが、震災等の関係というようなことでございまして、今回の質問ということになりました。よろしくお願いいたします。

それでは、通告書に基づきまして、村道等の不動産未登記問題について、2 項目めといたしまして、事業仕分けについて、3 項目めといたしまして、新年度の重点施策について質問をさせていただきます。

まず、第 1 項目めの村道等の不動産未登記問題についてであります。本村の行政課題の一つといたしまして村道等の未登記問題が挙げられると思います。議会の全員協議会の場でたびたび耳にし、昨年 10 月 29 日に開催されました八方地区役員懇談会を傍聴させていただいた折にも、未登記問題解消に向けての提案がなされております。

そこで、次の 4 点について伺いをさせていただきます。

まず、1 点目でございますが、村有財産である不動産の未登記問題は存在するのか、あるとする

ならば村道敷地のみなのか。

2 点目であります。未登記路線の地区名と名称について。

なお、この名称につきましては、村道丸々号線では理解ができませんので、村民にもわかるような名称での答弁をお願いをいたしたいと思います。

3 点目ですが、固定資産税等の税負担はどうなっているのか。

4 点目であります。解決に向けての取り組み状況はどのようになっているのか。

以上、4 点、村長にお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 松本議員からは3 点について事前通告がございました。順次答弁をさせていただきます。

まず、1 点目でございますが、村道等の不動産未登記問題についてということであります。

村道等の不動産未登記問題につきましては、最初に、不動産の未登記問題の有無についてであります。村道敷が白馬村メーンとなっていない村道は現に存在しております。この原因といたしましては、登記名義人の居どころが不明となっている場合、そしてまた抵当権解除の問題、そして、昭和40 年代から昭和50 年代前半におけるモータリゼーションの発展により、道路拡幅改良の要望が各行政区から多く寄せられ、苦肉の策として、土地の提供をいただければ工事は実施をするといった対応がとられたことによる場合であります。

村道以外の未登記の有無であります。林道につきましては、その改修目的が、隣接をする山林から林産物を搬出をすることを目的とし、利用する方が制限されるため、関係地権者から林道用地を無償で提供をいただき、道路整備は行うものの土地の分筆は行わないといった手法で、白馬村内の林道整備は行われてまいりました。

次に、村道の未登記敷地がある路線数は、村全体で114 路線あります。路線数が多いため、個別の路線名につきましては割愛をさせていただきますが、大字別では、神城地区では39 路線、北城地区で75 路線であります。なお、今回お答えしました路線数は、1 筆でも未登記があれば未登記路線として計上をしているところであります。

次に、固定資産税の税負担についてのご質問ですが、公衆用道路用地など、村有財産である不動産につきましては、公有地、市有地の別にかかわらず、現況が公衆用道路用地など、村が公共または公共の用に供する固定資産に対しては非課税としております。土地課税台帳には、法務局の登記簿に登録されている地目、地籍を登録していますので、筆の一部分が公衆用道路として使用されていても、分筆がなされていない場合は課税をしているところであります。しかし、所有者から現況が公衆用道路用地である旨の届け出があり、地籍などの確認がとれれば、任意分筆の上、非課税としている場合もあります。

そして、最後に、未登記解決に向けての取り組み状況についてであります。本年度から和田

野区内の黒菱まで通じる道路のうち、村道に認定されている箇所未登記解消を目的とする事業を着手をいたしました。本年度では、道路に隣接される地権者への皆様への事業説明と、受託測量業者による現地の事前確認等を行い、平成27年度から30年度までの4カ年において、用地の確定、測量、用地契約、登記といった事務処理を行う計画でございましたが、神城断層地震の発生により復旧・復興事業を最優先をしたことから、用地確定につきましては1年度先送りをし、実施することとしております。

なお、近年、道路改良を実施する場合、現道敷内の土地につきましては寄附で、新たに拡幅をする部分の土地につきましては買収により用地取得を行っております。また、国土調査事業による未登記の道路敷の確認も進めてまいりたいと考えておりますが、こちらも神城断層地震の影響により事業の進捗がおくれが生じております。

いずれにいたしましても、未登記となっております道路敷地の白馬村への所有権移転事務につきましては、随時進めてまいりたいと思っております。

1点目の質問に対する答弁であります。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありますか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） 大変丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございました。

素直に感想を述べさせていただきますと、全村にわたり多くの村道の未登記問題があるのとことであり、私の気持ちといたしましては、行政らしからぬ事務処理であったのかなと、素直に言えばそういう感想を持っております。

そこで、村長にお尋ねしたいのですが、まず、村長も2期8年間議員を務められておりますけれども、その8年間の間に、この未登記問題というのはご存じであったのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 議員8年云々よりも、私の集落のほうでも村道野平線、番号はちょっとわかりませんが、私の土地を通ったり、そしてまた、宅地を通ったりして道路が開設されているということは十分認識をしておりました。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありますか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） そもそも不動産登記、今回は土地であります、土地に関する権利変動を第三者に対抗するものでありますから、登記は迅速に正確に行われる必要があります。

そして、民法、商法等においては、善意の第三者は法のもとに保護されておりますが、不動産登記法では、悪意の第三者でありまして登記を完了すれば有効であります。これが民間における登記の現状というふうに私は理解しております。しかし、行政運営の視点で不動産登記を捉えますと課税問題が加わります。

そこで、平林税務課長にお伺いをさせていただきます。

1点目でありますけれども、先ほど村長の答弁の中にもございましたとおりであります、土地につきましては、地方税法第341条第10号と第381条により、固定資産税は原則登記簿に登記されている内容を記載した土地課税台帳により課税するとうたわれておりますが、私の解釈でよろしいか、まずお尋ねをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。平林税務課参事兼課長。

税務課参事兼課長（平林 豊君） 松本議員の解釈でよろしいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありますか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） 引き続き、税務課長にお尋ねいたします。

これも先ほど村長の答弁の中にもございましたが、確認の意味で質問させていただきます。

地方税法第348条第5号では、固定資産税の非課税範囲をうたい、公共の用に供する道路は非課税となっておりますが、未登記箇所は非課税扱いとなっているかを確認のために伺います。お願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。平林税務課参事兼課長。

税務課参事兼課長（平林 豊君） 未登記箇所全て非課税になっているかは、筆ごとに確認をしてみないと今お答えはできませんが、村が測量していれば、分筆及び地目変更登記がされ、法務局の登記事務所により土地課税台帳を変更しますので、非課税となっていると思われれます。国土調査済みの区域につきましては、現況により分筆を行っておりますが、国土調査未実施区域で公衆用道路を分筆していない筆につきましては課税をしている状況であります。

なお、分筆がされていない場合であっても、公衆用道路の用地の面積がわかれば任意分筆が可能ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありますか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） この未登記問題解決には、道路敷の面積の確定が絶対必要となります。

そこで、現在、村のほうで進めております国土調査の地籍調査事業が大きくかわりそうですが、本事業の事業費は国が50%、県が25%補助し、村が25%負担で、昭和63年に事業を開始し、当初計画では約20年間で調査を終了を見込んでおったと思いますが、昨年度まで、26年間で全体の3分の2弱終了というふうに伺っております。

そこで、所管課長であります横山農政課長にお伺ひいたします。

地籍調査事業であります、新年度予算で1,880万円の予算を計上していますが、この事業費ベースであと何年くらいと推定されるか。

なお、昨年11月22日に発生しました神城断層地震により、測量に大変重要な意味合いを持つ基準点が30センチくらい東へ移動しているというような話も伺っております。国の指示により平成25年、26年の調査地区の再調査が必要とのことですが、再調査期間を含めて、あと何年くらいかかりそうなのかをお伺ひいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） お答えします。

率直に申し上げて、非常に難しい質問かなとは思っております。議員さん、今おっしゃったとおり、昭和63年度事業開始から26年、27年たっております。ということで、最初の神城地区については8年ほど終わっておりますが、それ以降、北城に入ってもう18年目ということで、なかなか進捗状況というのが読みづらい事業でありますけれども、ざっと見た場合、北城の中部、松川までの間があと恐らく七、八年、川北が、例えば神城地区と同じくらいの進捗でいけば8年ということですので、やはり16年くらい、27年度は手戻りがあるのでプラス1年くらいかなというふうに見込んでおります。なので、15年から20年という答弁が適当なのかなと思っております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） 地籍調査につきましては、あとまだ、アバウトでありますけれども20年くらい、場合によればかかりそうだということでもあります。

次に、この未登記問題を担当します所管課長の山岸建設課長にお伺いをいたします。

建設課等の担当職員は、職権にて土地の所有権の移転登記は可能と認識しておりますけれども、嘱託登記は私の解釈でよろしいか、伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。山岸建設課長。

建設課長（山岸茂幸君） 嘱託登記につきましては、公共事業、白馬村に名義をかえる作業の折、所有権移転及び分筆につきましては、登記承諾書等必要書類が用意できまして、法務局に登記ができる書類がそろえば、嘱託で所有権移転及び分筆登記は村で行うことができます。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） ありがとうございました。

この未登記問題が、村民にもたらす不利益と、解決に向けての道筋を探るために3名の課長の方に質問させていただきましたが、この問題は非常に20年から30年くらいもう既に経過をしております。最近まで解決に向けての取り組みがなされていなかったのかなと私は推定をいたします。

そして、この問題につきましては、現時点において2つの課題を持っていると思います。1点目でありますけれども、長年行政事務が置き去りにされたこと、これが1点目であります。そして、2点目でありますけれども、土地所有者が過納な、余分なという意味合いであります。固定資産税等の税負担が推定されます。さらに、現在も納税がなされている進行形であるということ、この2点が大きな問題ではないのかなというふうに思われます。

そこで、下川村長に伺います。

この長年事務が置き去りにされたことと、それから、税金の、場合によれば余分な負担がなされている可能性があるというようなこと、この対処につきましてはどのようにお考えか、村長にお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、行政事務の関係と、それから税負担というような２点について、村長はというふうに考えているかという質問だと思いますが、確かに、行政事務がおくれているというか、しっかりと現状に合ったそういった登記がされていれば、こういった問題がなかったわけですが、先ほど来、答弁をさせていただきましたけれども、当時は地区の要請で道路を広くしてくれと、私のああいって小さな集落もそうでありますけれども、土地は村のほうで対応するで、何とか道路をあけてくれといったようなことで、村のほうは多分道路を拡幅してきたというふうに思っております。ただ、その後処理がしっかりとしていれば、今、松本議員が指摘をするような問題がなかったと思いますけれども、この関係については、正直言って、行政の事務の行き届かなかったことかというふうに私は考えているところでございます。

そんな中で、税の負担も余計に払っている人がいるのではないかとということも連動をするわけですが、過去はそういった形で道路拡幅をしてきたというような状況もありますけれども、今の状況につきましては、国土調査等をする中で、そういった解消に向けてまいりたいというふうに思っております。今、現状の道路につきましては、寄附でお願いをしたいということで対応をしているわけですが、そんなことも踏襲をしながら進めてまいらなければならないというふうに考えております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第３番（松本喜美人君） この未登記問題は、古くに発生した問題であり、登記事務を進めるにつきましては、村道敷地の地籍確定が必要であり、その村道敷につきましては共有地であったり、場合によれば、相続登記が伴う案件や寄附採納届というようなことも、この解決に向けては必要になろうかと思えます。村有財産の管理と税負担の公平性の観点から、時の理事者が解決に当たっていくというのが行政の継続性でありますので、ぜひ速やかに、税負担が伴う可能性がありますので、この辺のところは解決に向けてご尽力をいただきたいなと、このように考えます。そういったことを希望いたしまして、２項目めの質問に移らせていただきます。

２項目めの事業仕分けについてでありますけれども、太田前村長が推進しました各種事業の事業仕分けについて、継続、一部見直し、廃止に区分すると、特に次の事業についてお伺いをさせていただきます。

１番目といたしまして、ＪＲ白馬駅前等の電線地中化。

２番目といたしまして、村道２０２６号線、これは神城山麓線でございますけれども、北城地

区への延伸。

それから、3番目でございますけれども、白馬高存続問題というようなことで通告させていただきましたが、この問題につきましては、3月12日に開催されました県の教育委員会の定例会において存続の方向で検討することが決定し、昨日、太田伸子議員が同じく白馬高の問題について質問をされてございますので、通告させていただきましたが割愛をさせていただきたいと思います。

以上、答弁をお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、松本議員の2点目の事業仕分けについてということでございますが、前村長が推進をしてきたという発言をされましたけれども、その関係について答弁をさせていただきます。

まず、1点目のJRの白馬駅周辺の無電柱化であります。区分といたしましては一部見直し事業と考えております。この件につきましては、昨年の9月定例会の津滝俊幸議員の一般質問でもお答えをいたしましたとおり、平成30年度までを計画期間とする長野県の第7期無電柱化推進計画の候補路線として、大町建設事務所とともに書類を提出いたしました。候補路線に対する電線管理者からの意見は、軒先配線は不可能で、裏配線の場合は道路があることとの回答が長野県に提出されたところであります。また、道路管理者である長野県からは、現在機能している歩道部の無散水消雪施設を撤去して地中化を実施することは非常に難しいが、すぐには無理でも、時期が来て可能な状況であれば、地中化を施工する方向で考えたいとお聞きをしておりますので、無電柱化の手法を軒先配線方式から地中化方式に変更をし、長野県と共同し、引き続き検討してまいりたいと考えております。ただし、無電柱化を推進することは景観上大切なことであるので、協議会の類いを立ち上げ、村内外に態度をアピールすると同時に、研究してまいりたいというふうに考えております。

そしてまた、2点目の神城山麓線の北城地籍への延伸であります。この計画については継続事業と考えております。地域役員懇談会の要望事項においても、複数の行政区から要望されていることは私といたしましても十分認識をしており、そして、神城山麓線の延伸は必要と考えておりますが、現段階ではルート等につきましては白紙の状況であります。

そしてまた、3点目の白馬高校の存続問題であります。私が昨年村長選に立候補をしたときからの公約でもありますし、地域高校として、そしてまた、白馬高校の存在意義を考えれば、当然継続であり、現在進めているところであります。

2点目の質問に対しては答弁をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） 答弁ありがとうございました。

まず、1点目の電線地中化事業であります。先ほど村長答弁の中にもありましたとおり、昨年9月の定例会で、津滝議員が本事業の推進に向けて条例化の考えはという質問をされ、村長のほうから前向きに検討したいという答弁がなされたという経過だと思います。そして、新年度予算に無電柱化検討委員会委員報酬といたしまして13万7,000円を予算計上しております。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

3点ございますが、1点目でありますけれども、検討委員会の立ち上げの時期、それから委員構成、それから、3点目でありますけれども、検討項目について村長にお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの松本議員さんの再質問にお答え申し上げます。

確かに、推進協議会ということで予算化ということで上程申し上げているところでございますけれども、この調査項目につきましては、国のほうでの無電柱化推進法関係の研究、それからハード面での工法等の研究、それから、先ほど村長答弁のほうにもありましたけれども、無電柱化ですので地中埋設には限らないわけなのですけれども、そういった実際ハード面でのどのような工法が考えられるかといった、そういったところを、この白馬村の自然景観に合わせた工法等の研究をしていきたいということでございます。

それでは、具体的にこの協議会がいつどのように立ち上げるかと、それから構成メンバー等でございますけれども、ただいま検討中ということでございます。できれば早目に立ち上げて、9月定例会で条例化というような形のお話も申し上げたところなのですけれども、条例的なところでいえば、推進という努力規定条例になろうかと思いますが、そういったところに向けてどのようなことが考えられるかということの研究のためにですが、今のところ、その2つの項目についてはなるべく早く、そして、メンバーもなるべく早くかためるというところであります。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありますか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） 下川村長にお伺いいたしますけれども、この事業につきましては、太田前村長より議会の全員協議会の場で、JR白馬駅前等の電線排除に向けて県知事と協議を重ねている、そして、県知事より大町建設事務所のほうに指示がなされているというふうに、私は全員協議会の場でお話をいただいた経過を記憶してございます。

そこで、検討委員会を立ち上げるにつきまして、既に県と、この電線無電柱化でありますけれども、協議がされているのかどうか、村長にお尋ねいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 県との協議は進められているのかという質問に対しまして、今、冒頭の挨拶に申し上げたとおり、軒先配線は難しいという答弁をさせていただきましたけれども、どうも長野県とすぐにでも着手をするというような、そういった何かやるような話を一部には聞いてはい

たわけでございますけれども、なかなかどうも聞いてみますと、そういったまだ段階には入っていないというようなこともありました。そういった中で、何とか白馬駅からおりたお客さんが、この白馬のアルプス三山を見るに、クモの巣のような電線があるということは、非常に景観も悪いというような思いも私は十分しているわけでございますけれども。そんな中で、この電線がなければというそんな思いもありまして、3月に無電柱化のシンポジウムがあるというようなことで、白馬村の職員を1名、東京のほうへ講演に、小池元大臣であります、そのシンポジウムがありまして、村でもちょっとその関係について勉強してこいということで、担当の係長を参加をさせたところであります。

いずれにいたしましても、この無電柱化につきましては、いろいろな問題もあろうかと思えますけれども、白馬に合った、本当に電柱がないというような、そういった景観は非常に大事であると思えますし、そしてまた、国のほうのいろいろな状況を見ながら、そしてまた、県のほうとも調整というか、要請をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

そして、中電の方にもそんな話をしたわけでございますけれども、新たに電柱を立てる場合には、もう村のほうで条例でもつくって地中へ入れろというような、そんなことを私は個人的に中電等に要請した経過もあるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、この無電柱化につきましては、いろいろな調整というか、要望をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） ありがとうございます。

やはり観光というような面で捉えますと、そういった電線のない景観というのは、それぞれの地域の完成度、成熟度と言えるのではないかと思いますので、簡単にできるとは私も思っておりませんけれども、ぜひ辛抱強くこの事業を推進していただきたいなというふうに思います。

次に、村道2026号線につきまして、先ほど村長のほうで継続ということで答弁をいただいたわけであります。この事業につきましては過去にいろいろな経過をたどっておりまして、平川には仮橋がありましたのを撤去したりとか、そういったことの経過をずっと踏まえてきておるわけであります。

それで、私も、この項目について質問をさせていただくということで、一応過去の経過というようなものを調べた中に、大変古い資料で恐縮でありますけれども、平成17年の12月13日に開催されました平成17年第4回白馬村議会定例会第2日目、これ一般質問のところであります。それで、下川村長も当時議員というようなことで、議席番号5番ということでこの定例会に出席をされております。それで、議員の中から、議事録をそのまま読みますと、47を指しているのだと思えますけれども、47みそら野間の仮設橋を設置してほしいという村民の声が大変多いという質問がなされまして、そのときの福島信行元村長がこういった答弁をしております。実

は、この当時というのは現在の一問一答方式でなかったものですから、この議事録がどこで区切っているのかというのがちょっと非常に苦労しますが、要点だけ、当時の福島信行村長の答弁を紹介させていただきます。長いのでありますので要点だけ言いますと、こういった仮橋といえども、河川法の一定の条件をクリアし、安全性の確保をする必要性があるということから、それ相応の費用がかかるわけでありますが、いずれはここに本当の橋をというふうに思いはあるわけであります。当面、仮称ではありますが、神城山麓線の開設に力を注ぎながら、その延長線上で平川橋を考えていきたいというふうに考えております。

この17年の12月5日には、平川地区の関係9地区から、平川上流が通行できるような手段を講じてほしいという要望がなされております。これは北城地区におきましては、八方から始まりまして、瑞穂、エコーランド、みそら野、深空というような地区、そして、神城では、飯田、飯森、堀之内地区というようなところで要望が出されてございます。そういう中で、先ほど村長、要望も多いので継続ということで捉えておるとい、大変ありがたいなというふうに思っております。

それで、この山麓線につきましては、この17年の定例会の一般質問で時の村長が答弁されたのを踏まえまして、このような経過を踏まえて、福島元村長と太田前村長が神城山麓線開設に取り組み、起点を白馬五竜スキー場から、終点をH a k u b a 47ウィンタースポーツパーク入り口までとして、平成19年に飯森側から着工し、平成24年秋に完成し、供用となりましたが、これはその経過等を踏まえますと、私も第1期工事と言わざるを得ないというふうに思っておりますので、ぜひ村長が答弁いただいたとおり平川に橋をかけて、北城への延伸というものをぜひ、そんなに簡単にというふうには思ってもおりませんが、ぜひこの事業を推進していただきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

なお、この道路につきましては、私ども産業経済委員会で各スキー場等々を視察をさせていただいた折にも、スキー場関係者からも非常に強い要望が出されておりますので、ぜひ取り組みを強化をお願いをいたしたいと思っております。

そんなことをお願いを申し上げまして、3点目の質問でありますけれども、移らせていただきたいと思います。

質問の3項目めであります。

新年度への重点施策についてということでありますが、下川村長の実質初年度のスタートに当たり、新年度に向けて行財政運営方針と重点施策についてお伺いいたします。なお、重点施策につきましては、神城断層地震の復興が最重要課題でありますので、地震関係以外の施策について上位5点についてのお考えをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 松本議員の3点目の質問であります。新年度の重点施策についてという質

問であります。答弁をさせていただきます。

財政運営方針といたしましては、長野冬季オリンピックなどによる集中投資後、緊縮財政運営を進め、ようやく当村の財政状況も健全化になりつつあります。基本は、その財政運営を継続をし、今後の財政状況や事業の検証などを踏まえ、必要な事業には予算をつけるなど、めり張りのある財政運営を進めてまいりたいと考えているところであります。

私の公約でもある事業を実現をさせるべく取り組んでまいりたいと考えておりますが、地震関係以外の施策での上位5点については、先ほど質問にもありましたが白馬高校の存続のための支援事業、そしてまた、平成29年2月の国民体育大会のスキー競技の開催が白馬村に決定をされたことを受け、その準備として、施設の改修や圧雪車の更新、そしてまた、国民体育大会開催事業、当村の基本計画となる第5次の総合計画の策定事業、そしてまた、安全・安心を大切にした学校環境の整備の一つである共同調理場の建設事業、そしてまた、特産品開発への支援や特産品を活用し、ふるさとの納税事業の強化などであります。

白馬高校の支援事業につきましては、私の公約の一つでもあり、昨日の太田伸子議員の答弁でも申し上げたとおり、平成27年度入学者数が前年よりも10名程度ふえる見込みであります。このように新しく生まれ変わる白馬高校に対して、大きな期待を持って入学をしてくる生徒のためにも、少しでも早く地域で考える高校の魅力づくりにつなげる支援策を行うということで、公営塾の講師の人件費などを予算計上をさせていただいたところであります。

そしてまた、国民体育大会の開催事業では、30年ぶりの開催となり、我が国の一大スポーツイベントであり、大会成功に向け、村も全力で取り組む重要な事業であると考えております。第5次総合計画策定事業では、平成27年度で終了する第4次総合計画後期計画を検証をし、白馬村が今後どのような方針でどのように進むべきかなど、白馬村の今後を決める重要な計画と位置づけているところであります。

共同調理場の建設につきましては、現在の共同調理場は老朽化が進み、児童・生徒に安全な食を提供するためにはそろそろ限界に近づいておりますので、共同調理場の改修、あるいは建設は早急に実施をしなければならないと考えているところであります。

そしてまた、特産品の開発や特産品を活用したふるさと納税の強化では、ここ数年前から特産品の開発に力を入れてまいりましたが、より積極的に推進をし、ふるさと納税のお礼の品としても支援をできればと考えております。ふるさと納税のお礼の品が充実をすることによって、白馬村を応援していただける方がふえ、また、生産者を初め、小売、宿泊業など、多くの事業者の相乗的な経済効果としてあらわれればというふうに思っているところでございます。

3点目の質問に対する答弁は以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員の質問時間は、答弁も含めあと9分です。質問はありますか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

新年度に向けての重点施策の5点をお伺いさせていただきました。

これにつきましては、村長公約5項目掲げてございましたので、あえて5点というようにことでお聞きをさせていただいたわけであります。もちろん最重要課題は震災復興でありますけれども、それにあわせて、白馬村全体が経済的被災者にならないような施策展開をぜひお願いをいたしたいなと思います。

村長答弁の中に、国体でありますとか、それから特産品の開発、それよりも一番基本になるのは第5次総合計画、今後の10年間の方向づけになるのではないかと思います。そんなことで、ぜひ就任早々の震災の中での厳しいスタートとなったわけでありすけれども、ぜひ村の発展のためにご尽力をいただきたいなというふうに思います。

私のほうでの質問につきましては以上で終わらせていただきますが、この機会に、ぜひ紹介をさせていただきたい新聞記事がございますので、紹介をさせていただきます。

実は、信濃毎日新聞に建設標という読者が投稿する欄がございます。それで、これは2月13日に投稿された記事でございます。投稿された方は堀之内地区の津滝君和さん、私と名前が同じなんですけれども、女性の方であります。それで、テーマといいますか、表題が「地震被害の現実 逃げていられぬ」というテーマであります。非常に感銘を受けた部分がございますので、この場をおかりして紹介をさせていただきます。

全文読ませていただきます。

ドーン、ガシャンとすさまじい音とともに2階部分が私の寝ていた所に落ちてきて、がれきの下敷きになった。全く体が動かない。手が折れてしまう、このままでは死んでしまうともがき、声の出る限り「助けて」と叫び続けた。

長い冬に備えて野沢菜、たくあん漬けを用意し、育てた野菜も取り入れ「冬の準備よし」と、その日までいつもと変わらぬ日常生活に満足していた。

しかし昨年11月22日夜、恐怖が訪れた。神城断層地震だ。何秒という短い時間だったと思う。離れなど4棟の建物が全壊。信じ難い現実。夢であってと祈りつつも悲惨な村の光景を目の当たりにして、頭の中は真っ白になった。

この後、私が非常に重要といいますか、感銘を受けた部分であります。読ませていただきます。

数カ月たった今でも体が揺れている感じがして、小さな音にも敏感になり、また来るかもしれぬ恐ろしさにおびえている。

でも現実から逃げてはいられない。大事が起きて普段意識していなかった家族や地区住民の絆、命の尊さ、思いやる心をあらためて知った。近所の人々に助けてもらった命。日々太陽が力を増していくように、私たちにも早く春が来るようにと願い、頑張っているという、こういう記事であります。

最後であります、この津滝さんも、ここに書かれておりますが、日々太陽が力を増していくようにという、私たちも頑張ろうということでもあります。自然の太陽につきましては、気象条件によって雨の日も曇りの日もあろうかと思えますけれども、被災者にとりましては、村長の施策によって毎日が日が当たるということになろうかと思えます。

ぜひ村長、今回の議会の招集挨拶の中に被災者に寄り添うというご挨拶がありましたけれども、ぜひ人に寄り添った施策展開を引き続きお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（横田孝穂君） 質問がありませんので、第3番松本喜美人議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時04分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第4番伊藤まゆみ議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 4番、伊藤まゆみです。

家族団らんの楽しいひとときを一瞬にして恐怖に陥れた、あの激しい揺れから4カ月近くが過ぎようとしています。地震の翌日、最も揺れが大きかった三日市場、堀之内地区に足を踏み入れたときのあの衝撃は今でも忘れることができません。今まで対岸の火事とたかをくくっていた自分に、この経験を経て何か学ぶよう自然から警告をされている、この教訓をどうこの村の発展に生かすべきかを考えなくてはいけない、そう感じております。

震災関連の質問は多くの方がされるのではないかと思いますので、今回は、安倍政権が重要課題に位置づけております地方創生と、まち・ひと・しごと創生についての一本に絞り質問することといたしました。

昨年12月に、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと総合戦略が閣議決定されました。2060年に1億人程度の人口を確保するといった中長期の展望を示したものが長期ビジョンで、2015年から2019年までの5年間の政策目標や施策を定めるものが総合戦略であります。

国は、交付金などの財政面に加え、情報面、また、人材面からも地方の取り組みを支援すると表明しております。これを受けて、都道府県や市町村は地方人口ビジョンと、地域ごとの経済や住民生活の特性に応じた地方版総合戦略の策定に向けた準備段階に入っている、そのように伝えられております。2014年度補正予算で、国は地方の消費喚起などのための交付金を4,000億円計上いたしました。

そこで、1番としまして、地域消費喚起・生活支援型補助金で商工振興事業として商品券発行事業補助金が平成26年度補正予算で1,740万9,000円計上されております。この事業の詳細について伺います。

2番目に、地方創生先行型として2,430万7,000円が補正で計上されております。この補助金について、定例会初日の村長挨拶の中では、白馬村版地方創生総合戦略を策定する経費、商業施設への公衆無線LAN設置促進に向けた支援補助、白馬高校の魅力づくり推進（パンフレット作製・ICT教育環境整備）、中学校へのICT教育環境の導入整備、特産品開発事業者・団体に対する商品開発と販路開拓支援を挙げておられます。この5つについての詳細を伺います。

また、同様に、平成26年度補正にある総合戦略政策事業について、いつまでに策定を予定しているのか。講師はどこから派遣、あるいはどこへ依頼するのか。委託料はどのような団体、あるいは個人に支払われるのか。この策定事業に先行型補助金が使われているが、策定義務はあるのか。最後としまして、まち・ひと・しごと創生で長期ビジョンと総合戦略としてうたわれておりますが、この総合戦略の策定と今後の地方創生補助金との関連性をどう考えておられるのかの5項目を伺いたいと思います。

以上、お願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤議員からは、地方創生、まち・ひと・しごとの創生についてということで事前に通告をされております。答弁をいたします。

地方創生、まち・ひと・しごと創生について、まず、商品券発行事業補助金は、国が昨年12月27日に、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を閣議決定をし、緊急経済対策の施策の一つとして、地域内の消費や地域外の需要を取り込むため、プレミアム商品券の発行などを支援する新たな交付金制度を示しました。村ではこれを受け、村内の消費喚起を目的に、プレミアム付商品券発行事業を実施することにしたことは、昨日の加藤議員の答弁でも申し上げたとおりであります。重複する部分がありますことをご容赦願います。

本事業は、白馬村がプレミアム相当分と広報費や事務費を補助する形で、過去においては平成21年に実施をした経過があり、今回も白馬商工会にこの業務をお願いをし、実施をしてまいりたいと考えているところであります。概要につきましては、1万2,000円分の商品券を1万円円で販売することで2,000円分のプレミアムを付与し、発行数は8,000部を見込んでおり、使用期間については制度上6カ月間が限度と解しております。8月から翌年1月までの6カ月間を制定したいと考えているところであります。利用可能店舗の呼びかけや、現金化への取り扱いの手数料、そしてまた、商品券の販売方法につきましては、平成21年に実施をした際のご意見などを参考に、白馬商工会と打ち合わせをしているところでありますが、4月末をめどに詳細を決定をし、8月の発売に向けて具体的な作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、地方創生先行型の交付金の関係であります、いずれも交付金の目的であります地方版

総合戦略の早期かつ有効な策定のための経費であり、まず、白馬村総合戦略策定経費については、策定のためのワークショップなどの講師の謝礼、旅費と計画策定支援業務の委託料であります。

次に、公衆無線LAN環境の整備に関する全体像は、昨日の篠崎議員のご質問にもお答えをしたとおりであります。伊藤議員からは、商業施設が実施をするWi-Fi環境の整備に対する補助の詳細というご質問でありますので、それについてお答えをいたします。

本補助事業の主な財源は、地方創生先行型交付金であります。長野県外国人旅行者受け入れ環境整備事業補助金も活用を予定しているところであります。長野県の補助金交付要綱では、対象が宿泊施設またはJRを除く民間交通事業者となっており、特に、宿泊施設が整備をする公衆無線LANは全客室での整備が原則とされております。また、対象経費は無線LAN機器の購入費用や設置工事費とされ、補助率は市町村が補助をした額の2分の1、1事業につき30万円が限度とされております。長野県の補助金は、市町村が補助をした額の2分の1を補助するという、いわゆる間接補助でありますので、村の補助金交付要綱では、県が定める補助要綱を満たすことが必要になってまいります。これに加えて、白馬村では次の2点を考慮しながら補助制度を設計をしているところであります。

1点目は、宿泊施設に限らず、飲食店やスキー場といった商業施設も活用できること。2点目は、比較的規模が大きい宿泊施設やスキー場のレストランといった広い面積をカバーをしたいといった整備意向にも応えられることであります。県の補助要綱を満たし、かつ今申し上げた2点を満たすため、対象施設は商業施設、補助率は2分の1、上限は30万円とする補助金交付要綱を近日中に制定をする考えであります。

次に、白馬高校の魅力づくり事業であります。白馬高校の存続に関しては、県教委に提案をしている幾つかの地域支援策のうち、ICTの教育に対する支援と全国募集にかかわる経費の一部を計上したものであります。

まず、ICT教育環境整備では、学校の授業で使用する電子黒板とタブレット端末の購入費と、これらICTの機器を連携し、有効活用するための無線LANの設置工事費であります。パンフレットの作成は、新学科を設置をし、全国募集を行うに当たり、全国募集の学校案内、パンフレットを作成するための費用計上をさせていただいたのでよろしくお願いをしたいと思います。

次に、中学校へのICTの教育環境の導入整備についての質問であります。国では、教育のIT化に向けた環境整備4カ年計画の中で、26年度から29年度にかけて地方交付税措置を講じており、各地方自治体に計画的な導入が求められております。白馬村では、平成27年度からICTを導入した事業を進めてまいりたいという考え方でおりまして、まずは、中学校1年生から機器の配備を進めていき、3年後には全学年に渡るよう1学年ずつ導入をしていく計画でした。そのような中、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業の対象事業として、このICT事業について推進をすることとし、26年度補正予算にて前倒しで事業対応を考え、27年度に繰り

越して実施をしてまいりたいということで、補正予算として1,000万円を計上をさせていただきました。

なお、ICTの支援につきましては、ICT推進指定校として職員の加配もいただけるよう県に要望をしており、0.5人の内諾をいただいている状況であります。

次に、特産品開発団体への補助については、平成25年度から新たに設けた補助金で2年目を迎えております。村の懸案である特産品づくりに取り組もうという団体への支援であり、補助率3分の2で上限額50万円としております。この2年間、陸わさび、食用ホオズキ、雪室を活用した製品づくりなど、取り組んでいる団体に補助金を交付をしているところであります。

そして、最後に、総合戦略策定事業についてであります。若干答弁の順番が前後をいたしますが、まずは地方版総合戦略の策定義務についてお答えを申し上げます。

地方人口ビジョンと地方版総合戦略の作成については、昨年の11月に施行されましたまち・ひと・しごと創生法第10条により、国の総合戦略を勘案した上で、市町村がその実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策の基本的な計画を定めるよう努めなければならないと市町村の努力義務として規定をされました。今回の地方創生先行型交付金につきましては、国の方針として早期かつ有効な総合戦略の策定を支援する目的から、交付金の事業メニューにも含まれており、補正予算として計上をさせていただいたところであります。

次に、この地方版の総合戦略という今後の地方創生の補助金との関連性についてであります。国では、平成27年度の地方創生関連の予算として7,225億円を計上しており、今回の平成26年度の補正予算と合わせて1兆円を超える予算措置をしており、この予算につきましては、総合戦略等を踏まえた個別施策等に対して支援されることとされており、事実上、この総合戦略の策定が前提となってまいります。また、平成28年度以降につきましては、この地方版の総合戦略に基づいて市町村が自由に行う事業、施策に対して、国による財政支援等が展開をされることとなっており、地方創生に関する事業を実施するに当たっては、あくまでも基本計画としての地方版の総合戦略が必要となってくるというふうに考えているところであります。

そこで、白馬村版の総合戦略の策定期限についてであります。遅くとも11月までには策定を完了し、平成28年度予算からは施策を反映をさせてまいりたいというふうに考えているところであります。また、ワークショップの講師につきましては今のところ未定ではあります。地域振興に精通をした学識の経験者にご指導をお願いできればというふうに考えているところであります。

最後に、計画策定支援の委託料についてであります。地方版総合戦略においては、地方創生のために必要な基本目標を定め、その目標を達成するための具体的な施策を策定してまいります。また、施策ごとに数値目標を設定することが求められており、その目標を設定するための人口動態の分析でありますとか、若い世代の就職や結婚に関する意識アンケートなどといった分析調査

をコンサルティングの業者に委託をするための費用でございますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

伊藤まゆみ議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） ご答弁ありがとうございました。

現在、地方は疲弊しているので、このような国の政策になったかと思います。地域経済の活性化は一体どのようにすればいいのかという疑問が湧くわけではありますが、今まで大型公共事業によって、道路、港湾、空港などの産業基盤の整備をし、そこに企業誘致をすれば経済は活性化するという考えで行われてまいりました。現在でもそのような誘致競争が少なかれ展開されていることと思いますが、このような公共投資プラス企業誘致政策がうまくいっていたのなら、現状のような地方の疲弊というものは生まれていないはずであります。

巨額の借金をして、国、地方自治体、最終的には住民が負担して公共事業を進めたとしても、この事業を受注する企業が、域外、ここでいいますと村外のゼネコンであれば、当然事業費の多くが村外に漏出し、経済波及効果も期待できません。地域全体の視点で見るとき、住民がそこに住み続けられるかどうか、一人一人の住民が元気で暮らせるかどうか、この点が活性化の大きな指標で、その際、地域内再投資力が決定的に重要であると、京大の岡田知弘教授は、その著書「中小企業振興条例で地域をつくる」の中で述べておられます。すなわち、公共事業のような1回きりの投資や誘致企業のように、地域で生み出された所得を本社のある大都市、都市部に移転してしまい、地域内で資金が蓄積、循環しないならば、その地域の持続的発展はないということであります。

そこで、このたびの地域消費喚起・生活支援型のほうであります、ちょっともしかしたら聞き落としたかもしれませんが、利用期間はどのように設定されていますでしょうか、観光課長、お願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 使用期間を、本年8月から来年1月31日までの6カ月間と設定をしてみたいと考えております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） それで、利用期限をもうちょっと先に延ばしまして、3月までにすることによって、スキーリフト券の利用が可能であったり、村内宿泊施設、飲食店で忘新年会に利用することなど、また、冬期間に温泉施設の利用が可能になるなどといったことが想定できます。村内での消費の循環ができる効果が期待できるのではないかと考えて提案しているわけですが、このような延長について観光課長はどのようにお考えでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） なるべくこういった機会を利用しまして、この域内での消費喚起を促すと、これは原理原則の考え方かなというふうに考えております。しかしながら、今回の設定に当たってはいろいろな考え方があるのだろうと、1つには、なるべく早目にやって、緊急的なというところからの消費喚起を促すというような設定期間を早める方法、あるいはもう少し長期間で、年度内で広く使えるような期間設定をするというような考え方も一方では持ち合わせるというようなことから検討をいたしました。

2月に、関東財務局のほうから留意事項についての通達が実は来ておりまして、今回、私どもが展開をいたします白馬商工会にお願いをしながらやる場合におきましては、1つの法律の定めで、できることとできないことがあるということが実はあるわけでございます。どういうことかということを具体的にちょっと申し上げたいなと思っております。

資金決済に関する法律というのがございます。この法律の中で、今回のこういう商品券については前払式支払手段に該当する可能性があるのだということでございます。これは、事前に発行体の登録が必要とされるのですということでございまして、これがこの法律の第7条でうたわれていると、発行体の登録、つまりは、こういう手段をとる場合には、白馬商工会が登録手续をして初めてこのプレミアム商品券が発行できるということになるのですけれども、ただ、全てにおいて登録が必要かというところではなく、有効期間が6カ月を超えて商品券を発行する場合には、財務局への登録が必要なんですよということがうたわれているわけでございます。それでは、6カ月を超えて設定する場合に、単純に届け出が可能なのかというところについて、長野財務事務所のほうにもその詳細について確認をとりました。その結果でありますけれども、まず基本的には、登録の許可要件の1つとして純資産の所定額以上であること、これは一般的には1億以上であることというようなことが言われておりまして、こういった1つの決め事からしましても、商工会がこういった手続をする場合でも、要件を該当するのは非常にハードルが高いということが判明をいたしました。また、所定の手続にも数カ月を要するというところ、さらには、今回繰越事業として行いますので、年度内での精算処理が可能であるというようなことを想定をいたしますと、少なくともやっぱり2月から3月くらいでの精算業務が当然必要になってくるということも事務上、出てくるわけでございます。

そこで、今回、設定期間に当たりましては、今、伊藤議員がおっしゃったように、できるだけ冬まで可能なというようなところも想定をし、スキー場での活用もとか、忘年会のシーズンも、新年会のシーズンもというようなお話もありましたけれども、それらを含めまして、6カ月という期間の設定を夏から年越しの1月末という設定が一番望ましいだろうという考え方のもとに、今回はさせていただいたということでございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） ありがとうございます。

でも、やはり冬使えるというのは、住民にとってかなりプラスになるのではないかと思います。実は、この補助金の使い方について県内外の10の町村にアンケートをお願いいたしました。定例会中ということがあってかどうかはわかりませんが、そのうち6町村しかまだお返事はいただいていない状況であります。その中に島根県の海士町、今回の白馬高校存続問題ではモデルとして挙げられた有名な町でありますけれども、そこでは商品券ではなくてプレミアム付きの地域通貨、ハーンというらしいのですが、を発行するというお答えをいただきました。それで、そこでは以前から地域通貨発行に取り組んでいるようであります。そしてまた、消費の循環がこれによって期待できること、印刷経費、当該業者へのお金の流出を防げること、3番目としまして、最少の事務費で最大の事業効果を上げることができるということで、このプレミアム付地域通貨の事業を進めているとのことでもあります。地域の持続的発展のために、地域内で資金が蓄積、循環するということが大切であるということをよく理解されているの判断であると思います。こういった地域通貨を今後検討されることはいかがかなと思いますが、村長はどのようにお考えになりますでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、地域通貨ということが海士町で計画をされているというようなお話がありましたけれども、今、白馬村ではそういったことは考えておりません。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 今というのではなくて今後という形で、やはりこの中で循環する、この中で蓄積するというシステムが今後この地方創生の中でも多分言われてくるのではないかと、そういったところが生き残っていくのではないかとというような感じを私は持っていますので、ぜひ前向きにご検討いただければと思っております。

それで、次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略、略して総合戦略の中で、国は1番目としまして、東京一極集中を是正する、2番目に、若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現する、3番目に、地域の特性に即して地域課題を解決するという視点3つを挙げ、国及び地方公共団体は国民とともに問題意識を共有しながら、これまでにない危機感を持って、人口減少克服と地方創生に取り組む必要があると基本的な考え方の中で述べております。国が危機感を持つ背景には、社会保障関連費などが今後膨れ上がること、また、横並びの地方交付税の枯渇があると考えられます。今回の補正の地方創生先行型は、個別の補助金や効果を検証する仕組みを伴わない一括交付金とは異なり、自治体が自由に使える新交付金の先取りという性格であると私が得た資料にはあります。

先ほど申しました10の町村へのアンケートで、ニセコ町では、今回実施する交付金事業の内容や効果測定の結果が、平成28年度から31年度に活用できる本格的な交付金制度設計へ何らかの影響があると捉えていると回答されておりました。白馬村でも、先ほどの答弁で同様に何ら

かの影響があるというふうにおっしゃっていたかと思います。しかし、この大盤振る舞いは 2015 年までで、2015 年度予算での地方枠拡大は、地方創生名目で予算要求したほうが通りやすいという各省庁の事情があり、2016 年度も安定的に関連予算が確保できる保証はないという見方もあります。

そこでですが、今回、先行型の補助金を活用して行われる当村の事業で、中学校への ICT 教育環境の導入、整備というのがありました。これを導入することでどのような事業が可能になり、どのような効果を期待されているのか、教育課長に伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。松澤教育課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） 今、議員のご質問の中学校への ICT 教育ということでございますけれども、学校と相談をしてございますけれども、ICT 教育につきましては、中学校の指導要領にも示されているところでございますが、生徒が情報モラルを身につけ、情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用するための学習活動を充実できるというふうに考えられます。

また、教師も、公務を情報化することにより、子どもたちと向き合う時間や、教員同士が相互に授業展開を吟味し合う時間を増加させることができるということで、具体的には、タブレットに搭載されているカメラやビデオ機能で、例えば体育の学習では、自分の運動のフォームやダンスのフォーメーションなどを確認し、追求することができる。また、理科の授業では、グループで実験を撮影し、追求した結果を全体で発表し合い、課題を解決することができる、映像とともに結果を示すことによって共通理解を得ることができるということ。また、映像機能は、社会科や総合学習等での学習でも、地域に出て個々に調査する場合など、さまざまな教科に多様な場面で活用が考えられるということで、これらにつきましては、先生たちもなれること、機械になれたり、生徒たちもなれることにより、より有効的に利用できていくということを学校とも打ち合わせをしてございます。ぜひそういう方向に進んでいただけるように、日々進歩のものでございますので、先生方、そして、生徒の皆さんも進歩していただければなというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第 4 番（伊藤まゆみ君） 先ほどいただきました村長の答弁の中に、県のほうから、この事業につきましては加配の先生が 0.5 人ついていただけるというようなお話があったかと思いますが、この先生が、また、ほかの先生方にも有効活用できるような専門的な知識を教えていただくようなことが可能になるのかをお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 松澤教育課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） 先ほど答弁の中で 0.5 人ということをご答弁させていただきましたけれども、当然、先生方にも使える方、使えない方がいらっしゃいます。先生方同士できちんとまず勉強していただいたり、あるいは県の教育機関の中でも、総合教育センターで

指導の会も開かれておりますので、そういう場面に先生方に出ていただいて、いろいろな活用の仕方を覚えていただきながら今後につなげていければというふうに思っております。この0.5の加配については、ぜひこの地域全体で有効に使っていただけるように、ご指導いただけるようにということで進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） そのような形で一生懸命、村が大枚をはたきまして投資いたしましても、もう多くの学生、子どもたちは高校を卒業すると同時にと言っているかと思うんですが、残念ながら村外に出て行ってしまいます。活性化には地域内再投資力が決定的に重要であり、地域内で資金が蓄積、循環しなければ、その地域の持続的発展はないと先ほど述べましたが、地域外に漏出する大きなものの一つが大学への進学で、一人2,000万円ほどかかり、村外に流出することになります。これを食いとめることはできないまでも、村内に還元できる、例えば、Uターンで戻ってくるような政策案をお持ちであるのかを総務課長に伺いたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまのご質問、白馬に戻ってくる施策があるのかということですが、まさにその辺につきまして国が求めている総合戦略、ここで人口減少の歯どめをかけるための戦略を加えると、この内容を地方の目線だけではなく、先ほどの答弁にありましており、やはりどういう内容のものが必要なのかというのは、やはりコンサル、もしくはいわゆるこういう戦略的にたけている方という方も伺っておりますので、そういう方が参加をして、そのワークショップの中でよりよい方向性というものを定めるというのが、総合戦略の中での、いわゆる地方版の総合戦略を策定ということになってまいります。

この総合戦略の策定につきましては、先ほどの答弁の中にも指標というものの答弁がありましたが、これについては重要業績評価指標、恐らくこの辺が達成された場合には、国のほうからの効果が上がった等の、5年後に検証というところで数値的にどのように各市町村が変わってきたのかというものが比較されるような形になってくるかと思います。国のほうで定めております中期的といいますか、この2015年から2019年の5カ年の基本目標という、掲げる内容のものというのは国のほうから定められておりますので、その目標に沿った具体的施策というものを、27年度、先ほど答弁しました12月までに策定していくという作業で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁も含めあと22分です。質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） そういった、どのように若者が戻ってくるか、人口を押し上げることができるかというのを、この総合戦略の中で考えていくというご答弁だったかと思いますが、それをコンサルタントの参加とかワークショップでかためていくというお話だったのですが、どのよ

うな村であれば若者たちは戻っているかというのを把握しまして、政策に反映するために、毎年二十になったら、帰村する若者が集まる成人式にシンポジウムなどを開催しまして彼らの意見を集約するとともに、この村に若者が戻ってきてほしいといった認識を、私たちの思いを認識していただくことがどうかと思います。村長はどのように思われますでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤議員の言われるように、大学に入学してから、卒業して地元へ帰ってくることが非常に少なくなっているということは認識をしているところであります。そんな中で、地元へ学校を卒業したら帰ってくる、やっぱりそれには村が受け入れるだけの職場もなければいけない、今の現状の中では、非常に観光も、当時の観光に来ていただいているお客様が減っているというような状況の中で、どんどんと減ってきているというような中で、先ほど来、この前の日曜日ですか、白馬のカガクというような講演会がウイング21でありましたけれども、この白馬のよさというものを村民全体が再認識することによって観光につなげていく、そういったことが必要ではないかというふうに最近特に感じているところであります。都会から移住された方、そしてまた、お客さんで来られる方、この白馬の山岳景観のすばらしさというものは、他に類を見ないすばらしいところだということで、白馬村に移住をして今現在、住まれている方がいるわけですが、その反面、地元で今までずっと生まれ育っている方が、この白馬のよさというものを、毎日毎日この山岳景観を見ているせいだと思いますけれども、割合認識をしていない、そんなことももう一度この白馬の活性化の一つとして、村民が白馬のすばらしさというものを再認識をしなければいけないということが、私は常にそんな思いをしているところでございます。そういったことで、お客さんを呼べる、そしてまた、お客さんによって白馬が元気になる、そういったことによって職場もふえてくるというような、そんな思いをしているところでございます。

この間の日曜日の白馬のカガクという講演の中で、この白馬のすばらしさ、ほかには本当に類がないというようなことで、地層の関係についても蛇紋岩が地表に出ているというようなところは、日本広しといえども白馬のほかにそうはないというような、そういった非常に珍しい場所だというようなこと、そしてまた、そこから出ている温泉ということに対しましても非常に科学者は興味を持っているようであります。そんなことも含めて、この白馬のよさというものを村民が真っ先に認識をし、そしてまた、国内外にそういったPRをすることによって白馬が元気になるのではないかというふうに考えておりますが、すぐにはなかなか難しいわけですが、いろいろな分野でこの白馬のすばらしさというものをPRして、何とか人口減に歯どめをかけてまいりたいというふうに思っております。

そしてまた、今、伊藤議員の言われるようなまち・ひと・しごとの関係につきましても、国は予算をばらまくのではなくて、各地方でいろいろなメニューを出して、それに対しての補助金を

出すということですので、今までと違ったばらまきということではないようでありしますので、特にこの地方創生の関係については、村もいろいろな知恵をもらいながら計画を策定していかなければいけない、本当に重要な年であるというふうに考えております。

そんな中で、いろいろな方々の知恵をいただきながら、このまち・ひと・しごとを進めてまいりたい、そしてまた、環境についても、観光についても、農業についても、活気のある村づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 雇用の問題は、昨日の一般質問でも出ていたかと思います。この村では、やはり仕事がないというのであれば起業していただくというのが一番よろしいかと思います。この村に何があればいいのか、何が足りないのかといった課題を認識し、その課題を解決できる、そういう人材がこのICTの活用で可能になればなということを切に願っておるわけであります。

また、まち・ひと・しごと創生に向けた政策5政策の1番目に自立性という項目がありまして、各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体、民間事業者、施策の効果が、特定の地域、地方、あるいはそこに属する企業、個人に直接利するものであり、国の支援がなくとも、地域、地方の事業が継続する状態を目指し、これに資するような具体的な工夫がなされることを要するとあります。今後5年のうちに自立するような計画を立てなさいと言っているのだと思います。そういう意味で、この総合戦略はとても重要な計画であると私は思っております。

先ほど、地域外に資金が漏出する大きなものの一つが大学の進学であると述べましたが、もう一つの大きなものがエネルギーであります。藻谷浩介氏編集の2014年新書版でナンバー1に輝きました「里山資本主義」の中では、農産物が地産地消でも、それをつくるエネルギーを地域の外から買っていたらグローバル化の影響は免れない。木くずで発電し、石油、石炭の値段に左右されない地域経済を営むまちとして、岡山県の真庭市の例を挙げております。この1月22日に、21件の地域再生計画が内閣総理大臣によって認定されましたが、この真庭市は長野県の塩尻市の森林資源の循環活用による持続可能な田園都市づくり計画とともに、「『里山資本主義 真庭』未来への挑戦」という計画名称で認定されております。潤沢にある森林にエネルギー源を求め、地産地消資金の蓄積、循環を促す計画であると思います。

残念なことに、同じような里山でありながら、当村は再生エネルギーに対する意識が非常に低い気がいたします。27年度予算の中では、森のエネルギー推進事業として50万円がペレットストーブ購入費に上げてあるのが、私が唯一記憶しているものであります。エネルギーを域外に依存しないためにも、再生エネルギーを真剣に考えるべきと思いますが、村長の見解を伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど藻谷浩介さんの里山資本主義という話がございました。私もその本を読んで感じたことは、おばあちゃん、おじいちゃんが、うちでつくった野菜やお米を、ただそこで消費するのではなくて、幾らかでもそういったものを外へ出して売っていけば、幾らでもお金が入るじゃないかという、そんなお話もございました。

白馬村でも、最近特に地場産というようなことで、地域の方々がつくった農産物を、今まではみんなほとんど捨てていたと思いますけれども、最近は地場産の売り場へ持ってきてそういった販売をしたり、そしてまた、道の駅等々でもそういった対応をしているところでもあります。今回も、特産品という形の中で、この育成するために、陸わさび、それから食用ホオズキですか、そういったことにも力を入れながら、特産品開発ということで地域の活性化に努めてまいりたいというふうに思っております。特に、観光、そしてまた農業、両輪でありますので、この農業振興というものが今まで大変忘れられてきたというような状況の中でもありますので、里山資本主義ではありませんけれども、そういった形の中で、幾らでもとれたものをお金にする、そういったことをさらに進めてまいりたいというふうに思っております。

そしてまた、今、ペレットストーブの話が出ましたけれども、白馬村でも毎年こうした補助金を出しながらペレットストーブの普及に力を入れているところでもあります。そんな中で、ペレットストーブの燃料も、特にこの白馬村が一番消費量が多いようであります。そんなことも含めて、さらにそういった化石燃料ではなくて、そういったストーブも推進をしていくような対応を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありますか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 当村は、森林ばかりでなくて水資源も豊かで、村内の電気使用量の80%余りはこの地で発電していると言われております。ペレットなどの木質バイオや小水力発電といった再生エネルギーを総合的に考え、推進し、同時に目の前に迫っているごみ減量問題を使う専門部署が、資金を地域内で蓄積、循環していくには、今後どうしても必要となるのではないか、そのように思います。

平成27年度は、震災復興で人出がないため厳しいかと思いますが、今後、環境課を設置し、総合戦略の中に再生エネルギー需要の取り組み、今後、検討していくのはどうかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 再生エネルギーの関係であります。白馬村でも今、源太郎のところへ小水力発電ということで建設をしているところでもあります。近々に完成がするようではありますが、まだ県のほうからの聞き取りは来ておりませんけれども、そういった形の中で水力発電を電気にかえてというような取り組みをしておりますし、そしてまた、ほかにも有力な候補地があれば、ま

たそんな対応も進めていかなければいけないというふうに思っているところであります。

いずれにいたしましても、環境の問題は非常に大事なことでありますけれども、きのうも一般質問で再三答弁をさせていただきましたが、今、白馬村の神城断層の関係で、大変な甚大な被害がこうむっているところであります。そんな中で、職員も非常に残業も多いというような、きのうそんな指摘もいただいたところでありますが、職員の数も限られているわけでありましたが、まず、ことし、来年は災害復旧に全力を挙げるとともに、そういったまたやらなければならない、そういったことも進めていかなければならないと思っておりますが、環境問題についても重要な課題でありますので、常駐の職員をというわけにはいきませんが、今、農政課のほうでは水力発電というような対応をしていただいているわけですが、そんなところでもさらに将来に向かって検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 今後、ワークショップを開催する中で、住民の方が再生エネルギーをもっと促進して、この地で住民自身がその恩恵にあずかれるような、そういったようなシステムが、考えといたしますか、計画が立てられればいいなと私、個人的には思っております。

次に移りまして、商業施設への公衆無線LAN設置促進に向けた支援補助に移らせていただきます。

昨年9月、御嶽山が噴火し、スキー場のオープンが懸念された王滝村では、災害発生時の緊急情報通知のほかに、万が一、災害や事故に巻き込まれてしまった際の救護要請場所を伝える機能を持ち、王滝村の観光情報などの案内も行うことができるアプリケーションの開発を400万円をかけて始めたそうであります。当村は、特に冬季に外国人観光客が多く、山岳高原を生かした世界水準の滞在型観光地づくりで補助金を得まして、グリーンシーズンにも海外からのお客様を呼び込もうと多額の投資をしております。

そこで、こういったシステムを使いまして、国のスキーシーズンに外人も含めた防災訓練を行うことができるのではないかと、そのように考えます。冬季に最低1回このような防災訓練を行うことで、どこのスキーリゾートにも先駆けたインバウンドの防災体制を築き、他地区との差別化を図ることができ、そこが世界にアピールできる売りにもなるのではないかと、そのように考えますが、今後、こういった防災訓練を計画するお考えがあるのかを伺いたしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまのご質問の防災訓練でございますけれども、確かに、本村は外国人の方、また、外国人観光客の方が非常に多いということで、緊急時についての情報提供ということで、平成27年度の予算に、若干ではございますが予算計上させていただいております。この活用をどのようにしていくのかという部分につきましては、現在でも防災行政無線またはホ

ームページ等でも活用しながらやるのですが、新たなそのシステムとして、対外国人観光客または外国人の住民の方を対象にどのようにシステム構成をしていくのかという部分を今後考えてまいります。

ご質問のように、冬季のスキーシーズン、トップシーズンに村内全体で防災訓練をやるのか、また、観光客にターゲットを絞り、そのシステムを活用しながらやるのか、その辺につきましては今後研究をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁を含めあと4分です。質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 今回の震災をどのように今後に生かしていくかというのが、私たち今の行政に携わっている者の責任かと思っております。ぜひともこれを機に、海外から来られるお客様が安心して来られるような、そういった体制をつくっていただきたい、そのように思っております。

新聞やメディアで騒がれている地方創生は一体何だろうと思ひまして、先月研修会に行っていました。そこで、地方議員の皆さんしっかりしてくださいよ、今とても大事なときなんですよと講師の方からハッパをかけられました。

白馬村は、昨年、今までに経験したことのない地震に遭い、財政面、人材面でとても大変な時期であることは承知しております。しかし、同時に平成27年度は地方創生絡みの大事な年でもあります。ここで判断を誤ると、病院や学校という都市機能がほかの地に集約され、行く行くは道州制に組み込まれてしまうのではないかと、そんな危機感が強くあり、あえてここに一本で質問することにいたしました。

震災で流した汗や涙の分、それ以上にこの村が発展することを祈りまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（横田孝穂君） 質問がありませんので、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第9番田中榮一議員の一般質問を許します。第9番田中榮一議員。

第9番（田中榮一君） 9番、田中榮一です。

私は、今回3つの質問を用意をいたしました。

1つ目に、地方創生について、それから、2つ目に組織体制の強化と人材育成について、それから、3つ目に五輪合宿誘致について、この3つを質問をいたします。

初めに、地方創生についてであります。

地域の活性化と人口減少対策を基本目標に掲げたまち・ひと・しごと創生法や、地域の活性化に意欲的な地方自治体が財政支援などを受けやすくする地方再生法の改正により、地方に目が向けられ、地方の創生が進むこととなりますけれども、今後の対策について伺います。

1つ目として、白馬版総合戦略策定内容は。2つ目として、神城断層地震で被災された方が安心して村に住み続ける施策を取り入れる考えは。3つ目といたしまして、大町病院産科休止に伴い、村独自として医師、看護師と医療従事者の育成制度が望まれますけれども、その考え方をお聞きます。

この3つの質問であります。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中榮一議員には、一般質問で3つの事前に通告がなされております。順次答弁をさせていただきます。

1つ目として、地方創生についてであります。

最初に、地方版の総合戦略とは、先ほど伊藤議員にも答弁をいたしましたとおり、まち・ひと・しごと創生法で、その策定を市町村の努力義務として規定しているものでありますが、今回の国の地方創生施策を考える上で、この策定は必要不可欠と判断をしているところであります。この計画は、今後5カ年の白馬村創生のために、基本目標と目標を達成するための具体的な施策を具体的な数値目標として設定をするものであります。

まず、基本目標については、安定した雇用の創出、そして、人の流れの創出、若い世代の結婚、出産、子育ての環境の整備、時代に合った地域づくりと安心な暮らしの確保など、国の総合戦略に沿ったもののほか、昨年の神城断層地震から震災復興など、白馬村の地域に即した目標も盛り込んでまいりたいと考えております。

次に、目標達成のための具体的な施策と数値目標については、今後、策定委員会などを立ち上げた上で検討を進めてまいりますが、より効果的で実現性の高い施策を取りまとめ、総合戦略に盛り込んでいくことも考えております。

次に、被災者が安心して村に住み続ける施策を取り入れる考えについてであります。昨日の加藤議員の答弁でも触れましたとおり、村にとどまるための一つの方法となる公営住宅については、被災者の意向を伺いながら事業計画を進めていくことや、生活再建に向けて被災住宅再建についての一部利子補給補助は既に進めていくこととしておりますので、この地に残る一助になればというふうに考えているところであります。なお、被災者個々の要望ということでなく、地域として出される要望にお応えすることにより、村に残っていただける場合には、その内容によっては検討することは言うまでもありません。

そして、最後に、医師、看護師など、医療従事者の育成制度の考えについてであります。医師、

看護師不足は全国的な課題であります。医師については全ての診療科で不足をしており、特に産婦人科医が不足している状況にあります。長野県の取り組みといたしましては、医師確保対策を最重点課題の一つとして掲げ、平成23年10月に信州医療確保総合支援センターを設置をし、地域医療を担う医師のキャリア形成等の支援を行いながら、総合的な医師確保対策を実施をし、医師の偏在解消を図っております。

また、信州型の総合医の育成支援であります。ドクターバンク、医学生、就学資金対応、そして、女性医師総合支援など、各種助成等の制度により、医師の確保、養成、定着について総合的な支援を実施をしています。看護師については、将来、県内の医療機関などで看護業務に従事しようとする方の就学を支援する看護職員就学資金対応制度を設け、看護師の確保を図っています。村独自の制度化は難しい状況であります。県が取り組んでいる事業への協力はもとより、さきに述べましたとおり全国的な課題でもありますので、近隣市町村とも連携をしながら、大北医療圏域における医療課題として検討をしていく必要があります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありますか。田中議員。

第9番（田中榮一君） その辺も聞いているのですけれども、地方創生とは何かというところをちょっと説明しますと、人口減少の克服と地域経済活性化を目指す安倍政権の看板施策ということでもあります。政府は、2060年時点で1億人程度の人口を維持するために、人口減少対策の5カ年計画まち・ひと・しごと創生総合戦略をまとめ、20年までに地方でおよそ30万人の若者雇用を創出するといった数値目標を打ち出しました。そして、昨年11月に成立した地方創生法は、都道府県と市、区、町村に対し、各地の実績に応じた地方版戦略を策定する努力と義務を課したものであり、政府は、全自治体に2016年3月末までの戦略策定を求めている、これを努力義務ということで、そういうことなのです。

私は、このことは、この地方版の戦略、これを策定しろと言っていますけれども、私も議員をやってきて、こんなことはもう全てやっているよと、ということは、それぞれの全国の市町村をもって総合計画というものを策定しているわけです。これがまさに、もうずっと10年も20年も前から創生ということでもうやっていることであって、改めて国からつくれよなんていうことは言われる筋合いはないと、そのぐらいきちんと各全国の市町村はやっているということだと思うんです。だから、あえて私はこれをつくらなくてもいいのではないかなというように思っているのですけれども、そのところはどうか考えて策定をするというように考えたのですか、村長、伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ご質問の総合戦略の策定につきましてですが、議員のご指摘のとおり、各市町村で総合計画の策定というのは、これはかつて自治法上に定められたもので、その基本構

想というものも、これまで議会の皆さんにお諮りをしてきたところであります。

確かに、総合計画の中では、先ほどの人口減少の問題または就労の問題というのは、取り組む目標の中に掲げてやっているという部分はありますが、今回、国で求めていますのは、先ほども申し上げました、今回は重要業績評価指標、その指標を村が定めて、その取り組む施策により、その指標がどういうふうに変わっていくのかというものを具現化するという内容になってくるものであります。

平成27年度は、たまたま総合戦略の策定の年と総合計画の策定の年というのが重なっております。したがって、作業の内容といたしましては、総合計画を27年度中、総合戦略につきましては27年の12月までという若干スケジュールに差はございますが、総合計画はどちらかというと、村のあるべき姿を基本目標として掲げていくような内容になろうかと思います。総合戦略は、具体的にこの今回の雇用の創出や人の流れをつくるまたは出産、子育ての希望をかなえるといった具体的な施策を挙げて、それがどういうふうにかこれからの5年間で数値が変わってくるのかというものを示せというのが、国の求めている部分というふうに考えておりますし、仮にという言い方をさせていただきますが、今回、26年度で国のほうから交付金がまいりました。この指標により、達成度によって交付金に差が出るようなことがあってもいいかもしれませんし、逆に白馬村だけではなく、大北の圏域の中でも既に担当者会議を開きまして、いわゆる各圏域の総合戦略というのは各圏域内の市町村の総合戦略にもつながるということで、これからもまた勉強会のほうを開催をし、それぞれ共通の課題については共通の施策を盛り込んでいくというようなことで進めておりますので、村としては、いずれにいたしましても、総合戦略の策定については取り組んでいくという姿勢でございます。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 行政として見れば、やっぱり上から来た場合には応えなければいけないというのは、そのところは当たり前といえば当たりの話かと思うわけであります。

しかしながら、戦後の高度成長を目指した国にとって、地方のこのように疲弊してきたということは、成長したということはもうすごいことだと思うんですけども、要はこれは負の遺産というところなわけです。国もきちんとした何かをやった場合には必ず負の遺産という、必ずゼロではないし、発生するわけです。だから、そういう意味合いにおいては、ずっと昔からもう国がやってきて、歴代内閣がみんなやってきているわけです。それをまた改めて名前を変えてこういうふうに出てきたということです。だから、これはもう国がやるべきことであって、各市町村がやるというものではないような私は気がしております。だけれども、されどということだと思っております。

それでは、もう少し、次の地震についてのところ、このところをもう一度お聞きをしますけれ

ども、この地方創生の資金を使ってというところを先ほどお聞きしたのですけれども、さらにもう一歩進んだ、復興のための予算というようなところで何か考えられるものがあるのではないかなと思うのですけれども、その点はどうでしょうか。ちょっと抽象的な表現かもしれないですけれども、お答え願いたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） きのも再三そういったお話をしているわけですが、地域の方々が、この住みなれたところを離れない、また、地域のコミュニティ、そしてまた、きずなを守るためにも、村としてもできるだけ残っていただきたいというような形の中で、公営住宅というものも建設をしながら対応してまいりたいというふうに、きのも再三そんなお話をしたところであります。ちょっと重複をされるかと思いますが、いずれにいたしましても、何百年に一度という大災害でありますし、そういった状況の中で何とか被災者に寄り添って、そして、対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） なぜ今のところをお聞きしたかということでもあります。それで、地方創生の基本的な考え方というのはあるわけですが、大まかに区分をすると3つあるわけです。

1つ目は、東京に一極集中をもう是正するというところ、それから、2つ目に若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現するというところ、それから、3番目に地域の特性に即して地域課題を解決するというところ、その3つ目のところの、地域の特性に即して地域課題を解決するというところに、地域の中において安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるようにするという、そういう項目があるわけです。ましてや、この地震でもって大きな局地的甚大な被害を受けた白馬村にとって、ここのところをきちんとやるということ、安全・安心な村づくりをするというところでそう意味合いのお金を使うと、そういう将来に向かって震災から復興する安全な村をつくる、そのところにお金を使うというのは、本当に今まさに適したところではないかというふうに思うわけですが、もう一度お答えください。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 全くそのとおりでございます。

そんな中で、この災害復旧につきましては、本当に被災されていた方々のために、そしてまた地域のために、そしてまた、大きくは白馬村のために対応してまいりたいというふうに思っておりますので、再三同じような答弁ではありますが、そういったことでこの白馬村の村づくりをしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 少し早いかもしれませんが、局地的神城断層地震の復興モデルというような形が全国でもって言われるように、白馬村はああいうものを行ったよというところをきちんと、国費を投じて復興しているのですけれども、一つの義務ではないかなというふうに思うんです。だから、白馬村は全国に先駆けてこういうモデルをつくったというところをきちんと説明していく、全国に示していくという、そういうところも非常に今後大事なところではないかなというように思います。被災した村民とともに、一緒になって同じレベルの中でみんなでもって考えていくというのが大事なことでないかというように思います。

先ほど3つを申しましたけれども、安心して子育てができるというところで質問をしたいと思うんですけれども、大町病院がああいう形になったというところは、国が求めている人口減少を克服するという基本的なところが今、崩れたわけですね。ということは、国が本当に基本的なところでもって求めているのは、国がやらないで、それで私たちはもうああいう署名活動みたいのになったのですけれども、きちんとこの医師不足のところは、国・県に強く求めるというのが大事なところではないかということだと思えます。だから、村長として見れば、上から地方創生と言ってくるけれども、基本的なところは国が何もやっていないじゃないかというところを、きちんと物を申さなければいけないのではないかなと思うんですけれども、その点、村長はどうでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 大町病院の産婦人科の先生がいなくなったというようなことで、田中議員も先頭に立って署名運動というようなことをされたわけですが、白馬村でも、大町病院を考える会の方々から、ぜひ白馬村でも署名運動をしていただきたい、そういった中で、各区長さんをお願いをし、それぞれすぐ対応していただいて、多くの村民の方から署名をしていただきました。本当に感謝を申し上げるところであります。

そんな中で、きのうもその署名を考える会の会長さんのほうへ、白馬村として四千数十名の署名を提出をしたところでもありますけれども、今、病院の関係については、近隣市町村、そして、もちろん長野県もそうでもありますけれども、この単位の問題ではなく、もう全国的な医師不足というような状況の中です。そんな中で、国のほうへも村長もうちょっと力を入れて要請をしろという、そういった意味だと思いますけれども、医師不足については、特に産婦人科、大北地域に1つも病院がないということは、非常に人口の過疎化、人口の流出にも影響があるわけでありまして、本当に心配をしているところでもあります。また、そういったことも事あるごとに県のほうにも、そしてまた、国のほうにも要請してまいりたいというふうに思っておりますので、お願いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 国にきちんと物を申すということは、なかなか難しいは難しいところなん

です。

私どもも、議会として国に陳情に行っていました。国会議員に陳情に行ってきたわけでありまけれども、その場所では、本来あなたがやるべきことを何もやっていないのではないですかという、この辺までは出てくるのですけれども、ここはちょっと我慢しなければいけないなといって議員それぞれみんなそのところは我慢したわけです。その意味が、意思といいますか、それが通じたかどうかはわかりませんが、だけれども、務台さんですけれども、今回の予算委員会の分科会の中で厚生労働大臣にきちんと直訴をしたと、大町病院の医師不足ということで、地方創生が空論になってしまうのではないかとということを厚生労働大臣にきちんと物を申したという、新聞に出ておりました。しかし、私たちも、いろいろ白馬村にとっては広域もありますし、それから、地震のこともあったりなんかして、なかなか強くは言えないのですけれども、やはりある程度意思表示というものは、きちんと上のほうにも言っていかなければならないなということも思いました。

それから、大町病院のことですけれども、今回の震災のところで非常に世話になったということで、かといって、市立病院です村として何かを支援するとかいうことはできないわけですが、大町病院が果たしている役割というものは非常に大きな、2次医療圏というところで非常に重要な役割を果たしていただいているということです。健康福祉課長、よろしいですか、大町病院が今、白馬村にとってどういう役割を果たしているのか、ちょっとお考えをお聞きしたいと思いますが。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 市立大町総合病院につきましては、大北圏域における2次医療圏として非常に重要な役割を担っていただいていると思います。今回の産婦人科医の医師の退職に伴う対応につきましても、病院のほうで動いていただいて、また、それを守る会も動いていただいております。そんな中で、今回、今月12日から非常勤医師が1名勤務するようになりましたけれども、そういったのも県のドクターバンクの事業による一つの成果というものも出ております。

ですので、やはり医療施設というものは、単に狭い地域ではなくて、広域的な地域、2次医療圏、あるいはもっと拡大したドクターヘリが飛ぶ範囲の3次医療圏というところまで、やはりそういったところまで、いろいろなケースを想定してやはり対応すべきというふうに感じております。ですので、何かあった場合には、やはり一番身近な総合病院という位置づけで、大町市立病院につきましては非常に重要な役割を担っているというふうに感じております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） まさにそのとおりなんです。

今回は、地震災害のときにDMATということ、皆さんご存じだと思うんですが、災害派遣医療チームというところが、大町病院でもあるわけで、そのチームを持っているということで、

震災が発生したもう瞬間に、信州大学もそのチームがあり、そしてすぐ大町病院に飛んで、大町病院の災害派遣チームと一緒に、けがをした人たちの対応に当たったということを聞いております。その意味合いにおいても、2次医療圏の中で大町病院の存在というものは、すごくそういう意味合いにおいても非常に大事、それで、今回まさに災害のときのDMATの活躍、これは本当に大事な組織、チームではないかなというように痛感したわけであります。

それと、もう一つ、今、健診の病棟を大町病院ではつくっているのですが、そのセンター長が佐野の出身の太田さんという医師が就任いたしております。地元の先生なんですけれども、60近くになると思うんですけれども、それまではよその医療機関で研修をされていて、最後は地元に戻ってきていただいたということです。そういう意味合いにおいても、非常にありがたい先生だというように思います。

そのような意味で、私が先ほど村独自の医師、看護師等、医療従事者の育成制度が望まれるというのは、そのことを言っているのです。だから、なかなか医師になるという人は優秀な人でないとなれないわけでありますけれども、もう医師になりたいというそういう意思を持った方、そういう方にも白馬村として就学の補助金ですか、奨学金みたいなそういう制度をつくったらどうかと、そういう意味合い、将来地元に戻って、地域医療で活躍していただける医師をある程度育てていくという意味合いにおいて、この制度はどうですかということを聞いたのです。

だから、国でもやっています、県でもやっています、県は毎月20万の補助を出して、一定の期間、長野県内の医療機関で勤務すると免除すると、そういう県の制度もあるのです。だから、白馬村でも、20万とは言いませんけれども、わずかなお金であったとしても、そういう村の気持ちとしてそういう制度を設けたらどうかと、そういう意味合いにおいて質問をしたわけですが、その点をもう一度、村長にお伺いします。そういう制度を設ける気があるかどうか、そういうことです。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 支援制度を白馬村としてもどうかという質問であります。いろいろな方々の意見を聞きますと、あれもやってくれ、これもやってくれ、できれば私はみんなそういった言葉に答えてやりたい、そんな気持ちでいるわけでございますが、片方では基金の問題もありますので、ない袖は振れない、そんな状況であります。

そんな中で、今言ったような、そういったことも白馬村としても考える余地はあるのではないかとこのように考えておりますが、この関係についてはまた再度検討をしながら、そういったものが必要だということになれば、村としても対応せざるを得ないというふうに考えております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） このところは、まさに地方創生のお金を使うべきところではないかというように思います。県にも、そこは無理だよ、だめだよなんていうことは、もう上の人たちにして

みれば何も言えないようなお金の使い方ではないかというように思います。だから、まさにこういう人間の存続というか、基本的な医療というところをきちんとやっている、そういうところにお金を出すということであれば、地方創生ということでのお金の使い方ということで認めてくれるのではないかというように思います。ぜひそういう意味合いにおいてのお金の使い方ですよということで、進めていっていただきたいなというように思います。

それでは、次の項に移ります。

それでは、2番目の組織体制の強化と人材育成についてというところをお聞きいたします。

震災復興、高齢化率の上昇、冬季国体の開催、観光振興等、課題が山積であります。昨年度見直しを行った組織体制について、さらに課内の体制や課の連携強化、人材育成が必要と考えます。

次のことについてお伺いをいたします。

まず、村長のお考えをお聞きいたします。

2番目に、スポーツ課が管理する施設は、観光的要素が大きく、スポーツ課を観光課の中に組み入れて、一般観光客を呼べる体制づくりを構築する考えはありますか。

3つ目として、特定健診対象年齢到達前の30歳代の健診、介護保険の見直し、今後予想される高齢化率の上昇と人材不足が予想されますが考えはということで、この3つの質問をいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中議員の2問目の質問に答弁をいたします。

組織体制の強化と人材育成についてということであります。

田中議員が言われるように、今の白馬村は、震災復興、高齢化率の上昇、そしてまた冬季国体の開催や観光振興など、解決をすべき課題は山積をしているところであります。平成24年度末に条例改正により役場の組織体制の見直しを行いました、これについて田中議員は、さらに庁内の課の体制や課同士の連携を強化をして人材育成が必要であると考ええるということで、そこで村長の考えはどうかという質問と解釈をし、答弁をさせていただきます。

平成24年度末の庁内改革は、下水道受益者負担金問題や庁内のパフォーマンスをより高めるため行われましたが、一定の成果は出ていると思っております。建設水道課から上下水道関係を別にして機動力を発揮し、課題、問題の洗い直しと解決に成功しておりますし、住民課と健康福祉課に分けることにより、ふえ続ける外国人への対応や手厚い福祉施策を行うことに成功しております。

ただし、さらにということになれば、特別な事情がない限り行わない方針であります。いたずらに庁内体制をかえるということは、内部の緊張を生む可能性もあるわけでありまして、ただ、強化しなければならない場合もありますが、そのために何よりも大切なのは、田中議員が言われるとおり人材育成であると思っております。平成27年度には、私は総務課に指示をして、人材

育成のために研修を計画的に、体系的に行うための研修計画を立てる指示を出しております。来年度を待ち切れないので本年度からスタートもしたいと考えておりますし、これは従事をしている業務や公務員が持っている当然の法律関係の基礎知識を得るなどの個人のスキルアップは、必ずや住民の利益につながるものと信じております。

次に、スポーツ課を観光課の中に組み入れた体制づくりを構築する考えについてであります。スポーツ課が管理する施設は、ウイング21、白馬ジャンプ競技場、白馬クロスカントリー競技場などがありますが、どれも観光的要素が大きい施設であります。観光施設として一般の観光のお客様を呼び込む体制をとることも観光振興の一つの案だと思います。ただ、それぞれの施設は、社会体育での利用や、中学生の部活動の利用の関係や、維持管理運営に関しての手续や、長野県の教育委員会を初めとする機関団体との関係は切り離すことはできませんので、今のところ既存の行政組織の中に位置づけることしかありません。こういった施設を観光課の中に位置づけるという、社会教育の関係や小・中学校の利用の調整や補助金や交付金をいただく諸手続などは、実務も観光課に移ってしまいます。貸し出しなどの実務は今までどおり教育委員会で行うとなると、二重管理になってしまいますので、なかなか既存の枠を超えることは難しいと思っております。

しかし、観光に関係している事柄を全て観光課に位置づける方法もないわけではありませんが、その際には戦略の大転換としての位置づけなど、より大きな組織改革が必要だと思っております。多様な対応の可能性はありますが、現時点では慎重に検討する必要があると考えます。

次に、健診業務の増加による人材不足が予想される点であります。福祉、健診関連業務は、今の日本の状況からいっても減ることはないのではないかと思います。そのために、担当課の中における業務の洗い直し、事務分担の見直し、人員配置の見直しを行い、さらに、何が最重要課題であり、それについて解決するために体制を整えていかなければならないと考えております。

以上で、2問目の質問に対しての答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 県議会ですけれども、この2月の終わりですか、県会も定例議会があったわけであります。その中に、一般質問をされた方で、南信の方だというように思いますけれども、県のスポーツ課も教育委員会の中にあります。その議員の方も、長野県のこのスポーツ課も、もう観光的な要素が大きいと、だからもう知事部局に移したらどうかという、そういう一般質問をしておりました。ということは、県も今のスポーツ課のところの観光要素が、先ほど社会体育とかそういうこともあるでしょうけれども、ウエートがもう観光のほうに移ってきているというように、その議員の方も考えて一般質問をされたというように私は解釈しているわけです。県のほうも、答弁は今おっしゃったような答弁でありましたけれども、県もやっぱりそういうところでもって悩んでいるというのは、私も同じことを考えているのだなというように思いました。

そういうことで、今回一般質問をしたわけでありまして、特に、私も何回かスノーハー

プに行くのですけれども、夏のクロスカントリーの大会とか、冬はもう五竜のクロスカントリーの大会、それから地方の神奈川県各市町村対抗の大会とか、それとか、ジャパラの大会なんかもあるわけですが、ほとんどそういうところはもう観光的要素が大きいと、村長も開会式等に行ってみれば非常によくわかると思うんです。

どうして観光課に移したらどうかというんですけれども、特に、これからナショナルトレーニングセンターとかそういうところでもって一般合宿が申し込みがあるということになれば、どこに申し込んだらいいかというのがわからないという人が何組かありまして、そこで合宿やりたいんだけどもと言うと、例えば観光局のほうへ行ったら、それはスポーツ課のほうへ聞いてください。それでスポーツ課のほうへ行ったら、じゃ次に宿のほうはと言ったら、宿のほうは観光のほう、ほかのほうで聞いてくださいというような感じで、どこが主体なのということで非常に迷っているということをよく聞くんです。だから、そのところをきちんと迷わないように、これからそういうスポーツ合宿を入れていく中で、お客様が迷わないところをどうにかこっちで考えていかなければいけないということでもあります。そのところを言っています。

それと、スノーハープのほうの管理をされている方が、非常にことし、去年と外国人の方が来て、あそこでスポーツを楽しんでいる人が非常に多いと、それで、ことしもオーストラリアのほうからスキー関係者が来て、何十人かここでもってクロスカントリーの競技を楽しみたいと、スポーツを楽しみたいと、だけれども受け入れ態勢はどうですかという、そういう申し込みがあったようであります。そのときにその担当者は、私わからないので、よそのほうへ行って聞いてください、スポーツ課のほうで聞いてくださいと返事をしたかどうかはちょっとわかりませんが、そういうような対応の仕方であったと。これからも、インバウンド関係もクロスカントリーの会場に来ているということであります。そういうところをきちんと観光課のほうでもって把握をしているのかどうか、そういうところが非常に大事な、把握をする、情報を仕入れるというのがまず大事なところだと思うんですけれども、観光課のほうではそのところは情報というのは仕入れているのですか、どうですか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 多岐にわたる情報を全て集中的に管理できているという状態は言いがたいというふうに解釈をしております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁も含めあと15分です。質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） それで、この前のジャパラのクロスカントリーの大会も行っただけです。それで、そのときにある出来事があったわけでありまして、観客は恐らく200人ぐらいいたかというように思います。それで、ID、知的障害の方が走っていたのですけれども、4周するというところで競技が始まりました。それで、ほとんど全部の方がゴールに入っただけ

ども、1人の18歳の少年がもう2周おくれみたいな感じで、それで、しかも前のめりに倒れながら、それでまた起き上がって滑り始めるということで、初めは途中でやめるのかなと思って、みんな競技役員も見ていたのですけれども、その子は最後まで走りたいというようなところでもって頑張っているというところで、もう観客の方が、彼の必死の姿に、涙を流しながら応援していたというようなドラマみたいのがありました。

ということは、本当に一つ、こういう言い方はあれなんですけれども、あその場所というのはいろいろな意味での感動の場所でもあるというところが本当に痛感したところでありますけれども、その障害者の監督、ソチオリンピックの障害者の日本の監督をやった方なんですけれども、田中さん、彼らの姿をぜひよそに宣伝してもいいですよ、彼らの姿をもう観光宣伝に使ってもいいですよ、ぜひ彼らのこの姿を見てくださいよということをおっしゃっていました。だから、意外と自分たちが考えるところでないところに観光的な要素というのもあります。

だから、セミナーにおいても、常にアンテナみたいに高く持ちながら、スノーハープのところをどう観光に生かしていくかと、名前も観光レクリエーション施設であるということで、真剣になってあその場所をそういう観光の施設にしてほしいと、そういう意味合いにおいて、観光課と一緒に観光課の管理でもいいんじゃないかなというような意味合いで質問したわけであります。観光課長、もう一度そういう考えがあるかどうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 私のほうから、組織全体の考え方については、ちょっとこの場での即答はできない部分があります。ただ、課がどうあれ、スポーツなりの情報を共有しつつ、それをどうツーリズムにつなげていくのか、そういうような視点の中で今後しっかり取り組んでいきたいなという思いでございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） スノーハープばかりではなくて、ジャンプ台もそうです。雪恋まつりも何かジャンプ大会との抱き合わせでもってやれば、より観光客が集まるのではないかというように思っていますし、そういうところも常に連携をとりながら今後やってほしいなというような気がしております。

次に、人材育成というところをお聞きしますけれども、まさに先ほど村長が答弁した中で、私が思うには、この総合戦略というものを若い職員に立てさせたらどうかと、将来の白馬村を築き上げていかなければならない若い職員の人たちに、この総合戦略を立てさせたらどうかという、ワークショップにも参加させたらどうかと思うんですけれども、その点はどうですか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中議員には、若い人にも総合戦略に参加させて計画を立てさせればいいんじゃないかという、そういった質問であります。私も同感でありまして、そういった部分で若い人

も活用をしながら、いろいろな方々からご意見をいただきながら、総合戦略、そして、そういったものを進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、先ほどスポーツも観光に結びつけたらどうかというようなお話もございました。確かにそのとおりであります。白馬村も非常に仕事が多岐にわたり、また、本当に大変な村であります。そんな中で、職員がいろいろな情報を共有するということは非常に大事であります。これは観光課だ、これは農政課だ、これは住民課だというそういったことではなくて、いろいろな問題に全職員が情報を共有をするということは非常に私は大事だというふうに思っております。そこら辺も職員教育の一環として、そういったことも進めてまいりたいというふうに思っております。

特に、課長会議はたびたび開催をされるわけですが、課長会議の中では非常に横断的にいろいろなご意見が出てきております。私は、かねて課長会議は一体どういう会議をやっているかというような、行政に携わる前はそんな思いをしていたわけですが、いざ村長になって課長会議に参画をしてみて、いろいろな意見が出て、これはいい会議をしているなとそんな思いをしているわけですが、さらに、それから下のほうへ、職員のほうへそういったことが流れるような、そして、職員が、先ほど言ったように、同じ職員として、白馬村の職員としての問題を共有するような、そういった体制をつくっていければなと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁も含めあと8分です。質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） ぜひそういう人材育成のところをお願いをしたいというふうに思いますが、今回の震災のときに、発生したその瞬間、すぐ対策本部を立ち上げたわけでありまして、村長、それから課長以下がみんな集まってすぐ会議を開いたわけですが、まさに、不謹慎な言い方かもしれないですが、その会議の進め方、瞬時にどう判断をしていかなければいけないという、そういうところを見ていると、まさにオリンピックを経験し、競技役員を経験したその課長の連中一人一人が、そういうノウハウというものが、震災のこの初期対応に非常に役立ったというように思います。ぜひこれから若い職員、スキー大会も積極的に参加させたりなんかして、それで育成というものをぜひお願いをしたいというように思います。

住民課長にちょっとお聞きしたいのですが、これから介護保険が変わったり何かしたり、国保税の運営が今度県に移管されるということで、それによって県に移管された場合には、決して今までと同じようなことではなくて、何か県のほうから要求されてくる要素があると思うんですが、その点はないかどうか、お伺いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） ただいまの田中議員のご質問でございますけれども、国保に関してでご

ございますけれども、今ご質問にもございましたとおり、平成30年度をめどに都道府県で国保の運営をしていくという今議論がなされておりますけれども、今現状では、細かい内容まで煮詰まってきたいないというところが現状でございます。

広域化された暁には、基本的には村が国保税全部収入を受けて、また、それを今度、一定のルールに従って県のほうにお金を納めていくような形になるわけでありましてけれども、そのお金の納め方というのが、例えば、人口1人当たりの医療費であったり、あるいは健診の受診率だったり、そういったものをかげんをされて支払いをしていくというような形になるようですので、その数値が当然悪くなってくれば、財政的な負担もふえていくということになっていくわけでありまして、今からそこら辺の準備というのは、やっぱり当然していかなければいけないのかなというふうに考えて、27年度の予算編成でも、そこら辺を含んだ予算編成をしたつもりでございます。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） それで、介護保険制度が変わったわけでありまして。要支援に対する生活支援の給付を介護保険制度から外して、地域の助け合いで支えようとするものでありますけれども、住民負担が軽くできるのはいいことでありますけれども、村として住民相互の助け合いを幅広く広めなければならないというような任務を当然負ってくるわけです。ということになれば、どうしても人員不足というところになっていくわけでありまして。だから、この3つ目に質問した特定健診云々のところ、ここでは30歳に非常にいいことでありますし、やればやるほど後の指導という面のところがふえてくるわけです。人員がやっぱり足りなくなってくるということです。ここでお金がかかってくると思うんですけれども、これからの介護保険も変わる、それで、特定健診もきちんと若者までやっている、そういうことになっていくと、当然人員も手薄になっていくということもありますので、このところも人員の確保というところをきちんと考えていかなければならないというように思います。

最後の質問になります。

それでは、五輪合宿の招致についてということで、2020年、東京オリンピック参加国の地域事前合宿誘致に村は手を挙げていますけれども、世界に村をアピールするのに絶好の機会と捉えますけれども、誘致実現のためにどのような策を考えているのかをお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中議員の3問目の質問に答弁をさせていただきます。

五輪合宿誘致についてということであります。

2020年、東京オリンピック、パラリンピック競技大会事前トレーニングの誘致に関する質問にお答えを申し上げます。

3月2日に組織委員会が主催をする事前トレーニング国内キャンプ高地ガイド掲載応募要項説明会が開催をされたばかりでありますので、現在は、事前トレーニングの誘致が動き出したという段階であります。誘致の手段としては、組織委員会を通じ、参加する全ての国のオリンピック委員会やパラリンピック委員会の情報提供をする方法と、組織委員会以外のルート、例えば親交のある国に対して直接アプローチをする方法や広告代理店を通じてアプローチをする方法がありますが、いずれの方法にしても、誘致にかかわる一切の責任と費用は誘致自治体が負うことになります。3月2日に開催をされた説明会では、各国地域のオリンピック委員会やパラリンピック委員会への情報提供媒体として作成する候補地ガイドの応募要項に関する説明がありました。

白馬村といたしましては、誘致に手を挙げることを前提に、この説明会に参加をしたところがありますが、練習会場は国際競技連盟の基準を満たす必要があります。この条件を満たすことは非常に難しい状況であります。しかし、白馬村は、長野オリンピック競技施設を初め、公共、民間合わせて多くのスポーツ施設が存在するという環境に恵まれた地域でもありますので、観光協会等との連携をしながら、スポーツ合宿やクロスカントリー大会などへの参加者をふやすための広報活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

田中議員の3問目の質問に対しての答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁も含めあと1分です。質問はありますか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 誘致には非常に難しいというお答えかなと思います。しかし、ぜひこの誘致に関しては、もう積極的にオリンピックのやった村としてかかわっていついていただきたいなというように思います。しかし、たとえそれが実現しなくても、例えば、競技を終わった選手をこちらに招くとか、そういうこともできると思いますし、それから、観光という面なんですよ、それはそうです。

それで、全国でもって五輪効果の波及とかで首長連合が発足をして、それで、オリンピックに来ていただいている人たちの観光にぜひ頑張るということで、市町村の村長でもって連合会を立ち上げたわけですが、新潟県の三条の市長ですけれども。だから、ぜひそういうところにも積極的に村としても、観光戦略という意味合いにおいても参加をしていついていただきたい。ぜひ東京オリンピックのことは積極的に関与をしていただきたいということを希望して、私の質問は終わりといたします。ありがとうございました。

議長（横田孝穂君） 質問時間が終了いたしましたので、第9番田中榮一議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時06分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第2番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第2番津滝俊幸議員。

第2番（津滝俊幸君） 2番、津滝俊幸です。

まず初めに、私は、昨年の6月の議会におきまして防災について一般質問を行いました。そのとき防災についての格言で、災害は忘れたころにやってくる、備えあれば憂いなしと防災への改めの認識と理解、行政への対応策をただしました。そんな口が乾かぬ11月22日に地震は発生しました。私の住む堀之内、三日市場地区を中心に、多くの住宅が全壊、全半壊し、被災をしました。幸いにも、重傷者はいたものの死者は出ず、何よりと安堵の気持ちです。私も被災はしていますが、改めて被災された皆様へはお見舞いを申し上げます。また、村内外初め、長野県民の皆様、全国の皆様、さらには海外の皆様からお見舞いの言葉や励ましのお言葉、義援金やお見舞い金、ボランティア支援等を賜り、被災者の一人として厚く御礼申し上げます。

さて、発災後、2週間余りで白馬は根雪となってしまう、全てが雪の中に埋まってしまいました。今シーズンは例年にない大雪で、辛うじて建っていた家も多くが屋根雪をおろせず倒壊していく始末です。本格的に雪解けとともに復旧、復興となるわけで、通告をいたしました質問をさせていただきますと思います。

今回は、震災関係につきましては、私を含め同僚議員がそれぞれ聞いていて、重なる部分もあるかと思いますが、その点をご容赦願いたいと思います。

神城断層地震の被災による災害復興の計画についてとして、2つお伺いしたいと思います。

この春から始まる倒壊家屋の解体について、具体的にどのように進めていくか伺います。また、その他インフラ、道路、水道、下水道、電力、電気と書いてありますが電力など、復旧作業との工程調整、工程調整というのは、国レベルで行うもの、県レベルで行うもの、もちろん村レベルで行うもの、さらには民間レベルでも同じような復旧作業があるわけですが、そういったものを円滑に進めるための住民説明会や何かについてもあわせてお伺いをさせていただきます。

2つ目としては、災害復旧は災害前の機能に戻すことでありますが、復興は失ったものを再び勢いを取り戻すということで、災害前、もしくはそれ以上の状態へ導くことが今回の復興計画の根幹です。そこで、瓦れき撤去後の地域のコミュニティを守るための住宅建設など、復興計画の方向性や具体像について改めてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝議員からは、2点について事前に通告がありました。

まず初めに、神城断層地震の被災による災害復興計画についてということであります。答弁をさせていただきます。

まず、倒壊家屋の瓦れき撤去に関するご質問でございますが、昨年12月から、半壊以上の被災家屋を対象に解体撤去の受付を行っておりますが、3月10日現在で80件、120棟余りの

申請が出ております。そんな中で、現在は担当課で発注の準備作業を進めておりますが、今後の予定といたしまして、4月の中旬までは請負事業者を決定をし、残雪の状況を見ながら、中旬ごろには工事を着手したいと思っております。そして、瓦れき撤去後の住宅再建等をスムーズに行うためにも、何とか8月ごろまでには第1段階の事業を完了するよう進めていきたいと考えております。

また、工事に当たっては、10前後の工区に振り分けを行い、複数の業者から対応をいただくことで、なるべく早く、そして、円滑に事業が進むよう検討をしているところでございます。被災家屋の解体、撤去を前に、それぞれの所有者の皆様もいろいろな不安もお持ちのことと思います。現在、解体の申し込みをされた方を対象にアンケート調査を行っております。来週24日には、それらの方を対象とした説明会を開催する予定でおります。そういった中で、被災者の皆様の意向を伺いつつ、逆に協力もお願いすべきところはお願いをしながら、先ほど申し上げましたとおり、円滑に事業が進むよう鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、インフラにかかわる復旧作業の工程調整ですが、今回の震災では、上下水道、上水道施設、公共下水道施設や農業集落排水施設、道路、橋梁施設、農地、農業用施設に甚大な被害が発生をし、各施設において災害査定を経て、今後において災害復旧事業に取り組むことになります。道路の区域内で埋設物となる上水道施設や下水道、農業集落排水施設は最優先されて復旧しなければならず、被災家屋の解体、復旧については、被災者が希望する建てかえの時期に左右されることも想定されることから、各課横断的な調整を必要と考えており、この点を震災復興対策室が担うこととしております。これらの作業が円滑に進むための住民説明会についての質問ですが、各種事業の発注計画や実施工程により、当然説明が必要な場合には随時実施してまいりたいと考えております。

なお、本年度の全体的なスケジュール概要の説明会につきましては、この24日に開催をされる被災家屋などの解体撤去説明会と時間をずらし、被災者を対象に実施する予定でおりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、地域コミュニティを守るための住宅建設や具体像についてであります。他の議員からも同様の質問があり、答弁が一部重複をしますが、公営住宅についての計画は当然であります。その数や場所及び形状などについては、復興につながるご意見があれば、今後の作業で詰めていくことも検討をしたいと考えております。

1問目の質問に対しての答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 今回、住家、非住家合わせて解体を希望しているのは約130棟くらいあるということで、今の答弁の中では、ことしの8月ごろを一つのめどとして、10工区程度に分

けて複数の業者をお願いしていくというような答弁だったかと思います。このやり方についてなんですが、昨年の年末に、道路を塞いでいるようなところ等々が除雪の邪魔になるというようなこともありまして、6棟だったか7棟だったか、たしか先に撤去をし始めたというようなところがありまして、そのときは大型重機でどんどん、もう潰れた家屋だったので潰していくというような形だったわけです。

私が具体的というふうに申し上げたのは、確かに工程自体も大事なところなのですが、やはり住みなれた家、非常に思い出の深い家を、このような震災の中で失っていくということの中で、例えば、一部は国費を入れながらやっていくわけなのですから、一部は残したいですとか、個別の案件がいろいろあるかと思うんですよね。そういうときに、確かに全壊している家屋に関しては全部を潰していくということに必然的になっていくのかもしれませんが、今言うように半壊家屋以上のところを解体作業にいくということで、半壊の家は、そうは言っても残ってはいるかなと思います。そういう中で、例えば建物の半分は潰すが、半分は残すとかというようなことも住民の中にはあるのではないかなと、そういったようなところの話を、個別の案件についてはまたそれぞれ聞くという話にはなっているのですが、ちょっと担当課長のほうからその辺のところを説明いただければというふうに思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） それでは、ただいまの津滝議員のご質問でございます。

半壊家屋について、一部は残したいと、そして、一部は解体をしたいんだという具体的なご要望をいただいている方も実際いらっしゃいます。それについては、当然対応をしていくということでご案内をしておりますが、また、その具体的なやり方に関しましては、いわゆる既存部分と、残す部分と解体する部分というのを切り分けという作業も必要になってまいりますので、その部分を申請をされた家屋の方にまたお願いをしていかなければいけない部分も当然出てまいりますので、そこら辺の部分をしっかりお伝えをしながら、また、今回の説明会、来週24日に行うというご案内をしてございますけれども、そういった部分をしっかりご説明をさせていただきながら、解体の作業に入っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 対応していただけるということで、やり方については、それぞれいろいろな方法があると思いますし、また、業者さんとの都合というか、そういうようなことがあるわけなのですから、やはり家を壊していった、そして初めて次の家を建てるということに、同じ場所ということになればの話なのですが、そういうような形になると思います。

それで、確かに、同僚議員なんかの質問の中に、N値といって建物自身を建てられるかどうかというところの質問が出ておりましたけれども、建築基準法に照らし合わせた中では十分対応で

きるというような話もあるので、ここに残ってまた家を再建したいという人たちにとっては、今言うようなところの話というのは非常に重要なことですし、それからさらに、半壊家屋の人たちについては、やっぱり住みなれた家というところもありますし、個人のお金の問題も当然あります。そのところを十分対応していただきたいなというふうに思います。

それで、一気に130棟余り、村内の中の建物を解体作業をしていくということで、非常に大変な作業になっていくかなと思います。やはりほかのほうの内陸部、今回の東日本大震災は別として、やはりここの家屋を解体していくというところがスムーズに進むか進まないかが大きな復興の鍵になっていきます。特に集中しているのが堀之内、三日市場というところになりまして、先ほど私が工程の話をさせてもらいましたけれども、片方では穴を掘っている、片方では電線を直している、片方では家をかまっている、要するに、一部損壊の人たちは行政からの支援は正直言ってありませんので、自分で対応していくということになります。そうすると民間の業者も入ってきます。非常に集中したところに、またさらに集中するというので、この工程管理というのはすごく大事な作業になってきます。先ほど対策室のほうで、4月から新しくそちらのほうでしっかりと対応していくということになるのですけれども、ここがしっかりと住民に見せられないと非常に大きな混乱を招くと思います。

さらに、春からは新しい年度が始まって、みんな希望に満ちていろいろなところから行動を開始していきます。特に、農業に関しては当然作付をしていくという時期に重なっていきます。非常にそういういろいろな意味で春はばたばたと忙しくなっていくという形の中で、24日の日に説明会をするということになっているのですが、今、ロードマップというか、水先的な工程表というか、どの辺まで詰まっているのか、これは多分総務課のほうの取りまとめになっているかなと思うんですが、その辺はどうなっているか、お伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまの工程管理のご質問であります。現在、災害対策支援室のほうで、これまで終わりました道路や農地の災害の査定を受けた施設に関しましては地図上に落としていて、それと、解体撤去の希望する家屋につきましても地図上に落としたと、その辺の資料につきましては、会期中ですか、議員の皆さんにも一度資料のほうはお示ししているかと思います。査定を受けた後に、いわゆる国のほうから内示額が来て、どの路線を発注していくのかという部分につきましては、所管する担当課が場所のほうを決めてまいります。その場所を庁内、いわゆる総務課の災害対策支援室のほうで情報のほうをいただき、所管する課の中でバッティングすることがないような、また、重なるような場合には、その辺で調整をし、必要に応じて説明会のほうを開催していくということで作業のほうは予定をしております。

したがって、査定後、これからどこの部分を発注するのかという情報をいただきながら、工程管理のほうを進めてまいりたいという状況でございます。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 今の言うところでしっかりと調整をしていただいて、混乱を招かないようにぜひよろしくお願いしたいと思います。

それで、よく聞くとところの話の中に、一般廃棄物として処理をしていくのか、産業廃棄物として処理をしていくのかという話があります。多分、また24日の日にこの辺のところの説明も担当課のほうでするかと思うんですけども、私が一番心配しているのは、どんどん壊して行って、年末のときにもそうだったのですけれども、一般廃棄物でやってしまえばリサイクルをするところでもって全部詰まってしまって、そこから先は動かなくなってしまうというような事態がいつときありました。

それから、同じ並列のことなのですけれども、例えば、村内各地で、集中しているところは堀之内、三日市場なのですけれども、それ以外のところでもやはり、一般廃棄物というのは俗に言うところの粗大ごみですね、そういった関係のものがやはり出てきます。発災後、やはり堀之内、三日市場でそういうものを一時預かりするような場所をつくったのですけれども、車がいっぱいになってしまって解体作業がうまくスムーズに進まなかったというようなことがあります。この辺の廃棄物の取り扱い、さらには、仮置き場というような話も実は聞いております。この辺のところをどのような形で解体をし、その廃棄物というのはどのような扱いになっていくのか。

さらには、焼却ごみについてなのですけれども、今、山麓の施設組合があるのですけれども、そちらだけでは多分対応できないと思います。ですので、その辺のところも広域でやるのかまたはいわゆるもっと広く、県内外のところにお願いをしていくのか、その辺のところもあわせて伺いできればと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） では、ただいまの津滝議員の産業廃棄物の扱いについてのご質問でございますけれども、まず、昨年12月に前倒しで事業を行いましたけれども、相談会では県の指導等もございまして、産業廃棄物は一般廃棄物として扱うべきだということもございまして、そういった対応をしました。一般廃棄物の扱い、最終の処分というのは、焼却場は先ほどのご質問にもございましたとおり、一部事務組合で所有をしております焼却場であったり、あるいは広域的には大町市、安曇野市、松本市の焼却施設までお借りをして処分をしたということがございますが、やはりそれぞれキャパが決まっているということもございまして、なかなか途中で詰まってしまって、うまくいかなかったという話も確かに聞いております。

今回の4月以降から行います事業につきましては、県との調整の中で、産業廃棄物としての対応も可能だよということを聞いておりますし、産業廃棄物であっても国庫補助事業の対象として

いただけるということも確認をしておりますので、1つの考え方としては産業廃棄物として処理をしていくと。ちなみに、産業廃棄物の場合には、県内にも許可を持っている業者さんが複数おられますし、それぞれ品目別にいきますと、白馬村内にも許可を持っている業者さんがいらっしゃるわけですので、経済的な面を考えると、近いところへ運んで、近いところで処分をしていただくというのがやっぱり一番いいわけですから、そういったことも念頭に、そこで逆に処分できなければ北安曇郡内、さらには安曇野市、松本市、あるいは長野市といったような処分業者も想定をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、こればかりは始めてみないとわからないことでもありますので、今ご質問にもございました仮置き場、もしどこかで詰まってしまったときに仮置き場を設けておけば、解体現場から出てくるごみはそこで一旦集めることはできるわけですので、解体現場の進行を妨げないような形での対応も可能になってくると思いますので、1つの担保としてそんなことも考えていきたいなというふうに思っております。産業廃棄物の考え方につきましては、そんなことで進めさせていただきたいと思っています。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 産業廃棄物としても対応していただけたということで、昨年末の先に進めたところのケーススタディも含めながら、うまく回していただくように対応していただきたいと思います。

それで、さらにちょっと突っ込んだ話をさせていただくと、ほかのところでも解体のところに関しては、震災をしたところの話です、解体をしたところでは、やっぱりいつかにごみの量がふえます。そういうものがしっかりと対応できていくのかどうなのかということと、今回、どういう方法をとるかということが1つありまして、それは何かといいますと、片づけを優先していくのか、要するに、どんどん壊して行って更地に戻していくという方向性を進めていくのか、それとも、リサイクル、いわゆる中にあるもの、もしくは建物も一部使えるようなところはちゃんとリサイクルをかけていくという方法をとっていくのか、この辺はやっぱり1つのコンセプトだと思うんですよ。

それで、リサイクル、リユースというところに関しては、震災前は普通にみんなそこでもって生活をしていたわけですよ。その日まで全ての食器ですとか、壊れてしまったものはしょうがないのですけれども、例えば、本ですとか、家具ですとか、傷はついているのかもしれないけれども、ちょっと手直しすれば使えるというようなものも意外に多かったりなんかします。それから、一部損壊のところの中にはそういうようなものもいっぱいあるのではないかなという気がするのです。

それで、出してしまえば、確かに粗大ごみ、ごみとして処理をしていかなければいけないので、

すごく大変なことになります。ですが、片づけだけを優先するのではなく、こういったリサイクル、例えば、私の家では宿をやっていましたけれども、これで家が潰れてしまったので、結局は布団なんかはもう必要なくなるわけです。ですが、この布団というのはどういう状態かというと、全然傷んでもいないし、ちゃんと使えるものです。こういうのが、リサイクルにもし回っていくのであれば、ごみとして扱わないということになるのではないかなと、その辺のリサイクルとかリユース、さらに、古本なんかは扱っていただければお金にかわる部分も、民間ですが、あります。そういったようなお考えがあるかないか、お伺いしたいです。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） ただいまのご質問でございますけれども、まず、家屋の解体ごみの部分と、あるいはもともと建物の中にあった一般のごみ、いわゆる粗大ごみと呼ばれるもの、また分けてちょっと考えていく必要もあるのではないかと思いますけれども、解体ごみにつきましては、当然分別をして、有価物として売却できるものもあったり、あるいは木くずなんかは、最終的にはセメントの燃料なんかで再利用されることもございますので、当然そういったものを想定をしながら進めてまいりたいと思っております。

それから、要は、家庭の中に眠っている粗大ごみ系のものですけれども、それはまた特に被災の大きかった堀之内地区、三日市場地区を中心に臨時の粗大ごみ場を設けていく予定でありますので、通常の粗大ごみと同じ扱いですけれども、分別がしっかりできていれば、当然リサイクルに回せるものはリサイクルに回します。ごみとして出さなければいけないものは、ごみとして焼却ごみとして出していくという形になりますので、また、そこら辺の粗大ごみ場のご案内なんかも、24日の説明会の中で具体的な説明をさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） この議会の一般質問のほうがちっと早かったものですから、そして、さらに質問書を通告するのが、この24日の決まる前に私がやったというようなこともあって、ちっとそういうところで差異があったりするのですけれども、この24日の日には、やはり皆、私が言ったようなところの部分を非常に聞きたがっておりますので、丁寧な説明、さらには行政側に負荷のかからないような対応策を考えていっていただきたいなと思います。

それから、復興計画のところについてちょっとお伺いするのですけれども、昨日、復興計画に関しては、基本的にはまとまったものは策定しないというような答弁がありました。それは我々の東部地区が集中してあったと、面的には、白馬村全体では大きな被災をしていないからというようなことが1つの理由だったかと思うんですけれども、それなりの地震で激震というふうに言われるようなところ、ここ10年間で七、八つほどの地震があります。東日本大震災は別として

も、長野県の中では栄村、それから２００８年には宮城県の内陸地震、それから新潟県の中越、石川県の能登半島等々でやはり同じような災害が起こっています。そして、同様にそういった指定も受けたりなんかもしているのですが、そのときにはやはり復興計画というものをしっかりとつくって、行政の役割分担、住民が担わなければいけないこと、そういったことがしっかりと書かれています。ですので、今回、後段のほうの総合計画とのちょっと兼ね合いのところもあるのかもしれませんが、私はそれなりの、いわゆる計画をつくって、住民に示すべきではないかなというふうに思うんですが、その辺は、村長のほうのお考えはいかがなところでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、津滝議員の村としての計画はどうなっているかという、そういったことの質問であります。災害の関係については、今まで土砂災害というような、そういったいろいろな避難場所とか、そういった計画はあったわけでございますが、今回、２００年、３００年に一度というような大きな災害が起きて、本当に今までのこの白馬村の災害の計画というものも見直しを当然しなければならないと思っております。

そんな中で、今回１１月２２日に起きたこの災害に対して、それぞれ村民一人一人がどういう対応をしたか、議員も含めて、我々も含めて、全村民がどういった対応をしたかということ、やっぱり風化させないためにも、しっかりとその検証はしていかなければならないというふうに思っております。

また、そんな中で、役場の職員にも大変ご苦労いただいたわけでありましてけれども、役場の職員も、こういった災害に対しておのおのがあのときにどういった対応ができたのか、したのか、そういったことも含めて、今後の検証をして上に重要なことだというふうに思っております。役場の職員が、しっかりと自分たちで自分の命を守らなければ、大事な大事な村民の命も守れない、そういったことも含めて、この災害復興については、今後の対応が非常に重要だというふうに考えておりますので、また皆さんとともに、いろいろな計画について詰めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第２番（津滝俊幸君） 私も質問の中で、復旧と復興というのはやっぱり意味が違うと思うんですよ。そして、復旧というのはもう、前あった道路は前の状態まで戻す、それから、壊れた、例えば塀とかそういったものはそういうふうに、水道も同じだと思います。そういう状態に戻していくのが復旧ですね、これについてはそれなりに行っていくので、復興というのは、以前よりももっとさらによくさせるため、これが機会、こうなってしまったのだけれども、こんなふうにもう大変ことになってしまったのだけれども、さらにそれよりもよくして、我々の住みやすい場所にしましょうよというのが復興計画だと私は認識しています。そういうふうを考える中で、復興計画、復旧計画は当然、国の査定を受けていくために必要ですが、復興計画というのは、やっ

ぱりそれとはまた違うところで必要だと私は考えています。

ですから、ちなみに、栄村に関しては、たまたま東日本大震災の翌日に発災したというようなこともありまして、それと同等に扱われているわけですが、村の最上位計画というような形に位置づけて、現在もそれに取り組んでいるということです、５年間というような形になっていますが。私は５年とは言わず、３年ぐらいの形の中で白馬村もぜひ考えていただきたいなと思いますし。

それから、これも全協の中でちょっと話を聞いて少しびっくりしているところなのですが、実際に復旧で予算がついているのは、今年度も、２７年度も含めてあと２カ年しかないということで、本当にこの中で、冬は見てのとおりほとんど工事ができない状態になっています。そういう中で、復旧、復興というところまで導いていくことができるのかどうなのか、その辺の見解をさらにお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ご指摘の残りの２年でできるのかという部分につきましては、いずれにしましても、国の制度がある以上、この年度の中で詰めていかなければならないというのはやむを得ないかなというふうに判断をしております。

なお、復興計画につきましては、やはり発災が１１月、それで、白馬のこの積雪地の特徴でもあります、冬を越えてということで、冬の期間が作業のほうが滞っていたといいますか、なかなか事務が進まず、この春からの作業になります。

復興計画というのは、私もよその市町村の計画を見たことはありますが、これまで個々に対応してきた内容のものをそのまま復興計画にのせているという自治体もありますし、議員ご質問のところていくと、今回にありますコミュニティの今後のあり方をどういうふうにしていくのかという部分が復興計画の部分になってようかなというふうに思います。この辺は、やはり地域の皆さんといろいろなお話の中で、今後どういうふうなコミュニティとして、また位置づけて、地域の方たちがともに力を寄せていくのかという部分の提案をいただきながら、それから、個別の計画といいますか、復興に関する施策というふうにしていくのが現実かなというふうに考えております。期間は短いものはありますけれども、いずれにしろ、平成２７年度の予算につきましても、各事業ごとを削りまして先送りし、今回の復旧に専念するという予算編成で臨んでおりますので、その辺につきましては、ぜひご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（横田孝穂君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど栄村の話が出ましたが、確かに、白馬村、小谷村の激甚災害ということで、局地的という、そういったくくりの中に入っております。栄村は東日本のエリアに入っているものですから、いまだかつてまだ復旧、復興作業を進めているところでありま

ども。

そんな中で、私も国のほうへ、ぜひ白馬村、小谷村も栄村と同じような対応をぜひとれないかと、そうでないと、この雪の白馬の環境の中で、期限も限られるということは非常に厳しいという、そんなお話もしたところでもあります。そんな中で、昨日、私のほうへ、白馬村として困っていることはないかと、困っていることばかりだと、何とか栄村と同じようなそういつたくくりができないものかという、そういったこと、そしてまた、今、堀之内、三日市場のほうで一番心配されている、地盤が果たしてここでいいのかどうかというような、そういうことも心配をされている。そしてまた、瓦れきの関係も、半壊以上は国の施策で対応してもらえるが、それから漏れたものについては村の負担だと、自己負担だというような、そういったこと。それから、公営住宅の関係についても、栄村とは違って、半分は国のほうで面倒を見てくれるが、あとの半分は村の財源で対応しろと、こんな内容で大分違いがありますので、そんなことも含めて、きょうは小谷村の議会の方が東京のほうへ陳情に行っているようでもあります。そんな中で、ぜひ小谷の村長さんにもお願いをして、白馬村でもこういうことがあって、すぐには国のほうへは行けないが、ぜひそのことだけはお願いをしてきてくれというような、そんなお願いもしてきているところがあります。

いずれにいたしましても、一緒になって復興、そしてまた、復旧に村全体で努めてまいりたいというふうに思っておりますので、また皆様のご協力をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 私たち議会の中でも復興特別委員会という名称で、議会の中でもいろいろこの震災に対して、どんなことを住民に対してやっていくことができるのか、さらに、また行政と足並みをそろえながらやっていくことができるのかということをしております。

特に、今回、自助・共助・公助ということが非常に災害の中では問われてきたかなと、自分たちで助け合いながら、ともに助け合うと、さらに、行政側からはどんな助けが必要なのかというところを、さらにもう1回認識をしていただきたいなというふうに思います。

そして、お金の面についての話になりますが、確かに、村長言われるとおり、他地区との差が大きなポイントになっています。そんな中で、ぜひ村長のほうにもいろいろなところで前へ出ていっていただいて、各省庁で有効な交付金ですとか、そういったものを職員とともに探していただいて、ぜひこういうところに使っていただけるような対応策をとっていただきたいと、また、そういったところにつなげていただきたいというふうに思います。

その中で、ちょっと私からの提案なのですが、ほかの地域でも似たようなことをやっているようで、どの程度集まっているかはちょっと私はわかりませんが、地震に関して復興基金というのを創設して、そのお金になるものというのは、義援金とか、そういったようなものを一つ

充てているというような話があります。さらに、民間からクラウドファンディングといいまして、不特定多数の人がインターネット等を経由して、お金を、組織とか、そういったところから提供を願って、ある一定の方向に導いていくと、クラウドというのは群衆という意味ですし、ファンディングというのは資金調達というそういう意味になるのですけれども、ソーシャルファンディングとか、そういったような言い方もされます。ですので、ぜひこんなようなことも行政サイドでできるかどうかはちょっと別としても、考えていただければ、先ほど言った資金の部分で非常に少ないところがあるかなというふうに思うのですけれども、お考えをいただければなというふうに思います。

時間の都合上、次の質問のほうに移りたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

2 番目の質問になります。

第5次総合計画の策定についてになります。昨年も同様の質問をさせていただきました。具体的には、26年度については何のアクションもない状態です。今後、27年度が最終年度になっているわけですが、28年度に向けて今後どのように進めていくのか、具体的にお伺いします。

また、先行で観光地経営計画を今策定している途中です。これは2カ年にわたってということで、既に観光に関してのアンケート調査は終わっているものというふうに推察されるわけですが、そちらとの整合性などを含めて、どのように進めていくか、お伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝議員の2問目の質問であります、第5次総合計画策定についての答弁をさせていただきます。

第5次総合計画については、初めに、計画策定に関する報告がおくれ、議会の皆様にご心配をおかけいたしましたこととおわび申し上げます。今後、逐次策定状況につきましては報告を申し上げてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

現在、計画策定の基礎資料とするための住民アンケート調査を年度内に行うべく進めておりますが、厳しいスケジュールではありますが、第4次総合計画策定時に行った住民アンケート調査をもとに、時代の変化や、新たな課題に対応した設問内容となるよう見直しを行い、無作為に抽出をした村民2,000名程度を対象にアンケート調査をお願いしてまいりたいと考えております。

今後の具体的な策定スケジュールであります。4月から5月にかけて第4次総合計画の検証作業を実施をし、現況の把握と課題の抽出を行います。また、並行して計画審議会の一般公募を行い、5月をめどに第1回の計画審議会を開催し、審議を開始したいと考えております。6月からは、第5次総合計画の素案策定作業に入り、計画骨子の検証を行ってまいります。計画素案に

つきましては、12月ころをめどに策定を完了し、パブリックコメントを実施いたします。来年1月から2月にかけては、パブリックコメントを反映させた上で計画案の検討を進め、おおむね平成28年3月に第5次総合計画を決定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、観光地経営計画との整合性についてであります。なお、参考までに、これまでの経過と今後のスケジュールを触れさせていただきますと、平成26年度から27年度にかけて白馬村観光地経営計画を作成をしております。平成26年度中に2回の策定委員会と3回のワーキンググループを開催をし、平成27年度はそれぞれ4回の開催を計画をしております。白馬村観光地経営計画は、平成27年度上期に集中的に議論を進め、9月にはその骨子案が明らかになります。観光地経営計画の策定に当たっては、観光客ばかりではなく、住民の視点を考慮した計画づくりというポイントを掲げており、計画には地域づくりに関する要素も多く盛り込まれることを期待をしているところであります。こうした要素を第5次総合計画に反映することは必要なことであると考えますし、何より観光地経営計画の策定には多くの住民にかかわっていただいておりますので、皆さんの声や議論を総合計画に反映することは極めて重要であると考えております。何よりそれぞれの計画の策定には多くの住民の皆様にかかわっていただいておりますので、それぞれの審議会等における委員の声や議論の結果を相互に情報交換をしながら、それぞれ計画に反映させることによって双方の計画の整合性を持たせてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で津滝議員の質問の答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、答弁も含めあと13分です。

質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 今、具体的に新年度早々から即対応していただけるというような話です。

ただ、昨年、やはり同僚議員がこの基本計画について質問をしております、そのときとちょっとかぶる部分もあるのですが、基本計画というのは、行政が最上位計画の根幹になっているものであって、そのフレームとしては、基本構想、基本計画、実施計画という3段階になっているわけですね。その一番もとになるのは、コンセプトとなる基本構想ということになるのですけれども、この基本構想というもののそのものが、以前は基本計画そのものは議会の議決を経てやりなさいというようなことが義務づけられていたのですが、地方自治法の改正によってこの義務がなくなりました。つまり、策定及び議会の議決を経るかどうかは、各市町村の独自の判断に委ねられたということになっています。それで、他市町村等々ではどんなことを行っているかという、総合計画はもう改めて作成しないで個別の計画で対応していくと、要するに、先ほど言った、観光なら観光、福祉なら福祉というような形になるということです。それから、もう一つは、行政側の任意の計画にもう任せてしまうと、策定しても議会の議決はもうとらないという形です。そ

れから、もう一つは、条例で議会の議決事項に定めて、きっちりと議会の承認も得ながらやっていくというような3つの方向があるわけですが、この辺のところの考えはどういうような考えなのか、お伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまの基本構想の部分につきまして、どのように考えているのかという部分であります。一応、村のほうでは、基本構想につきましては、まだ正式な名称ではありませんので、仮称という言い方にさせていただきますが、議会の議決に付すべき事件に関する条例というような感じのものの条例の制定をして、議会の皆さんにお諮りをしていきたいと、このように考えております。現段階では、まだ条文の内容等は決まっておりますので、そういうことで議会の皆さんにも基本構想の部分をお示ししていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 一番最後の条例を定めるということのようですので、でき上がったらまた我々のほうへぜひ出していただきたいというふうに思います。

それで、予算の話になるのですけれども、総合計画というのは、先ほど言いましたように村の10年分を計画していくわけで、昨年と本年度で約810万円ほどの予算が計上されています。ちなみに、観光地経営計画に関しては1,380万と、総合計画のさらに上、500万円を積み上げて2年間でやっているというような形で、ちょっとバランス的に私は、確かに観光で生きている村なので、観光のことにしましてはしっかりと精査をしていかなければいけないということになるのですけれども、村の全体のことを決めていくのに余りにもちょっと予算の開きが私はあるのではないかなと、総合計画のほうへもう少し予算を盛って、しっかりと吟味してもらってもいいのではないかなというふうに私は思っています。こここのところはというふうに思っているかというところ。

それからさらに、10年という今話がありましたけれども、これだけ世の中がスピード化、いろいろなものが情報伝達が早くなっていったときに、この10年というのが1つのスパンとして私は長過ぎるのではないかなと、もう少し短いスパンで考えてもどうなのかなと。他市町村の中では、首長さんが選挙公約、いわゆるマニフェストになるのですけれども、そういったものを掲げて、そのマニフェストに沿ってやっているというようなところもあります。ですから、簡単に言ってしまうと4カ年ということになるわけですが、非常にそういうスパンという流れの中でいったら、ちょっと10年というのは長いかなと、基本構想ですね、ですから、その辺のところはどういうふうにお考えになっているかということと、予算的な部分のところに関して、ちょっと甘いのではないかなという気がするのですが、その辺のところをお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、基本構想の関係については10年というのが非常に長いのではないかと、これからこういった時代に、日々変わる情勢の中で10年というのは非常に長過ぎはしないかという、そういったことはあるわけですが、5年の前期、中期、後期のときにもそういう意見はありました、長過ぎはしないかと、それはそれとして、やっぱり変わっていけば、それなりに変更をしながら進めていくというのがいいのではないかというふうに考えておりますので、10年が長いという捉え方よりも、場合によっては、変わってきた場合には当然変更していくという状況でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

そして、予算の関係については、観光地経営計画が一千何百万で、片方は800万だという、余りにも違いはしないかということについては、総務課長のほうに答弁させますので、よろしくをお願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） それでは、総合計画の予算の関係になりますけれども、今回、観光地経営計画につきましては、プロポーザル方式をとって金額のほうの決定に至ったというふうに伺っております。

総務課のほうで考えております総合計画につきましては、これまで過去においても、総合計画に携わったことのあるコンサル等に委託をしているというのが現状でございます。アンケート等の内容につきましても、自前でアンケート内容をつくり、発送等については今回委託をする予定ではおりますが、できるものは自分たち、いわゆる職員の中で行うというスタンスもありますので、その辺の基本的な考え方のところでは若干の違いはあるかもしれません。

ただ、総合計画のほう、確かに金額の比較をしてしまえば、少なくともなるという結論にはなってしまうのですが、金額が少ないから計画自体がよくないという部分とは考えられませんし、できれば、これまで総合計画については、津滝議員にも過去に入っていただきましたとおり、住民の方がこの村をどういうふうにしていくのかという部分での議論を尽くすのが一番最重要だというふうに考えておりますので、内容によって委託業者に頼まなければなかなか進まないというような部分もありますので、そのような点についてはコンサルの力をかりるというスタンスで考えておりますので、金額的に若干差が出ているものというふうに理解をしております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、答弁も含めあと5分です。質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 今までのやり方でいきますと、先ほど言った審議会を組織して、その前にアンケート調査、それから今までのやってきた検証等々、もちろんそれは当たり前のことをしていくわけですが、従前の団体の長ですとか、業界の代表者、そういった人たちの声が中心になっていて、さらに、企画コンサルタントにやったことのあるというふうに総務課長は言いましたけ

れども、ある意味丸投げで、行政サイドのある意味トップダウンになっているというようなところがあります、総合計画のいわゆる構想の部分です。住民の思いをしっかりと吸い上げていただいて、ぜひ乖離したものではなく、お飾りの計画書にならないように考えていただきたいなというところがあります。

バブル後、右肩上がりの経済は終焉、脱大量生産、脱大量消費が論じられ、物や金による豊かさの時代は終わりと言われています。ここで、パラダイムシフト、価値観の変革の必要性が叫ばれてから20年が過ぎました。その間、政府は、構造改革や規制緩和、デフレ脱却等の施策を出しましたが、結果的には地方をさらに疲弊させてしまいました。長野オリンピック開催に伴う大型公共工事などで痛みを和らげる方策ではありましたが、根本的な治療にはなっていません。新幹線や高速道路など整備により東京一極集中が加速的に進み、気がついてみれば、地域の経済を支える個性ある産業や商業、文化は東京の都合のよいカラーに塗りがえられ、主体性のないまま失いかけています。

これから先、特に10年後には高齢化はさらに進み、少子化や後継者不足による労働生産人口の減少により税収は減り、大きな箱物は立派であるがゆえに多額の維持費がかかっていきます。民間も行政も、その財政を圧迫しています。村のことは行政にお任せとは言っていない現状ではないでしょうか。この現状をどう打破していくか、突破していくかということだと思います。地域経済が潤い、収入がふえれば、みんな本当に幸せになれるのでしょうか。もちろん生きていくためには、我々にはお金は当然かかります。しかし、私たちが求めている真の豊かさとは何か、この地域の豊かさとは何か、しっかりと考えるべきときではないでしょうか。

第4次総合計画の行政と住民との協働による村づくりの基本理念は、村民に本当に浸透しましたでしょうか。住民参加による村づくりは本当にできたのでしょうか。白馬村を、ここに住んでいる住民が主体となり、これから先どのようにマネジメントしていくかということが問われています。

今回の震災により改めて感じたことは、地域とのつながり、地域のコミュニティの重要性です。きずなと言ってしまうと、とてもかたく結ばれたように読み取れます。人と人は個を尊重し、助け合いながら生きていますが、もちろんよいことばかりではなく、つながりは村社会ではしがらみとなって窮屈さも生じてしまいます。しかし、ちょっと窮屈でも、今回のような災害が改めてその重要性を見直させてくれました。窮屈でない、いいあんばいのつながりを形成していくことが、古くて新しい考え方、コミュニティをいかにデザインしていくかが求められています。地域のコミュニティは簡単にはつくれません。

ぜひそういったようなことを次回の構想の中に落とし込みをしていただいて、よい総合計画ができることを念じて、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

議長（横田孝穂君） 質問がありませんので、第2番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

あす3月18日から3月19日までを休会とし、全員協議会等を行い、3月20日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 異議なしと認めます。よって、あす3月18日から3月19日までを休会とし、全員協議会等を行い、3月20日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時05分

平成 2 7 年第 1 回白馬村議会定例会議事日程

平成 2 7 年 3 月 2 0 日（金）午前 1 0 時開議

（第 4 日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

平成 27 年第 1 回白馬村議会定例会議事日程

平成 27 年 3 月 20 日（金）

（第 4 日目）

追 加 日 程

- 日程第 3 報告第 3 号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
- 日程第 4 議会改革調査特別委員長報告
- 日程第 5 議案第 26 号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第 27 号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、白馬村山小屋等の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 28 号 損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について
- 日程第 8 議案第 29 号 平成 26 年度白馬村一般会計補正予算（第 11 号）
- 日程第 9 議案第 30 号 平成 26 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 10 議案第 31 号 平成 26 年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 32 号 平成 26 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 12 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 13 発委第 1 号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 発委第 2 号 地方自治の堅持を日本政府に求める意見書
- 日程第 15 発委第 3 号 国際紛争をなくするための非軍事的外交戦略を求める意見書
- 日程第 16 発委第 4 号 地域で安心して産み育てることができる体制の維持・充実を求める意見書
- 日程第 17 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 19 議員派遣について

平成27年第1回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成27年3月20日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	篠崎 久美子
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	北 澤 禎二郎
第6番	太 田 伸 子	第12番	横 田 孝 穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
税務課参事兼課長	平 林 豊	観 光 課 長	篠崎 孔 一
教育課長兼スポーツ課長	松 澤 忠 明	会計管理者・室長	窪 田 高 枝
上下水道課長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健康福祉課長	太 田 洋 一	建 設 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	総務課長補佐兼総務係長	田 中 克 俊
総務課長補佐兼地域高校対策係長	松 澤 孝 行		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横 川 辰 彦

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 予算特別委員長報告並びに議案の採決

3) 追加議案審議

報告第3号（村長提出議案）説明、質疑

議会改革調査特別委員長報告

議案第26号から議案第32号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

同意第1号（村長提出同意）説明、採決

発委第1号（議会運営委員長提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第2号から発委第4号まで（総務社会委員長提出議案）説明、質疑、討論、採決

4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

6) 議員派遣について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

2. 議案第26号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定について

3. 議案第27号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、白馬村山小屋等の指定管理者の指定について

4. 議案第28号 損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について

5. 議案第29号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第11号）

6. 議案第30号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第5号）

7. 議案第31号 平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

8. 議案第32号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第6号）

9. 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

9. 地方自治法第99条の規定により委員長から提出された議案は次のとおりである。

1. 委発第1号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

2. 発委第2号 地方自治の堅持を日本政府に求める意見書

3. 発委第3号 国際紛争をなくするための非軍事的外交戦略を求める意見書

4. 発委第4号 地域で安心して産み育てることができる体制の維持・充実を求める意見書

開議 午前１０時００分

１．開議宣告

議長（横田孝穂君） ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は１２名全員です。

これより平成２７年第１回白馬村議会定例会第４日目の会議を開きます。

２．議事日程の報告

議長（横田孝穂君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第１ 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（横田孝穂君） 日程第１ 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。

議案第１５号 平成２６年度白馬村一般会計補正予算（第１０号）は分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、議案第１５号 平成２６年度白馬村一般会計補正予算（第１０号）は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行うことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第９番田中榮一総務社会委員長。

総務社会委員長（田中榮一君） 平成２７年度第１回白馬村議会定例会の総務社会委員会審査報告をいたします。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案１４件、陳情３件です。

初めに、議案第２号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更についてであります。

概要は、内山辺地の総合整備計画を変更し、２７年度以降の施設の改修、高性能圧雪車の導入を計画に追加をし、それに伴い、事業費及び財源計画を変更するものであります。

質疑に入り、姫川砂防でスノーハープが地滑り危険地域と説明があつたが、どういった整備かに対して、アスリートラウンジ周辺の整備を行うものという答弁がありました。

新しい施設を建てるのかに対して、今のプレハブを利用して、さらに利用しやすい施設に改修するものという答弁がありました。

討論はなく、議案第２号は委員長を除く委員多数の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第３号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてであります。

概要は、加入団体の団体変更に伴い、規約改正の議決を求めるものであります。

質疑に入り、長野県町村公平委員会の規約なのに、東北信市町村と「市」が入っていてもいいのかに対して、同団体は自治体でないので問題はないという答弁がありました。

討論はなく、議案第3号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第4号 長野県神城断層地震による被災者に対する村税の減免の特例に関する条例の制定についてであります。

概要は、被災者で納税義務者の村税の減免を定めるものであり、第2条で村民税の減免の割合を定める、第3条で固定資産税の減免を定める、固定資産税は一部損壊であっても使用できない場合は減免する、第4条で軽自動車税の減免を定める、第8条で固定資産税の納期を5月に変更することを定めるものであります。

質疑に入り、第2条は村民税で、県民税は下がらないのかに対して、県民税も下がるという答弁がありました。

討論はなく、議案第4号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第5号 白馬村スポーツ拠点づくり基金条例の制定についてであります。

概要は、スポーツ拠点づくり自立支援事業で400万円一括交付されるもので、基金を造成し、大会を継続的に行っていくための条例制定であります。

質疑、討論はなく、議案第5号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第6号 白馬村保育料条例の制定についてであります。

概要は、子ども・子育て支援法に伴い、保育料の額を定めるもので、兄弟が4人いる場合の9,000円減免は白馬村独自のものである。全ての方が現状維持、減額にはならないが、新料金に当てはめると、保育料収入としては約200万円の減額になるというものです。

質疑に入り、保育士が不足するのではないのかに対して、今までの保育よりも入れる基準が緩和されている。実際の保育所現場では、人数がふえても保育士が集まらないという傾向がある。これは白馬だけではないという答弁がありました。

保育士の勤務状況の悪化が懸念される。その辺のところはどうかに対して、現行でいくと、募集して代替でいけばいいのだが、集まらない現実がある。定期的な保育士採用に努めていくしかないという答弁がありました。

管理者には鋭意努力してもらいたいという意見がありました。

討論はなく、議案第6号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第 7 号 白馬村放課後児童クラブ条例の制定についてであります。

概要は、児童福祉法の規定に基づき、放課後児童クラブについて必要な事項を定めるものであり、設置の位置、対象児童、利用許可、利用料を定めるものであります。

討論はなく、議案第 7 号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第 8 号 白馬村保育所設置条例の全部改正についてであります。

概要は、子ども・子育て支援法に伴い、条例の整備の必要が生じたため、全部を改正するものであり、定員は変わらないが、未満児を 4 名ふやし、以上児を 4 名減らしているものです。

質疑、討論はなく、議案第 8 号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第 9 号 白馬村行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。

概要は、行政手続法の改正に伴い、行政が行う指導、処分等についての所定の改正を行うもので、具体的には、指導における根拠の明示、行政指導の中止の求めを明文化、処分等を求めることを明文化している。あわせて、字句の修正を行うものであります。

質疑、討論はなく、議案第 9 号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第 10 号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

概要は、特別職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、所定の改正を行い、12 月に期末手当を改正したものを 6 月期と 12 月期に振り分けるものであります。

質疑、討論はなく、議案第 10 号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第 11 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

概要は、平成 26 年人事院勧告等に伴い、所要の改正をするもので、具体的には、災害時等の管理職員に係る平日深夜等の手当の新設、12 月手当を 6 月と 12 月に振り分けるもので、給料表を 2 ないし 2 から 3、4%引き下げるが、若年層の引き下げはしないものであります。

質疑に入り、今回の災害では管理職はどうであったのかに対して、管理職は時間外手当がないので無給であった。これは平日の深夜のことで、休日は特別手当があったという答弁がありました。

討論はなく、議案第 11 号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第 13 号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例についてであります。

概要は、他の体育施設と同様になるように改正するもので、村民、村民外の区分を削除、一般、営業使用を新設、農政課の使用料と整合性をとったものであります。

質疑、討論はなく、議案第13号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第14号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。

概要は、字句の修正と、障がい児、子どもの所得要件を除く改正であります。子どもは、第2条で、出生してから満18歳になる最初の3月までをいいます。

質疑、討論はなく、議案第14号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第15号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,312万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億6,768万7,000円とするものであります。

総務課関係では、歳入では、普通交付税の再配分として221万1,000円の増額、経済対策の交付金などが主なもので、地方創生先行型として2,430万7,000円、地域消費喚起・生活支援型として1,740万9,000円の増額であります。

歳出は、企画費、消耗品費1,300万円の増額は、ふるさと納税で、寄附額の増に伴い、お礼の品のものであります。

総合戦略策定事業158万円は、国から求められている計画で、今回作成費用を計上しているもので、地方創生先行型の交付金は充当するものであります。

白馬高校支援事業946万4,000円は、ICT教育と全国募集に係る費用を計上するものであります。

電算業務費1,200万円は、マイナンバー制度対応の委託料で、事業費が確定したもので、不用額を減額したものであります。

質疑に入り、備品購入の台数と内訳はに対して、これは白馬高校の支援事業であります。電子黒板4台、タブレット35台を予定、設置場所は1学年1台と公営塾に配置するものであるという答弁がありました。

それから、小谷との負担割合について条例的なものを考えているかに対して、白馬山麓施設組合では予算で定めているが、今回、例規は特に考えていない。長野県教育委員会と調整をしたいという答弁がありました。

総合戦略の内容はに対して、平成27年度中に策定を国から求められているもので、12月ぐらいまでにつくりたい。こちらの事業は27年度に繰り越しをして執行したいという答弁がありました。

ふるさと納税、今現在の総額はに対して、総額は1億4,500万円を超えている。震災の見

舞いということで、お礼を辞退する方が多かったという答弁がありました。

次に、健康福祉課関係であります。

子育て支援の臨時特例給付金は、事業費確定で373万円の減額で、530件と892万円を支給したというものであります。

臨時福祉給付金も、事業費確定で588万3,000円の減額で、1,992人で2,485万円の支給であったというものであります。

母子保健費給付金は、小さく生まれて入院加療が必要な子どもの費用であるが、双子が2件あって、医療費が不足したものであります。

質疑に入り、臨時特例給付金は知らない方が多かったのではないかに対して、おおむね対象者の把握がとれている。児童手当の対象者だが、臨時特例給付金は福祉給付金と二重で支給できないので、外れる人が多かったという答弁がありました。

次に、住民課関係であります。

環境衛生費の備品購入費36万8,000円は、幸田の簡易水道のポンプの購入費であります。

塵芥処理費、広域連合負担金1,278万3,000円は、広域ごみ処理施設の延期に伴う減額をするものです。

し尿処理費、白馬山麓環境施設組合204万1,000円は、使用料の精算により増額しているものであります。

次に、教育委員会関係であります。

教育振興費、南小の備品購入費15万円は、寄附金の活用によるものであります。

中学校教育振興事業1,114万6,000円は、地方創生先行型を利用した事業で、LAN整備の工事費とタブレット50台と周辺機器の整備が主なものであります。

質疑に入り、セキュリティーには十分注意して対応してもらいたいに対して、9月から導入を考えている。情報管理も考えていきたいという答弁がありました。

タブレットに精通した先生が指導するのかに対して、数台既に入っており、これから研修をしていきたいという答弁がありました。

全体討論はなく、採決をした結果、議案第15号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第16号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,790万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,255万8,000円とするものであります。

主なものは、医療給付費の伸びにより、療養給付費1,600万円、高額療養費180万円の増額をするものであります。

質疑、討論はなく、採決をした結果、議案第16号は委員長を除く委員全員の賛成により原案

のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第19号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書であります。

提出者は、一般社団法人長野県建築士事務所協会、会長の池田修平。

概要は、特定建築物及び公共建築物の耐震診断と耐震改修について、貴自治体でも早期に推進していただきたいというものであります。

質疑に入り、公共建築物の耐震診断の状況と改修状況はに対して、庁舎は耐震診断が終了している。27年度に耐震工事を行う予定であったが、震災に伴い、28年度に実施することとした。27年度に内容を詰めたい。学校関係は終了している。北小の体育館は27年度につり天井を改修をする。村営住宅は27年度に耐震診断を行う。他の施設は、八方体育館のつり天井を27年度に、新しい施設のことは診断をしていないという答弁がありました。

討論はなく、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第1号 地方自治の堅持を日本政府に求める意見書提出に関する陳情書であります。

提出者は、地方自治の本旨を実現する市民の会の中川賢俊さん。

概要は、国家の政策と自治体住民の意思との間に溝が生じたときこそ、政府は地方自治の原則に立ち、自治体を代表する首長及び自治体議会との真摯な話し合いを通じて両者の溝を埋めることに努めていただきたいというものであります。

質疑に入り、真摯に受けとめるべきである。次に、面談をしていないというのは異常ではないかという意見がありました。

討論に入り、国、自治体は対等であると考えられる。沖縄で起こっていることは沖縄だけの問題ではない。岩国でも同様の事例があった。地方創生を言いつつ、このような事態があれば、安倍内閣の地方創生が本物か疑わしい。地方のために採択すべきである。それから、総理は会うべきである。予算については疑問である。一部は賛成である。誘導の懸念を抱かせるのは面談がないからであるので、速やかに面談するよう求める意見書を提出すべきであるという討論がありました。

採決をした結果、委員長を除く委員多数の賛成により一部採択すべきものと決定をいたしました。よって、委員会発委として、意見書を提出することといたしました。

次に、陳情第2号 集団的自衛権行使のための法整備等を行わないよう求める意見書提出を求める陳情書であります。

提出者は、白馬村北城の宮脇哲也さん。

概要は、日本国民の多くは、世論調査結果からしても集団的自衛権行使容認に反対しています。また、世論を反映して全国で200を超える地方議会が、また長野県下の半数を超える議会が、集団的自衛権行使に反対する意見書を採択をしています。安倍政権にとって必要なのは、このような国民の意思を尊重し、国際紛争をなくするための非軍事的な外交戦略を確立することですとい

うものです。

意見として、国の自衛権は法整備が必要だと思う。もっと国民間で議論する必要があると思う。民主主義は手続重視であるので、手続を経るべきだと思うという意見がありました。

討論に入り、採択すべき。集団的自衛権により日本人がテロのターゲットになる可能性もある。村の先人が築いてきたものが無駄にならないようにすべきで、採択すべきだと考える。次に、集団的自衛権整備への法整備に反対する意見書であるが、法整備ではなく、非軍事的外交戦略を確立することを前面にした意見書として、一部採択したほうがいいと思うという討論がありました。

採決をした結果、委員長を除く委員多数の賛成により一部採択すべきものと決定をいたしました。よって、委員会発委として、意見書を提出することといたしました。

次に、26年度9月定例会において継続審査となっておりました請願第1号 活力ある白馬村を創出するための減税施策と村を守るための村税の施策を求める請願であります。

提出者は、八方尾根山水会ほか244名であります。

これは全員協議会において他の委員の意見を求め、出ました意見を参考に、担当委員会として再審査をいたしました。

内容は税の公平性の面から受け入れがたいとの意見がほとんどを占め、採決をした結果、賛成の方ではなく、不採択すべきものと決定をいたしました。

なお、参考人として出席いただいた八方振興会理事長が述べられた、役場に新しい観光施策を立案をし、地域と連携しながら一緒に改善する部署をつくってほしいとの意見は十分理解できるものであり、行政に提言してまいりたいと思います。

以上で、総務社会委員長の報告は以上であります。

議長（横田孝穂君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第2号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 全員起立です。起立全員です。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第3号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第4号 長野県神城断層地震による被災者に対する村税の減免の特例に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第5号 白馬村スポーツ拠点づくり基金条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第6号 白馬村保育料条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第7号 白馬村放課後児童クラブ条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第8号 白馬村保育所設置条例の全部改正については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第9号 白馬村行政手続条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 1 1 号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第 1 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第 1 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 1 3 号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第 1 3 号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第 1 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 1 4 号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第 1 4 号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第 1 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 1 6 号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第 1 6 号 平成 2 6 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 3 号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第 1 6 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情案件の審議に入ります。

平成２６年陳情第１９号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。陳情第１９号 耐震診断・耐震改修に関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、平成２６年陳情第１９号は採択とすることに決定いたしました。

平成２７年陳情第１号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は一部採択です。陳情第１号 地方自治の堅持を日本政府に求める意見書提出に関する陳情書についての件は、委員長報告のとおり一部採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、平成２７年陳情第１号は一部採択とすることに決定いたしました。

陳情第２号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は一部採択です。平成２７年陳情第２号 集団的自衛権行使のための法整備等を行わないよう求める意見書提出を求める陳情の件は、委員長報告のとおり一部採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立多数です。よって、平成２７年陳情第２号は一部採択とすることに決定いたしました。

継続審査中でありました平成２６年請願第１号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。

平成26年請願第1号 活力ある白馬村を創出するための減税施策と村を守るための村税の施策を求める請願書の件は、原案のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(少 数 起 立)

議長（横田孝穂君） 起立少数です。よって、平成26年請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第7番篠崎久美子産業経済委員長。

産業経済委員長（篠崎久美子君） それでは、平成27年第1回議会定例会、産業経済委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、産業経済委員会に付託されました案件は、議案が5件、陳情2件でございます。

これら付託案件につきまして、委員会における審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

議案第12号は、白馬村使用料条例の一部を改正する条例についてです。

これは野外緑地広場、通称、神城テニスコートでございますが、これについて平成27年度から指定管理者制度に移行することに伴い、使用料の形態を他のスポーツ施設、例えばウイング21アリーナ等に、また料金をグリーンスポーツテニスコートに合わせる改正です。この改正により、指定管理者による受け付けの一元管理のもと、利用者には一律の料金が示され、サービスの向上につながるという説明がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第12号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第15号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第10号）は、分割審査でございますので、当委員会の所管事項につきまして、課ごとにまとめてご報告します。

なお、補正予算の全体的な金額概要については、総務委員長報告のとおりでございます。

最初に、農政課関係です。

主なものとして、電算委託料250万円の減額は、システム改修について台帳の仕様変更があったものによるものです。

特産品開発団体支援補助金等として220万円を増額、これについては国の経済支援である補助金、地方創生先行型を財源とし、事業実施については平成27年度へ繰り越しを予定しているものです。

奈良井有効利用整備事業の測量設計委託料100万円、工事請負費で1,900万円の減額です。契約等が全て完了したことによる不用額の減額となります。

多面的機能支払交付金事業は、長寿命化事業に対するもので、247万3,000円を増額するものです。全体の面積は、水田が223.6ヘクタール、畑が2.5ヘクタールになるということでした。

小水力発電事業の事業費確定により、事業の負担金を300万円減額。

大北森林組合の補助金不正受給問題があったことを受け、同組合への交付金を一旦中止することとし、264万円を減額するものです。

地籍調査事業委託事業では、国の補助金が当初より予定していた額より少なかったため、事業を減らしたところがあったことと、地震の関係で基準点にずれが生じたため、作業中止になったことなど、合わせて155万円を減額するものです。

質疑に入り、奈良井地区はどのような利用方法になるかという質疑があり、地元の方の意見を聞いている状況でもあるが、湿地に戻すということを想定した事業を行っている。維持管理の面なども考えながら、例えば小学生などの研究の場にするなどの方向性を持って進めていきたいということでした。

続きまして、建設課関係です。

長野県治山治水砂防協会負担金が、算出根拠となる平成25年度事業費の確定により47万2,000円の減額となるものです。

続きまして、観光課関係です。

主なものとして、W i - F i 環境整備事業、これは国や県の複数の補助金を主たる財源としたものですが、屋外でのポイントを整備するための委託料332万8,000円と工事請負費2,273万6,000円を、また村内の営業施設などで無線LANを設置する場合の補助金として1,000万円をそれぞれ増額するものです。屋外の設置場所としては、役場周辺、八方文化会館、エコーランド体育館、白馬駅などを予定しており、補助金は上限30万円で、補助率は2分の1とするものです。また、委託料はポータルサイトの設計委託料で、日本語ばかりではなく英語やその他の言語で、行政からのお知らせや旅行者の情報交流の場として、また災害時には災害情報、避難情報などを発信されるようにすることを想定しているということでした。

道の駅白馬の借地料の改定に伴い、43万9,000円を減額するものです。

続きまして、プレミアム商品券の発行事業補助金ということで1,750万円を増額するものです。これは国の地域住民生活等緊急支援のための交付金（地域消費喚起・生活支援型）を財源としております。発行主体は白馬商工会で、村が補助をし、1万2,000円の商品券を1万円で販売するもので、平成27年8月から28年1月までの6カ月間使用できるものとする予定であるということでした。また、発行数は約8,000部を予定し、全ての世帯が購入できるような販売方法を考えたいというものでした。前回、発行時の課題を改善して発行するよう、現在、商工会とも調整をしているという説明がありました。

質疑に入り、Wi-Fi整備事業の実施時期について質疑があり、予算全額を27年度に繰り越しとし、6月ぐらいに着工、工期としてはおよそ4カ月程度かかると見込んでいる。冬のシーズン前には運用したいという計画をしているということでした。

Wi-Fiの電波の届く範囲について質疑があり、Wi-Fiのステーションから半径30メートル以内をカバーできるものを考えているということでした。

また、プレミアム商品券については、前回の反省を踏まえ、村民に広く行き渡るように考えてもらいたいという意見がありました。担当課からは、購入の方法については検討中で、一つの方法としては、ダイレクトメールで住民に通知をし、それによって申し込みをするなどの方法を考えている。また、購入数としては、まずは1世帯2セットを購入できるように考えていきたいということでした。

最後に、上下水道課関係です。

主なものとして、震災時や震災後の下水道災害査定時に派遣をしていただいた長野県や近隣自治体からの技術系職員、延べ数111名の宿泊費、宿泊費は101泊分でございますが、それについて79万4,000円を、また全日の職員の方の日当、交通費、超過勤務手当として127万9,000円をそれぞれ増額するものです。

質疑に入り、役場の中に技術職での採用は何名いるのかという質疑があり、技術職という職責ではないが、技術系の職員は4名ほどいるということでした。

村としては、定期的なスパンで技術系職員を採用、配置しておいたほうがいいのではないかと意見があり、例えば市レベルではそういう採用があるが、大北管内の町村レベルでは今のところない。今回のような災害時は困るという事実はあるが、採用についてはどういった対応をしていくかは非常に難しいということでした。

議案第15号に対する討論はなく、採決の結果、議案第15号の所管事項につきましては委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第17号は、白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）です。

歳入歳出予算総額からそれぞれ3億8,316万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億675万9,000円とするものです。国庫補助事業の精算、災害査定終了に伴い、おおむねの復旧費確定により、不用額の減額となっています。

歳出では、東部農業集落排水事業統合に伴う舗装復旧工事完了により事業費が確定し、536万円を減額。

震災被害の復旧事業費の確定により、委託料、工事請負費の合計で3億7,780万円の減額です。

質疑に入り、国庫補助金の補助率について質疑がありました。予算組み立て時には通常の0.5で計算をしていましたが、このほど国土交通省から0.906と示されたので、補助率の

アップについては、この後、補正予算で対応していきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第 17 号は委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第 18 号は、白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）です。

歳入歳出予算総額からそれぞれ 1, 709 万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 1, 140 万 6, 000 円とするものです。これは災害復旧の関係の査定終了に伴い、事業費確定に伴う不用額の減額です。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第 18 号は委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 19 号は、白馬村水道事業会計補正予算（第 5 号）です。

収益的収入を 406 万円減額し、収益的支出を 94 万円増額するもの、また資本的収入を 6, 430 万円減額し、資本的支出を 7, 030 万円減額するものです。また、なお書きにより、企業債を 470 万円借り入れるものです。

内容としては、災害査定終了により事業費がほぼ確定したため、不用額について減額をするものが主なものです。

討論はなく、採決の結果、議案第 19 号は委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情についての審査結果です。

まず、陳情第 17 号は、一般社団法人長野県建築士事務所協会、会長、池田修平氏及び一般社団法人長野県建築業士事務所協会大北支部、支部長、吉川馨氏からのもので、最低制限価格の設定に関する陳情書です。

陳情の要旨は、建築物の設計・工事監理業務等を入札により発注する場合には、最低制限価格を設定し、価格については発注予定額の 85% 以上に設定することを希望しているものです。

委員からは、町村部での最低制限価格の導入が比較的少ないと思われるが、これについて参考意見を求めたいという意見が出され、担当課からは、村ではかつて土木工事に関して導入を検討したものの、導入には至らなかったという経緯がある。その後、検討は保留状態になっている。町村部で導入が少ないということに関しては、その理由は特にわからないということでした。

建設工事に比べ、建築の歩掛かりの積算は難しいのではないかとと思われるがという質問が出され、担当課からは、略算方式での積算もあるが、実際、積算は非常に難しく、担当課としてももう少し情報を集めて研究をしたほうが良いと思われるということでした。

意見として、地元業者保護の観点から採択してもいいのではないかとと思われる。また、制度を導入すれば、落札価格の上昇は避けられないと思われる。趣旨としては理解できるが、白馬村の場合は復興ということもあり、財政的な面からも今回は見送りとしてはどうかと思う。また、簡

単には判断できない内容であると思うなどの意見が出されました。

討論に入り、参考資料などを研究しながら継続的に審査をすることがよいと思うという討論がありました。

ほかに討論はなく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により継続審査とすべきものと決定をいたしました。

続きまして、陳情第18号は、一般社団法人長野県建築士事務所協会、会長、池田修平氏及び一般社団法人長野県建築業士事務所協会大北支部、支部長、吉川馨氏からのもので、国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書です。

陳情の要旨は、建築物の設計・工事監理業務の発注に当たっては、建築士法の規定に基づく業務報酬基準の大臣告示が見直されたことに伴い、新しい基準である国土交通省告示第15号によって行われることを希望するものです。

委員からは、もう少し検討の時間を持ってはどうかと考える。また、村の見解はどのようなものであるかという村に対する質疑があり、行政からは、告示第15号にある官庁施設というくくりについては、地方公共団体または国が発注する全てがここに当てはまるのかわからないところもあり、担当課としてももう少し研究をさせてもらいたいという参考意見がありました。

討論に入り、資料等を集めながら研究をし、継続審査がよいと思うという討論がありました。

ほかに討論はなく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により継続審査とすべきものと決定をいたしました。

以上、付託案件につきましての産業経済委員会の委員長報告といたします。

議長（横田孝穂君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第12号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第12号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第１７号 平成２６年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第１７号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第１８号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第１８号 平成２６年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第１８号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第１９号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第１９号 平成２６年度白馬村水道事業会計補正予算（第５号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第１９号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情案件の審議に入ります。

平成２６年陳情第１７号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は継続審査です。平成２６年陳情第１７号 最低制限価格の設定に関する陳情の件は、委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、平成２６年陳情第１７号は継続審査とすることに決定いたしました。

平成２６年陳情第１８号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は継続審査です。平成26年陳情第18号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書の件は、委員長報告のとおり継続審査と決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、平成26年陳情第18号は継続審査とすることに決定いたしました。

常任委員会において分割審査をしていただきました議案第15号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第10号）は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。ただいまから5分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時01分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

窪田会計室長が公務のため欠席しておりますので、報告いたします。

△日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

議長（横田孝穂君） 日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決を行います。

予算特別委員長より報告を求めます。第11番北澤禎二郎予算特別委員長。

予算特別委員長（北澤禎二郎君） 予算特別委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会において予算特別委員会に付託された予算議案6件について、審査の概要と結果を報告申し上げます。

議案第20号 平成27年度白馬村一般会計予算について、これは歳入歳出予算総額を6億8,200万円とするものです。災害復旧関連経費の計上もあり、予算総額は前年と比較して1億7,600万円、36.2%の増です。

主な内容は、歳入では、村税1億1,420万円、対前年2.3%の減、地方交付税1億5,250万円で、対前年1.5%の増、村債6億9,180万円で、対前年11.2%の増な

どです。歳出では、災害復旧事業費１６億８，０８１万円で、対前年では皆増となっています。物件費１２億３４９万６，０００円で、対前年比４４．３％の増、また災害復旧を優先しているため、普通建設事業、ハード事業は２億７，６２９万４，０００円で、対前年５８．４％の大幅な減となっています。

総務課関係の主な内容は、存続が望まれる白馬高校支援事業に１，５２３万４，０００円、ふるさと納税により寄附された方への特産品等をお返しする経費４００万円、平成２８年度から第５次総合計画策定事業に５２７万円、堀之内消防車更新に７６０万円、消防無線のデジタル化に要する経費として１，４００万円、また減債基金を活用し、ウイング２１建設の起債償還を７，８４０万円繰上償還するものなどです。

質疑において、委員より、白馬高校の支援事業負担金が歳入計上されているが、小谷村との負担割合はと質問があり、白馬山麓環境施設組合の負担割合に乗じて６７対３３、おおむね２対１の負担割合で計上していると答弁がありました。

また、ふるさと納税については、白馬村らしいお礼の品を送ることについて、寄附金額もふえると思うので、喜ばれるものを選定していただきたいと意見があり、米や宿泊券など引き合いが多く喜ばれており、今後も商品開発を進めたいと答弁がありました。

ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定が切れることについて、指定管理者の見込みと、番組が同じ内容ばかりでつまらない、生放送は議会以外ではできないのかと質問があり、指定管理は、募集したところ現在の管理者以外に応募がなく、１１日に審査会を開催しました。番組審査会では、ようやく普通の番組らしくなったと評価をいただいている。地域に密着した番組づくりを目指したい。また、外からの生放送には中継車が必要になり、機材がないので、どうしても録画になってしまうと答弁がありました。

続きまして、税務課関係ですが、主な内容は、納税者の利便性を図るため、インターネットからクレジット決済できるように整備する経費４２万２，０００円、固定資産税の正しい課税を期すための地番図作成委託料を１，１０７万７，０００円、滞納整理のために搜索・公売関係委託料を４５３万６，０００円などです。

歳入の村税では、平成２７年度は固定資産税の評価替えの年に当たることや震災による減免などの影響を見込み、前年度比３，１０８万９，０００円、２．３％の減で見込みましたが、滞納処分の強化を図り、村税延滞金など増額で見込んでありました。

質疑において、委員より、ことしの公売の状況について質問があり、年内に大口長期滞納者の呼び出し、納税相談、年明けに公売の計画であったが、震災の影響でおくれが出た。４月以降に順次行っ計画をしていると答弁がありました。

住民課関係ですが、主な内容で、民生費では、堀之内地区、三日市場地区に地域支え合いセンターを建設する費用６，８８８万円、これは国の地域介護・福祉空間整備推進交付金を活用して

行う事業です。保健衛生費では、30歳代の若年層を対象に特定健診を実施する経費、水痘・高齢者肺炎球菌の定期接種費用など、保健予防事業に4,752万4,000円、清掃費では、震災による災害廃棄物処理費用に2億1,800万円、これは半壊以上の住家及び非住家の解体に要する費用です。

質疑において、委員より、白馬山麓環境施設組合負担金は、北アルプス広域連合のごみ処理施設の建設が先延ばしになった影響や震災で増加したごみの付加分を見込んだ量で計上しなくてよいのかと質問があり、修繕までに見込めば増加となるが、現在のところ経常的な経費のみで見込んでいる。広域連合は29年稼働を目指しているので、1年間先送りになったので、その分、経常経費が1億円ほど当初見込みより多くかかることになるかと答弁がありました。

また、地区のごみ集積場の建設見込みについて質問があり、当初予算では計画が上がっている2カ所を計上している。検討委員会でも収集方法はいろいろな意見が出ているので、モデルケースとしていろいろな方法を試してみたいと答弁がありました。

農政課関係では、主な内容ですが、農地費では、大規模農業者の機械購入費を補助する経済育成交付金に810万円、被災した農地の管理委託料50万円、被災農家支援負担金150万円、特産品開発事業は232万円、多面的機能支払交付金事業3,137万1,000円などです。特産品開発事業は、一部を平成26年度補正予算で前倒ししており実施すると説明がありました。林業費では、間伐促進や緩衝帯整備、境界明確化などの森林整備事業に315万3,000円、有害鳥獣対策事業997万1,000円などです。地籍調査事業は1,883万3,000円で、前年度に比較して892万6,000円減少していますが、震災の影響で基準点がずれたため、25年度、26年度事業の測量成果を見直す作業を27年度で行うこととし、27年度は新たな地区に入ることはないかと説明がありました。

質疑において、委員より、被災農家支援負担金は管理契約が支払い要件になるのか質問があり、被災農家支援負担金は、耕作ができない農地に対して1反歩当たり7,500円を所有者に支払うもので、見舞い金的なものである。被災農地管理委託料は、利用権設定がある農地が耕作不能であるときに、契約の継続を求めるために、借地権者に預かりなどの管理費用分を支払うものであると答弁がありました。

また、農業機械導入支援金は一般農家でもいいのか質問があり、中小規模の農家を想定しており、基本的には認定農業者と中小規模の被災農家を対象であると答弁がありました。

耕作に対する村の単独補助の期間について質問があり、被災農地は災害査定に非常に時間がかかるので、27年度で全て復旧できるとは思っていない。柔軟に対応したいと答弁がありました。

産地づくり対策負担金で推奨する野菜について質問があり、ベリー類、アスパラ、リンドウなどがあるが、27年度は農協や農業改善普及センターと研究や収益性の検討などをしたい。収益性では、ジュース用トマト、キャベツ、タマネギなどを検討しているが、5月ごろの農業再生協

議会で決定したいと答弁がありました。

農地の復旧について、白馬村が全て負担すると早々に方針を出したが、宅地についてはまだ見えてこない。住む人がいてこそ農地であるので、ぜひ農地と同じぐらいな捉え方で宅地に対する方針を出してもらいたいと意見があり、現状の考え方では、宅地は個人で対応してもらいたい。果たして今後、土地に家を建てて大丈夫なのかと心配されているが、先日、信州大学の報告を聞いたと思うが、建築方法である程度の地震は対応できると理解されたと思う。ただ、ポイントを絞ってボーリング調査などはしていかなければと思うと答弁がありました。

建設課関係ですが、主な内容は、道路橋梁費の道路維持費では、維持補修工事に900万円、住民の作業などへの原材料費700万円、除雪委託料1億7,500万円などです。道路新設改良費は、災害復旧に予算を集中し、前年度に比較して2億79万9,000円の減額となりました。国庫補助事業は、工事請負費4,750万円、単独事業は測量設計費220万円です。国庫補助事業は、村道0105号線の舗装工事の継続と谷地原橋ほかの改修工事の継続事業であると説明がありました。

質疑において、委員より、災害査定が終わったが、工事はいつ始まるのか、また冬季は工事はできないのかと質問があり、県の建設技術センターは広域連合の協力をいただき、8月ぐらいまでに発注を終わらせて、整備をしながら工事を進めたい。冬季の工事は、ブロック積み、河川内工事、橋梁工事などはできると思うが、品質管理が難しいと答弁がありました。

仮設住宅は2年3カ月が期限ではなかったかと質問があり、説明時の2年3カ月は解体撤去期間の3カ月を含んでいると答弁がありました。

教育委員会、教育課の関係ですが、主な内容は、事務局費では、共同調理場の設計監理委託料に2,000万円、私立高等学校に通う生徒への補助金25万5,000円、幼稚園奨励費補助金688万8,000円、北小学校のつり天井改修工事費2,700万円、中学校費では、ICT教育に関連する経費として情報教育環境整備事業リース料を503万9,000円、伝統的建造物群保存事業では、修理補助金を900万円、災害復旧費に、伝統的建造物群災害復旧事業2,140万円などです。中学校のICT教育経費は、26年度補正予算に整備費が計上されており、27年度からかかるリース料を計上したものであると説明がありました。

質疑において、委員より、共同調理場の設計監理委託料で、検討委員会で検討もしていない、少子化で南北小学校統合や給食の統合なども全て勘案して予算に計上すべきではと質問があり、今週末には検討委員会を開催し、具体案を検討していきたい。予算は、県内の同規模の施設が工事費5億円くらいであったので、そこから委託料を積算した。給食センターの改修は、早急に行わなければいけない事業であると引き継いでおり、避けては通れない事業であると答弁がありました。

三日市場城址の復旧予算と災害になるのかと質問があり、三日市場城址はクラックが入ってお

り、雪解け後、調査を検討したい。砂防事務所の伸縮計が設置されており、地盤がずれるようであれば災害扱いになると答弁がありました。

断層の文化財指定について質問があり、審議会で文化財指定と答申が上がってきており、今後は所有者と話をしながら文化財に指定したいと答弁がありました。

教育委員会のスポーツ課関係ですが、主な内容は、平成28年度開催が決定した国体冬季大会の準備費用として1億4,078万7,000円、ナショナルトレーニングセンター事業1,831万4,000円、スノーハープ維持管理事業2,135万1,000円、ジャンプ競技場維持管理事業8,278万6,000円、ウイング21維持管理事業2,207万8,000円などです。スノーハープやジャンプ競技場の圧雪車更新は、スノーハープ維持管理事業やジャンプ競技場維持管理事業ではなく、国民体育大会開催事業に計上して、補助金を活用していると説明がありました。

質疑において、委員より、国体準備のために今後大きな整備費がかかるのか、またラージヒルの整備は村が代行するのか質問があり、今回は圧雪車とノーマルヒル分であり、県の負担金を見込んでいるのは圧雪車の費用を案分したものである。今後はインラン防護板、計測システムの改修が想定される。ラージヒル部分は県が独自に工事を行うことになる。近隣施工箇所であるので、村の発注も県発注業者と合わせることにすると答弁がありました。

ジャンプ競技場にオリンピックメモリアルの展示施設をつくったことにより利用客はふえたのかと質問があり、来場者は横ばいか若干減少であり、災害の影響で年末まで営業を休止した影響もあると見ている。今後、もっとPRに努めたいと答弁がありました。

健康福祉課関係でございますが、主な内容は、堀之内地区、三日市場地区に地域支え合いセンター建設にかかわる費用6,888万円、26年度から継続する臨時福祉給付金等に2,207万円、平成26年度から定期接種となった水痘・高齢者肺炎球菌、また27年度から実施する30歳代の特定健診費用など、保健予防事業に4,752万円などということです。

質疑において、委員より、除雪支援員派遣事業の実績と単価について質問があり、1時間当たり1,625円であり、屋根雪落としばかりでなく、機械を使った片づけも対象になった。現在、23名ほどの対象者であると答弁がありました。

地域支え合いセンターの施設概要について質問があり、地域における高齢者介護予防等の拠点となる施設ということで、複合サービスができる施設を計画したいと答弁がありました。

地区にどのぐらいの人数が残るか不明なので、とりあえず1施設という考えはなかったのか、またこの交付金が今まであったのか、今後この交付金を活用したいという地区は利用が可能なのか質問があり、被災地区には人が集まれる施設、拠点となる施設が必要であると考えて、2施設を建設することにした。この交付金は平成18年度からあり、近隣ではかたくりの郷のスプリングラ施設の設置などで利用している。また、現在、庁内で取り決めはしていないが、村内でこ

のような拠点施設が幾つ必要かという議論が出てくると思うと答弁がありました。

デマンドタクシーは、サービスを利用できない交通弱者もいるので、そういった方の意見も吸い上げて検討してもらいたいという意見があり、デマンドタクシー事業は対象者を絞った事業であるので、一般的な方々の交通手段なども含めて、別の枠組みの施策が必要であると考えたと答弁がありました。

臨時保育士について、常勤に近い者を臨時扱いにしていることについて方針はという質問があり、正職員で対応すればいいのだが、財政上の問題もあり、現状は臨時職員対応となっている。また、保育所は、子どもの受け入れ状況などから、毎年、臨時職員の人数が変動していると答弁がありました。

観光課関係ですが、主な内容は、2年目となる観光地経営計画策定に880万2,000円、親海湿原遊歩道の修繕に750万円、白馬村観光局負担金に7,796万8,000円、被災住宅の修繕工事補助金に1,000万円ということです。

質疑において、委員より、観光地経営計画の進捗状況と最後の公表方法について質疑があり、2カ年計画であるので、26年度の概要版をこれから公表していきたい。26年度は、委員会を2回、ワーキンググループを3回開催した。27年度は、それぞれ4回予定しており、9月には骨子を固め、パブリックコメントなどを経て、最終案をつくりたいと答弁がありました。

白馬駅前の休憩所と委託している駅前案内所は業務が重複するのではないかと質問があり、振興公社の移転問題から前回の対応まで続いてきている。村としての観光案内業務は必要であると思うので、その部分を総合案内所に委託していると答弁がありました。

海外観光客受皿事業のナイトシャトルバスは便数をふやすことはできないかと質問があり、今年度は五竜を拠点にする路線をふやしている。川北を回る路線は以前はあったが、利用がほとんどなく廃止した経過があり、意見として参考にし、今後の交通会議などで検討していきたいと答弁がありました。

登山道整備の予算は毎年計上すべきではないかと質問があり、県でも登山道整備に補助金を検討しているようであり、現在調整をしている。財源的な補填をいただきながら、できるところから始めたいと思っていると答弁がありました。

上下水道課関係ですが、主な内容は、合併浄化槽設置補助事業に1,477万2,000円ということです。

質疑において、委員より、26年度の実績について質問があり、31基の設置があり、みそら野名鉄画地の住宅が多いと答弁がありました。

議案第20号の討論に入り、被災者住宅復旧事業の住宅修繕の工事補助金について反対討論があり、税金を滞納している者を補助対象者から除外をするということは、こういった自然災害において村のとるべき対応ではないという討論がありました。ほかに討論はありませんでした。

討論を終結した後、議案第20号について採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第21号 平成27年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算についてであります。

これは歳入歳出予算総額を14億2,610万円とするもので、前年と比較し1億8,822万円の増です。増の理由は、近年の医療費の推移や特定健診、特定保健指導にかかわる事業費及び後期高齢者拠出金、介護納付金等の伸びによるものです。

主な内容は、歳入では、国保税2億6,742万円、国庫支出金3億2,279万5,000円、共同事業交付金3億3,934万3,000円、前期高齢者交付金2億2,778万5,000円などです。一般会計繰入金は1億687万5,000円、基金繰り入れは5,900万円でした。歳出では、保険給付7億8,262万1,000円、後期高齢者支援金1億9,242万9,000円、共同事業拠出金3億2,027万1,000円などです。

質疑において、委員より、一般会計で実施する若年層の特定健診について受診見込み人数と対象範囲について質疑があり、30代を対象として、受診率から50人を見込んでいると答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号 平成27年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

これは歳入歳出予算総額を7,200万円とするものであります。前年と比較して310万円の減でした。

主な内容は、歳入では、保険料4,930万3,000円、保険基盤安定繰入金2,143万2,000円などでございます。歳出では、後期高齢者医療広域連合保険料負担金7,074万6,000円などです。

委員から、災害に対する保険料の減免を27年度は行わないのか質疑があり、協会けんぽや近隣市町村の状況から、現在のところ27年度に行う予定はないという答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第23号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計予算についてです。

これは歳入歳出予算総額を6億6,173万6,000円とするものでございます。前年と比較して584万円の減です。

主な内容は、歳入では、使用料1億8,748万4,000円、一般会計繰入金3億2,381万6,000円、村債1億2,910万円などです。歳出では、公債費5億994万円、浄化センター工事請負費3,000万円、汚泥処理委託料1,036万8,000円、単独

災害復旧事業５００万円などです。

質疑において、委員から、災害復旧工事の予定について質問があり、２６年度の繰り越し事業として２億円ほどの工事となる。大出の幹線管渠は今月末から来月にかけて着手、塩島の北部地区の幹線、松川を横断している管渠も被災しているので、早期に発注したい。なお、堀之内と三日市場に被災している管渠が多いが、住宅の再建や解体の状況にあわせて計画していきたいと答弁がありました。

受益者負担金の不納欠損額と理由について質問があり、不納欠損額は９６万３，２００円であり、時効消滅によるものがほとんどであると答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第２４号 平成２７年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

これは歳入歳出予算総額を３９６万６，０００円とするものです。前年と比較して１３１万円の減です。

主な内容は、歳入では、使用料８６万８，０００円、一般会計繰入金３０４万５，０００円などでございます。歳出では、公債費１５３万１，０００円、維持管理費２３３万５，０００円などです。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第２５号 平成２７年度白馬村水道事業会計予算についてであります。

これは収益的収益は３億３２６万３，０００円、収益的費用は２億９，７９３万９，０００円です。また、資本的収入は１，３５３万９，０００円、資本的支出は１億１１万４，０００円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額８，６５７万５，０００円は、損益勘定留保資金等で補填するものです。

質疑において、委員から、水道施設の災害復旧工事の進捗と予定について質疑があり、現在は堀之内から嶺方への送水管、堀之内の倒壊家屋付近、飯田国道、蕨平配水池、大出や野平の送水管などが被災しており、必要な箇所の仮復旧は終了している。今後は本復旧に入っていくと答弁がありました。

また、水道ビジョンの策定内容とそれに伴う審議会の開催等について質疑があり、水道の将来像を決めるものであるので、経営審議会をつくり、コンサルタントの助言などを聞きながら策定したい。６月議会までに条例化をし、４回ほどの審議会を開催し、方針を定めたいと答弁がありました。

討論がなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきも

のと決定いたしました。

以上、予算特別委員会の審査報告といたします。

議長（横田孝穂君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、本件については太田伸子議員から会議規則第76条の規定により少数意見報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。第6番太田伸子議員。

第6番（太田伸子君） 白馬村議会会議規則第76条の規定により、議案第20号審査の少数意見報告書を提出いたします。

本年度の予算は、災害復旧を集中的に実施するため、一部の普通建設事業を先送りしています。このような中、共同調理場建設に当たり、設計監理委託料として2,000万円が計上されています。以前、私も共同調理場の早期建設検討について一般質問をした経緯もあり、共同調理場の建設には賛成するものであります。しかし、今回のこの設計監理委託料2,000万円を計上するに当たり、白馬村学校給食施設検討委員会は一度も開催されていません。

共同調理場の運営には、自校給食を行っている白馬南小学校の調理場も22年たっており、統合の検討、また高齢者の配食サービスや、地域校の特色をつくるためにも白馬高校も構想に入れないかなど、大切な検討事項があります。規模や場所の選択、設備機器などの検討もなく、アバウトに近隣の調理場建設費用を参考に計上することには認めることはできません。

以上のような少数意見が予算特別委員会でありましたので、ご報告いたします。

議長（横田孝穂君） 以上で少数意見の報告を終わります。

議案第20号の討論に入ります。

原案に賛成の発言を許します。第1番加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 27年度予算案について一言述べさせていただきます。

今回の予算案は、被災者が普通の生活に戻るための災害復旧事業がたくさん含まれています。また、子育て世帯から要望の強い3歳未満児保育の定員を4名拡大したことも評価できます。総合的判断として、27年度予算案に賛成です。

なお、災害に対する被害者支援策について一言述べさせていただきます。

今回の地震は、白馬の至るところでいろんな災害が発生しました。現存する支援制度や村の独自の支援策をつくり対応しました。特筆すべきは、農地の復旧工事については何の制限もつけず、国の不足分を全額村が負担することを決めました。また、国保料金や国民年金保険料や水道、下水、保育料なども除外規定を設けず、被害者の大小のみで免除や減免を実施、被災者に喜ばれています。

それに引きかえ、被害支援策でカバーできない一部損壊や軽微な被害を受けた住宅に対しての修繕経費の一部を補助する被災住宅修繕工事補助金事業だけ、税金の滞納者に法的根拠も示さず除外することは、税の負担の公平性、政策の統一性からも矛盾します。納税者に対する処分は、法律や条例により、高い延滞金、差し押さえ、公売の強制処分が行われています。補助金事業の対象から除外してもよいという規定は、日本の法律にはないと思います。被災者支援策の中に納税促進策を盛り込むことは、以上述べたように新たな矛盾をつくり出します。目には目をの政策ではなく、村長がよく述べられている被災者に寄り添った村政運営を最優先し、より多くの被災者を支援するために、補助金要綱から滞納者除外条項を削除することを求めます。

以上です。

議長（横田孝穂君） 他に討論はありませんか。

（発言する声なし）

議長（横田孝穂君） では、採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第20号 平成27年度白馬村一般会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号の討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する声なし）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第21号 平成27年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号 平成27年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第23号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第24号 平成27年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第25号 平成27年度白馬村水道事業会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

村長から専決処分報告の申し出、議案及び同意案件提出の申し出、議会改革調査特別委員長から中間報告の申し出、議会運営委員長及び総務社会委員長から発議の申し出、また各常任委員長より閉会中の所管事務調査の申し出並びに議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長において受理いたしました。

お諮りいたします。これらを会議規則第22条の規定により追加日程とし議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 異議なしと認めます。よって、これらを追加日程として議題とすることに決定いたしました。

ただいまから事務局から議事日程等資料を配付いたします。

(資 料 配 付)

議長（横田孝穂君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（横田孝穂君） 配付漏れなしと認めます。

△日程第3 報告第3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長（横田孝穂君） これより報告事項に入ります。

日程第3 報告第3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 報告第3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告につきましてご説明いたします。

損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

1枚おめくりをお願いいたします。

今回、3件についての損害賠償額の決定で、その内容でございますが、専決第2号は、平成27年1月19日の午後4時ごろ、白馬村大字北城9549番地17付近の村道0105号線におきまして、損害賠償請求者が所有し運転する乗用車が走行中、路面上の穴にタイヤを落とし、左側前後輪のタイヤ及びホイールを損傷させたものです。村は損害賠償請求者に対して、道路管理者としての過失割合を50%とした示談により、車両の修理代金2万7,110円を賠償したものです。

おめくりいただき、専決第3号は、平成27年1月30日の午後6時ごろ、白馬村大字神城27046番地付近の農道飯森神社線におきまして、損害賠償請求者が所有し運転する軽乗用車が走行中、路面上の穴にタイヤを落とし、左側前後輪のタイヤを損傷させたものであります。村は損害賠償請求者に対して、道路管理者としての過失割合を70%とした示談により、車両の修理代金1万6,324円を賠償したものであります。

専決第4号は、平成26年12月22日の午後2時ごろ、白馬村大字北城2937番地351付近の路上におきまして、社会福祉協議会の職員が運転する車両が損害賠償請求者が所有し運転する乗用車と接触し、車両を損傷させたものであります。村は損害賠償請求者に対して、職員の過失割合を30%とした示談により、車両の修理代金8万1,799円を賠償したものでございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で、日程第3 報告第3号は終了いたします。

△日程第4 議会改革調査特別委員長報告

議長（横田孝穂君） 日程第4 議会改革調査特別委員長報告に入ります。

議会改革調査特別委員長より報告を求めます。第8番太田修議会改革調査特別委員長。

議会改革調査特別委員長（太田 修君） 議会改革調査特別委員長報告をさせていただきます。

議会改革につきましては、平成18年に議会改革調査検討事項総点検報告書が作成され、それに従いまして改革を進めてまいりました。議員研修や一般質問での一問一答方式の採用などを改革しております。その後、北海道栗山町を皮切りに、全国で議会基本条例を制定する議会がふえ、白馬村議会においても前任期の議員間で検討され、骨子がまとまっております。そういった流れを受けて、議会運営委員会では、議会運営の基準や申し合わせ事項を見直すなどを行ってまいりました。また、議会全体として、過去に提出された議会改革にかかわる陳情書並びに過去の経過等を踏まえた上で、議員間での意見交換を行い、平成26年に北海道栗山町など先進地の研修視察を実施してまいりました。その結果、議会運営委員会では、議会改革に向けて特別委員会の設置が必要であると判断し、全員協議会に諮り、平成26年第3回定例会において委員発議による議会改革調査特別委員会の設置を上程し、可決したものでございます。

今回は中間報告として、今までの開催経過や今後の予定等を報告させていただきます。

9月24日に正副委員長の選出を行いまして、委員長に私、太田、そして副委員長に大谷議員が選出をされております。

また、10月23日には自己診断調査によります状況把握を行い、チェックシートでの現在の課題等の洗い出しを行っております。

また、11月20日、調査結果の報告及び今後の進め方等について行い、チェックシートの確認と今後の研さん方法等を討議いたしました。その中で、村民の意見も聞くべきであるとの意見が出され、検討課題について村民アンケートを実施することといたしました。

また、11月22日に神城断層地震の発生がありまして、一時中断をしておりましたが、今年度に入りまして1月21日、喜多方市、飯綱町、中野市議会の住民アンケート内容を参考に、検討及びアンケートの内容等の精査を行いました。先進地の事例でありますアンケートの方法や設問内容を検討し、素案について少人数でのワーキンググループを作成することといたしました。

2月20日、小委員会を開催いたしまして、アンケートの素案づくりを行っております。メンバーは、正副委員長、委員2名、それに事務局が加わりまして、5名でアンケート要旨をまとめております。素案をまとめております。

また、3月5日、アンケート素案の検討及びアンケート方法について検討を行いました。素案については、全員で検討を行いました。多くの修正意見等が出たことから、現在、修正案を作

成中でございます。

村民アンケートを検討した経過ですが、議会改革について、議会の内容だけの検証では片手落ちになる可能性が否めません。村民の声を吸い上げることが重要であると意見も出されました。今回行う予定でありますアンケートは、改革が必要と思われる部分について、平成27年度に入り、住民アンケートの実施を行うものでございます。先ほども申し上げましたが、現在のところ、アンケートの設問やアンケートの方法を検討しており、住民の中から無作為に抽せんして調査を実施したいと考えております。また、その旨を議会だよりによりまして周知して、協力を願いたいと考えております。アンケートは、多くの方の回答をできるような方法を検討しておりますので、決まりましたら議会だよりやホームページで村民の皆様にお知らせをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、以上をもちまして議会改革調査特別委員会中間報告として発表させていただきました。

議長（横田孝穂君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、報告事項は終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第5 議案第26号から日程第11 議案第32号までは、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第26号から議案第32号までを会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第26号から議案第32号までは委員会付託を省略する件は可決されました。

△日程第5 議案第26号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定について

議長（横田孝穂君） 日程第5 議案第26号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第26号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

次のとおりケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第

6 項の規定により議会の議決を求めるものです。

1、公の施設の名称、ケーブルテレビ白馬。

2、指定管理者となる団体の所在及び名称、長野県北安曇郡白馬村大字北城 5 9 4 0 番地、株式会社エーアイシーコミュニケーションズ。

3、指定の期間、平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの 5 年間でございます。

本施設の指定管理者の候補者であります株式会社エーアイシーコミュニケーションズは、平成 2 2 年 7 月に会社を設立し、同年 1 0 月からケーブルテレビ白馬の指定管理者として、この 3 月 3 1 日まで指定管理者の指定を受けてございます。今回の指定管理者の公募につきましては、2 月 1 9 日から 3 月 5 日まで行いましたが、1 者のみでありました。白馬村公の施設に係る指定管理者審査委員会では、提出された指定申請書に基づき審査を実施し、審査委員会が定めた基準数値を超えたことから、指定管理者の候補者として選定をいたしました。

以上、経過を踏まえ上程いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 2 6 号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することと賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第 2 6 号は原案のとおり可決されました。

△日程第 6 議案第 2 7 号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、白馬村山小屋等の指定管理者の指定について

議長（横田孝穂君） 日程第 6 議案第 2 7 号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、白馬村山小屋等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 議案第 2 7 号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、白馬村山小屋等の指定管理者の指定について、内容を説明いたします。

白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、白馬村山小屋等の指定管理者の指定をするため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回対象となる施設につきましては、白馬村グリーンスポーツに関連をいたしますスポーツアリーナ、それからグリーンスポーツ内の施設を含む施設。それから、2点目としましては夢白馬施設、これは道の駅、外売店、農産物加工施設ろまん市、公衆トイレが含まれております。3つ目は、白馬村山小屋、猿倉荘、白馬岳の頂上宿舎、天狗山荘、八方池山荘の4つの山小屋。白馬村野外緑地広場、これは農業体験実習館に隣接をするテニスコートでございます。

以上の施設につきまして、今回、指定管理者となる団体につきましては、白馬村大字神城21474番地の1、一般財団法人白馬村振興公社に指定管理をさせていただきたいものでございます。

指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とさせていただきます。

今回の指定の経過といたしまして、2月4日から20日までの間、公募による募集を受け付けをした結果、一般財団法人白馬村振興公社1者からの募集がございました。3月11日に白馬村公の施設に係る指定管理者審査委員会において審査をした結果、基準数値を超えましたので、この白馬村振興公社と決定をさせていただき、本日の議案として上程をさせていただきたいものでございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第27号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、白馬村山小屋等の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第28号 損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について

議長（横田孝穂君） 日程第7 議案第28号 損害賠償事件に係る損害賠償額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第28号 損害賠償事件に係る損害賠償額の決定につきましてご説

明いたします。

次のとおり損害賠償の額を決定したいので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を決定するために議会の議決を求めるものです。

平成27年1月11日の午後8時15分ごろ、白馬村消防団北部分団員が消防自動車で、どんぐり区内を警戒パトロールしていたところ、白馬村大字北城9468番地付近の村道におきまして、上り坂前方にスタックしている車両を発見したため、一時停止の上、再発進したところ、スリップして後退し、後方で待機していた損害賠償請求者が所有し運転する乗用車に衝突、さらに相手車両は後方の雪の壁に衝突し、フロントバンパー、フェンダー、リアバンパー等を損傷させたものであります。村は損害賠償請求者に対して、消防団員の過失割合を10割として、車両の修理代金179万2,774円を賠償するものです。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第28号 損害賠償事件に係る損害賠償額の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第29号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第11号）

議長（横田孝穂君） 日程第8 議案第29号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第29号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第11号）につきましてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ524万円を減額し、歳入歳出予算の総額を66億6,244万7,000円とするものであります。歳入歳出とも災害関連の事業執行に伴うものでございます。

5ページ、歳入明細をごらんください。

17 款繰入金の財政調整基金繰入金を歳出の減に伴い 524 万円を減額するものであります。
6 ページ、最終ページ、歳出明細をごらんください。

5 款農林業費、4 目農地費は、災害復旧に伴う農業集落排水事業特別会計への繰出金として 76 万円を増額するものであります。これは補助災害の補助金が本年度内の収入として計上できなくなったことから、その分につきまして一般財源に振り替えるものでございます。

なお、補助金につきましては、後年度において歳入として改めて計上することとなります。

7 款土木費、3 目公共下水道事業費は、下水道事業特別会計繰出金について 600 万円の減額です。これは災害復旧に伴う査定等により事業の精査を行ったことによる減額でございます。

説明は以上です。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 29 号 平成 26 年度白馬村一般会計補正予算（第 11 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

△日程第 9 議案第 30 号 平成 26 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

議長（横田孝穂君） 日程第 9 議案第 30 号 平成 26 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第 30 号 平成 26 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。

白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによるということで、歳入歳出予算の補正でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,547 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 9,128 万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は 1 表の歳入歳出予算補正によるものでございます。

2条の関係は、繰越明許費の関係でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を第2表繰越明許費に載せてございます。

3条地方債の補正の関係でございまして、地方債の変更は3表に載せてございます。

ご説明申し上げます。

1ページでございます。

災害復旧事業の関係でございますけれども、先ほど一般会計のほうでもご説明させていただきましたとおり、災害復旧事業に対する国庫補助負担金の関係が当初50%で予定して予算組みしてございましたが、先週、国のほうから0.906、90.6%の補助率にするという連絡がございました。それに基づきまして、国庫負担金のほう7,577万円の増額となるものでございます。それに伴いまして、一般会計の繰入金が600万円減額になります。また、それに伴いまして、村債の関係も8,320万の減額になるというものでございます。また、その他事業の関係精査いたしまして、最終的に1,547万9,000円の減でございます。

歳出の関係でございますけれども、同様に災害復旧費の関係を精査した関係で408万4,000円の減額です。また、その他国庫補助事業の精査により、最終的に1,547万9,000円の減となるものでございます。

3ページの第2表繰越明許費の関係でございますが、災害復旧費としまして、現年発生公共下水道施設災害復旧補助事業の工事請負費として1億9,600万円を繰り越し、27年度に工事施工したいものでございます。また、それに伴います単独事業ということで、下水道公社に委託いたします設計監督補助の委託業務費として702万円も同様に繰り越しさせていただきたいというものでございます。

また、それに伴いまして、4ページ、地方債の補正でございまして、最終的に6,060万円という形でお願ひするものでございます。

説明は以上です。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第30号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

△日程第 10 議案第 31 号 平成 26 年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

議長（横田孝穂君） 日程第 10 議案第 31 号 平成 26 年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第 31 号 平成 26 年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるということで、歳入歳出予算の補正でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 145 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 995 万 6,000 円とするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表に示したものでございます。

1 ページ、ごらんください。

国庫支出金の関係、国庫負担金でございますが、先ほども一般会計のところでご説明申し上げましたが、当初、今年度実施した災害復旧事業につきましては 50% の国庫補助金をいただける予定で予算組みしておりましたけれども、農政事業の本体工事が全て 27 年度に実施されるということで、国のほうでは、この予算は 27 年度に予算措置をするということになりました。それに基づきまして、国庫負担金が 50% 分の減額となつてございます。その他また精査した関係で、繰入金金を 76 万円頂戴し、最終的に 145 万円の減額とさせていただくものでございます。

続いて、歳出の関係でございますけれども、集排事業、おおむね年度が終わりまして精査した関係、それぞれ行いまして事業費確定しました。その関係含めまして、同じく 145 万円の減額という形でございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第31号 平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第32号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第6号）

議長（横田孝穂君） 日程第11 議案第32号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第32号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第6号）でございます。

平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるということで、第2条、第3条に定める収益的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

特別損失中災害復旧費3,135万円の財源に充てるための企業債を460万円といたします。

支出の関係でございます。水道事業費用といたしまして、特別損失ということで10万円を減額させていただきまして、水道事業費用の総額3億1,787万5,000円、特別損失3,765万4,000円となります。

他会計からの補助金でございますが、災害復旧事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は2,356万5,000円となるものでございます。

この起債の関係につきましては、補助対象事業費に対し、補助金と起債、もしくは一般会計分を充てて行っておったわけでございますが、厚生労働省のほうの補助金の予算措置が26年度分と27年度分に分かれて行われるということになりまして、それぞれの事業費を案分した結果、当該年度に借りることのできる起債額が10万円単位でございますので、分けた結果、総額として10万円減額になってしまうということが発生いたしました。そのため、それぞれ起債額10万円減ということで提出させていただくものでございます。

説明は以上です。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第３２号 平成２６年度白馬村水道事業会計補正予算（第６号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

これより同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第１２ 同意第１号は人事案件でありますので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決をしたいと思います。これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

同意第１号は会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託及び質疑、討論を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、同意第１号は委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

△日程第１２ 同意第１号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（横田孝穂君） 日程第１２ 同意第１号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 同意第１号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

次の者を、固定資産評価審査委員会の委員に選任をしたいので、地方税法第４２３条第３項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 北安曇郡白馬村大字北城１１０３８番地

氏 名 高 橋 賢 一

生年月日 昭和１８年１２月２３日

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

採決いたします。

同意第１号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、同意第１号は原案のとおり同意されました。

**△日程第１３ 発委第１号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例について**

議長（横田孝穂君） 続いて、発議の審議に入ります。

日程第１３ 発委第１号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第１０番太谷正治議会運営委員長。

議会運営委員長（太谷正治君） 発委第１号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３４年白馬村条例第５号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の１４０」を「１００分の１４７．５」に、「１００分の１７０」を「１００分の１６２．５」に改める。

附則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第１号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、発委第１号は原案のとおり可決されました。

△日程第１４ 発委第２号 地方自治の堅持を日本政府に求める意見書

議長（横田孝穂君） 日程第１４ 発委第２号 地方自治の堅持を日本政府に求める意見書の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第9番田中榮一総務社会委員長。

総務社会委員長（田中榮一君） 発委第2号 地方自治の堅持を日本政府に求める意見書

陳情第1号が一部採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。

意見書は、別紙のとおりであります。

内容は、沖縄県知事の求める首相及び関係省大臣との面談を速やかに実現するよう求めるものであります。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、総務大臣、財務大臣であります。

以上です。

議長（横田孝穂君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第2号 地方自治の堅持を日本政府に求める意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

△日程第15 発委第3号 国際紛争をなくするための非軍事的外交戦略を求める意見書

議長（横田孝穂君） 日程第15 発委第3号 国際紛争をなくするための非軍事的外交戦略を求める意見書の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第9番田中榮一総務社会委員長。

総務社会委員長（田中榮一君） 発委第3号 国際紛争をなくするための非軍事的外交戦略を求める意見書

陳情第2号が一部採択されたことに伴い、意見書を提出するものです。

意見書は、別紙のとおりであります。

内容は、国際紛争をなくするための非軍事的外交戦略を確立することを求めるものであります。

なお、提出先は内閣総理大臣、防衛大臣です。

以上です。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第3号 国際紛争をなくするための非軍事的外交戦略を求める意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

△日程第16 発委第4号 地域で安心して産み育てることができる体制の維持・充実を求める意見書

議長(横田孝穂君) 日程第16 発委第4号 地域で安心して産み育てることができる体制の維持・充実を求める意見書の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。田中榮一総務社会委員長。

総務社会委員長(田中榮一君) 発委第4号 地域で安心して産み育てることができる体制の維持・充実を求める意見書

市立大町総合病院では、産婦人科医不足のために4月からの分娩取り扱いがなくなることになり、地域で安心して子どもを産む体制づくりが大きな課題となっている。このような現状を鑑みて、長野県議会でも意見書を採択しており、白馬村議会としても同様に、国に対して、地域で安心して産み育てることができる体制の維持・充実を図るため、医師の地域的な偏在是正に向けた適切な配置や、産婦人科等の特定の診療科における医師確保に係る制度を構築することなどの対策を早急に講ずるよう強く要請するものです。

意見書は、別紙のとおりであります。

なお、提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

以上です。

議長(横田孝穂君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第４号 地域で安心して産み育てることができる体制の維持・充実を求める意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、発委第４号は原案のとおり可決されました。

△日程第１７ 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（横田孝穂君） 日程第１７ 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第１８ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（横田孝穂君） 日程第１８ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付いたしました議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第１９ 議員派遣について

議長（横田孝穂君） 日程第１９ 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件は資料のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。下川村長。
村長（下川正剛君） 平成27年第1回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月2日に開会して以来、本日まで19日間にわたり、平成27年度一般会計予算を初め、提出いたしました全ての案件につきまして原案どおりお認めをいただき、厚く御礼を申し上げます。

震災に伴う震災関連補正予算や国の経済対策に伴う補正予算及び新年度の予算執行に当たりましては、できる限り財政調整基金の取り崩しに頼ることなく、私自身が県や国へ出向いて、村の負担が少しでも軽減されるよう努めることや、厳しい財政状況下ではありますが、今後、地方創生への取り組みとして白馬村の総合戦略を策定し、これをどう生かしていくのか、大きなテーマと考えて取り組んでまいります。

また、本会議や常任委員会などでいただきましたご意見、ご提言につきましては、十分検討の上、できるものから村政運営に反映をさせてまいりたいと思っております。

地域経済では、この14日に北陸新幹線が金沢まで延伸し、東京から金沢まで約2時間半で行けるようになりました。これにより、観光における新たなマーケットも広がることから、このチャンスを最大限に生かすため、さらなる観光客を増加させることが可能な北陸地域、関西圏からの旅客を積極的に取り組むとともに、旅行商品化に向けた取り組みなども必要と考えております。

災害発生からこれまで、多くの見舞金や義援金をいただき、見舞金は震災対応経費に、義援金は被災者への義援金として2月末には第1次配分をいたしました。この場をおかりをいたしまして、白馬村にお寄せいただきましたご厚情を改めて敬意と感謝を申し上げますとともに、義援金につきましては、さらに半年間を延長することといたしましたので、今後も多くの皆様から義援金により被災者の生活再建への一助になればと切にお願いを申し上げますところであります。

最後に、議員の皆様におかれましては、村政の発展と震災への復旧・復興のためご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりまして御礼のご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

議長（横田孝穂君） これをもちまして、平成27年第1回白馬村議会定例会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時34分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年3月20日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員

